

平成30年11月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
《分科会(警察本部審査)》	
警務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	4
《委員会(警察本部審査)》	
警務部長総括説明	5
議案に対する質疑	7
議案に対する討論	15
決議に基づく提出資料の説明	15
陳情審査	15
議案外所管事項に対する質問	15
《分科会(出納局・各種委員会事務局審査)》	
会計管理者予算議案説明	33
監査事務局長予算議案説明	33
人事委員会事務局長予算議案説明	33
労働委員会事務局長予算議案説明	34
議会事務局長予算議案説明	34
予算議案に対する質疑	35
予算議案に対する討論	35
《委員会(出納局・各種委員会事務局審査)》	
人事委員会事務局長所管事項説明	36
労働委員会事務局長所管事項説明	36
決議に基づく提出資料の説明	36
議案外所管事項に対する質問	37

## (第2日目)

1、開催日時・場所	40
2、出席者	40
3、経過	
《分科会》	

文化観光国際部長 予算議案説明	4 0
予算議案に対する質疑	4 1
予算議案に対する討論	4 5
《委員会》	
文化観光国際部長総括説明	4 5
文化振興課長補足説明	4 9
議案に対する質疑	5 0
議案に対する討論	6 4
決議に基づく提出資料の説明	6 4
観光振興課企画監説明	6 5
陳 情 審 査	6 6
議案外所管事項に対する質問	6 6

### (第3日目)

1、開催日時・場所	9 2
2、出席者	9 2
3、経過	
《分科会・委員会》	
企画振興部長 予算議案説明	9 2
予算議案に対する質疑	9 3
予算議案に対する討論	9 3
《委員会》	
企画振興部長総括説明	9 3
政策企画課長補足説明	9 8
スポーツ振興課長補足説明	9 9
議案に対する質疑	1 0 0
議案に対する討論	1 0 1
決議に基づく提出資料の説明	1 0 1
企画振興部次長補足説明	1 0 2
新幹線・総合交通対策課企画監補足説明	1 0 4
県庁舎跡地活用室長補足説明	1 0 6
陳 情 審 査	1 0 8
議案外所管事項に対する質問	1 1 0

### (第4日目)

1、開催日時・場所	1 5 5
2、出席者	1 5 5
3、経過	
《分科会》	
危機管理監 予算議案説明	1 5 6
総務部長 予算議案説明	1 5 6
予算議案に対する質疑	1 5 7
予算議案に対する討論	1 5 7
《委員会》	
危機管理監 所管事項説明	1 5 7
総務部長 総括説明	1 5 9

人事課長補足説明	162
議案に対する質疑	163
議案に対する討論	165
決議に基づく提出資料の説明	165
陳情審査	166
議案外所管事項に対する質問	167
請願審査	180
「国に対し『消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出 を求める請願書」に係る委員間討議	
防災・減災対策の充実強化を求める意見書審査	194
被災者生活再建支援法の改正を求める意見書審査	195
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	209
4、審査結果報告書	210

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年11月27日

自 午後 1時 2分  
至 午後 1時 7分  
於 委 員 会 室 1

2、出席委員の氏名

委 員 長	大場 博文 君
副 委 員 長	吉村 庄二 君
委 員	宮内 雪夫 君
〃	小林 克敏 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	下条ふみまさ君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午後 1時 2分 開会 —

【大場委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、大久保委員、宅島委員のご二人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、平成30年11月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時 3分 休憩 —

— 午後 1時 7分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午後 1時 7分 閉会 —

# 第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月10日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時10分  
於 委員会室1

教 養 課 長 平田 泰範 君  
厚 生 課 長 内田 久子 君  
留 置 管 理 課 長 黒岩 茂久 君  
生 活 安 全 部 長 田尻 弘久 君  
生 活 安 全 企 画 課 長 北村 秀明 君  
地 域 課 次 席 調 査 官 梅野 満幸 君  
少 年 課 長 宮下 直樹 君  
生 活 環 境 課 長 山崎 博之 君  
刑 事 部 長 森田 英孝 君  
刑 事 総 務 課 長 永峯 一宏 君  
捜 査 第 一 課 長 塚本 松一 君  
捜 査 第 二 課 長 中根純一郎 君  
組 織 犯 罪 対 策 課 長 宮原 哲朗 君  
交 通 部 長 土井 隆 君  
交 通 企 画 課 長 小松 浩幸 君  
交 通 指 導 課 長 松岡 隆 君  
交 通 規 制 課 長 植木 保 君  
運 転 免 許 管 理 課 長 黒崎 誠 君  
警 備 部 長 西浦 泰治 君  
公 安 課 長 池園 直隆 君  
警 備 課 長 鷺池 満治 君  
外 事 課 長 船場 幸夫 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 吉村 庄二 君  
委 員 宮内 雪夫 君  
" 小林 克敏 君  
" 橋村松太郎 君  
" 坂本 智徳 君  
" 下条ふみまさ 君  
" 大久保潔重 君  
" 吉村 洋 君  
" 宅島 寿一 君  
" 宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長 伊藤 健一 君  
首 席 監 察 官 森崎 辰則 君  
総 務 課 長 杉町 孝 君  
広 報 相 談 課 長 犬塚 尚男 君  
会 計 課 長 井手 孝志 君  
警 務 課 長 宮崎 光法 君  
装 備 施 設 課 長 佐藤 一春 君  
監 察 課 長 山口 善之 君

会 計 管 理 者 野嶋 克哉 君  
会 計 課 長 福田 修二 君  
物 品 管 理 室 長 吉野ゆき子 君  
出 納 室 長 櫻井 毅 君

監 査 事 務 局 長 辻 亮二 君  
監 査 課 長 友田 卓志 君

人 事 委 員 会 事 務 局 長 寺田 勝嘉 君  
職 員 課 長 三田 徹 君



労働委員会事務局長(兼任) 寺田 勝嘉 君

調整審査課長 山田 健 君

-----  
議会事務局長 木下 忠 君

総務課長 高見 浩 君

議事課長 篠原みゆき 君

政務調査課長 太田 勝也 君

係分)

(2) 請 願

- ・国に対し、消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書の提出を求める請願書

(3) 陳 情

- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルート of 早期着手について）ほか

- ・平成31年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書

- ・平成30年度 長崎県の施策に関する要望・提案書

- ・陳情書（国に対して病院船を保有する意見書を提出することについて）

- ・県の施策に関する要望書

- ・要望書（道路の整備について）ほか

- ・要望書（島原半島の地域高規格道路の整備について 外）

- ・要望書 地域高規格道路「島原天草長島連絡道路」の早期事業化について 外）

- ・要望書（半島振興対策の充実について）

- ・長崎・幸町工場跡地活用事業に向けた要望事項について

- ・陳情書（国立近代医学歴史資料館の誘致の要望）

- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

- ・長崎県に対する要望書

- ・陳情書（公立小中学校におけるGHP（ガスヒートポンプ）エアコンの導入について）

## 6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第121号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

第127号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）

## 7、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議 案

第130号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第131号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第134号議案

当せん金付証券の販売について

第135号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第145号議案

長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）

第146号議案

第三期長崎県教育振興基本計画について（関

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前10時 0分 開会 —  
-----

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員

会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか5件であります。そのほか、請願1件、陳情12件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 それでは、警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案

「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳出予算は合計で、警察管理費1億6,246万9,000円の減となっております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳出予算は合計で、警察管理費1億4,691万2,000円の増となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いをいたします。

【大場分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、及び第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ

可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案についてご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、条例議案1件、事件議案1件、計画議案1件であります。

それでは、ご説明いたします。

横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ及び2ページ目をご覧ください。

第131号議案は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」でございます。

本県では、この条例により、「長崎市思案橋・銅座地区」及び「佐世保市京町・山県地区」の主要歓楽街2か所を営業延長許容地域に指定し、風俗営業の営業時間を午前1時まで、接待飲食等営業にありましては午前2時まで延長しているところではありますが、最近の風俗営業の実情等に鑑み、第3条の営業延長許容地域を追加、第12条の特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域を追加することを主な内容としております。

本改正により、県内の歓楽街における営業時間の格差の解消、時代に即したナイトタイムエコノミーへの対応、風俗環境の浄化を図ろうとするものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日とし

ております。

同じく資料の3ページ目をご覧ください。

第135号議案は、平成29年12月31日、長崎市若葉町の市道上において、浦上警察署の職員が小型警ら車を運転中、一時停止が設けられた三差路交差点を一時停止後に左折する際に、カーブミラー越しに左方から進行してくる車両を認めるも、距離が十分に離れているものと判断して左折進行したために、左方から直進してきた普通自動車と衝突しました。その後、同普通自動車がガードレール及びブロック塀に衝突したものでありまして、警察側の過失60%と認定されたことに基づき、賠償金128万2,321円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

同じく資料の4ページ目をご覧ください。

第145号議案は、「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分についてであります。

この議案は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち、「テロの未然防止に向けた各種訓練・協議会の実施回数」について、民間事業所等との協力体制の確立により、大幅に目標値を上回ることとなりましたので、実情に応じて変更を行うものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明をいたします。

同じく資料の5ページ目をご覧ください。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件の合計99万1,428円を支払うため、11月16日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、運転能力向上研修会を開催して運転技能向上を目的とした訓練等を実施しているほか、各所属の代表を警察本部に集めて部外講師による追跡時等の感情コントロールに関する研修会を実施するなどして、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、県警の基本姿勢と平成31年の運営指針について、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況について、政策評価の結果等についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載したとおりとなっております。

平成31年度の重点施策につきましては、平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。

このうち、警察本部における主要事業といたしましては、サイバー犯罪及びサイバー攻撃対策、悪質巧妙化している特殊詐欺事件対策、高

齢者の交通事故防止対策等を推進してまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これら事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

障害者雇用につきましては、障害者雇用率の不適切な取扱いによる算定誤りについて、再点検を実施した結果、警察本部における障害者雇用率は、平成29年が1.47%、平成30年が1.51%と、法定雇用率を大きく下回る結果となっております。

このような状況の中、障害者雇用の拡大を図るため、障害者関係団体や県内の福祉施設のご意見等をお聞きしながら、現在、雇用に向けた新規採用及び官公需や物販支援を含めた就労継続支援等の対応策を検討しているところであります。

障害者の採用につきましては、身体障害者をはじめ、知的障害者や精神障害者を対象とする採用試験を平成31年4月採用に向けて実施するために関係機関と調整を行っております。

今後、障害者の雇用及びその継続に着実に取り組み、法定雇用率の早期達成に努めるとともに、障害者雇用を推進してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案に対する質問をさせていただきます。

まず、第131号議案、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」についてですけれども、説明がいろいろありまして、別途の説明資料もありますが、今回で営業延長許容地域というのが拡大になったということでありまして。別途の資料には、5市6地区の歓楽街を新たに指定したということでありまして。効果も3種類ほど書いてありますが、地域活性にとっては非常に大事な観点であろうと思いますし、なお平成29年9月に、要望書が県議会から出されたということも鑑みての対応だと思っておりますが、今までの2地区で、思案橋・銅座、そして京町・山県、それに今回追加になります。これに追加した以上に長崎で今後また対応を考えられるというような地域はあるのかなのかということだけ確認させていただきます。

【山崎生活環境課長】 お答えいたします。

平成28年6月に、長崎市内の思案橋・銅座地区、それと佐世保市の京町・山県地区を2カ所指定しております。そして今回、5市6地区を追加しておりますけれども、政令の基準がございまして、この基準に今現在合う地区が、この長崎、佐世保の2地区と、今回新たに追加する地区でございまして。今後、将来的に歓楽街の情勢等も変化すると思っておりますけれども、この政令の基準に見合うような地区が発生することであれば、追加も検討したいと考えております。

【宮本委員】 今後、要件に見合うようなところがあればということでありまして。今後、町の情勢等々も時代によって変わっていくであろうと思っておりますし、今度、改正によって効果が地域の活性化に結びつくことがあるならば、要望に応

えていただきたいと思います。

その反面、犯罪の有無ももちろん強化しなければならなくなると思っておりますので、そこらあたりはしっかりと警備等、そしてまた治安に対する意識付けも県警のほうでもされていただきますように、これは要望としてお伝えしておきます。

もう1点、第145号議案であります。これは「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」ということでご説明がありまして、「テロの未然防止に向けた各種訓練・協議会の実施回数」、これが「実施率」になったということ、平成32年度、100%を目指しましょうということがあります。

横長資料の4ページに「変更理由及び設定根拠」と書いてあります。そこで、確認をしたいんですけれども、平成28年の伊勢志摩サミット開催に伴って、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業所に対する訓練等を行ったということでありまして、これに対して、最終目標を達成したと。

「今後は」と書いてありまして、「県内一円の各種関係団体及び民間事業所に対し」ということであるんですけれども、これは具体的に説明いただきたいんですけれども、今までは、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業所等に対して訓練を行った。けれども今後は、民間の事業等に対してということであるならば、範囲はかなり広くなるという意識でいいのですか。今までは、一定の化学物質を売っていたところに対する訓練をしていた、しかし、今後はそうじゃなくて、民間事業所、化学物質を売っているところではなくて、そういったところもあるんでしょうけれども、それ以外のところも、広く民間事業所に対する訓練を行うというような

イメージでいいのでしょうか、確認させてください。

【船場外事課長】 お答えいたします。

訓練の対象でございますけれども、これは国際海空港の危機管理とか、保安に携わっている機関で構成された団体、そして爆発物の原料となり得る化学物質を取り扱っている薬局とかホームセンター、またテロリストが利用する可能性のあるホテル・旅館、レンタカー業者などを対象としておりまして、この対象の種別自体は設定当時と変わっておりません。ただ、事業所数等については増減があるということでございます。

【宮本委員】 事業所数の増減ということは、今後はやっぱり増えるということですよ。それは今からになるということ。幾ら増えますよとかというその割合というのはわかるのですか。

【船場外事課長】 数についてでございますけれども、目標設定当初は、合計しまして743カ所で行ってまいりました。現在、この対象事業者等につきましては1,031カ所ということで、増加をしております。これは設定当初から対策をかなり強化しまして、取り扱っている薬品など、これを取り扱う業者の把握が進んだということで増加しております。また、こういった把握すべきところ、訓練を実施すべきところがありましたら、今後も増えていくということはあると思います。

【宮本委員】 わかりました。

そうなるならば、これは訓練を実施するというのは、具体的に、こういった訓練というのを教えていただいているのですか。

【船場外事課長】 資料に記載されているロールプレイング訓練でございますが、これは警察官が不審者役となって対象の事業所を訪問しまして、実際に従業員の方に対応していただくとい

う体験型の訓練でございます。具体的に申しますと、例えば、薬局等では、不審者があらわれてまして、爆発物の原料となる薬品を大量に購入しようとしたという想定で、従業員の方が相手の身元を確認したか、購入目的を確認したか、不審点がある場合は販売を断ったか、例えば、立ち去った場合などには、その方向等を確認したか、そして警察に通報したか、こういったことを実際にできるかどうかという訓練を行うものでございます。

【宮本委員】 わかりました。そういった訓練をされているということですね。以前、薬局にありましたものですから、そういった訓練がずっとあっていたのかなと思っております。その当時は、紙が一枚来て、こういったものを売る時には注意しましょう、ぐらいで終わっていたような気がしてですね。

これはいつからされていますか。

【船場外事課長】 お答えいたします。

訓練自体は以前から行っていたんですけれども、平成28年に伊勢志摩サミットがございまして、それに伴いまして、警察でも対策を強化いたしました。それで、改めて各警察署に対しまして、こういった訓練をもっとどんどんするよという指示を出しまして、それ以降、急激に増加したというところでございます。

【宮本委員】 わかりました。

資料に書いてありますが、ロールプレイングは大事でありますので、しっかりとそこも強化していただきたいと思っております。この変更によって、そういった形で販売業者の方々の意識付け、そしてまたテロに対する強化が一層強まることをさらに強く願っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

【大場委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【坂本(智)委員】 先ほどの宮本委員の質疑に関連をして質問させていただきたいと思います。2カ所にプラスして5市で6カ所ということでございますが、この追加の条件というものを参考までに教えていただけませんか。

【山崎生活環境課長】 選定の基準につきましては、政令の基準に基づいて、風俗営業等の密集地域、つまり歓楽街の体をなしていること、それと住居集合地域でないこと等の要件を満たす地域を指定することになります。

この風俗営業等密集地域というのは、いわゆる風俗営業の許可営業所、あるいは深夜酒類の提供飲食店の届出営業所が1平方キロメートルについて概ね300店以上の割合で設置されている地域であるというような基準があります。これが政令の基準になりますので、この1平方キロメートルにつき概ね300カ所以上の割合で設置がされている地域を今回指定しております。

なお、この基準については、密度としての割合でございますが、1平方キロメートルの4分の1となる0.25平方キロメートルの場合は、300カ所の4分の1となる75店舗が必要というような状況で、密度の基準を満たしているかどうかで判断をしております。

【坂本(智)委員】 この追加になった5市6カ所のうちの一番小さい密集地域、私は何もこういって勝たたいという気持ちは毛頭ございませんが、私は対馬の厳原なんですけど、昔は飲み屋さん、食べ物屋さんが多かったなと思うんですけど、厳原が外れたからというわけじゃございませんけれども、そこら辺を参考までに教えていただけませんか。

【山崎生活環境課長】 お答えいたします。

今回、5市6地区を追加しますけれども、この中で1平方キロメートル当たりの営業所数が一

番少ない地区というのは五島の福江地区になります。ここが406店舗になります。委員ご指摘の厳原地区につきましては、この基準を満たしていないということで今回除外をさせていただいておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

【坂本(智)委員】 十分理解をいたしております。先ほども申し上げましたように、大分少なくなりましたのでね。

ちなみに、福江が406店舗、厳原は何店舗ですか、お示してください。

【山崎生活環境課長】 厳原地区につきましては、290店舗ということになっております。

【坂本(智)委員】 ありがとうございます。

【大場委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 私からも、第131号議案の条例改正について、お尋ねをしたいと思います。ただいまもお2人の委員からお話がありましたので、大体状況はわかっているわけですが、説明の中で、接待飲食店の営業時間を延長するというようなことについては、既に2016年頃に長崎、佐世保両地区を先行してやってみたというようなことでございます。それが今回、大村市あるいは諫早市とか、その他5地区が追加をされると、そういうところの時間延長の条例改正でございます。

それで、お尋ねしたいことは、既に2年ちょっと前に長崎、佐世保が午前零時のところを2時間延長されたというようなことで、この2時間延長によって、以前と比べて何か具体的に変わったことがあっているかどうかと、こういうようなところに少々関心が及ぶわけでありまして。例えば、暴力、あるいはいろいろ事件とか、そういうような事案がいわゆるこの2時間延長において発生をしたかどうかとか、あるいは非常

によかった例、よくなかった例とか、2時間延長がどういうふうに環境に影響しているかと、こういうようなことをお尋ねしたいと思います。もちろん、時間延長されたことによってお客様が非常に楽しんでいただいていると、こういう事例も当然あるかと思えますけれども、よかったこと、よくなかったこと、特に、延長したがゆえに事件的な犯罪が起こったんだというようなことがあったかどうか、この辺のところについて、お尋ねをしたいと思います。

【山崎生活環境課長】 お答えいたします。

治安悪化のような問題等は認められておりません。ちなみに、営業延長許容地域、思案橋・銅座地区を管轄する長崎警察署の丸山交番における刑法犯認知件数は、条令改正の平成28年よりもマイナス24件の178件になっております。また、佐世保警察署京町交番における刑法犯認知件数も181件、前年比マイナス4件ということで、いずれも減少しているような状況で、治安の低下を招いているとは言えないと考えております。

なお、今回の条例改正は、風俗環境の浄化というのを目的にしております。要するに、許可をとらずに、いわゆる深夜飲食店営業を装って無許可の接待行為をしている違法風俗店をなくそうというところに大きな課題がありまして、長崎地区、佐世保地区の規制緩和をしたところ、風俗営業の許可を新たに与えられる店舗が増えている状況でございまして、私たちとしましても、風俗環境の浄化に役立っているのかなと考えているところでございます。

【小林委員】 今の答弁、よくわかりました。2時間延長することによって、いわゆる風俗環境の低下が生じるのか生じないのかと、率直に言って、それが一番大きな関心事ではないかと考

えておりました。しかし、今の担当課長のお話では、むしろ、犯罪率が低下していると。そういうような話になってまいりますと、非常に意を強くするわけでありまして。

こういういわゆる風俗営業の密集地帯の中に時間延長が許可をされるという一つの規定がありますけれども、外形から見た時に、時間の延長をすると事件を起こしやすいんじゃないかとか、起こりやすいんじゃないか、こういうふうなうがった見方をしてしまうわけです。ところが、むしろ反対に、風俗営業の違反行為が、勝手に隠れているよりは、堂々と申請をして、その許可をおろすことによって、その意識が俄然違うんだというようなことで、大変ありがたいお話をいただきました。

不景気だとかいろいろ言われておきまして、私の感覚の中においては、夜の元気、夜のにぎわいが、まさにその地区の経済のバロメーターだと、こう言っているんです。もう一回言っておきましょうか。夜のにぎわいが、その地域の経済の元気のまさにバロメーターだと。だから、夜の店が元気でやっていただかなくてはいけない。その元気が、まさにその地域の経済の活性化につながるんだというようなことで、いつも飲食員の組合に招かれてしゃべる時は、一つ覚えとしてこれを申し上げて、私のキャッチフレーズになっているわけでありまして。

夜の元気が経済の活性化につながる、ということでございますから、先ほど宮本委員等々からもありましたように、もう少し枠を広げて、どうぞよい結果につながるようお願いをいたしたいと、ここをひとつ強調しておきたいと思っております。

それから、今まで午前零時で終わっておったものが、2時間延長し、地区が広がっていくわ



けでありますから、例えば、警察の夜間の人員の配置とか、署員の体制の変化、そういうようなものは何もないのか、これも外形的であります、やはり2時間延長することによって体制の変化があるのではないかというような見方がされるわけですが、その辺のところはいかがでございますか。

【山崎生活環境課長】 お答えいたします。

体制の件でございますけれども、当然、時間延長して許可をとられる方が多くなると思いますが、一時的にだとは思いますが、風俗営業の許可の申請受理、調査等にはかなり時間を要するものかと考えております。基本的には警察署単位で受理をします、これについては警察本部の担当者を派遣する等で対応を図っていきたく思います。

なお、夜間の取り締まりについては、地域部門等とも連携をして、治安の低下を招かないように行っていきたく思いますので、委員のご理解をお願いいたします。

【小林委員】 今言っているように、2時間延長されるということの中で、予算的に果たして大丈夫なのだろうか。当然、警備とか、取り締まりというような時間が延長されるのではなからうかと私が外形的に見ているわけです。ですから、そういう意味で、今言ったように、いろいろ事件、犯罪とか、それに伴うところのマイナス要因が生じては、せっきくの条例改正が意味がないと考えておりますので、署員の方々の勤務体制に変化があるのではなからうかと。さっきもお話をしたように、この2時間延長されることが地域の元気につながっているということ、また犯罪がむしろ反対に低下しているんだと、こういうようなある意味ではよいところが大きくクローズアップされているわけでありま

すから、そういう点から考えていけば、幾らか残業代だとか、あるいは警備体制の強化、取り締まりの強化とか、その辺の予算のプラスは、ある意味では我々は、今言ったように、地域の経済の元気がその源だと、こう言っているわけだから、この辺のところの予算の幾らかのアップがあっても、これはむしろ歓迎をしなければいけないのではないかと思っているわけです。

ですから、今、単純に聞かせていただきましたが、こういう時間延長に伴うところのいわゆる勤務体制に大きな変化があっているのかと、こういうようなことをよい意味で聞いておりますので、その辺のところをもう一度、お答えがあればお願いをしたいと思っております。

【井手会計課長】 今回、第121号議案におきまして、「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分ということで、これにつきましては警察職員が夜間勤務等をした時の手当等について、これを減額するというふうな内容でございます。私どもとしましては、警察活動が円滑に行えるように財政課のほうに予算要求をし、必要な予算については十分確保いたしております。その中におきまして、今回減額をしたということにつきましては、育児休暇を取得される方が予定よりも多かったことで、その分の給与費が下がったということと、もう一つは、夜間勤務の手当を十分予算確保しておりましたが、これが見込みよりも少なくなったということでの減額でございますので、委員がご心配になっているような点につきましては、私どもとすれば、今後も財政課等、十分な説明をし、必要な予算の確保をしていきたく思っております。

【小林委員】 会計課長、今言っているような夜

間勤務に伴うところの手当というのは計上しなければいけないと、残業とかいうようなところでやっぱり出てくるんだと。ただ、想像した以上にそういう減額で済んだということは、余り問題がないものだから、気合いを入れて体制を強化しておかなければいけないというところまではいっていないというようなことで予算の減額ということになったんだというようなことでありますから、総じて言えば、この2時間延長することの条令改正が何ら問題ないというよりは、むしろ、プラス要因が多いのではないかと、私はこういうような形の中の感触を得ております。

したがって、こういう時間延長するような条例改正の中において、地域がますます元気になり、そして目的とする、人生ただ一度でありますから、歌ったり、仲間の交流を深めたりして大いにやるということ、どうぞそういう面でのバックアップをぜひよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。頑張ってくださいと思います。

【大場委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【吉村(洋)委員】 今あったところの部分ですけれども、第131号議案と第145号議案ですけれども、これは改正と設定、この根拠というところを明確にしなければいけないのだらうと思います。第131号議案については、今何件か、特に小林委員からは、私も、ナイトタイムエコノミーというのはどのような意味だろうかと思ったら、夜の元気というので、よく理解ができたんですけれども、これを改正する根拠が何だろうかと考えるわけです。これは以前は、この改正後のように営業ができていたわけですね。それが厳しくなって、許可を得なければこの時間まで営業できないんだということになって、は

たとその事業者が困ったと。そして、その許可申請をするのに費用負担がかかると。そういうもので小さい事業者は困るんだということで、いろんな要望等が出てきて、こういう形になったということですが、それをそのままこの理由に書いてあるわけです。要望書が「提出されたことを受け、風俗営業の実情等に鑑み営業延長許可地域を追加指定する」と。ここら辺をこのように書かただけでは根拠に乏しいのではないかと。説得力に欠けるということになるわけですね。全ての人が納得するということは、その文言を見て「ああ、なるほど」と思わなければならないわけで、延長するというか、これまでやっておったようにできることというのは我々も望むわけですが、できなくなったことをもう一回戻すということについては、こうこうだから、こうなるんですよということを再度、丁寧に説明をしていただければありがたいと思うわけでございまして、こうなった経緯のもう少し詳しい資料を後で出していただければと思うんですが、委員長、よろしいでしょうか。

それから、第131号議案ですが、3点、「県内の歓楽街における営業時間の格差の解消」と書いてあるわけです。格差というのがどこから出てくるか。営業延長許容地域というのが指定されるわけですが、この指定要件、ここを満たさないところということになるのでしょうか、そういう意味でも、どうして指定できないのかとか、前あったとは思いますが、再度、そういう資料を提出していただければありがたいと思います。

それから、この3点目に「風俗環境の浄化」と書いてあるんです。この「浄化」の意味がよくわからないのですが、どういうふうに浄化するのかなというところをお知らせいただければ

と思います。

まず、それだけお聞きしたいと思います。

【大場委員長】資料等については後でよろしいですか。

【吉村(洋)委員】後で。

【大場委員長】それでは、条例の中にある「浄化」ですね。

資料提出のほうは可能ですか。過去のこういうふうに見てきた経緯等々と、もう一つ、生活環境のほうで。

【山崎生活環境課長】委員ご指摘のとおり、資料については、後日、改めて提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

風俗営業の浄化の関係でございますけれども、あくまでも違法風俗店営業から、ちゃんとした許可をとらせるというような意味で、きちんとした許可行政を行いましょうというような目的で「浄化」というような言葉を使わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

【吉村(洋)委員】おおよそ見当はつくわけですが、この一文だけをぱっと見ると、「風俗環境の浄化」と大きく出ているわけですし、いわゆる事業所側が許可を得ずして営業するということを制限するというような意味での浄化ということは今説明でもよくわかったのですが、そういうふうにもう少しわかりやすく書いていただくとありがたいと。この1行だけでは、何だろうかなど。歓楽街のいわゆる雰囲気が悪くなるとか、さっきの犯罪件数とかそういうものが増えるんじゃないとか、減るのかとか、そういうところまで想像してしまうわけで、この議案の説明としては、事業者に絞ってきちっとそういう説明をしていただくということをお願いしたいと思います。

次に、第145号議案ですが、これも一緒です。

先ほど宮本委員からもありましたが、変更前は回数で言っておったわけですね。この指標のとり方というのがあるわけですが、回数で何で何回かと、こういう話になる。これを基準値（基準年）、平成26年で163回、目標値が平成32年で190回としてあったわけですね。これを割り戻すと、目標値190回がもし100%とすると、平成26年は85.7%となるわけです。これが平成26年が100とすると、平成32年は117%となるわけで、そうすると、何となくそこに数字の整合がとれないような話になるのかなと思ったりもするわけで、それで変更をしてパーセントに変えたということだろうと思うわけです。箇所数も変わるので、そこら辺をもっとわかりやすくすることだろうと思うわけですが、それについての説明、その設定根拠というところが、「今後は、県内一円の各種関係団体及び民間事業所等に対して年1回の訓練を実施し、間隙のないテロの未然防止対策を実施するものとして新たに目標値を設定する。」と。「新たに目標値を設定する」ということを書いてあるわけですから、その設定根拠というのがどういうものなのかという説明がちょっと不足しているんじゃないかと思うわけです。ここの変更後は、基準値が平成29年で89.2%、平成32年に100%にするんですよという、ここは変更前は、平成32年は一緒で、190回では100%を超えてしまう。これは事業所数が増えたから100%で済むということになるのだろうと思うんですけども、そこら辺の説明をやはりもうちょっとやってほしいと。

それから、そういう対象事業者をちゃんと把握して実施をしていくというのは非常に大事なことはわかるのですが、対象事業者というのが

幾つかの部類に分かれるんじゃないかなと思うんです。凶器に変わりやすい薬剤がたくさんあるところ、そうしたら普通の調剤薬局にどういふものがあるのかなと我々素人は思うんですが、どういふ薬品が例えば爆発物に変わり得るのかと。これが例えば、薬品の卸問屋とかになると、いろんなものももっとたくさんあるわけですね。だから、そういうものもわかりやすくして、格付じゃないですけども、厳しくやらなければいけないところ、調剤薬局でそこまでやらなければいけないのかなと思ったりもするわけですし、そこら辺の考え方も、もう少ししっかりした根拠に基づいてやっていただきたいと思うものですから、ここら辺ももう一度、そういう根拠について検討をしていただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【船場外事課長】 お答えいたします。

まず、設定の根拠でございますけれども、これまで実施回数としておりましたところを、実施率に変更しております。これにつきましては、当初、回数、基準年が163回でございましたけれども、これを年々5回ずつ増加するというところで計算しておりました。しかしながら、その後、先ほども申し上げましたけれども、伊勢志摩サミット等々で対策を強化しまして、回数が大幅に増加したということで、今回、目標の変更をするものでございます。

そして、回数から実施率に変更した理由につきましては、回数を増やすという選択肢もあったのですが、回数ばかりにとらわれてしまいますと、どうしても行きやすいところ、訓練をやりやすいところで複数回やって、小さいところで行わないと。これではいけない、テロの未然防止のためには、全ての事業所等で訓練を行っていただくということで、実施率100%、全て

の対象となる事業所で行うということで、100%を目標にさせていただきました。

もう一つ、事業所対象ごとの重点指向についてですが、ご指摘のとおり、例えば、薬局等につきましても大小さまざまあります。爆発物の原料となり得る化学物質、これは警察庁のほうで11品目指定されております。これにつきましては薬局等でそもそも店に置いてあるところ、あるいは置いてなくて、注文があれば、製造卸に注文して取り寄せるところがございます。また、販売店によっては、企業向け、取引業者には販売するけれども、個人のお客さんには売りませんよというところもありますので、こういったところを重点指向しながら、対象選定、そして実施というものも取り組んでまいりたいと思っております。ただ、やはりこういった取扱業者全てのところでやっていただくということがテロの未然防止につながるといいますので、目標設定を100%にさせていただいたところでございます。

【吉村(洋)委員】 今の説明で大体わかるのですが、そういうものをこの変更理由及び設定根拠というところに、これがペーパーで残るわけですから、ぱっと見てわかるように、そういうものを記載していただくありがたいという話です。

ここでも、伊勢志摩サミットで最終目標を達成したと書いてあるわけですが。最終目標を達成したなら、そこで100%やったのかな、その時の回数は何回だったのかなとか、いろいろ思うわけですね。そこで100%やったけれども、またそこから対象事業所数が増えてきたので100%ではなくなってきました、だからずっとそれを維持するために、ここは回数ではなくて、実施率で指標を設定していくんですよというような

ことになるわけでしょうから、そういうことをこの根拠の欄に今後は記載していただければ、もっとわかりやすいと思いますので、その点は、よろしく願いをいたしたいと思います。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第131号議案、第135号議案、及び第145号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【伊藤警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料について、ご説明をいたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、9月から10月までの実績は、資料に記載のとおり16件となっております。このうち、ICカード運転免許証作成システム借上（再リース）でございますが、この1件につきまして、随意契約

しているところでございます。

また、今回、陳情・要望で回答するものは、「身体障害者福祉の充実に関する要望書」のうち歩行者用信号機について、及び「平成31年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」のうち自動車運転免許試験の受験機会の回数増についての2件であります。

ご要望に対する回答につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象番号は、46番、65番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【宮内委員】これは若干古い話になるかもしれませんが、数年前に神奈川県で、障害者老人福祉施設が、そこに勤務をしておった職員によって多大なる損害を加えられ、国内外を震駭させるような事件が惹起したことは、ご案内のとおり

りであります。そのことによって、戦後、我が国が福祉社会というものに対する理解と協力を国民に求め、そしてまたその実施について、当該福祉担当者の前向きな姿勢はもちろんでありますけれども、それに対応して、関係諸官庁、とりわけ厚生労働省や、それからそういう事件を惹起した、危害を加えた危険な人物の存在等に対する今後の対応に対して、いかにあるべきか。なぜかならば、この種の施設は近頃増加をしてきている。と同時に並行して、これに対する良識ある理解のある皆さん方の増加ももちろんでありますけれども、反面、これをもって何らかの形で利用しようという、そういうような向きの余り芳しくない傾向のアプローチがなされる事件が北海道から沖縄まで各般にわたって広がりつつあるという事実も見逃せないわけであったわけでありまして、たまたまそういうようなことが危惧されておった時期に、あの神奈川県の大規模な殺傷事件が起きたわけでありまして。

これは本県としても、県政で言うならば久保県政から、老人福祉、障害者福祉その他について、全国的に見ても、かなりレベルアップをした方向に向けて拡大・強化をして、そして県民の安心・安寧を図って進んでいきつつあったわけでありまして、そういうタイミングの時に、あの種の事件が突如として起こった。

しかも、これが外部からの加害者じゃなくて、内部から犯人が、しかも、1人や2人の傷害やいたずらではなくて、実に凶悪な犯罪を内部の職員が行ったということで、あの当時、国内を騒がせて、重大問題として、これは厚生のみならず、警備体制という点から考えると、警備体制の中心的役割を果たしておられる刑事警察関係あるいは検察関係の皆さん方のご協力もあつ

てしかるべきではないかという声が強くなって、一時、盛り上がった時期があったと私は記憶をするわけでありまして。

その後、数年たって今日に至っておりますが、障害者施設、老人福祉施設その他は年々増えております。増えておりますがゆえに、神奈川県で起きたような事件が今後どのような行政的な話し合いと方針というものを立てておられるのか。具体的に言うと、そういう施設側と、それに対応する、それを守っていただく、警備をしていただく警備体制あるいは守備体制、そういうことなどについて、具体的にその話が進んでいるというような話を、私自身もその種の施設の経営をやっておりますから、肌でもってよくわかるわけでありまして、余りちよくちよくそういうお話し合いがあるような感じはしていないのが実感でありますけれども、これは間を置き過ぎると、忘れた頃にやってくるという嫌な言葉がありますけれども、忘れた頃にこの種の問題は出てくる可能性は全くなきにしてもあらずではないかと私は思っているわけでありまして。とりわけ被害者というのは何にもわからない知的障害者であったり、全く身動きのできないお年寄りであったり、そういうような人たちが多いわけでありまして。時が経てばこれは忘れていいというようなたぐいのものではないと思うわけでありまして、神奈川県であったことが長崎県で起きないという保証はありません。神奈川県で起きた事件が北海道で起きないという保証は私はできないと思うんですが、これは全国的な規模において、あるいは管下の警察署内において、県警内部において、あるいは九州管内のそういうような統括したところにおいて、その種の問題を取り上げて、そしてその後、何らかの変化なりなんなり、神奈川県のあ

の加害者がその後どうなって、そしてそれに対応する、あの施設がどのような動き方になっているか等々を一つの参考にして研究をされるというようなことは、皆さん方としてはやっておられるのでございましょうか。

正直言って、この種の施設を経営いたしております関係から考えますと、目下のところ、全てが当直の職員の双肩にかかっているわけです。したがって、常に一夜一夜、一晚過ぎてほっとするというような経験をずっとここ数年続けてやってきていることが現場の実態であることを皆さん方は、その後、その種の事件が次々と起きてきたわけではないですから、そこまで実感としておわかりではないかもしれませんが、その現場にいる者には、やはりいつまでもそのことが、いつ自分のところに起きるかもしれないというような危機感は常に持っているわけでありますので、よく皆さん方が警備訓練だとか、あるいはその他、その種の訓練等々をいろいろとおやりになっておられるようでありませうけれども、その中の一端に、この種のものも検討して考えてもらえるようなことは今日まで、あの事件が起きて以来、何回かあったものかどうか、県内で、そういうことが検討されたものかどうか。具体的に、どういう成果を上げられて、そしてその種の施設に通達をされるなり、あるいはバックアップをそれぞれの施設に、あるいは都道府県に連絡をされたものか。その付近について、その後、とんとそういうような話も途絶えて聞けないものですから、正直言って、現場では、宿直の職員が全て責任を背負い込んで頑張っているというのが現状であります。

あえて、およそ45年間この仕事をやっている経験から言いますと、たまには所轄の警察署なり、あるいは派出所の皆さん方との間に、そ

の後どういうことございましょうか、あるいは何か変なことはありませんでしょうかとか、そういうような情報の交換等でもやってもらえば、これはこの種の施設がどんどん、どんどん少なくなっていれば話は別ですけども、お年寄りの数はどんどん増えていくし、親が面倒を見てくれない子どもというのが年々増えている状況ですし、それから知的障害者やその他の数も増えはしても決して減りはしていない状況であるわけですから、その他の非常に重大な問題で繁忙をきわめておられる警察ご当局の現状を、私どもも全くのど素人じゃないわけですから知らないわけではありませんから、大変ご多忙ではあるのだらうと思えますけれども、欲を言えば、そういう施設の集会所が1年に数回あります。そういう時にでも、何か変わったことはございせんかとか、あるいはそれぞれの園長さんや職員の皆さん方はどういようなお考えをお持ちでしょうかとか、何かそれなりのアイデアをお年寄りを守るために、あるいは障害者を守るために、どういことを私どもはすればいいかとか。確かに駐在所の皆さん方が定期的に回っていただいていることについては感謝感激この上もないということで、みんなそれは喜んでおります。しかし、それが100%やれるところとやれないところとあるわけでありませうし、そういう点は、ひとつあの神奈川県の大事件が部内の職員が犯罪者となって起きたというような異常性もあることでもございませうので、こういことについて、ひとつ何かの折にはご検討の対象にしてもらうことも、私は、今の時代には必要なことではないか、これから先は、なおさら必要になってくるのではないか、こういふうに思っておりますので、十分厚生労働、福祉関係の所管と連携をとりながら、県警は、

刑事、少年犯罪等々を本職として持っておられるところでありますから、この付近をひとつご検討願えればありがたいと、かねがねあの事件が起きて以来ずっと思っているわけでありますが、残念ながら、さしたる厚生労働省からの動きもありませんし、その他の取締り関係のアドバイスも、また私どもがほっとするような、安心するような情報の提供も、新しいこういうアイデアはどうですかというようなこともないというのは、私どもとしては、将来に向かって非常に不安な感じがしてならないわけでありますが、大変ご多忙な、犯罪多岐にわたっている時に、いろいろとそういうような時間はとてもないと、そういうようなお答えも戻ってくるやもしれませんが、ぜひひとつ、これもあの時期、日本国中を大変震撼させた大きな事件であったことは間違いないわけですから、それを一つの警鐘として、これからもやっぱり考えてもらわなければいけない問題点であると。隠れた問題である。大きな声でこの方々が要求する人たちでないだけに、私どもはそれを代表して、そういうことをかねがね思っているわけであります。

毎日毎日、毎夜毎夜、特に風水害の時、あるいは停電、あるいは交通が途絶したりした時などには、非常にその危機感をお互い感じ合って、肩を寄せ合ってお年寄りを守り、そして障害者を守って頑張っているというのは隠れたる現状でありますので、その付近をご勘案の上、ひとつご検討を賜ればありがたいというようなことを申し上げておきたいと思っております。

これは何も要求がましいことを申し上げるわけではございません。要望をするわけですが、ご見解があれば、お伺いをしておきたい。

【大場委員長】 整理をさせていただきますが、

まず、神奈川の事件があって、あの事件が全国の警察行政に与えた影響等、どう変わったかということと、あとあの事件を受けて、本県での検討・取組状況、また要望であります、資料3ページにありますとおり、平成31年の運営指針としてあります高齢社会総合対策推進、こういったことに総合的に含まれるのだらうと思っておりますが、そういったことも含めて、答弁をいただけたらと思っております。

【北村生活安全企画課長】 平成28年7月だと承知しておりますけれども、神奈川県相模原市におきまして発生をいたしました事案を受けまして、本県におきましても、県内の障害者施設等に対しまして注意喚起をいたしております。また、防犯診断、立ち寄り警戒等を実施しておりますとともに、施設の要望等をいただきまして、不審者対応訓練等を実施したところでございます。

県警といたしましては、県の障害福祉課等の関係機関の皆さん、団体と連携をいたしまして、未然防止対策ということで、施設の方々につきましては、防犯カメラ、柵の設置でありますとか、そういった設備面での強化、それから体制面での強化等をお願いしているところでございます。

また、委員ご指摘のとおり、平成28年発生当初から比べますと、若干訓練の件数等も減ってきておりまして、少し危機意識が薄れているのかなというところも事実、感じるところでございます。県警といたしましては、高齢者施設だけではございませんで、障害者施設もございまして、児童の施設、こういったところも非常に多数ございます。また、先般、事案がございましたように、子どもの通学路対策等もやっております。そういう中で、不審者情報を早く発



信させていただいて、県民の皆様にご注意をさせていただくというところで、市町ご協力をいただきまして、防災無線の活用でありますとか、安心メール・キャッチくんの利用を拡大しまして、大きな事案に発展する前に、不審者の段階から未然防止を図っていくといったところも対策として強化をしているところでございます。

【伊藤警務部長】以前ございました神奈川の障害者施設での事件につきましては、全国的にも非常に影響が大きかったと存じております。当県におきましても、その影響に鑑み、各種訓練ですとか、それから防犯診断をさせていただいておりますし、その他、設備等の強化といったことで施策をさせていただいているところでございます。それから、一般的に不審者情報につきましては、メール配信や、また防災無線などで広く県民に周知をさせていただくという施策も行っております。

ただ、やはりいかなる時にこういった事案が起り得るとも限らないということも事実ですから、今後とも、県の障害者福祉担当課と連携を密にして、それから事業所さんと情報の交換をさせていただきながら、この種の事案の防止に努めてまいりたいと考えております。

【宮内委員】おっしゃるとおり、この種の問題は、ごく限られた人たちの問題ですから、一般論的な形で大々的に皆さん方がご意見等々をされるということには、それなりの困難性があると私は思いますけれども、そうかといって、何回も申し上げるようではございますけれども、決してお年寄りの数が少なくなっているわけではございません。お年寄りの数は年々増えて増えて増えていっているわけですから、この皆さん方を大事にするということは、10年前、30年前、50年前

と比べると、間違いにその人数も多いわけです。つまり、長生きをされるようなお年寄りの時代になってきたわけですから、それなりにやっぱり守備範囲は広げてもらっているのではないかとというふうにも思います。

同時に、この種の問題は、どっちかという一過性のものとして取りこぼされるというような感じもなきにしもあらずではないかと思えます。例えば、どのような施設も運動会をやったり、盆踊り大会をやったり、いろいろな行事をします。その時には、障害者あるいはお年寄り関係の関係者が集まれるばかりじゃなくて、いろんな人たちが好意的に参加をする場合もあると思えますけれども、しかし、私どもが感じた限りにおいては、何らかの意図を持って入ってきたのではないかなというようなケースもあります。そういう時には、平戸署の職員の皆さん方に連絡をしたり、あるいは早岐署の職員の皆さん方に通報をして、それを予防するというようなことを私どもはやっております。しかし、私どもはそういうことに比較的目が向けられるだけの余裕があるからやっているわけでありまして、今後、この種の施設を利用するお年寄りなり、障害者というのは決して減りはしない、ますますこれは増えてくる傾向にあるわけですから、やはりそこら辺についての時代によって変わってくる犯罪者の存在が、どのようなことをしでかすのか、どういう手でやってくるのか、そういうようなことのケースも何回か既に私どもも経験、体験はいたしましたけれども、私どもなりに、それは解決をさせていただいたわけでありまして、今後は、日本という国が決してこの種の施設を利用する人たちが少なくなっていくということではないわけですから、ひとつこういう人たちに対する刑事警察

としての取り組み方というか、にらみをきかせるというあり方、そういうものもあるということは、私は必要じゃないかと思います。

そういう意味も兼ねて、私のところは3施設ありますけれども、2匹ずつ大きな犬を飼って番犬を置いております。これは優秀な番犬でありますから、警察の皆さん方がいらっしゃらなくとも、この番犬で十分今のところ頑張らせてもらっておりますけれども、いかんせん、これでは太刀打ちできないような状況だってあり得ないという保証はないと私は思いますので、何かの時には、駐在さんでも結構ですし、状況を「どうですか」というぐらいのところで聞いてもらうような、あえて言うならば、アットホームなお付き合いをさせていただいて、そして内容をよく把握しておいてもらうことは、事件が起きてからばたばたするよりもプラスになるのではないかと私は思っておりますので、そういう施設を代表して、あえてお願いを申し上げておきたいと思っている次第であります。

お年寄りも、何でも信用してかかるお年寄りばかりです。それから、施設職員も、何でも信用してかかる正直者ばかりでありますから、人を疑うということはほとんどしない人たちですから、ぜひひとつこの付近を十分考慮させていただいて、若干の時間あるいは余裕があれば、ひとつそういう、年々これは増えてきている施設ですから、明日は我が身ですから、私自身もいつ入るかわからない、そういうような時代ですから。皆さん方もそうであるということを私はあえて言っているわけではありません。

【大場委員長】 宮内委員、そろそろお時間が来ておりますので、お願いいたします。

【宮内委員】 委員長からのご注意がありましたから、それを配慮して、この程度でやめておき

たいと思います。また次回、十分資料をそろえて申し上げようと思っておりますが、重ねてひとつよろしくご配慮をしていただくことを申し上げます、機会があれば、そういうことを県警の皆さん方にも十分話をして、皆さん方も十分検討して、これからやるよというような約束を頂戴しましたよというようなことを伝えれば、どれほど皆さん方が心強く思われるかしのれない、こういうふうに私は思うので、あえてこの際、そういうことを申し上げたような次第であります。今のところを十分理解して対処していただければありがたい、こういうふうに思います。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時30分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時31分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【宅島委員】 今、世間では、いろいろあおり運転等々がドライブレコーダーによって明らかになっておりまして、毎日のように全国どこかであおり運転、また飲酒運転の事故等々、報道があっているわけですがけれども、まず、長崎県において、飲酒運転の検挙件数について、お尋ねをさせていただきます。新年度か、今年に入ってからで結構ですがけれども、把握していらっしゃる数字があれば、教えていただきたいと思っております。

【松岡交通指導課長】 お答えします。

交通違反の中で最も危険な違反であり、死亡事故や重大事故につながるケースと認識しておりますことから、取り締まりの強化を図っているところですが、平成30年10月末現在で256件、前年同期比マイナス2件で、ほぼ横ばい状態で検挙をしております。引き続き、

飲酒運転の根絶に向けて、夜間検問等による交通取り締まりなどに取り組んでまいりたいと思っております。

【宅島委員】 今お答えいただいた256件というのは、平成30年の1月1日からですか、それとも4月1日からですか。

【松岡交通指導課長】 平成30年の1月からという統計になります。

【宅島委員】 わかりました。平成30年1月1日から10月末までで、県内でも256件の飲酒運転があるということでお答えいただきましたけれども、飲酒運転というのは、捕まる本人が一番悪いんでしょうけれども、そのご家族、職場とか、そのした行為によって家族が路頭に迷うような事案でありますので、何とか県としても撲滅運動を強化していかなければならないと感じますので、その強化をよろしく願いたいと思います。

それと引き続き、あおり運転についてですが、今、県警で認識されている件数とか、検挙件数を教えていただきたい。

【松岡交通指導課長】 お答えいたします。

いわゆるあおり運転につきましての統計をとり出したのが本年1月以降でございまして、県警で把握している通報があったのが、概数ではございますけれども、10月末で47件程度を把握しておりまして、その中で、車間距離に関するものが41件、全てがいわゆるあおり運転という場合にはございませんけれども、あおりということで来た分が41件ということでご理解いただければと思ひまして、全体の約9割を占めている結果でした。道路別では、一般道が37件で、いわゆる高速隊が所管します高速道路、自動車専用道路が10件で、その中で、全てがいわゆるあおり運転として検挙したわけではご

ざいせんけれども、そのうち、車間距離不保持で検挙したものが8件、前年プラス4件程度で、やや小さいんですけども、増加傾向にあるところでございます。

警察といたしましても、神奈川県内の東名高速道路でのいわゆるあおり運転等の悪質、危険な行為を原因として悲惨な交通事故も発生していますことから、一般道での取り締まりはもとより、走行速度が速くて重大事故に直結するだろうと懸念される高速道路での取り締まりの中で、特に、車間距離不保持につきまして、重点的に今現在実施しているところで、引き続き、頑張っていきたいと考えております。

【宅島委員】 わかりました。ありがとうございます。

我々もよく会合とかがあるのでタクシーに乗って帰る時が結構多いんですけども、その中で、夜の12時ぐらいが特に多いんですけども、暴走族、特にバイクが5~6台で、一昨日なんかでも、蛇行運転する集団がいたんですけども、そういった時に、本当は警察としたら現行犯逮捕というのが基本だとは思いうんですけども、今現在、タクシー等々もそうでしょうけれども、ドライブレコーダーとかがついておりますけれども、はっきりその行っている人を特定できた場合に、後々からでも現行犯じゃなくても逮捕ができるのかどうか、その辺を教えてくださいませんか。

【松岡交通指導課長】 長崎県警といたしまして、現在、明らかに暴走族として把握しているグループはございませんが、暴走部班常習者として37人、前年比プラス12人程度把握しながら、その取り締まりに努めているところであります。

委員ご指摘のとおり、現行犯逮捕が一番いいのですが、先般、新聞報道でもございましたと

おり、佐世保市内において、シーサイドフェスティバルの日に暴走行為があり、その暴走行為の中で、おっしゃられたとおり、客観的証拠を積み重ねまして、9台、13人の少年グループ、これは佐世保だけではなくて長崎市内のグループの人間もおりましたけれども、そういうふうに現行犯でできないからと諦めることなく、客観的証拠を収集しながら、強制捜査に臨んでいるところでございます。

暴走族が夜間走るとなれば、かなり市民生活にも、音がうるさくて平穏な生活ができないと思いますので、今後とも引き続き、関係機関・各課と連携しながら、この撲滅にも努めていきたいと考えております。

【宅島委員】 わかりました。

暴走族等々の危険行為は、自分たちは事故らないからいいということで、逃げ切れるとか、そういった意識を持ってやるんでしょけれども、一昨日ですけれども、我々の車、真後ろだったんですよ。タクシーの運転手さんに私が、運転手さん、車間距離をあけてくださいと逆にお願ひしたんです。蛇行運転しているのも、もし接触事故でも起こしたら大変だと思って言ったんですけれども、県警のほうも、いろんな交通管制のシステム等々も持たれていると思いますので、ぜひそういったところの通報だけでなく、映像等々で暴走族等々が認知できたら、すぐ出動をかけたり、パトカーに指令を出して、すぐ取り締まりに行っていたらいいと思います。

県民の皆さん方も年末年始でお酒を飲む機会が増えると思います。県民の幸せのためにも、飲酒運転の撲滅の強化をお願いして、終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【大場委員長】 午前中の審査はこれにてとどめ、午後1時30分より委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時39分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに、ご質問はありますか。

【宮本委員】 それでは、議案外と所管事項について、質問をいたします。

議案説明資料の8ページです。「政策評価の結果等について」という項目の中ですけれども、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の中で、「施策9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」という欄の中で確認をさせていただきたいところがあります。事業群で言いますと、「平成30年度事務事業の評価結果について」、別冊の4ページ、交通規制課になります。見直し区分「現状維持」とあるんですけれども、この現状維持という判断、これを確認いたしたいと思います。

これは交通安全施設整備事業について、信号機のエリア拡大及び更新とか、信号機の整備、バリアフリー対応の信号機であったり、そういった交通事故の抑止を図ったという欄の中で「現状維持」とあるんですが、「改善」に持っていくためには、あるいはこれは現状維持のままでもいいのかなというそもそもの疑問なんです。「平成31年度においても」と書いてあるんですけれども、「現状維持」という見直し区分の考え方について、今までどおりやれていたから、難しいかもしれませんが、これを改善するためには、どういう形で持っていけば一歩前進の状況になるのかというのを教えてください。

【植木交通規制課長】 委員の質問について、お答えいたします。

交通安全施設事業につきましては、交通管制エリアの拡大、交通管制システムの高度化及び更新、信号機等のバリアフリー化やLED化の改良、あるいは信号機・標識・標示等の新設等の主な事業を推進しているところであります。

交通安全施設は、年度によって、整備に伴う必要数や機器の老朽化に伴う更新数及び県民からの要望等にも変動がありまして、新設、更新には幾らかの増減はあるものの、事業の実施に当たりましては、基本的な考え方や方向性については変更がなく、県民の皆様の安全確保につながる事業であり、現状のペースで継続して実施していく必要があるということで、本事業を「現状維持」としております。

【宮本委員】 となると、「現状維持」ということは、県民の皆様方のご要望にお応えしつつ着実にやっていると、交通安全施設の整備については今までどおりやっていると認識でよろしいのですか。もう一回、確認させてください。

【植木交通規制課長】 もちろん拡大もありますし、更新、高度化もあるんですけれども、県民のニーズに従いまして、そのような事業を今後も推進していくということでございます。

【宮本委員】 一定の評価として見ると「改善」になるのはなかなか難しいのかなということですが、ただ、要望にお応えしながら毎年毎年、施設の整備を行っているという認識ということですね。なかなか理解しがたいところがあったものですから、確認をいたしました。

ちなみに、平成31年度は、信号機の新設は現状では、どのくらいを考えられていますでしょうか。

【植木交通規制課長】 平成31年度は、新規は6基を予定しているところでございます。

【宮本委員】 毎年の推移で上下はあるんでしょうけれども、そういう形で要望にはお応えしているという認識でしょうけれども、多いのか少ないのかということになると、要望というのはいくらもたくさんあるのでしょうかから、それにいかにお応えしていくか、そしてまた交通規制を図りながらでしょうから非常に難しいところはあるんでしょうけれども、恐らく、毎年この「現状維持」なんだろうけれども、少しでもまたご要望にお応えできるように、整備を着実に進めたいということをお願いいたします。

それともう一つ、議案説明資料（追加1）の「平成31年度の重点施策」の中でお聞きしたいのは、「サイバー犯罪及びサイバー攻撃について」というくだりがあるのですが、来年度、もうちょっといろいろ推進していくということで、「長崎県重点戦略（素案）」の警察本部の中を見ると、基本方針の1番目にサイバー犯罪対策の強化ということで掲げてあります。別途、資料もいただいたんですけれども、補足説明資料の中に「事件・事故の推移」というのがありますが、この中には、サイバー犯罪がどのくらいあるかというのは示していなかったものですから、今現在、年度で見て長崎県内で、まずはこのサイバー犯罪はどのくらいあるのか、そしてまたそれが年々どうなっているのかというものを示していただけませんか。

【山崎生活環境課長】 お答えいたします。

平成30年10月末現在ですけれども、83件、41人を検挙しております。これは前年比プラス38件、プラス15人というようなことで、増加傾向にあります。

【宮本委員】 平成30年10月末で83件、41名検挙、前年度で言うと38件プラス、15名プラスと

ということで、増えていますね。多いですね。

この数は、対象範囲はどれくらいになりますか、お聞かせください。

【山崎生活環境課長】サイバー犯罪の検挙状況というのは、基本的には、サイバー犯罪というのは3つに分類されております。1つは、電子計算機使用詐欺や電磁的記録不正作出などのコンピュータまたは電磁的記録の対象犯罪、2つ目が、インターネット等のネットワークを利用した犯罪、3つ目が、他人の識別符号、いわゆるIDとかパスワードを不正に使用してサーバーコンピュータにアクセスするなどの不正アクセス事件ということで、この3つを捉えてサイバー犯罪ということで捉えております。

【宮本委員】簡単に言うならば、1つがコンピュータ、2つがネットワークを介して、3つが不正アクセス。ちなみに、先ほど言われました83件、41名、この中で、さらに分類はされているのでしょうか。どれが一番多いとかというのはわかりますか。

【山崎生活環境課長】検挙の内訳といたしましては、コンピュータ電磁的記録対象犯罪が1件、1人、ネットワーク利用犯罪が78件の36人、不正アクセス禁止法違反が4件、4人の検挙でございます。

【宮本委員】ネットワークを介してが多いんですね。

ちなみに、これは全国と比較してみると、長崎県の状況、また長崎県に特徴的なサイバー攻撃というのはあるのかどうか、全国と比較してみると、どういう状況というのはわかりますか。

【山崎生活環境課長】全国的に見ましても、ネットワーク利用犯罪が8割から9割を占めているような状況でございます。九州管区内で検挙状況を見ましても、管区8県中、本県はちょう

ど真ん中ぐらいの検挙というような状況になっております。

【宮本委員】全国的に見てもネットワークを介した事例が多いということでありませぬ。年々増えてきている現状を見て、来年度はサイバー犯罪対策の強化を打ち出されているということです。

これに対する対策というのは非常に難しいんでしょうね。特殊な部隊をつくるという面で、ここに書いてありますサイバー犯罪対策推進事業費1,400万円の中で2行で書いてあるのですが、これは具体的に来年度、どういう取組をして、今年度と違うようなところ、また来年度、こういったところを強化するというのがあるでしょうから、教えてください。

【井手会計課長】サイバー犯罪対策につきましては、まずは非常に特殊な犯罪でありますので、捜査員においても最新の知識を得る必要があるということで、サイバー犯罪捜査員の犯罪捜査能力向上のための講習会の受講費用として335万円、それからインターネット等を利用した時のトラブルに関して、この防止を図っていただくために、県民の皆様方にそういった意識を持っていただくための広報をやっていきたいということで、この点について40万円、さらにいろんな意味で証拠を確認する、サイバー犯罪について、解析を行って、その犯罪行為の証拠を得るということで、この解析資機材の充実に向けて730万円、こういった金額を予算要求するようにしております。

【宮本委員】ありがとうございます。さまざまその対応を強化していくということでもあります。

先ほど報告ありましたが、この被害額というのがわかれば教えていただけますか。あるかないかも含めて確認をさせてください。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時43分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時44分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山崎生活環境課長】 委員ご指摘の被害額というのは、数字的には統計がとられておりません。しかし、犯罪の中には、インターネットバンキングによる不正送金事案がございます。その辺は平成30年の被害額として679万円、2件を把握しているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。インターネットバンキング被害ということの数字ですね。

これは今後も増えることが予想される犯罪なので、講習会だとか、捜査員のスキルアップという形、知識を深めるということ。

ちなみに、県警の中でサイバーに特化した課、そういったものはあるんですか。それは例えば、そこに特化したものなのか、県警全職員が講習を受けて、皆さんがそういったサイバーに対する知識を受けるものなのかどうか、そこをもう一回確認させてください。

【宮崎警務課長】 今現在、サイバーを専門とする担当課はございません。ただ、サイバーセキュリティにつきましては警務課の所管、犯罪捜査については生活環境課の所管、またサイバーテロについては公安課の所管となっております。

【宮本委員】 それぞれ分かれているという状況はありますね。特化したチームかなにかをつくるのも大事なのかなという思いがしたものですから、お聞きいたしました。

サイバーに関しましては、部署は違いますが、長崎県立大学情報セキュリティ学科というのがあります。特化したところがあるので、

そこの連携もしっかりととっていただきたいという思いはありますけれども、来年度に対して、そこの連携を強化したりというような動きとかは何か考えられていますでしょうか、お聞かせください。

【宮崎警務課長】 委員のお話に出ました県立大学でございますけれども、昨年1月に、産学官の14機関において、長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定を締結しております。その機関の1つに長崎県立大学がございます。情報セキュリティに特化した学科を開設しておりますので、その講義を警察官が受講したり、また警察職員に対して講演を実施していただいたりして、人材育成を図っているところであります。

なお、サイバー関係につきましては、来年度、サイバー犯罪対策課の設置を検討しているところであります。

【宮本委員】 わかりました。県内の大学にも特化した専門の大学があるので、連携をとっていただきながら、そこが先々には中核となって就職という、特化した人材になればと思っています。

もう一つ、長崎県重点戦略（素案）の48ページに、一番最後、行政機関やインフラ事業者等に対する情勢に応じた効果的な指導、教養を推進しますとあります。他行政機関、インフラ事業者、これはもうちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時48分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時49分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【宮崎警務課長】 先ほど説明いたしました14

機関におきまして、産学官とありますので、その関係と、またインターネット業者等々、その優秀な技術を持っているところに入っていたいて、相互協力を図っているところでもあります。

【宮本委員】 わかりました。

いずれにせよ、先ほど言いましたとおり、サイバー犯罪は増えていくことが予想されます。被害を未然に防ぐという意味でも、来年度、こういう形で強化されるということは、対策としては非常にいいことだと思っております。どのような形で推進していくかだと思っております。専門知識を持った人を入れて、より深くする、もしくは別途機関の方々に手伝ってもらおうとか、そういったものをやりながら、サイバー犯罪が増えていかないように、また被害が、今はこれで済んでいますけれども、こうむらないような施策を来年度、再度構築し、また検証していただきたいということをしっかり要望させていただきます。

【小林委員】 まず、交通機動隊が10月の最初頃に、茨城で白バイの安全運転の競技大会があったと。これで36年ぶり、4回目の第2部の優勝を果たしたと。実は、ここに新聞があるのですが、大きく載っております。皆さん、見えませんか。これは皆さん方のことです。そういうようなことで、県警36年ぶり団体優勝、全国白バイ競技大会と、こういうような形で、検挙率だとか、犯罪率が非常に少ない長崎県警において、白バイの競技大会ではあるけれども、こういうところで36年ぶりに栄冠を勝ち取ったということは、我々としても大変意を強くいたしております。関係皆さん方のご尽力に心からお礼を申し上げたいと思っておりますが、このことについて、士気旺盛にして意欲がますます高まっていくのではないかと考えております。

交通犯罪もいろいろあっているところがございますけれども、白バイの皆さん方、ある意味では身を賭して頑張っていると思っております。この優勝、この成績に対して、県警本部として、どのような受け止め方をしているか、交通部長かどなたか、自信のあるところ、これだけ頑張ったんだということ、そして機動隊の皆さん方の士気がますます上がるように、名演説をひとつお願いしたいと思います。

【土井交通部長】 委員、本当にありがとうございます。全国白バイ安全運転競技大会というのは昭和44年から開催をされておまして、白バイ乗務員の運転技能の向上と自傷事故防止の絶無を期する、そしてその士気高揚を図って、もって道路交通の安全の維持に資する目的で開催されているところであります。

今回の優勝は、昭和57年以来36年ぶりということで、4回目の優勝になりますが、過去、長崎県は2位が3回、3位が5回、6位が1回ということで、第2部では成績は優秀なほうかなと感じているところでございます。長崎県の規模、交通機動隊の体制、それと訓練環境あたりを見ますと、他県に比べれば、やや劣るのかなと思っておりますけれども、交通部、交通機動隊一致団結をいたしまして、必ずや優勝というふうな形で訓練を続けてきたところでございます。

第1期、第2期ということで、基本訓練、それと競技を想定した訓練ということで、5月から10月まで続けてまいったわけですが、指導員3名と特練員、女性を含めて6人でございますが、他の隊員のサポートも受けながら取り組んできたところでございます。

今回は、岩谷巡查部長と本山巡查長が出場し



たわけでございますけれども、岩谷巡査部長が全体では25位、本山巡査長が全体の16位と、97人の中の順番でございましたけれども、2人の総合と、チームワークで、僅差でありましたけれども優勝という栄冠に輝いたところでございます。

委員がおっしゃるように、これを県内の交通安全の一助にしながら、皆様のご協力を得ながら交通事故の抑止、死亡事故の抑止というようなところにまたつなげていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】 36年ぶりに4回目の優勝をなされたと、団体優勝というようなことで、この時期に交通部長をおやりになっているというこのめぐり合わせ、これは選んでもできないことでありまして、誰が任命されたかわからないけれども、本当にこの幸せをかみしめながら、最後は心に残る話をされましたね。今回のこの結果を県内交通の道しるべと、こういうようなことで頑張っていきたいということでございます。大変意を強くしながら、やっぱり意気が高まっていかなくはいかんわけですよ。何でもそうだけれども、交通部のみならず、皆様方の役割、任務というのは本当に体を張っているわけでありまして。自衛隊の方も命を賭している、また警察官の皆様方も命を賭して頑張っているわけでありまして。だからこそ、長崎県は枕を高くして我々がゆっくり休むことができると、こういうことになっております。

これからもますます頑張ってくださいまして、特に、これから歳末、新年、いろいろと大変でございますが、ひとつ健康にご留意をいただいで、よろしく願いをいたしたいと思っているわけでありまして。

さて、先ほど宮本委員から、サイバー犯罪に

対するところの取組について、非常に詳しくいろいろお話がありまして、大体がその内容で全部尽くしているのではないかというような感じがいたしますけれども、私も皆さん方の取組について、激励を込めながら、少し質問をいたしたいと思っているわけでありまして。

まず、サイバー犯罪というのが非常に増えているということ、そして今、新聞を見てみますと、県警は、まさにあの手この手でサイバー犯罪に対していろんな取組をなされているということ、我々は新聞でしかわからなかったけれども、サイバー犯罪の防止にいろんな形の中で皆さん方がご尽力をいただいているということ、先ほどの警務課長のご答弁も含めて、いろいろと今、質疑の中で明らかになったところであります。

ただ、ご存じのことと思いますが、内閣府の調査によって、治安として一番心配なところはどこかというような形の中でお話をいたしますと、治安で不安を感じるというところがネット空間が第1位になっております。さらに、これに加えて、警察の皆様方に一番犯罪で力を入れていただきたいところは何かと、こういう内閣府のアンケートの問いに対して、いわゆるネットを利用した犯罪、これが警察に最も力を入れていただきたいんだという、これも断トツトツプになっていると、こういう報道がなされているわけでありまして。

したがいまして、社会情勢がネットの時代になってきたと。インターネットとかスマホとか、小さい子どもたちから大の大人まで、年齢にかかわらずインターネット、スマホが氾濫しているという状況であります。いつ被害者になったり、いつ加害者になったり、こういうようなこともわからないと言われているぐらい、こう

いう情報が実に氾濫をいたしているわけであり  
ます。

そこで、長崎県警本部としての取組でありま  
すけれども、今、答弁でも出てまいりました。  
県警の取組方というのは、部署の垣根を乗り越  
えて、インターネット、スマホとか、こういう  
IT関係が得意な方々をピックアップして、そ  
ういう方々に犯罪防止のための特別な訓練をな  
されているかのような情報を伺っているわけ  
でございますが、この辺の内容について質疑をし  
たいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと  
思います。

【宮崎警務課長】 県警察では、サイバー空間の  
脅威に対する対処能力向上やサイバー空間の脅  
威への対処に係る組織基盤の強化を図るために、  
組織内に委員会やワーキンググループをつくっ  
ております。事業対処能力強化のため、捜査員  
に対する教養の実施やサイバー犯罪捜査検定な  
どを実施しております。

教養につきましては、県の警察学校に招致し  
ての専科教養や各警察署を巡回しての教養等を、  
特に捜査に従事する警察官を対象に行っており  
ます。

また、各部横断的になっておりますので、サ  
イバー犯罪対策、サイバー攻撃対策、組織基盤  
強化対策、情報セキュリティー対策、各ワーキ  
ンググループを4つつくりまして、それぞれに  
関係課が所属しまして、相互連携を図っている  
ところであります。

【小林委員】 ワーキンググループを4つつく  
って、それぞれのサイバーの犯罪等々について  
の対策を講じていると。それは言うように、垣  
根を越えての非常に知識の豊富な人、詳しい方、  
そういう方々をピックアップしてやっている  
ところにこの特徴があるのではないかと思います。

強いて一般的なことで言わせていただくと、  
役所という組織は、どちらかという縦割り、  
横割りのいろんな組織の中で動いているわけ  
ありまして、その専門の役所ではない、それぞ  
れの関係の方々、しかも、県内全地区に23の  
署があるかと思えますけれども、そこから優秀  
な皆さん方を集めて、実践的な訓練、研修をや  
るということ、これはなかなか県警としても大  
変な取組の意欲的なその姿を私どもは感じ取る  
ことができます。

今、話があったとおりのこと、これからは本  
当にサイバー犯罪というものをどうしてもきち  
んと断ち切っていかなければいけないと。先ほ  
どもありましたように、どういう内容が多いの  
かと。これはネットワークの利用犯罪というよ  
うな事の中で、その内訳が、詐欺、児童売春、  
児童ポルノ、はたまた恐喝であつてみたりとか、  
サイバー犯罪の中において、3つの種類の中  
における一番多いのがネットワーク利用犯罪だと  
承っているわけでありまして、そういうところ  
の取組を県警が、何度も言う、枠を超えて、垣  
根を越えて取り組んでいただいているというこ  
とに対して、ある意味で敬意を表しながら、今  
後ともよろしくお願ひしたいと思っているわけ  
であります。

それから、もう一つは、これは新聞記事を見  
て驚きました。何と、高校生に講師になってい  
ただいて、小学生、中学生を対象に、高校生と  
いう目線から中学生あるいは小学生等に犯罪防  
止の講演をやっていただいている。しかも、話  
し方教室じゃないけれども、どうやって情報を  
きちんと伝達するかというような勉強もさせて  
もらっていると。こういう取組については、率  
直に、驚いたところであります。これはなか  
な全国でも、そんなようなやり方をやっている

ところは少ないのではないかというような感じがします。そして、県立の3つの高校それから佐世保高専、この中で、サイバーセキュリティボランティアというようなことで79名を委嘱されているという、この辺の取組についても、これは怒らないでくださいよ、どっちかというところでもないかと思っておったんだけど、何か先手先手で、今回は、枠を乗り越えること、100名の皆様方が特別な訓練を受けておられるということも今までなかったことではないかと。高校生を79名も委嘱させながら、そして小学生、中学生に学校を回りながら、きちんとした講演をされていると。ここも正直に言って驚きです。皆さん方の変化に対応できる姿勢を非常にうれしく思っているわけではありますが、この県立の3つの高校それから佐世保高専の79名の委嘱については、サイバーセキュリティボランティアと、こういう名前も付けていただき委嘱されると、こここのところのピックアップの79名、これはどういう形の中で79名の委嘱ができていたのか、参考までに教えてもらえればありがたいと思います。

【宮崎警務課長】 委員のご説明のあったサイバーセキュリティボランティアにつきましては、今お話にありましたとおり、県内の4つの高校等を指定いたしまして、そこの情報技術を学んでいる生徒の中で、本事業に自主的に参加したいという希望者を受けまして、その生徒に対して委嘱を行っている次第であります。

【小林委員】 手を挙げさせて、こういうところに非常に熱心にやろうとする意欲のある者、こういう人が79名応募されたということで、それをサイバーセキュリティボランティアという形の中で位置付けて任命をし、そしてさっきも

言いましたが、情報モラルの伝え方を専門家に学ばせ、講義に臨んでいると。専門家に高校生の方々を、要するに、情報モラルの伝え方、こんなようなことまで実はやっていたというわけです。これは将来的に考えてまいりますと、この79名が県警の皆さん方から委嘱を受けて、将来、こういうような講師、講演をするという形で、長崎県のサイバー犯罪に対処するところの第一人者として、恐らく、多岐の分野にわたって活躍をされていくのではないかと、こういう感じがいたしております。

これは本年度、幾つかの学校をやってこられて、さらに学校でこういう学生の79名の方々を使っていろいろと防止対策を訴えられる、いかに大変なことで、危険であるかと、こんなようなことをきちんとお伝えになると思いますが、どれくらいの学校でこれからやっているとされているのか、そして学校でおやりになって、小中学校の生徒の皆さん方のいわゆる受け止め方、どういうふうになっているか、この辺のところも承ることができればと思いますので、ご質問をいたします。

【宮崎警務課長】 先ほどお伝えしました4校の活動状況でありますけれども、現在終わっているのが5校であります。佐世保高専が3校に、また諫早商業高校が2校に実施しております。佐世保高専につきましては、長崎市内、波佐見町内、佐世保市内の各中学校、また諫早商業高校にありましては、諫早市内の小学校2校で実施しております。現在5校しておりますけれども、今月には、諫早商業高校による諫早市内の小学校、来年1月初めには、高専による大村市内の中学校に対する教養が予定されております。そのほかにも、松浦高校、佐世保商業高校も数校予定しておりますので、今年度中には十数校

に対する教養実践が行われる予定であります。

また、これを受講いたしました子どもたちにとっては、やはり目線が近いお兄ちゃん、お姉ちゃんの立場からされるということで、非常に関心も高く、わかりやすいという評価を得ております。

【小林委員】警務課長、今おっしゃったように、小学校や中学校の子どもたちに、同じ目線で高校生と。本当に近く感じると思うんです。そういう高校生が小学生、中学生の生徒諸君にこの必要性、この重大性を訴えていくと。非常にいい成果が出ているということで、これは褒め過ぎるんじゃないかと、本当にいいことをおやりになっていると、改めてこの取組の素早さ、枠を超えているとか、いろんな意味で今回の手さばきのよさを大変うれしく、力強く感じております。今後とも、ぜひこのことを引き続きお願いしたいと思います。

さらに、産学官という、この辺も一つの新しい取組をやっている。企業の方々、あるいは大学、こういう産学官で14機関と協定を結びながら、これも全体的にサイバー犯罪を防止すると、こういう取組もあっているわけです。私は手際のよさを改めてこの点も感じるわけでありまして。企業の方々、あるいは大学と提携をすると、こういうところからも今後成果を高めていきたいということでもあります。

したがって、先ほどから、犯罪の件数が上がってきている、あるいは人数も上がってきていると、こういう状況の中で、摘発と検挙というような言葉があるんだけど、今、新聞等の内容は、摘発というような形でなされております。摘発と検挙は違うんだらうと思っております。摘発と検挙は違うんだらうと思っております。摘発というのは先んじて未然防止も入っているのか、検挙とどう違うのか、

同じなのか、その辺のところはいかがですか。

【山崎生活環境課長】基本的には、摘発も検挙も同じ解釈でございます。

【小林委員】非常にわかりやすくお答えをいただきました。聞くほうが非常に恥ずかしい思いをしております。摘発、検挙は同じことだと、ここも勉強しながらこれからやっていきたいと思っております。

いずれにしても、サイバー犯罪に対する長崎県警の取組に対して、改めて敬意を表したいと思います。摘発をするのみならず、未然にいかにして防止をしていただくかと、これもとても大事ではないかと考えておりますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

このような形の中で、本当に住みよい、暮らしやすい、犯罪の少ない長崎県にさせていただくことを重ねてお願いして、終わりたいと思っております。ありがとうございました。

【大久保委員】私は、運転免許の関係で質問をしたいと思っております。今議会でも、外国人に関する質問が本会議でも大分出ました。先般、入管難民法ということで改正案が国会を通りましたので、今後ますます県内の外国人は増えるでしょうし、それから外国人ドライバーも増えてくると思っておりますけれども、今現在、県内で、外国の運転免許証を持っている、あるいは外国人で運転をしている人の数というのは大体把握できていますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【黒崎運転免許管理課長】お答えいたします。

外国免許から日本の免許に切り替えた、これを申請した外国人の数という形で回答したいと思います。これについて2カ年間調査しましたところ、平成29年中については、30カ国、29言語で、208人でございます。それと、平成30年11月末現在で、これも同じく30カ国、27言語、

209人でございます。

【大久保委員】 ありがとうございます。2年間のデータということで、ほぼ国も、言語も、人数も横ばいではありますが、今後恐らく、増えることが予測をされると思います。

それから、30カ国、27、29言語といたら、かなり国もさまざまです、そこらあたりのさまざまな国々の方が外国の免許を持っていて、日本の免許に切り替えということで申請をされるわけでありまして、その中で、もちろんこれは日本の制度で切り替えを許可するのかわからないかということになってくると思いますけれども、申請の数がこれで、許可というか、その数もわかりますか。

【黒崎運転免許管理課長】 先ほどの数字につきましては、この数で許可をしたという数になります。

【大久保委員】 そうしたら、手続をされた方はもっと多いということですか。ほぼ申請をすると許可が出るということでしょうか。それから、その制度も含めて、簡単にご説明していただきたいと思います。

【大場委員長】 整理をお願いします。

【黒崎運転免許管理課長】 申請者と許可を与えた人につきましては、ほぼ同じ数字でございます。許可ができなかった人がめったにいなかったということで、ほぼ同じという形でしかお答えできないような状況でございます。

この申請につきましては、通訳を同伴しての申請という形を義務付けております。これにつきましては長崎県だけではなくて、九州管内全県、それと大規模県の警視庁、神奈川、愛知、大阪、広島、調査いたしましたところ全てにおいて、通訳の同伴を義務付けているところがございます。この理由につきましては、まず外国

の免許を持っていることが最前提になるわけですけれども、適正な取得手続により取得した免許証であるかというところの調査ですとか、経歴、そのほか日本の運転免許の制度について説明をして、それが理解を得られるかどうか、そういうふうな観点について調査、審査をした結果、適正であると認めた人について交付している状況でございます。

【大久保委員】 日本の免許に切り替える際のいろんな制度の中で、もちろん適正に審査をされるべきとは思いますが。

そういう中で、30カ国とありますけれども、大体どの国が多いのか、教えていただきたいと思えます。

【黒崎運転免許管理課長】 発注の多い国でいきますと、平成29年、平成30年11月末現在ともに、一番多い順から3カ国しますと一緒でございます。一番多いのが韓国、これは平成29年中で28.8%の60人、2番目が中国、20.2%、42人、3番目にアメリカ、17.8%、これは37人。あと平成30年11月末でいきますと、韓国、中国、アメリカの順は変わらずでございますが、パーセントでいきますと、韓国語で言うと67人の32%、中国語でいきますと、先ほど申し上げ損ねましたが、広東語、北京語合わせての中国でございます、これが37人の18%、アメリカが31人の14.8%、以上の状況でございます。

【大久保委員】 大体この3カ国が多いということでありまして、基本的には通訳を付けてということでありまして、大村の運転免許試験場に、職員に英語とか中国語、韓国語ができるスタッフというのは配置をされているのでしょうか。

【黒崎運転免許管理課長】 職員の配置につきましては、現在、英語については、ほとんど通訳

なしでもできるようなスキルを持った職員が常駐しているのですが、韓国語、中国語については配置をしております。

【大久保委員】時代が、だんだんと外国人が増えてくるのが想定されますので、恐らく、運転免許についても、この3カ国ぐらいは言葉をしゃべれるスタッフが試験場にいてもいいのかなという気がいたします。

実は、私のところに寄せられた声は、ALTという語学補助教員というのは文部科学省の国の派遣で県内に来られているわけです。都市部に赴任をされているのであれば、そうは不自由しないんでしょうけれども、郡部のほうに赴任をされていますと、例えば、アメリカ人のALTの方が西海市に来られたと。そうすると、どうしても西海市だと、やっぱり車を使わないと活動ができないんです。そういった時に、免許を切り替える時に、試験が筆記も面接も平日です。そうすると、ほぼ丸一日有給をとって受けに行くと。そして、その際に通訳の同行となれば、同僚の英語の教員がいれば、その方も有給をとって一緒に行くという感じで、大村での対応にすごく不満を覚えて、私のところにそういう声があったものですから、きめ細やかなサービスといいますか、そういったところにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今お聞きしただけでも30カ国ですから、さまざまな人が、さまざまな事情で我が県内に来られるわけでありまして、そういう中で、もちろん車の運転をするからには、適正な審査をしなければいけないと思うんですけれども、多くの方々が、多くの事情を抱えて免許を取得して、そして働いていくわけですから、そういったところでぜひ県警としても細やかな対応をしていただきたいと思いますけれども、いかがでござ

いでしょうか。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘のように、きめ細やかな免許行政ということで確保しなければということでは努めているわけですが、どうしてもやはり通訳を常駐させるとなると、職員のスキルを高めるところ以前に、通訳のプロを雇ったりすれば、予算的な関係も発生してきますものですから、その辺の関係も見ながら考えていかなければいけないと考えているところでございます。

【大久保委員】ぼちぼちで構いませんけれども、恐らく、時代の流れとともに、そのような状況というのが増えてくると思うんです。ですから、もちろんプロを雇えばいいんでしょうけれども、県警の中で、それぞれの職員が多言語に適應できるようなスキルアップをぜひ図っていただいて、そういう方もひとしく我が県に来て貢献をしていくわけですから、そういったところで現場で不平不満が出ないように、しっかりときめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時24分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時25分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

しばらく休憩し、14時40分から再開いたします。

-----  
— 午後 2時26分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時40分 再開 —  
-----

【大場委員長】 分科会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】 出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）一般管理費1,566万8,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）一般管理費119万7,000円の増を計上しておりますが、これは、職員の給

与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】 次に、監査事務局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【辻監査事務局長】 監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費1,118万7,000円の増などを計上いたしておりますが、これは、給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費56万1,000円の増などを計上いたしておりますが、これは、給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】 次に、人事委員会事務局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】 人事委員会事務局

関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、まず第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）事務局費12万円の減を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費43万6,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の4ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、まず第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、（目）事務局費18万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分につ

いてご説明いたします。

歳出予算で、（目）事務局費19万9,000円の増を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、議会事務局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【木下議会事務局長】同じく分科会資料の5ページをお開きください。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）議会費462万3,000円の減、（目）事務局費64万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは、議員報酬及び職員の給与について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、（目）議会費268万8,000円の増、（目）事務局費96万8,000円の増を計上いたしておりますが、これは、議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を



終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【下条委員】私の見方をするために教えてください。

3ページの人事委員会、それから今、最後の説明があった議会事務局もそうですが、代表して人事委員会のほうをお尋ねすれば、同じものですから、見方がわかってくると思いますので、人事委員会事務局のほうにお尋ねしておきたいのですが、第121号議案では12万円の減ですよね。同じ目の第127号議案、別議案で43万6,000円の増となっておりますが、やっぱりこういうふうに両方しないとだめなんですか。全部が給与改定のところの支出関係ですけれども、一方で減をして、一方で増をするという、条例的にやっていかなければいけないと思うんですが、そこは説明をいただければ、議会事務局も当てはまることで、教えてください。

【三田職員課長】予算を2種類出してご審議いただいているということでございますけれども、最初のほうの議案につきましては、当初予算で組んでおりました人件費について、これまでの実績等々を踏まえまして、現段階での補正を組んで過不足を調整するというところでございまして、2つ目の議案につきましては、人事委員会勧告、報告に基づきまして、民間給与の実態も調査した上で、公民較差、民間給与との差が出てきたということでございまして、今回、その分を増額というような格好での補正ということでございます。

【下条委員】わかりました。

そうしたら、第121号議案で上がっている過不足の分は、もう一回補正が最終的にはかかると思っているのですか。ずっとできる限り金額を少なく、わかった時点で増とか減とかやりながら、3月が終了したところで、もう一度上げていくということになるのですか。

【三田職員課長】今回の補正は現段階ということでございますけれども、これが年度末になりますと、最終的に人件費が固まってくるので、最終的には、専決というような格好での補正にお願いするというような格好でございます。

【大場分科会長】ほかに質疑はありませんか。しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時50分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時53分 再開 —  
-----

【大場分科会長】委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分、及び第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。

今回ご報告いたしますのは、平成30年度長崎県職員採用試験について、職員の給与等に関する報告及び勧告についてであります。

総務委員会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局1ページと同資料追加1の1ページをあわせてお開きください。

まず、平成30年度長崎県職員採用試験についてであります。「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の各試験を実施し、最終合格者を発表いたしました。

また、身体障害者を対象とした採用選考試験を実施し、最終合格者を発表しました。

受験者数、合格者数及び競争倍率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

さらに、警察官Ⅲ類（男性・女性）の各試験の実施状況及び合格者発表予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

なお、任命権者における障害者雇用率の不適切な取扱いによる算定誤りを受け、平成31年4月採用に向けた障害者を対象とした追加の選考試験を実施することといたしております。実施に際しましては、受験資格をこれまでの身体障害者に加え、新たに知的障害者や精神障害者を対象とするとともに、年齢制限を引き上げるなどの見直しを行い、第1次試験を1月下旬に、

第2次試験を2月中旬に行う予定としております。

次に、職員の給与等に関する報告及び勧告についてであります。本委員会は、去る10月5日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

【大場委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをお開きください。

（調整事件について）

前回説明以降、新たに申請された事件はなく、この間、取り扱いました事件1件が打切りにより終結しており、現在調整中の事件はありません。

（審査事件について）

前回説明以降、新たに申し立てられた事件は1件であり、現在審査中の事件は4件であります。

（個別的労使紛争について）

前回説明以降、新たに申し出があった事件は1件であり、現在調整中の事件は1件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【大場委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【福田会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年9月から10月の実績は、記載のとおり8件となっております。

なお、入札結果につきましては、3ページから10ページに記載のとおりでございます。

次に、資料の11ページをお開きください。

決議・意見書に対する処理状況につきまして、入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議に対しての県の対応状況をご報告いたします。

「公用車の燃料調達に係る契約方法の見直し」については、去る11月2日に開催いたしました第2回随意契約適正化推進協議会において、契約方法の見直し基準及び当該基準に基づき契約方法の見直しを行っていくことが承認されました。

当該基準では、石油協同組合との一者随意契約に見直した場合に、経済合理性に反しないこと（適正な価格で契約できる）、公正性に反しないこと（入札参加機会を失うなど不利益を被る者がいない）などの要件を満たすこととしており、今後、公用車の燃料を調達している各所属において、平成31年度契約分から当該基準に基づき、長崎県石油協同組合との一者随意契約を含めた契約方法の見直しを行ってまいります。

【大場委員長】次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】次に、所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【下条委員】 それでは、所管事項の説明の文書

がございました中で、最初に出された資料の1ページ目ですけれども、人事委員会から、平成30年度の職員試験についての文書報告がございました。この中で、障害者が、いわゆる通常の試験者に比べると、他の高校卒業、短大程度が9倍、8倍とかいうものに対して2.2倍ということで、5名が合格をされて、採用されていくと思うんですが、追加資料で出された分の中に、障害者雇用の不適切な取扱いによるということでの4月に向けたものが1月下旬に、そして2次試験を2月中に行って採用していきたいということですが、最初に出された資料の1ページ目は通常の定期的な採用だと理解をして、5名が合格されていると思うんですが、そうしますと、指摘等があって、障害者の雇用が拡大をし、なおかつ、これを是正するために追加までされているわけですが、この追加の分で発表できるとすれば何名ぐらいで、そして雇用者の雇用率がどのぐらいの充足になるのか、あるいは何名ということが言えないということであれば、充足率はどうですかというぐらいはお尋ねできるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【三田職員課長】 障害者採用、追加の分でのお尋ねでございます。今回追加します障害者採用試験の採用予定につきましては、知事部局で約5名、教育委員会で教育事務ということで約2名、それから警察事務で1名、合計で8名ほどの採用になります。それで、今年度実施いたしました身体障害者採用試験で4名合格をいたしております。ただ、その中に重度の身体障害者の方もおりまして、重度の方については1名につき2人分というような格好でカウントをするようなルールになっておりまして、結局、4名合格で6名分の採用というような格好になって

おります。したがって、今度の追加試験での採用予定数約8名を見込みますと、知事部局を例にとりますと、現在、法定雇用率達成まで27名ほど不足するというような格好になっておりますが、前回の実施分と今回の追加分を含めまして、不足分の27名のうち、約半分程度はそれで充足できるのではないかと考えております。なお不足する分につきましては、これは任命権者、人事課からお聞きした話でございますが、非常勤職員の採用等々で法定雇用率を充足させていくと伺っております。

【下条委員】そういう形で正規じゃなくて採用をされていて充足率を満たしていきたいということですが、そうしたら、これまでのこれだけ大きな幅があったものが、平成31年中には、ほぼ充足していくのかなという感じに受け取ってもらっていいということですか。

【三田職員課長】各任命権者、知事部局それから教育委員会、警察本部でございますけれども、知事部局では平成31年度中に達成見込み、それから教育委員会のほうは不足数が88名ということで若干多いんですけども、これは教員のほうがございますので、お聞きしたところによると、平成32年度までには達成と、それから警察本部も平成31年度に達成というふうな格好でお伺いしております。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】労働委員会事務局にお尋ねしますが、審査事件、ここにあるとお報告があったんですね。前回以降、不当労働行為は1件であり、現在審査中が4件、こういう話になっていますけれども、私は前の委員会で、直前かもっと前か忘れましたが、審査の時間、日数、ここら辺について、中身によっては、もちろん緊急を要するものがあるわけで、緊急を

要するものについては、それなりにやっておられると思いますが、そこら辺も、私がこの間も申し上げました審査の期間の短縮という問題について、どういうふうに努力をされているのか、あるいは状況がどうなっているのか、お知らせを願いたい。

【山田調整審査課長】審査事件の審査期間のご質問でございます。前回、私が答弁をさせていただきましたのは、過去5年間、審査事件をとってみますと、事件が長いということと言われておりまして、平均の処理日数が440日程度かかるというご報告をいたしまして、実は、私も、目標として、目安でございますけれども、365日、1年以内での解決を目指すということで掲げているので、その旨努力したいということでご答弁をさしあげたところでございます。今回、4件残っております、確かに審査の年限を申しますと、2件が申し立てから2年ほど経過をしておりますし、あと1つが1年を過ぎている、もう1件は、今年出てきたものでございますので、まだ3月程度ということでございまして、2件に関しては、私どもの目標、目安にしておりますところから長引いております、2年程度かかっているという状況でございます。

【吉村(庄)副委員長】これは両面があるわけで、もちろん事務局もですが、労働委員会としては、問題の整理あるいは処理にできるだけ日数を要しないということで努力をしておられるというのは、当然、実態をお聞きしなくてもわかるんですけども、そういうところについて、中身がいろいろありますから一概には言えないと思いますけれども、私は、努力をしていただかないと、審査をやってもらっている、私から言うと、特に労働者側は、非常に厳しい状況に置かれているものもあるのではないかと思いますか

ら、それはもちろん労働者側から言っても相手側があるし、相手も相手でいろいろご都合もあられると思いますから、思っているとおりにはいかないと思いますけれども、さらに努力をしていただきたいことを私は強く要望いたしておきます。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 3時 8分 休憩 —

---

— 午後 3時 9分 再開 —

---

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、これもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

— 午後 3時10分 散会 —

---

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月11日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時57分  
於 委員会室 1

物産ブランド推進課長 宮本 智美 君  
国際課長 佐々野一義 君  
国際課企画監 小川 昭博 君  
(アジア・国際戦略担当)

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 吉村 庄二 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 橋村松太郎 君  
" 坂本 智徳 君  
" 下条ふみまさ 君  
" 大久保潔重 君  
" 吉村 洋 君  
" 宅島 寿一 君  
" 宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

委 員 宮内 雪夫 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 中崎 謙司 君  
文化観光国際部政策監 田代 秀則 君  
(国際戦略担当)  
文化観光国際部次長 岩田 正嗣 君  
文化振興課長 本多 敏博 君  
世界遺産課長 村田 利博 君  
観光振興課長 佐古 竜二 君  
観光振興課企画監 松田 武文 君  
(観光基本計画・  
県観光施設担当)  
国際観光振興室長 土井口章博 君  
(参事監)

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場分委員長】 おはようございます。

【大場分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、宮内委員より、本日欠席の届けがあっております。

小林委員より、遅れる旨の連絡がきておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、予算関係の議案説明資料をお手元によりしく願います。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

歳出予算の内訳につきましては、記載のとおりであり、合計3,199万8,000円の増であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

企画費のうち、香港路線の新規就航を支援し、国際定期航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、国際定期航空路線維持拡大事業2,600万円を計上いたしております。

残りの歳出予算の増減については、文化観光国際部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算の内訳は、記載のとおりであり、合計347万2,000円の増であります。これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、国際観光振興室長より、補足説明をお願いいたします。

【土井口国際観光振興室長】おはようございます。

それでは、私の方から平成30年度11月補正予算として上程させていただきました航空対策費について、ご説明をいたします。

資料は、「予算決算委員会総務分科会補足説明資料」の2ページをご覧ください。

本事業につきましては、香港にございます格安航空会社、LCCの香港エクスプレス社により、来年1月19日、土曜日、から、香港－長崎を結ぶ国際航空定期路線が運航されることに伴い、主に着陸料等の運航支援に要する経費といたしまして、予算額2,600万円を計上いたしております。

当該路線では、使用する機材は、エアバス社A320の定員180名の機材で、全てエコノミークラスでございます。火曜日、木曜日、土曜日の週3往復の運航で、運航時間につきましては、香港発が13時05分で長崎に17時05分着の3時間。長崎発が19時50分で香港に22時05分着の3

時間15分となっているところでございます。

今回の就航を機に、香港からの誘客に積極的に取り組み、安定した運航となりますよう努めてまいります。

また、香港におきましては、去る9月に高速鉄道網が中国国内と連結され、10月にはマカオと結ぶ港珠澳大橋が開通しており、今後、香港を起点としてマカオや広東省の大都市も含めた大湾区からの誘客も可能となります。

さらに、アウトバウンドの観点からも、香港、マカオはもとより、同社の路線網を活用したツアー一造成も可能となりまして、地元長崎空港からの海外旅行の選択肢も増えるものと期待しているところでございます。

今回、長崎空港と海外を結ぶ新たな国際定期航空路線として就航することになりますが、訪日外国人が着実に増加している中、これまでの上海線、ソウル線と併せて、今後、一層の誘客拡大を図り、加えて、路線を活用した輸出増により物流を促進することで、今後の経済活性化にもつなげてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

【宅島委員】おはようございます。

今回、私は一般質問で香港路線の件を質問させていただきましたが、ここに「香港路線の新規就航を支援し、国際定期航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に対する経費」と書いてありますけれども、具体的にどういったことをなさろうとしているのか、お聞かせください。



【土井口国際観光振興室長】今回お願いしております予算につきましては、主に着陸料とか航行援助施設使用料、いわゆるレーダーとかそういったものを活用いたします経費を支援いたしまして、今後、エクスプレス社の就航を支援することによって活発な、そして、安定的な運航を促すことを目的といたしているところでございます。

【宅島委員】ありがとうございました。香港の周辺人口が約3,700万人ぐらいいらっしゃるということでありますので、ぜひ成功させていただきたいと思っております。

【下条委員】同じような質問になりますが、2,600万円の補正が組まれて支援対策が行われるわけですが、これは2,600万円というのは、どのくらいの期間でもって2,600万円を使おうとなさっているのかということですね。当初予算でも何らかの形で出てくるのかということを知りたいわけですが、まず、その点から1点。

【土井口国際観光振興室長】今回お願いしている予算につきましては、1月から3月までの補正予算ということで、4月以降につきましては当初予算でも新たにお願いする予定でございます。

【下条委員】そうしますと、もうしばらくは、少なくともあと1カ年、この3倍、4倍程度のものが支援策として使われていくのかなと想像されます。

LCCですから、私たちにとっても非常に使い勝手のいい便になるだろうということを県民にも相当アピールしながら、インバウンドだけじゃなくて、アウトバウンドの形で長崎県民を大いに香港島に送り込んでいきたいという気持ちであります。もちろん入って来られるわけですから、その方が今日なり明日なり、あるいは何日かかかって九州を周遊されてお帰りになるということで、回転し出したら入ってこられる方

が8割、9割方いらっしゃれば、帰りもそのくらいになってくるだろうと思いますが、それ以上に日本人も含めて常に満席にしていかなければならないと思っておりますけれども、そういった点の長崎県民へのアピール、あるいはまた、県民が香港にぜひ行く、私たちも数度行っていますが、ぜひこの機会に、また議会の皆さん方とも話し合いをしながら利用させてもらいたいという気持ちがありますけれども、そういった点の意気込み的なものを県民にどのようにアピールし、また、誘客していくのかをお答えしてください。

【土井口国際観光振興室長】このたび就航いたします香港路線につきましては、上海が昭和54年の就航、そして、ソウル便が昭和63年の就航で、約30年振りの就航でございます。県民の皆様には、新たな路線ということで、新たなディステーションを今後ご提供することが可能かと思っております。

加えて、先ほど申しましたが、当社が持ちますいろんな路線網を活用することによって新たな旅先という旅行も造成できるものと思っております。より多くの県民の皆様に思い出が残るような旅をご提供できるように今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】最後のところを具体的にこのような形でアピールし、県民の誘客を働きかけると。具体的に幾つか、例えば、広報誌を使ったりとか、インターネットでどうだとか、そういう具体的なものを2~3挙げてもらいたいと言っているんです。どうですか。

【土井口国際観光振興室長】失礼いたしました。当然、県民の皆様にはしっかりとアピールするつもりでございます。

実は、去る12月6日でございますが、観光

関係者、行政、そして交通事業者等にお集まりいただきまして、当該路線の活性化に向けた会議を開催したところでございます。県内では、いろんな広報誌、そして新聞等でも当該路線のPRを図っていく予定でございます。既に一部の旅行社ではアウトバウンドの商品も開発されております。加えて、今後、旅行社の皆様にお集まりいただきまして、当該路線の魅力的なツアーの造成についてもお願いする予定といたしておるところでございます。

【吉村(庄)副会長】今の関連ですが、そういう取組は当然ですけれども、見通しとしてはどういふ状況に考えていますか。例えば、利用率とか、利用者の数とは言わんけれども。というのは、例えば県内を中心とした国内の旅行会社との連携だとかということについては、今おっしゃいましたが、では、香港側からいきますと、ちょっとまた抽象的に聞こえます。具体化が進んでいるのかどうか分かりませんが、進んでいるとすれば、そう心配は要らないと思いますけど、見通しとしてどういふ、簡単に言えば、どれだけ乗ってくれるのか、来てもらえるかどうかと、こういうことですが、そういうことについての一定の見通しはどういふふうにご考慮されるのか。

ついでに言いますが、先ほど、2,600万円の話がございましたが、これは今から3カ月の話です。来年度も当初予算で組んでいくということは、それと同じぐらいのペースでの予算の組み方になるのか。先ほど、下条委員から言われたように2,600万円が3カ月間ならば4倍、こういう形になっていくんですが、平年化するとどうだということになるのか、ならないのか、お聞かせ願いたい。

【土井口国際観光振興室長】まず、見通しでございます。実は、10月22日に知事と香港エクス

プレス社の代表の皆様にお集まりいただきまして当該路線の共同記者会見をしたところでございます。その際、香港エクスプレス社の担当者の発言によりますと、当該路線につきましては、概ね87～88%の搭乗率という高い目標を掲げていらっしゃるところでございます。アウトバウンドにつきましても10%から20%、ですから、路線の8割、9割が向こうから、1割か2割、そこら辺の接点が15%なのかわかりませんが、大体1～2割がアウトバウンドという見込みでございます。香港の場合は、JNTOの調べでございますが、ネットを通じた手配が73.4%という形で非常に多うございます。

そういった意味も含めまして、私どもといたしまして、既にSNS関係に影響のある方を招聘いたしまして、ブログ等でも発信をしていただいているところでございます。

今後、そういったPRを積み重ねながら長崎の認知度を向上させ、この路線の活性化に向けて対応していく予定でございます。

また、今後の予算の見通しにつきましては、当面、1年目については、今回お願いする予算でございますが、次年度以降もほぼ同じような形の対応になるかと考えているところでございます。

【吉村(庄)副会長】先ほど、室長からも、このルートの開設については、なかなか条件が整わずに、やっと整ったという形。それから、ほかの路線との関係でいけば、上海とか、そういうところの関係でいけば何年ぶりだと、こういう話もございましたが、ここまでこれた以上は、ずっとやっておったけど、なかなかうまくいかなかったから、極端な話、そういうことがあってはいけませんけれども、撤退をするとか、衰退をするとか、そういう状況にならないようにしていく必要があると思いますから、相手側の旅行会

社その他を含めて、やっぱり力を入れてやって、そして、出ていくにしても、それから、入っていただくにしても、今の割合でいきますと、一定の割合、そういう見通しは目標として立てられておりますが、それがきちっと成功していくような具体策を、せっかく2,600万円を、2,600万円が適当であるかどうかというのは、中身は皆さん方が判断してつくられた予算でしょうから、私たちもそれは大いに賛同する、こういう形に私自身も考えておりますけれども、そこら辺のことで見通しがあり、そして、見通しを達成する、こういう決意が全体的になればいけないと、こういうふうに思います。

そういう意味で私はお尋ねいたしましたので、ここら辺について部長、一定の考え方について聞かせていただけますか。

【田代文化観光国際部政策監】今回の香港線の誘致は、来年の1月19日から開設するわけでございますけれども、インバウンド、アウトバウンド、両面から積極的にお客様を誘致するということを考えております。

先ほど、室長からも答弁がありましたけれども、インバウンドにつきましても、いろんなメディア等を通じて今やっているところでございます。やはり香港に対しての情報発信、長崎県の観光地としての認知度向上というものを図る必要があると思っております。そこは香港エクスプレス社と共同しながら現地でのPR活動をやっていきたいと思っております。

それから、アウトバウンドにつきましても、長崎県内、周辺を含めまして、お客様が利用しやすいような料金であるとか、そういうことも我々からご紹介しまして、旅行会社とも利用しやすい旅行商品を造成していくということで今後頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【大場分科会長】ほかにございますでしょうか。

【橋村委員】搭乗率というのが、インバウンドでは87%強とか説明があったわけです。それとアウトバウンドについて15%ぐらい、合わせると100%ぐらいで、往復ですれば50%、平均的にはそうなるのでしょうか。

【土井口国際観光振興室長】私の説明がわかりにくくて申し訳ございません。87%から88%というのは、インバウンドとアウトバウンドを含めたトータルの数字で、日本人も外国人も含めて乗った人の合計の数字です。そのうち15%程度が日本人という整理でございます。

【橋村委員】そうすると、香港から長崎に来る場合の搭乗率が87%ぐらいと、そのうちの15%ぐらいが日本人だということで、逆に長崎から香港に行かれる場合は、どれぐらいを見込んでおられますか。

【土井口国際観光振興室長】お客様は同じ飛行機会社を使うケースが多うございます。来られたお客様が、また同じ航空会社の便で帰るといったパターン、もしくは福岡でおりた方が長崎から乗られるというパターンがあろうかと思いますが、概ね同じような割合ということで認識しているところでございます。

【橋村委員】LCCという運航状況からすれば、それぐらいの搭乗率がなければということだろうと思うんです。

ただ、私がふと思ったのは、せっかくこうやって2,600万円計上して、その就航をサポートしようという県の気持ちは十分わかるわけですが、87%ぐらいということになると、あとの伸びしろが少ないんですね、逆に言えば。ということになりますと、現行2,600万円、3カ月分で、そうすると4カ月分で1億円ぐらい。そうすると、これを恒常的に毎年、毎年やらないと、それが確保できないということになると、私は

B/Cというのは私はあんまり好きな言葉ではないけれど、この航路を維持するために毎年1億円という投資をやって継続して、それが見合うのかどうか、あるいはここで言うのは非常に言いにくいだろうと思うから、あんまり詳しくコメントを求めるのもいかがかと思うわけですが、そこら辺のところを十分踏まえて将来の計画、できれば呼び水としての、補助金というのは大体そういうものですから、そういうことなくして独自で継続的にこうされると、長崎県はそれまでは必要としません、我々独自で採算は、収益はありますから継続できますと、そういうことを見込めるように安定的な就航、運航が持続できるように、それをいかにサポートしていくかが今後の課題だと思っております。

そういう意味で、今回の予算というのは、事前に来られた時にも、私は何もクレームはつけないということだったけれど、この予算については私は賛成をいたしますけれど、今後においては、できればこういうことは減額しても安定運航ができるようにということを航空会社ともどもに協力して知恵を出し合ってやっていくべきだという思いでございますので、そのこのところの心意気というか、心構えを尋ねておきたいと思っております。

【土井口国際観光振興室長】路線の維持というのは、委員ご指摘のとおりだと思います。そのためには長崎に行きたいと、補助金がなくても行きたいと香港の皆さんに思っただけのような観光地にしなければいけないと思っております。そのためにはしっかりしたPRがピンポイントで届くような情報発信が大事かと思っておりますので、そこら辺はしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【大場分科会長】ほかに質疑がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、総括説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】それでは、議案の説明資料をお手元によりしくお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしますものは、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

それでは、計画議案について、ご説明いたします。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議

会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて変更を行うというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分については、現在の「第二期長崎県教育振興基本計画」が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について「会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案以外の所管事項の中で主なものについて、ご説明いたします。

文化の振興について。

長崎県美術館においては、世界的に活躍するアーティスト・杉本博司が、天正少年使節のイタリアでの足跡を追って撮影した写真の新作シリーズを紹介する企画展「クアトロ・ラガッツィ 桃山の夢とまぼろしー杉本博司と天正少年使節が見たヨーロッパ」を来年1月27日まで開催しております。

また、広く県民の皆様には美術作品の発表と鑑賞の機会を提供する長崎県美術展覧会につきましては、長崎市、佐世保市、諫早市の本展に引き続き、11月16日から27日にかけて、平戸市、壱岐市の各会場においても、入賞・入選作品を展示する移動展を開催したほか、小中学生を対象とした「ふれあいワークショップ」を実施いたしました。

なお、入賞・入選作品の一部については、県庁舎内の通路やエレベーターホールなど各所に展示しております。

今後とも、県民の皆様から、より親しまれる県展となるよう努めてまいります。

観光の振興について。

これにつきましては追加の2をよろしく願います。

本県観光の動向について、直近となる7月から9月期における県内主要宿泊施設の宿泊動向は、7月、8月の大雨、台風、猛暑等の影響を大きく受けたものの、対前年同期比0.5%の増加となっております。

なお、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の7月から11月中旬までの来訪者数は、従来からの観光地で来訪者数ももともと多い大浦天主堂は、対前年同期比16%増となっており、それ以外の県内の構成資産では平均で約2.4倍と大幅な伸びを示すなど、引き続き好調に推移しております。

県としましては、このような状況を一過性のもとしないうちに、「潜伏キリシタン関連遺産」の全体のストーリーを伝えるガイドの活動や、構成資産以外のキリスト教文化遺産群も併せた周遊対策に力を注ぎ、地域の活性化につなげてまいります。

2ページに戻っていただきます。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、しまを訪れた観光客にもう1泊していただけるよう、市町や旅行会社と連携し、従来の宿泊と交通機関を組み合わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を組み込んだ「しま旅旅行商品」の企画・販売に取り組んでおり、2年目となる今年度は、目標の2万5,000人泊に対し、9月末現在で1万2,691人泊を送客したところであります。

そのほか、11月22日からは、「しま旅旅行商品」や「企画乗船券」の利用者を対象に、悪天候による欠航等で生じた予定外の宿泊費用を補

償する実証事業も行っているところであり、今年度の事業効果を検証した上で、次年度以降の取り扱いについても検討してまいります。

引き続き、こうした取組を関係市町等と連携して着実に推進することで滞在型観光の促進を図ってまいります。

また、新規国際定期航空路線の開設に向けては、これまで香港、台湾を主要なターゲットとして誘致活動を展開してきましたが、このたび、日本や東南アジアなどに就航している香港エクスプレス社が長崎香港線を来年1月から就航する運びとなりました。

リラクゼーションや体験、食など特定の目的意識を持って来県する香港からの訪日旅行客に対し、LCCならではのお手頃な航空運賃を提供することで、本県への周遊、滞在の増加に着実につなげてまいりますとともに、本年9月に中国本土と高速鉄道が連結され、また、10月には港珠澳大橋も開通したことから、今後、香港国際空港を起点として、香港はもとより、マカオや広東省も含めた広範な地域から本県への観光客拡大を図ってまいります。

県産品のブランド化と販路拡大について。

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋長崎館」では、今年4月のリニューアルオープンから11月末までの来館者数は、約32万4,000人、売上額は約1億3,000万円となっております。引き続き、多くの方々に足を運んでいただけるよう、SNSや各種イベント等の機会を捉えて広く周知を図るとともに、「日本橋 長崎館」が首都圏を初め、全国の方々へ長崎の魅力を発信する拠点となり、本県地場産業の活性化や交流人口の拡大に結びつくよう、市町、関係団体、県内企業や運営事業者等とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

5ページでございます。

県産品愛用の推進については、「県産品愛用運動推進月間」である11月にテレビCMの放映による愛用運動の普及啓発を行ったほか、10月13日、14日に長崎市で開催された「長崎食の博覧会」において、県産品PRブースを出展し、県産品愛用についての周知を行ったところです。

さらに、県産酒の愛用については、10月13日に長崎市で「長崎県産酒を楽しむ夕べ」を開催しました。県内酒造メーカーの自慢の県産酒を楽しめるほか、県産酒による一斉乾杯、利き酒大会など各種ステージイベントなどを通じて、来場者の方々に「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」の周知や長崎県産酒の魅力を発信することができました。

今後とも、このような取組を通じて県内における県産品の利用促進に努めてまいります。

中国との交流の推進について。

去る10月25日、中国人民対外友好協会及び中国日本友好協会のお招きにより、知事が溝口県議会議長とともに、中国北京市で開催された日中平和友好条約締結40周年記念レセプションに出席いたしました。中国を訪問中の安倍総理や李国強首相を初め、多くの要人が列席される中、日本国内の数ある地方自治体の中から本県が招待を受けたことは、これまで、中国との友好交流に積極的に取り組んできた実績を高く評価されたものと考えております。

また、去る10月26日、長崎市において、中国駐長崎総領事館などとの共催により「日中平和友好条約締結40周年 長崎と中国の友好交流記念レセプション」を開催いたしました。引き続き、これまで先人の皆様より築かれてきた中国との友好と信頼の絆を大切にしながら、さらなる交流拡大に力を注いでまいります。

平和行政の推進。

去る11月14日と15日の2日間、長崎市におい

て、核兵器保有国や非保有国の有識者で構成される「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」が開催され、安全保障や軍縮に係る中・長期的課題等について活発な議論が行われました。

また、去る11月16日から18日までの3日間、県や長崎市、国内外のNGO団体等の主催による「核兵器廃絶ー地球市民集会ナガサキ」を5年ぶりに長崎市で開催し、世界中の人々に向けた平和のメッセージとして「長崎アピール」が採択されました。

今後とも、原爆の悲惨さと非人道性を世界の人々に訴え、一日も早い核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に努めてまいります。

追加の1をよろしく願いいたします。

平成31年度の重点施策。

平成31年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の実現並びに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向けて、さらなる交流人口の拡大を実現するとともに、観光を産業として捉えるという考え方のもと、地域の資源を生かした生産性の向上や人材育成など、産業としての成長に欠くことのできない課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、文化・観光・国際・物産の部門が一層連携して、2つの世界遺産を初めとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を生かした交流促進やブランド力の強化によって国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出につなげてまいりたいと考えております。

主な施策といたしましては、観光事業者が市町や他産業との連携により新たな価値を生み出し、地域の活力や労働生産性を向上させる取組に対して支援することで、観光産業の「稼ぐ力」の最大化を図ってまいります。

また、「長崎グルメ」を堪能できるお店情報

の提供や、誘客につながる「食の魅力」の情報発信など、観光客の「グルメ満足度」の向上を図るとともに、県内高校生を対象に観光産業をテーマとした講座を実施するなど、「おもてなし観光人材」の確保・育成にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、県と地域が一体となったインバウンド対策の強化や戦略的情報発信の推進により、インバウンドの拡大を図るなど、「アジア・国際戦略」の取組を一層進めてまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

6ページの下の方に戻ります。

政策評価の結果等について。

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。

文化観光国際部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に戦略1「交流を生み出し活力を取り込む」に取り組んでおり、関連施策について途中評価を実施いたしました。このうち主な成果といたしましては、国内外クルーズ客船の誘致や客船の大型化に対応するための受け入れ体制の充実に取り組んだ結果、平成29年度は県全体のクルーズ客船入港数が365隻と大幅に増加し、県内への観光客の増加につながっております。

また、今後の主な対応方針としましては、2つの世界遺産の活用による国内外からの誘客拡大対策や「観光で稼ぐ力」を引き出す観光まちづくりの推進により宿泊客や観光消費額の増加

に向けて取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、16件の事業群評価調査により、58件の事業を評価いたしました。そのうち30件の事業について、平成31年度に向けて「拡充」、「改善」、「縮小」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会におけるご議論を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

地方創生の推進について。

文化観光国際部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本方針のうち、主に「魅力ある観光地を創り国内外から人を呼び込む」や「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「地域ならではの産品のブランド化」につきましては、アンテナショップの開設と魅力発信に係る取組として、「日本橋 長崎館」において運営事業者や県内市町・企業・関係団体等との連携により、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信した結果、年間来館数は40万人を超え、多くの方に本県の魅力を発信することができました。

今後の方向性としていたしましては、引き続き、運営事業者等と連携し、より効果的・効率的な情報発信に努め、県産品のブランド化、販路開拓及び長崎県への誘客促進に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、文化振興課長より補足説明をお願いいたします。

【本多文化振興課長】 それでは、第145号議案

「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分について、補足してご説明いたします。

今回、県政の指針として平成28年に策定いたしました「長崎県総合計画チャレンジ2020」に盛り込んでおります数値目標の一部について、適切な数値目標に見直しを行おうとするものでございます。

資料につきましては、横長の総務委員会説明資料をご覧くださいと思います。

文化観光国際部関係では、5件の数値目標の変更について、ご審議をお願いしております。

資料の1ページをお開きください。

まず、基本戦略1「交流を生み出し活力を取り込む」のうち、施策1「2つの世界遺産等を活用した観光地づくりと誘客拡大」に係る指標についてでございます。

1つ目の指標「県内企業による世界遺産関連の新たな商品数（累計）」につきましては、平成32年度で100件の新たな商品数を目標値として設定しておりましたが、2つの世界遺産登録を機に、世界遺産関連の新商品開発が順調に進んでいることから目標値を357件に変更するものでございます。

続きまして、2つ目の指標「宿泊施設の従業者数（正社員）」につきましては、これまで毎月勤労統計調査から宿泊施設の正社員数の基準値を設定し、毎年度の実績値を算定してまいりましたが、同調査は、数値の変動が大きく、別に公表されている数値と乖離している状況であったため、基準値を含めた目標値の見直しを行うものでございます。

次に、2ページをお開きください。

同じく基本戦略1の施策2「本県ならではのソフトパワーの活用・発信」に係る指標のうち、「情報発信拠点の来館者数」につきましては、



平成32年度で26万人の来館者数を目標値として設定しておりましたが、当初設定した目標値を達成したことから71万人に目標値を変更しようとするものでございます。

次に、施策3「海外活力の取り込み」に係る指標のうち、「県産品（加工食品、陶磁器等）の輸出額」につきましては、平成32年度で1億6,800万円の輸出額を目標として設定しておりましたが、これも当初設定した目標値を達成したことにより、目標値を4億2,700万円に変更しようとするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

最後に、「政策横断プロジェクト アジア 国際戦略」に係る指標について、ご説明いたします。

指標の「県産品の輸出額」につきましては、先ほどご説明いたしました県産品（加工食品、陶磁器等）の輸出額の目標値を上方修正することに伴い、その増加分を加味した目標値に変更しようとするものでございます。

以上で「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分について、補足してご説明いたします。

同じ資料の4ページ目をお開きいただきたいと思います。

本計画案につきましては、現行の第二期計画が今年度で終了することから、平成31年度からの5年間を計画期間として取り組むべき施策等を体系化したものでございます。

このうち文化観光国際部では、基本的方向性の7に掲げる人生や地域社会に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進するため、資料に掲載している項目につきまして、今後取

り組む内容等を当該計画に盛り込んでおります。

以下、各項目における主な取組について、簡単にご説明いたします。

まず、(1)「文化財の保存・活用と伝統文化の継承及び世界遺産・日本遺産の情報発信」につきましては、世界遺産や日本遺産の情報発信として、県民や子どもたちが世界遺産や日本遺産を身近に感じ、その価値や魅力を理解し、保護意識を醸成できるような機会を提供することとしております。

次に、(2)-1「県民の文化芸術活動の推進（鑑賞・成果発表の提供）」につきましては、長崎県美術展覧会、長崎県新人演奏会及び長崎しまの芸術祭などを通して、「県内のどこにいても良質な文化芸術に触れられる機会の提供」、「離島地域における文化芸術活動やそれを通じたまちづくりの支援」、「文化芸術分野を担う人材育成と体制強化」、「若者による文化の創出」などに取り組むことにより、人々が文化を身近なものとして親しみ楽しむことのできる環境づくりに努めることとしております。

最後に(2)-2「県民の文化芸術活動の推進（美術館・博物館の活用）」につきましては、長崎県美術館・長崎歴史文化博物館を活用して歴史文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、学校との連携による教育普及活動の充実に取り組み、子どもから大人までを対象として多様化・高度化した学習要求や教育環境などの社会変化に積極的に対応することといたしております。

以上をもちまして、計画議案の補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案について質問をいたします。

まず、ご説明いただきました第145号議案についてです。

横長資料の1ページ、下の段の⑤の「観光産業の充実・強化」のところです。宿泊施設の従業員者数（正社員）の変更理由と設定根拠につきましてご説明いただきました。最後の段に「毎年200人ずつ増加していく目標値に置き換える」とありまして、ハードルとしては非常に高いのかなと私的には思います。

この件は、たしか宅島委員も一般質問で質問されておりまして、スキルアップであったり離職防止策については答弁があったかと思えます。別途資料の総務委員会補足説明資料「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略評価調書」に書いてあるんですけど、事業の進展として、全国的な好況による人手不足が顕著であるということ、それが従業員数（正社員数）の増加に至っていない原因であるということが書いてあります。

主ないろんな取組も書いてあったり、ホテルコンシェルジュを配置したり、スキルアップに努めてパートさんを正社員にするという流れも一定理解できたんですけど、別の角度から見ると、例えば、高校生の新卒、大学生の新卒、専門学校生に対する取組というのは今後も大事かと思えます。全国的に好況ということがあるんですけども、県内の高校生、大学生、専門学校生について取り込むようなことが重要になってくるかと思いますが、来年度、こういった指標変更を受けて新卒者に対する取組はどのような形で強化されるのかということをお聞きしたいと思えます。

【佐古観光振興課長】 来年度の取組としましては、まだ予算編成の過程ではございますけれど

も、宿泊業界のイメージというのが、私ども、教育委員会ですとか、それぞれ個別の学校にも意見を聞いて回っておりますけれども、高校生の中で、きついか、処遇が悪いとか、そういったイメージを持たれていることがあるようでございます。

私どもとしましては、観光県長崎ということで標榜しておりますし、一定やりがいのある仕事だと思っておりますので、業界の実情ですとか、これは当然いいことだけではなくて、苦勞する部分もあると思っておりますので、そういった業界の実情を高校生を対象にしてお伝えして、自分が就職した時にはどういった仕事をするのかというイメージをしっかりとって観光業界に入っていただきたい。そういった事業を今検討しているところでございます。

【宮本委員】 非常に難しいところかなと思えます。目標設定、200名ずつということが妥当なのかどうかということもあろうかと思えますが、そうするならば来年度の重点戦略の中にあるんですが、観光の未来担い手育成事業につながるというイメージの認識でよろしいんですか。

【佐古観光振興課長】 先ほど私がお説明しましたのが、重点戦略に掲げております未来担い手育成事業になります。

【宮本委員】 そうするならば、今、現に働いていらっしゃるパートさん、あるいは正社員になっていらっしゃる方々は、スキルアップの策としていろんな策をしますよと。一方では、新卒高校生を対象にして来年度から取り組む予定である未来担い手育成事業で、高校生の方々の観光業に対するイメージをアップし、正社員への道を切り開くというイメージであるかと思えます。

例えば、200名ずつ増加するという事の中

で内訳、これだけの新規の高校生を獲得したい

という具体的な目標の内訳はありますか。

【佐古観光振興課長】高校の新卒者で何名というような目標は、今のところは掲げておりませんが、今回の議案でご提案しております正社員数の部分ですけれども、今、観光振興課で実際に県内の宿泊施設に対して調査をかけまして数字を把握しておりますので、そちらの方に数値のフォローの部分は置き換えていこうと思っています。

例えば、平成28年度の実績と平成29年度の実績を比較しますと、正社員数が150名程度は伸びております。これは個人経営の部分を正社員と捉えた時に、それぐらいの数字が伸びております。そういった200名ずつ伸ばしていくという中で、できるだけ高校の新卒者も確保しながら、概ね4割ぐらいが正社員率ということになるんですけれども、ここをいかに伸ばしていくかということは、いろんな施策を講じながら取り組んでまいりたいと思っております。

【宮本委員】わかりました。平成28年度と平成29年度を比較しますと、150名、正社員が増加しているということですね。よって、200名は可能な、妥当な目標値であるということ、プラスアルファで未来担い手育成事業で高校生の新卒を少しずつ確保するというようなことで目標値をしっかりと定めて取り組むというイメージですね。ある程度理解できました。

私、この未来担い手育成事業について、県内の高校生を対象にイメージアップをしていくということがあるので、これは非常に大事な施策だと思っています。こういったことをくまなく高校生に対してイメージアップできて、インターンシップも考えていらっしゃるの、いろんな業界の方々につなげていただいて、県内就職も併せて取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、情報発信拠点の来館者数、横長資料の2ページですけれども、これも目標値が大幅にアップしました、71万人ということです。これは高いかなと思っているんですが、今のところ、運営事業者が変わったので来館者数がどんと上がりましたが、ここから勝負だと思っていて、2年目、3年目になるにつれて慣れというのが生じてくるんじゃないかなと思うんですが、今後のこの目標に対する取組を具体的に教えていただけますか。

【宮本物産ブランド推進課長】アンテナショップの「日本橋長崎館」の来館者数が高い目標設定となっているが、今後の取組についてということですが、本県の魅力の情報発信を、さらにスピードを上げて取り組んでまいります。

具体的には、イベントコーナーのさらなる活用、現在の稼働率は84.2%となっておりますけれども、これを100%まで上げていきたいと考えております。あと、メディア露出による認知度の向上。特に、テレビに取り上げられますと来館者数に直接反映してまいりますので、そちらの情報発信の強化でございますとか、ホームページやSNSでの情報発信の強化、あと、変化のある売り場づくり、あと、取扱商品の磨き上げに加え、これからの課題としておりますけれども、現在は約2,400名の方々にご登録いただいているポイントカード会員の増加を図りますとともに、その会員とつながる仕組みを整え、長崎のファンを増やし、リピーターを確保していくこと等に取り組んでまいりたいと考えております。

再開発が進みまして非常に注目エリアとなっております日本橋エリアでございまして、日本橋という立地も生かしながら感度を上げた情報発信を行ってまいりたいと考えております。

【宮本委員】アンテナショップですから、知っ

てもらわないといけないということがあります。先ほどおっしゃいましたように、認知度をアップするためにメディアとかにしっかり取り組むということがあっていきますので、これについて強化していただきたいと思います。こういったものが日本橋にあるんだよということを都市部の方に、そしてまた、長崎県の方もそうでしょうけど、福岡とか、そういったところでも認知度アップに向けてメディアにも露出していただきたいと思います。

ポイントカードの導入ということでありました。これはちなみにですけど、Tポイントとの連動というのは、今後、予定はないでしょうか、考えていらっしゃらないでしょうか。

【宮本物産ブランド推進課長】現在のところ、Tポイント等との連動は、ない状況でございますけれども、今後、機能を充実させていくという仕組みにおいては、検討の可能性はあると考えております。

【宮本委員】わかりました。dポイントとかもありますね。そういったことの実施をすることによって、利用者の方がさらに増える可能性もあるかなと思いますから、取組を研究していただきたいと思います。

もう1点、その下ですね、県産品の輸出と誘客の取組について、この目標値も大幅に増えています。変更理由、設定根拠の説明が書いてありますので一定理解できますが、これは現状で加工食品、そして、陶磁器がありますけど、どこの国に、どのような県産品を輸出してきたかというような内訳をご説明いただけますか。

【宮本物産ブランド推進課長】加工品、陶磁器等の輸出でございますけれども、何が伸びているかということでございますが、近年、陶磁器等の輸出額が大幅に伸びてきております。特に、中国での販売額の伸びが大きいということで

ございます。そのほかの陶磁器の輸出国は、台湾や香港となっております。

加工品につきましては、平成27年度から平成29年度、長崎県産品の販路拡大事業ということで、県の貿易公社に委託を行いまして販路の開拓を行っております。それによって香港、中国、韓国への清酒や麺類、調味料、お菓子などが増加してきております。

【宮本委員】わかりました。陶磁器は中国、台湾、香港で、加工食品も販路拡大事業によって伸びてきているという状況があるということ。これにつきましては陶磁器の輸出は近年伸びている状況で、その推移は陶磁器で見るとわかりますか。同時に、今後の対策、これでやりますよというようなものがあれば一緒にお示しいただければと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】陶磁器の輸出額ですが、これは県が関与した額でございます。平成27年度の実績が7,800万円、平成28年度が1億849万、平成29年度の実績が1億8,532万ということで推移しております。

今後の取組でございますけれども、陶磁器につきましては、平成19年度ぐらいから県と波佐見焼の商社が連携いたしまして陶磁器の輸出に取り組んでおりました。当初は北京や上海等の百貨店を中心に販路を開拓、拡大してまいりましたが、平成28年ぐらいからインターネットによる販売を開始いたしまして、中国のEC市場の拡大の時流にも乗り、順調に売り上げを伸ばしてきております。

こういったECのネット販売等に力を入れながら、今後、取組を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。伸び率は、陶磁器は1億8,000万円が直近ということでありまして。加工食品を合わせると、それにいくんでしょう

が、平成32年度目標は4億2,700万円。結構高いかなと思いますが、より一層強化すべく、インターネットを介した部分が伸びているということもあります。中国において、そういったサイトもあると聞いておりますので、県内の陶磁器産業の方々とも連携しながら、もちろん、個人でできているところもありましようけれども、そのような協会の方々とも結びつきながら、陶磁器の拡大、そしてまた、加工品、これは農水とも関係してくるんでしょうけれども、連携をとりながら、目標に向かってしっかりと輸出額の増加につなげていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

【大場委員長】 ほかにありますでしょうか。

【橋村委員】 今回、「第三期長崎県教育振興基本計画」ということで、その中で特に計画概要の第5章、「県内のどこにいても良質な文化芸術に触れられる機会の提供」、そして、①、②、③、④とあるんだけど、②の「離島地域における文化芸術街道やそれを通じたまちづくりの支援」というようなことを記載されております。私は、これに対して高く評価をしたいと思っておるんです。

私は、文教厚生委員会でも、離島教育のハンディキャップを克服するというような意味で、離島という地域のいろんな特殊性からハンディーを背負っておる。したがって、そのハンディーを克服してやることこそが教育の使命であるという思いで、ここに「どこにいても」というような文言が記載されていて、まことに適切な対応だと思っております。

私ごとで恐縮ですけど、私が町長をしてもらった時分に、都市と郡部との違いというのは、都市には情報、文化、そういうものに触れる機会が非常に恵まれておる。しかし、郡部においては、情報とか文化資源が不足しておる。そう

いうことに触れる機会が少ない、いわばハンディキャップ、それを克服すると。だから、都市と郡部の違いは、自然には恵まれているけれど、文化的なものに対するハンディキャップがあるというような思いを強く持っておったわけです。

そういうことで中学校あたりにも文化庁の支援で文化活動のオペラとかなんとかの地方公演をやっておられると。それも県にお願いして誘致をして子どもたちに触れ合う機会を確保したりというようなこともありました。あるいは本当の芸術作品にも接触させてみたいと。ある折にはピカソやシャガールあたりの作品を展示するのに数百万円かかったわけですけども、本物は本物、イミテーションはイミテーションだという思いで本物に触れる機会づくりをやってきたわけです。

そういう思いがずっと今日まで続いておったわけですけど、教育委員会もそういう意味合いで教育に対応してほしいということでしたけれども、文化観光国際部でこういう取組をやるというのは、まさに原点に立ち戻ったようだというので大変強く評価をしているところです。

そういうことで、後もって議案外でも質問する機会があるかと思えますけれど、ここにうたってあるような基本的なことで、「県内のどこにいても良質な文化芸術に触れられる機会の提供」、あるいは「離島地域における文化芸術活動やそれを通じたまちづくりの支援」ということで取り上げられているわけですけど、そこら辺についての思いをちょっとだけ部長から説明をしていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】 今、橋村委員から非常に温かいお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

私の思いも非常に共有するところがございまして、文化芸術活動というのは、今までは保存

であるとか、そういったことが中心でございましたけれども、それをどう活用して地域の活性化につなげていくかということが非常に重要であると思っております。

私も対馬におりましたので、離島に文化芸術の機会を提供するという事は、それぞれ若い子どもたちのふるさとの誇りと愛着につながるものだと思っております。また、ある意味、今後、交流人口のことを考えれば、国内外から多くのお客さまが来た時に、そういった地域の歴史や文化を提供するという事は、交流人口の拡大にもつながるものだと思っております。

そういった経験をもとに、文化観光国際部に参りましたけれども、文化行政を今申しましたようなことにはかに活用するかということで、今、職員とも議論しておりますし、そういった思いを込めて、今回、計画にも載せております。

地域の活性化、あるいはふるさとの愛着につながるような取組にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 1～2点、今、橋村委員から質問がありましたので、その関連から。せっかくまとめ系でほめていただいたので、それにいろいろ言うのもどうかと考えるんですが、4ページのこの中身は私もいいと思うんですよ。ただ、7-(2)-1の①、今言われましたが、「県内のどこにいても良質な文化芸術に触れられる機会の提供」と、非常に素晴らしいと思うんですよ、やっていただきたい。そしたら具体的にどうやってやるのかなど。どこにいても文化芸術に触れられる機会を提供できるんですよと、あなたたちはここで述べられている。これは議案ですよ。ですから、やろうと思って、それこそ目的意識を持って、ここに文章化されているんだろうと思いますけれども、具体的にはそれをど

やって実現しようと考えてここに議案化されたのかなと思うんですが、まず、それについてお答えをいただきたいと思います。

【本多文化振興課長】 良質な文化芸術に触れられる機会の提供といたしましては、県といたしましては、まず長崎県美術館、それから長崎歴史文化博物館を拠点といたしまして、その美術館、博物館が所有しております美術品や歴史資料というものを、なるべく県内の多くの地域の方々に見ていただく機会を提供したいという思いから、現在も実施しているところですが、移動美術館、移動博物館という形で、長崎歴史文化博物館、長崎県美術館から出向いて行きまして、実際に本物の美術作品を見ていただくことや学芸員が出向いて行って歴史資料の解説をするといった取組、また、テレビ会議のシステムを使いまして、美術館、博物館に足を運ぶ機会がなかなか難しい学校で遠隔授業というものも実施しているところでございます。

それから、従来から実施している長崎県美術展覧会につきましても、長崎市、諫早市、佐世保市以外でも移動県展ということで年に2～3カ所、巡回をいたしまして展覧会を行いまして、それを見ていただく機会を提供しているところでございます。

それと、美術館、博物館で所有しているもの以外につきましても、ほかの作品以外で文化芸術に触れていただく機会としまして、海外のアーティストの方に、例えば離島に来ていただいて、数日間滞在していただいて、そこで創作活動をしていただきながら、地域の住民の方と交流していただくとか、そういった取組を現在もしているところです。

そういった取組を今後もさらに発展させるような形で進めてまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 最初に、「なるべく」という

言葉は訂正してもらいたい。なるべくやりますと言ったら、やらんこともあるとなってしまうじゃないですか。

なんでそういうことを言うかという、昨日も話していたんですが、こういう予算議案をつくる時に、あなたたちの、先ほどもありましたが、思い入れとか、その意識なんです。そういうことが果たしてあるのかなど。さっき、宮本委員の質問にもありましたけれども、数字をトレースしていく。こうだったからこうなります、こう増えたので目標の数値を変えますという説明だけでは響いてこないんですよ、我々には。自分たちはこうやって、その結果こうなりました、まだこういう仕掛けをやっていくから、こういうことで設定をさせていただきたいというふうな構築をやっていただきたいんですよ。そうしないと全然響いてこない。

ですから、同じところで言うと、7-(2)-2の、これもいいんですよ、「学校との連携による」とか、「長崎県美術館・長崎歴史文化博物館を活用した教育普及活動の充実」と書いてあるんですけど、これもちょっと言葉が足りない。この2つを活用した歴史文化芸術に親しむ機会の提供と。県下に21市町あるわけですけども、この2つが拠点で、どういう展開をしていくのかというのが見えてこないんですよ。やはりそういうところが我々に伝わってくるようなつくり込みをやっていただきたいというのがお願いです。そういうことを今後、頭に入れてやっていただきたい。

もう一つは、トレースという意味からいうと、縦の資料の4ページの「日本橋 長崎館」ですよ。これはアンテナショップなんですよ。アンテナショップの役割は何かと何回も聞いたと思うんですけども、売り上げじゃないんですよ。しかし、必ず売り上げがついてくる。これはあ

えて言うなら、極論を言うなら、売り上げは要らない。どういう発信をやったか、どういう情報を収集したかとか、そういうことをもっとつまびらかにしていただきたいというのが願いです。どうしてもその辺が数字をトレースしていったアウトラインを構築してしまう。そういうことでは、せつかくこういうことをやっているその根本のところは何となく薄らいでしまうという寂しさを感じるわけです。だから、そういう点をもう少し考えてやっていただきたいと思うわけです。

先ほどポイントカードの話がありましたね。2,400人と言われましたか、「日本橋 長崎館」の周辺、半径1キロに6万人おるそうですよ。丸の内の優秀なサラリーマン群が6万人ですよ。それが2,400人がポイントカードをつくりましたと。2~3万つくってみらんですか。そして、その情報を収集するとか、そういう仕掛け、戦略というのがそこにどどんなけばいかに、2,400人、ポイントカードをつくらせてみました、頑張っただけからもうやりますとか、そういうやりとりではなかなか、数値目標は一応出ているけど、効果という見えないところの部分で、少しがっかりしてしまうというところもあるので、今後、そういう意味で検証とか目標の設定とか、数字の設定ということをやってほしいと思うんですけども、いかがですか。

【宮本物産ブランド推進課長】委員のご指摘のとおり、アンテナショップの設置目的につきましては、単に物を販売するだけではなく、本県の魅力を発信していく場、受発信の場として首都圏のいろんな情報を長崎館に集めて長崎の情報を発信していくということで設置しております。その手段の一つとして販売が位置づけられていると考えております。

その成果が数値となって見えてくるものが販

売の数字と考えております。当然、成果を図っていくためには、私どもは売り上げだけではなく、実際に長崎館の発信によって来られた方がありますとか、実際にそこから広がって販路が拡大した数とか、その効果を検証していく必要があると考えております。

費用対効果をしっかり示すことは非常に重要と考えております。しかしながら、アンテナショップの場合は、来館者数とか物産の販売額などに加え、誘客数など、なかなか数値にあらわせないという部分もありますが、今後、テレビ等のマスコミで取り上げられたことが今年13件ですけれども、その広告換算の費用といたしましては4億4,700万円という数字が出ておりますので、今後、そういった数字を押しえながら、また、実際に販路拡大につながった例も少し出てきておりますので、そういった効果をきちんと押しえながら費用対効果を図ってまいりたいと思います。

また、電子マネーの利用サービスということでは、交通系のICカードと連動いたしております。「PASMO」、「Suica」、「SUGOCA」、「楽天Edy」等と連動いたしておりますので、こういったカードの機能、魅力をきちんと取り込みながら発信したいと思っております。

委員がおっしゃった2,400人という数字は、きちんとそこから増やしていく取組を今後進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

【吉村(洋)委員】やる気的一端が垣間見れたのかなと思います。

カードでいうと、そのカードをつくる目的、それをつくって何に活用するかというところがなければいけないと思うわけですよ。何のカードでもいいかもしれないし、さっき宮本委員が言われたTポイントカードでもいいかもしれん、

交通カードでもいいかもしれん、独自のカードでもいいかもしれん。それをつくってもらうためには何らかのインセンティブをそこに与えるということも一つの手段かもしれない。そして、1枚でも多くのカードをつくってもらって、そこから情報を収集すると。上質のお客さんが6万人おると。

これは昔も言いましたけど、森トラストの専務か誰かが言われたことがあるんですね、それを使わない法はないと。日本の中のトップクラスがそこに6万人おって、その人たちの意見、考え方をつかみきると、その次の展開が生まれてくるんですよというようなことをいつも言われるわけですよ。そのための一つの方法としてカードはいいなと思うんですよ。だから、それをどういう展開をしていくかということを具体的に示していただきたいと思います。今後、期待をしておきますので、お願いしますね。

それと、縦長資料の6ページ、7ページ、8ページですけど、これも同じような、言っていることは一緒ですけども、政策評価の結果等についてということで、事務事業評価の「16件の事業群評価調書」と書いてあります。16件の事業群ですよ。昨日は、第22航空群でしたね、その30件の事業について、拡充、改善、縮小のいずれかを検討していると。次のページを見てください、「地方創生の推進について」と。これは「18の基本的方向のうち、主に」かれこれと書いてあります。こころ辺の整合はどういうふうにとれているのかなと。それぞればらばらなのか、やっぱり連携して相乗効果を出していくということにならんといけないんだろうと思うわけですが、こころ辺について見解をお示しいただきたいと思います。

【大場委員長】吉村(洋)委員、そちらの方は議案外になりますので。



【吉村(洋)委員】 そしたら議案外でやります。

最後にもう一つ、第145号議案で、先ほどもありましたけれども、同じことで右肩上がりで伸びる分は、見た目はいいと思うんですけど、なぜそうなったかというところをもう少し、この変更理由及び設定根拠というところにあらわしてほしいわけです。自分たちが、こういう仕掛けをした結果、こういう成果が出てきて、よって、今度はもっと上方修正をしていくんですよ。先ほども言われましたが、下方修正もある。これを読んでいると、どここの数値をもってくとこれが乖離しているとか、こっちの数字をもってきてとか、最終的には自分たちが調べた数値でやってますとか、そういうことで寄せ集めばかりやっていると、これもまた何となく大丈夫なのかなと思ってしまうので、やっぱりそこら辺は自分たちの確固たる評価の数字を使って資料をつくっていただきたいと思いますので、そこもよろしくをお願いします。

【小林委員】 ただいま吉村(洋)委員から「日本橋 長崎館」の件について、いろいろとご指摘がっております。せっかくの内容でありますから少し質問させてもらいたいと思います。

まず第1番目に、総合計画の平成32年度の数値目標が、来館者数を26万人と読んでおったわけですね。ところが、71万人と、こういうように大変な上方修正であります。これは基本的には非常に喜ばしいことであって、71万人から26万人を今引いてみたんですね。計算が間違っていなかったら45万人、これだけの見込みが違っておったのか、一体どういう状況になっているのかということ、これは非常にいいことなんです。努力、ご尽力を認めた上において、これは71万人を平成32年度の目標にすると。数値目標が当初からすると45万人上がったんです。これは、おわかりのとおり5年間です。今、こ

の5年間の中間年です。

ここでこういう数字を出してくれるということ、これはほかの事業において、これだけの上方修正をやってくれることは、他の部局においては、なかなかないのではないかと考えております。

まず、こういう26万人という目標が、わずか3年ぐらいの状況の中で71万人を見込めるということ、背景は、一体何なのかということ、まず1つはこういうこと、2つ目はこういうことというようなことで、ここの分析はできておりますか。

【宮本物産ブランド推進課長】 変更の理由でございすけれども、平成29年度の目標値を24.5万人とした経過ですが、まず、日本橋の設置当初、平成24年度に、日本橋地域にあるアンテナショップの3店舗を基準に目標値を設定しております。その後、いろいろ状況の変化がありまして、日本橋界限が非常に賑わいを見せ、再開発が進んできておりまして、そこで今年度の目標値の情報修正ということになっております。この期間に、日本橋地域のアンテナショップが3店舗から9店舗に拡大しております。隣の神田を入れますと11店舗ということで、この界限は非常に賑わいを見せております。そこで私どもといたしましては、上位2店舗、三重県と島根県になりますけれども、本県と同規模以上である2件の平成28年度の実績の平均値を平成30年度の目標値として設定いたしました。これに平成31年度以降の目標値については、本県の平成28年度から平成29年度の伸び率、11%を採用して設定しているという状況にございます。

【小林委員】 とにかく長崎県のアンテナショップ「日本橋 長崎館」というのは、大変な関心を集めていると思うんですよ。これは長崎県の一つの大きな売りであって、ブランド化だとか、

観光誘客につなげるとか、あるいは豊かな長崎県の農業、水産業の産物をそこで拡大して販路をつくるとか、こういうような形で目的ははっきりしているし、そこについての視線というのは、かなり大きな芽があるわけですよ。

そういう点だから、ここがこういうふうに大きな成長を見せておるといことは、大変な評価につながらなければいけないわけです。しかし、来館者数だけが、その目的なのかというようなこともあるんですけども、まず、基本的には来館してもらわないと、全ては始まらないわけです。

そこで、申し上げたいことは、ここの限界は最初は3店舗だったと、だから26万人ぐらいしか見込めなかったんだと。ところが、今や商圈が拡大されて、ある意味では東京の都市圏において最大の商圈として位置づけられていると、こういうことになったわけです。しかし、裏を返せば、それはすなわち、何と申しますか、商売の非常に難しい競争激化のところであると、こういう点もあるわけですよ。

だから、そういう競争激化を乗り越えて、これだけの成果を出してますよと、こんなようなことが言えるわけだけれども、要は、あとは中身なんです、内容なんです。来館をして、一人当たり幾らぐらいの消費金額かと。長崎県の農産物、すばらしい長崎県産物をどれだけ都会の方々、来館者が買っていたか、消費金額は幾らなのか、こういうようなことから考えていかなければいけないわけです。私が言いたいことは、長崎県が年間9,000万円の家賃を払いながら、それなりの投資をしながら、これに期待を込めているわけです。

そういう点から考えた時に、ここの目的は一体何かということ、わかっているとおりのこと、そこのところが数値目標の中に出てこな

いというのがちょっと残念に思っているわけです。平成28年3月頃にオープンしたと思います。それから約3年近くたとうとしている。この中において来館者の数、あるいは売上金額、例えば昨年度の10月頃は幾らぐらいであったか、こういうことを見ていけば、一般質問の中で1.5倍というようなことを中崎部長が答弁されたのではないかと思います。

その売り上げというのは、实际的に4月からリニューアルして新しいスタートをした、また、委託業者の方もお代わりになったと。こうなった時に、この1.5倍というのは、一体何が変わったのか、何をもってこれだけの成果につながっているのか、こういうところについての分析はできておりますか。

【宮本物産ブランド推進課長】リニューアルをいたしましたのが今年の4月でございますけれども、リニューアルによります新たな取組といたしましては、生鮮農水産物の販売や、弁当の販売、軽飲食コーナーで提供するメニューの充実、先ほど申し上げたポイントカードの導入とか新たな取組を進めております。

そういう賑わいの創出でありますとか、取扱商品数を1,500商品から2,700商品と大幅に増やして賑わいを創出してきているということも一つの大きな違いだと考えております。

【小林委員】ここは我々は冷静に考えているんだけれども、この長崎館の経営戦略は、一体誰が練っているのかということにかねてから非常に興味を持っております。県が経営をするということについては、正直言って、投資対効果というものもあるし、県がビジネス的なことをやるについては、そこに確実に利益を上げなければいけないというような面と、公の税金でやるわけだから、利益ばかりじゃなくして公の幸せ、そして、それが一つの大きな発展のバネになる

とか、そういう仕事をしやすいような環境をつくるということ。こんな目的もあるから、県がビジネスをやるというようなことだけが目的なのかと言え、決してそうでもないんだけど、今の「日本橋 長崎館」というのは、冒頭から言っているように非常に大きな関心を持たれていると。今こそ、まさに長崎県のこういう豊富な農林水産物を、外国も含め、日本国内においても、これを拡大していかなければいかんと、そのためにはブランド化せんといかん、販路を拡大せんばいかん。それに引っかけて長崎県に観光客の誘客を、そういう促進をしなくちゃいかんとなっております。

要するに、委託業者の方が、今までの委託業者の方と比べて1.5倍、それだけの来館者、売り上げを上げるに足るだけの経営戦略をお持ちだったのか。県の方から、ああしろ、こうしろというようなことを経営戦略の中で一緒になって話しているのか。大変ご無礼だけれども、県の経営戦略の中で、委託業者を上回るようなアドバイス、あるいは経営戦略を与えるというようなことは恐らくないのではなからうかと思ったりするわけです。

だから、1.5倍の大きな拡大は、この委託業者の選定に非常に救われているというような見方ができるかもしれない。大変ご無礼な言い方をしているんだけど、その辺、委託業者が変わって、商品の数も1,500から2,700になりましたよと。いろんなリニューアルもしましたよと。そういうような背景の中で71万人が見込めますよと。

こんなようなことになっていると思うんだけど、実際、県がいろいろとノウハウをやっているわけではない、委託業者の方たちにやっていただいていると、そこがこういう結果を出しているんだと、こういうような形の中でいい

のかどうか。いや、そうじゃないんだと、県はちゃんとこれだけの経営戦略を打って委託業者にきちんと指導していると、こういうふうになっているかどうか、その辺のところはどうですか。

【中崎文化観光国際部長】 まず、アンテナショップの目的は、いろんな委員がご指摘のとおり、そこで物を売るということではなくて、そういったことを通じて販路拡大、あるいは県の誘客促進の情報発信基地だと、そこは十分認識しております。

なぜ1.5倍になったのかということで、委託業者の変更というのは、これは大きな理由だと思っております。今回、委託業者に選定された先は、都内でも、いわゆる飲食店やコンビニ、あるいはホールや貸し会議室の運営など、幅広く運営されている業者でございます。

例えば、業者が代わったことでどういう利点があったかということ、本会議の答弁では、長崎らしさを演出するために、お弁当あるいは生鮮を販売したり貸しホールを持っていますので、いろんなお店の前のスペースを活用して、世界遺産が登録された時は日本橋長崎館が入居しているビルの柱を使って人を呼び込むための工夫をしたというようなことで、この委託業者のノウハウを活用して1.5倍になったということは、これは間違いないと思っております。

ただ、先ほど申しましたとおり、これは物を売るだけの施設ではないので、実は、私は先週、東京へ行って、この運営に当たっている方とこの点について十分意見交換をしてまいりました。といいますと、売り上げだけを目的にしようと、例えば、県が本当に売りたい産品、あるいは頑張っている事業者、今はそんなに売れないかもしれないけれども、一定いい場所を確保して、ここは置いてくれというような思いもそ

こは出していかないと、先ほどの県の目的にはつながらないと思っています。

ですから、事業の運営のノウハウは民間に十分アウトソーシングという形で活用してはいますが、冒頭申しました県の目的に合致するためには、県の思い、あるいは考え方、戦略なりをしっかりと伝えていかなければいけないと思っています。現在、月に1回、委託業者と物産ブランド推進課の職員、それから東京の観光物産センターの職員が、お互いの意見を交わすような運営会議もしております。

そういったこともございますので、できるだけ委託業者のノウハウも活用しながら県の思いを達成できるような取組に注力していきたいと考えております。

【小林委員】 部長の考え方、我々が現状を認識しているような中身なんです。我々は、これから何を期待していきたいかと。売上金額だけではないよと、こう言われるけれども、売り上げは大事なんだよ。来館者の数、売り上げがきちんと比例して、まず来館者があって売り上げが一定確保される。そして、一人当たりの消費金額が右肩上がりになっているとか、そういう分析はしなければいけないわけです。

要は、そこを我々の土台にしながら、ブランド力だとか、販路拡大とか、誘客にどのくらいつながったかとか、こういうところをもうそろそろ数値目標の中で出さなければいけないのではなかろうかと。なんで皆様方が来館者の数だけを出して、目的は何のためにということはお互いわかっているにもかかわらず、そここのところについては口ではいうものの、どれだけの成果につながったかということについての話が全くないわけです。

先ほどから言うように、今年度が過ぎて3年が過ぎようとしているわけです。28年3月に開

館したから、今、2年10カ月ぐらいだと。そういうところからしてみたら、もうそろそろ本来の目的に対するところの数値目標をきちんと上げて、それだけの成果が幾らかずつ見えてきたと、本当の狙いは実はこうなんだと。その上で、これだけのブランド、これだけの誘客、これだけの販路拡大、こんなようなことをきちんと数値目標の中で上げたいかがだろうか。最終的には、ここにこなければ年間の相当な投資対効果ということについての結果につながらないのではないかとやっているんですよ。ここはどう思いますか。これは部長。

【中崎文化観光国際部長】 アンテナショップの目的は、もうご指摘のとおりだと思っています。それに合わせたような目標設定をすべきだということもご指摘のとおりだと思っています。

今申しましたとおり、ちょうど3年たちまして販路拡大の実績も少しずつ出ております。先般、アンケートを従業者の方にしますと、アンテナショップの商品がバイヤーの目にとまったということで販路がつながったという例も出てきております。中には、ある業者は、それが全国の生協の販売網にかかって相当な売り上げにつながったというお話がきておまして、それを契機に投資しようかというようなことも聞いております。

ですから、今後、販路拡大の実績なり、あるいはアンテナショップが契機になった売上高なり、そういったところの目標値をしっかりと見据えた中で、アンテナショップをどう運営して活用していくかというような施策につなげてまいりたいと思っています。

【吉村(庄)副委員長】 第146号議案で、先ほどからそれぞれの委員からお話がありますが、計画の概要、第5章、主要施策の展開ですね。今も委員から話が出ましたように、この内容に

については私も評価をいたしたいと思います。私が思っていることについて幾つか質問がありまして、具体的な答弁があった部分があります。例えば、「県内のどこにいても良質な文化芸術に触れられる機会の提供」ということではどうだと。

例えば、県展の問題ですね。美術館の本展と、佐世保と離島7の①から④、それから7-(2)-2の①、②、これは私が思っている限りでは、従来も同じような考え方でやってきたものの中かなと思っているんですが、项目的に特別に新しいものではないだろうと思います。問題は、これを具体的にやっていく取組の中でどうしていくのかということが問題です。

先ほど、県内のどこに行ってもと、これは大いにこの考え方でやってもらう。離島だって、先ほどお話があったように、そういうことに触れる機会が少ない、だからどうするのかと、こういうようなことで考えておりますよという話であったわけです。

例えば、県展の問題だけとってみても、あなた方は平成31年度から平成35年度までのいわゆる5年間の計画をつくるに当たって、今のよう形で拡大していくかどうかという問題もあるけれども、拡大していくのかどうか。同じようなところをずっと続けていくのか、あるいは箇所数は変わらないけれども、場所を変えていくと。例えば、今年、来年、再来年は違えていくのか。私は、どうも今までやっていることの範囲の中での取組を頭の中に描いておられるんじゃないかと、こういう気がしてならんです。

だから、①、②、③、④で、具体的に5年間で何をするのかということを知りたいんですけども、新たに平成31年度から平成35年度までに、ここに挙げてあることについて今までやってきたこと以上に新たにやる特別なものがある

のかどうか、聞かせてください。

【本多文化振興課長】委員のご指摘にもありましたように、今回の教育振興基本計画に掲げております取組は、従来から実施しているものもございます。それにつきましては、これまで以上に内容を充実させて、あとは拡大できる部分については拡大していくということも考えていきたいと思っております。

それから、新しい取組についてですけれども、そういった取組を進める中で内容的に、さらにふるさと教育の部分ですとか、あと、今年度から取り組んでおります「長崎島の芸術祭」とか、若者文化に着目した取組については、地域の住民が自発的に取り組むものを県としても支援して、それが人材の育成であるとか、その地域の住民のふるさと教育につながって、地域に対する誇りと愛着を育てていくような目的で今年度から取り組んでいる事業等もございまして、そういった取組をさらに発展させていきたいと思っております。

【吉村(庄)副委員長】お答えを聞く限りにおいては、そう今までと変わりなく、あんまり大したことがないように私は受け止めるんですよ。例えば、県展について、本展は長崎でやる。佐世保の方も、なんかようわかりませんが、本展みたいな言い方をしているんですよ。離島に県展の作品をもって行ってやられる、あんまり変わらないような位置づけじゃないか。それをなぜ本展とおっしゃっているのか、私はよくわかりませんがね。

そういう範囲のことで平成31年度から平成35年度までやっていこうと、少し新しいものはあるけれども、基本的にそういう踏襲のやり方でやっていく限りにおいては、考え方はいいけれども、なかなか発展性がないんじゃないか、こういうふうに思います。

例えば、小値賀では国際的なミュージシャンその他をお呼びになって国際音楽祭を、名前は別ですが、そういうものを小値賀町の振興策として支援しておられますね。支援がどの程度か、十分かどうかということは別にして、支援されていますが、今から5年間を考えても、そういうことについては、そういう取組の範囲で終わっていくんじゃないか。佐々でやるのはこう、南島原でやるのはこう、こんな状況で、それで、あなたたちが考えている①の良質な文化芸術に触れられる機会の提供というものが、この計画の中で、提供としてありますからね。この計画の中で県が主体的に提供していく新しいものが考えられているのかどうかということについて私はちょっと疑問を持つんですよ。

だから、私がここで求めておきたいのは、平成31年度から平成35年度までの5年間ですから、これは資金的な問題も含めていろいろありますけれども、少なくとも具体的な取組の中では、今までのものを、成果とか反省とかいろんなことを検証しながら、さらにこの目的に達するような取組を、具体的なものを考えていかれるべきだと。こういうことについてはあなたたちの担当ということであるならば、教育委員会とも一緒に協議していかなきゃいかんのですけどね。それで初めて、ずっと書かれていることについての意義が少しでも前進させることにつながるんじゃないかと私は思っております。

佐世保では美術館の分館が欲しいと言っているんです。分館できないから、あなたたちとしてはいろんな対策を講じて、じゃ、作品をもっていこうかと、こういう考え方になっているんですけども、もっていられるなら、もっていられるように、ここで行われる本展と同じ規模にはならんかもしれんけれども、やっぱりそれらしき対策を講じてやっていただくとか、こん

なことがどうしても必要だと私は思います。私は、美術館の分館をつくってもらいたいと思います。佐世保じゃなくてもいいですよ、県北の中心が佐世保であれば佐世保でも構いません、佐世保の近郊でもいいんですけども、そうしてもらいたいですが、しかし、そういう形がとれないとしても、こういう考え方を持ってやっていかれるということであれば、中身を前進させてもらわないと。

私は、そうと思いますが、この点について、今から平成31年度から平成35年度までの計画をつくるわけですから。基本的なことについて議会でもオーケーを出してくれと、こういうふうに言っているんですが、私は、オーケーを出すことについてはやぶさかではないですけど、考え方はいいですから。そこのところはやっぱり突いていかないと、計画だけなのかとか、そんな話になっていく可能性がある。こういうふうに思うので、私は総括的に部長の見解をただしておきたいと思っております。

【中崎文化観光国際部長】従来からの施策もきちんと磨いて、例えば、美術館や博物館に収蔵しておりますいろんな作品を県民の皆様に、離島も含めて提供していく、そういったことも大事だと思っておりますので、そこもしっかりやっていきたいと思っております。

今、私も含めて部として考えておるのは、先ほど橋村委員にもお答え申しましたとおり、いかにこういった文化芸術活動を、長崎県の課題である人口減少対策につなげるような、いわゆる活用の方にもっていくか、施策をしっかりとくり込んでいこうというのが新しい取組だと思っております。

具体的に、また対馬の話で恐縮でございますけど、先ほど、しまの芸術祭という話が課長からございましたけれども、今、対馬でやってい

るのは、長崎出身の世界的なギタリストの山下和仁さんが対馬の歴史と文化に魅せられて、今、ギターによる音楽活動を対馬で10年前からやっておられます。そこをもう少し地域の方々を巻き込んでできないかというような考え方を持っておられます。例えば、対馬は芸術ホールはございませんけれども、万松院であるとか、そういった対馬古来のところでギターコンサートをしたいと。そうすると、コンサートをする過程の中で対馬の子どもたちにギター教室であるとか、そういった普段提供できないような水準のものを提供すると。それによって対馬の持つ歴史文化がギターという芸術を通じて、島の子どもたちに改めて島が抱えている歴史文化をもう一回感じてもらう、あるいはそういったコンサートをすることによって、世界的なギタリストなので、韓国の方も含めて、少し音楽に興味のあるような、あるいは旅行を楽しむような方がまた対馬を訪れるような、そういったことも一緒にできないかというお話を今しているところでございます。

人口減少という課題の中で、文化観光国際部が何ができるかということの中で、この文化芸術も保存ということだけじゃなくて、いろんな具体的な事例の中で活用に結びつけて県の課題解決につなげていきたいと思っています。特に、7番の②に書いておりますような文化芸術活動を通じて、ふるさとを大事に思うまちづくりの支援といったことにしっかりかかわりたいという思いも教育委員会にもしっかり話して、文化観光国際部でやるべき施策については進めたいと考えているところでございます。

【大場委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第145号議案のうち関係部分及び第146号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

なお、午前中の審査は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、13時30分より再開いたします。

-----  
— 午前 11時54分 休憩 —

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【本多文化振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の「総務委員会提出資料」をご覧ください。

資料は、いずれも今年9月から10月までの実績によって記載しております。

資料の1ページをお開きください。1,000万円以上の契約案件でございます。

1,000万円以上の契約件数は、4件ございまし

て、うち3件はアルカスSASEBOのホールの音響装置や照明装置等の設備の更新業務に係る契約でございます。残りの1件は、長崎歴史文化博物館の修繕業務に係る契約でございます。

業務内容は、いずれも設備等の部分改修であり、これを実施できるのは、当初施工した業者またはその関連会社に限定されることから随意契約といたしております。

次に、資料の3ページをお開きください。陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、五島市、長崎市、西海市、長崎県離島振興協議会、南島原市からの要望の計12件でございます。

資料に、それぞれに対する県の対応をお示ししているところでございます。

まず、五島市からの要望といたしまして、資料の3ページから5ページに記載しております。項目としましては、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航路・航空路運賃低廉化）の対象者拡大について」など2件でございます。

次に、長崎市からの要望としまして、資料の7ページから14ページに記載しております。項目としましては、「県市一体となったMICE誘致・受入の推進について」等6件でございます。

それから、西海市からの要望としましては、資料の15ページから16ページに記載しております「洋上風力発電と世界遺産からの景観の共存について」の1件でございます。

そして、長崎県離島振興協議会からの要望としまして、資料の17ページに記載しております「「有人国境離島離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく政策の推進について」の1

件でございます。

最後に、南島原市からの要望としまして、資料の19ページから20ページに記載しておりますが、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」から除外となった構成資産への支援について」など2件でございます。

最後に、資料21ページをご覧ください。附属機関等の会議結果でございます。

9月から10月までの実績といたしまして、「第1回観光審議会」が開催され、観光地づくり実施計画について審議を行っており、その概要を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

**【大場委員長】** 次に、観光振興課企画監より、補足説明をお願いいたします。

**【松田観光振興課企画監】** 「観光振興基本計画」に掲げる事項の実施状況について、ご説明いたします。

資料は、文化観光国際部の「総務委員会 補足説明資料」になります。

本案件は、長崎県観光振興条例第11条の規定により、毎年、県議会へ報告することと定められており、本日は、平成29年度分について、ご報告させていただきます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

こちらは、観光振興基本計画の記載内容を施策体系図としてあらわしたものでございます。本計画は、単に観光客数を増やすだけでなく、観光消費額を高める取組を進めることにより、本県観光産業の活性化を図ることを目指し、5つの観光振興の方向性と、その方向性のもと展開すべき各種施策を設定しております。

平成29年度も、こうした各種施策に沿った取組を実施してきたところでございまして、主な



取組を次のページに記載しております。2ページをご覧ください。

平成29年度は、地域の観光振興を担う観光協会等の組織強化への支援、市町や観光団体等が取り組む観光まちづくりへの支援、熊本県や大分県との連携による広域周遊ルートの開発、2つの世界遺産を活用した旅行商品の造成支援と情報発信、クルーズ客船の誘致強化などに取り組んでまいりました。

こうした取組の成果を計画の数値目標とともに次の3ページに記載しております。3ページをご覧ください。

平成29年の実績は、全ての項目で前年の平成28年実績を上回っておりますけれども、観光消費総額、観光客延べ数、延べ宿泊者数については、平成32年の目標数値に対する達成率が低調な結果となっております。

目標項目ごとの成果につきましては、次のページに要因等を記載しております。4ページをご覧ください。

数値目標の達成率が低調となったことについて、全般的に申し上げますと、観光客延べ数は、過去最高を記録したものの、熊本地震で減少いたしました宿泊客数が震災前の水準に回復しておりませんで、これが観光消費額の伸びにつながらなかった要因と思っております。

5ページをご覧ください。

こうした平成29年度の実績を踏まえまして、今後は、さらなる宿泊客の増加などによりまして観光消費額を高める取組を重点的に推進していきたいと考えております。特に、地元関係者が地域で稼ぐという意識を共有し、その仕組みづくりに積極的に取り組む事業者を支援することで観光消費額の拡大を図るとともに、観光人材の育成・確保などにも取り組み、観光産業、ひいては地域の活性化につなげてまいりたいと

考えております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。番号が45、46、50、56、61です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは、次に、所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(智)委員】朝鮮通信使についてお伺いをいたします。

今さら言うまでもないことではありますが、10月でございましたか、釜山市の釜山博物館において、「朝鮮通信使展」が開催されました。私も日帰りで行ったんですけれども、結局、オープニングセレモニーに間に合わずに、夕方の3時からというご案内でしたが、たまたま4時からになりまして、4時にはもう空港に行かなきゃいけない時間でもございました。残念でございましたが、釜山市立博物館と木浦に行きまして船を見てまいりました。1泊2日の駆け足でございましたが、世界記憶遺産に登録をされた日韓のすばらしい朝鮮通信使の資料が展示されておりました。感銘を受けて帰った次第でございます。

す。そしてまた、木浦で見せていただきました船についても、前の委員会でも申し上げましたが、なぜあんなに早く予算化してできるのかなというようなこと、日本との制度の違いというものがありますので一概に比較はできませんけれども、素晴らしい船ができておりました。説明を受け、帰ってきた次第であります。

日本側として朝鮮通信使縁地連絡協議会、韓国側には釜山文化財団というのがあって、両方で申請し、それがユネスコに認められたということで登録が成ったわけでありまして、今年10月末でちょうど1年たったわけでございます。それを記念して企画展が開催されたわけあります。

どうでしょう、日本側の朝鮮通信使縁地連絡協議会の受け入れ窓口は長崎県の対馬市が持っているわけでございますが、長崎県としては、日本側の企画展を何か考えていないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

【小川国際課企画監】お尋ねがありました朝鮮通信使に関する企画展のお尋ねでございます。

県としましては、朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」登録1周年といたしまして、平成31年1月23日から3月17日までの53日間、長崎歴史文化博物館におきまして、釜山博物館のご協力などいただきながら特集展示の実施を予定しております。そこに合わせまして、写真展ですとか、そういうところもしっかりと情報発信しながら、今後の日韓の交流につなげていきたいと考えております。

【坂本(智)委員】ありがとうございます。安堵しました。もう日程が決まっています企画展をやるんだというようなことでございます。内心、随分早いなど、私は秋くらいなのかなと思っておりましたが、1月から3月までということでございます。ぜひ成功することを願っております。

そういう企画展をやることと同時に、私は以前からずっと申し上げているんですが、せっかくの機会でございますので、写真展というお話が今ありましたけれども、これは長崎歴史文化博物館であるんですね。その頃、美術館がどういう催しをやっているのかわかりませんが、写真展、あるいは釜山の画家と長崎の画家で絵画の交流展だとか、あるいは書の交流展だとか、いろいろあると思うんですよ。そういったものが博物館と美術館と一緒にできないのかなど。それには余りにも時間がなさ過ぎるのかなというふうな気もいたしておりますけれども、できたらそういったものを一緒にやれば韓国からもお客さんが来られるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【小川国際課企画監】今ご提案いただきました書ですとか写真展ということで、写真展は長崎歴史文化博物館の1階ホール前のところを使いましてやっていきたいと考えております。書につきましては、イメージできていなかったものですから、そのあたりもご意見を踏まえながら、スタートが年明け1月23日と迫ってきているところではありますけれども、そういうご意見をしっかりと受け止めながら準備を進めていきたいと考えております。

【坂本(智)委員】この時期に合わせることは時間的なものもありましようから、無理に合わせることは必要ないのではないかと私は思います。日韓の文化交流展、そういう意味合いのことで銘打って、さっき言いましたように、書だとか、写真だとか、絵画だとか、それぞれの文化の交流というようなことに時間をかけて関係者が協議をされて、そういったこともやっていく必要があるんじゃないかと思えます。いかがですか。

【小川国際課企画監】朝鮮通信使につきましては、日韓交流の非常に大きな項目だと考えてお

りますので、そういうことをしっかり受け止めながら、日韓交流にどうやってつなげていくか、日本の方々、韓国の方々に、そういう意義といったものをしっかりわかっただくような形で取組を進めていきたいと思います。

【坂本(智)委員】最後にしますけれども、現在、言うまでもなく、いろんな問題が日韓の間には横たわっております。ゆえに朝鮮通信使ではないかと。あの頃のすばらしい日韓の、2国間の友好交流関係、ああいった時にもう一度戻りましょうよということから始まったというふうに私は記憶をいたしております。だからこそ、この朝鮮通信使の精神を生かすべきではないかと思いますので、年明け、来年1年間を朝鮮通信使の1年というような形で銘打っているような企画をやっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。部長、何かお考えがございませんか。

【中崎文化観光国際部長】日韓の文化交流は非常に大事なことだと思っております。

先般、我々の先輩の仁位さんが美術館で日韓の仲間の皆さんと写真展をやったんですけれども、それを聞いて福岡から総領事が急遽駆けつけて、皆さんとまたそこで交流したということがございました。私もその次の週、知事と一緒に総領事館からご招待を受けたんですけれども、総領事は、朝鮮通信使を初めとした韓国と長崎の交流に関心を深く寄せておられまして、先ほど申しました来年の朝鮮通信使の開幕式にぜひおいでいただきたいと思っております。そしてまた、現地で長崎の状況なりもよくご理解いただいて、また、交流の後押しもいただければと思っているところでございます。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

【宮本委員】それでは、議案外と所管事項について質問いたします。

まず、説明資料の6ページの平和行政の推進というところでちょっとお尋ねいたします。

賢人会議が11月14日、15日と行われまして、やっとな念願かなって長崎で行われたということでもあります。賢人会議については、非公開ということもありまして、詳細は今から少しずつかなと思います。「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」について、どれだけの方々が参加されたのか。そしてまた、その概要、そして、今後これを踏まえて長崎はどう対応していくかということをご説明いただければと思います。

【佐々野国際課長】地球市民集会ナガサキの概要について、ご報告させていただきます。

今回、5年ぶりの開催ということで、3日間の開催でしたけれども、通算で3,580人ということで、前回よりも300人増えるような形の結果となっております。

要因としましては、各分科会を重ならないような形で時間を設定したということで前回よりも300人増えたということになっております。

地球市民集会のテーマとしましては、昨年、核兵器禁止条約が採択されました。同じ年にICANがノーベル平和賞を受賞したということで、核兵器廃絶に向けた大きな動きがある中で、2020年に予定されておりますNPT再検討会議に向けて、被爆地長崎から新たなメッセージを発信するというを目的に開催されております。

3日間の分科会を経まして、最終的に「長崎アピール」という形で採択を行っております。5つの項目が採択されておまして、1つは、アメリカ、ロシアへの核兵器廃絶のための対話、軍縮交渉を進めることを要請する。併せて、核を保有している全ての国に対してCTBT、包括的核実験禁止条約の署名・批准を要請する。

2つ目としましては、核抑止に依存する全て

の国に核兵器の遡減、廃棄、安全保障政策に転換することを要請するといった内容になっております。

それから、今年に入りまして南北対話、米朝対話が実現しましたけれども、そういった対話を通じて約束したことの履行を要請する。併せて、域内の全ての国が北東アジア非核兵器地帯の設立に向けて交渉を開始することを要請するという内容になっております。

それから、日本政府に対しましては、核兵器禁止条約の早期の署名といったことをアピールする内容となっております。

それから、被爆者の人口が減少していく中で、今回、若い人たちがたくさん参加されておまして、その中で「ユース・ネットワーク・フォー・ピース」といったような若い世代の取組を今後支援していく必要があるといったアピールも採択されております。

県としましては、これまでも平和発信事業ということで、県内の留学生や一般県民を対象にしました被爆体験講話、被爆遺構巡りを行います「平和大学」、それから、県外の大学、県内市町に被爆講話者を派遣する事業を実施しております。先ほどの「ユース・ネットワーク・フォー・ピース」につきましては、長崎大学、長崎市と連携しまして、県内の大学生で構成する長崎ユース代表団といったものに支援を行っておりますので、引き続き、長崎市、NGOと役割を分担、連携しながら、平和の発信に取り組んでいきたいと思っております。

【宮本委員】 ありがとうございます。3日間で前回より300名多いということで、約3,580名が参加されたということで、それだけ関心度が高くなってきているという現状がありながら、分科会というものも一つの効果だろうということをおっしゃいました。

先ほどおっしゃったとおり、若い世代への継承というのが大事だろうと思っております。今回、新聞を見ましても、そういった方々の動きであったり、討論会みたいなものもあったと聞いております。私は参加しておりませんので、その詳細はわかりませんが、そういった若い世代に対する取組が今後は非常に大事になってくると思っておりますので、県としても、そういう世代に対する取組をさらに強化していただきたいと思っております。

賢人会議につきましては、中長期的課題を討論したということが言われていますけど、なかなかすぐ解決できるような問題ではないということは承知しながらも、それは若い世代に語り継いでいくという大事さは、そのスタイルは県としてもとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

もう1つ、追加資料1の中に来年度の取組の重点施策があります。先ほども説明がありましたけど、これについてちょっと教えていただきたいと思ひます。

重点戦略の素案の中に、「稼ぐ力」と先ほどおっしゃいました。31ページになりますけれども、重点戦略素案の中の、これは読むだけではちょっとわかりにくいんですが、稼ぐ力の最大化を図りますと。1番、観光事業者が市町、他産業と連携するという形、これが恐らく新事業の長崎メイドイノベーション促進事業に当たるのかと思ひますが、これについて来年度の取組をもう少しご説明いただけますか。

【佐古観光振興課長】 長崎の宿イノベーション促進事業について、ご説明いたします。

これは基本的には県がそれぞれの地域に入り込んでいきまして、市町の皆さんとか、あるいは1次産業を含めて、観光業者だけではない地域の皆さんと一緒に地域全体で稼ぐ、そ

ういう仕組みを県として補助金という形で支援をしていきたいという制度でございます。

想定しています取組としては、いろいろなものが考えられると思うんですけども、例えば、宿泊事業者の方が核になって、今、宿泊業界は人材不足が非常に顕著な状況でございます。朝食と夕食を提供するモデルを今後も続けていくのか、あるいは朝食を周辺の宿泊事業者と一緒にになって共通化するとか、あるいは夕食については、宿で囲い込むのではなくて地域の飲食店でとっていただくとか、そういうふうにビジネスモデルを転換するとか、そういったことに取り組まれる方に対して、当然、宿だけではなくて、いろんな業者との連携が必要になってまいりますので、そのあたりを支援していきたい。

そのほか、どういった取組が出てくるのかというのは、実際に事業化になりましたら、また地域の皆様ともご相談をしながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

【宮本委員】地域全体を取り込みながら観光消費を促し、稼ぐ力を最大限に図るということで、今までにはなかったような地域を巻き込みながら、そして、ほかの産業も巻き込んで、そこで何か一つ事業を行う、そこに補助金を出すというイメージ、宿泊事業者が中心となって動く部分もあるという理解になるかと思えます。

言葉で説明を受けるとなると難しいんですけど、午前中も質問しましたけど、観光産業の人材育成ということもこれに絡んでくる、育成もしくは確保にも絡んでくるようなイメージでよろしいのでしょうか、確認させていただきます。

【佐古観光振興課長】地域で稼いでいただいて、それが例えば宿泊施設のスタッフの方の処遇改善に結びつくとか、あるいは人材育成の方にも手を広げていただくとか、そういうことは考えられはすると思えますけれども、直接的には先

ほどご説明しました未来担い手育成事業ですとか、あるいは従来から取り組んでおりますホテルスタッフ、現にホテルで働いている方のスキルアップという意味での長崎コンセルジュの育成ですとか、そういったことも別の事業としてございますので、ホテル関係者の人材育成というところでは、従来のもの、あるいは今回新規で要求中のものも含めてセットで進めてまいりたいと思っております。

【宮本委員】先ほどの資料を見せていただいて、観光消費額について、そしてまた、観光客について、いろんな捉え方があろうかと思えます。目標達成率についても約86%であったり、そういったことから鑑みて、来年度、取り組んでいこうということかと思えます。

ちなみに、観光消費額の平成32年度までの目標が書いてありますので、これに向かって着実に進むための施策であろうと考えています。これが来年度、本格的に始動して、どういった形で出てくるかわかりませんが、地域と他産業と結びつけるということですので、市町との連携をしっかりとっていただきたいなということ。地域によっては、観光の目玉となるものがそれぞれ違いますでしょうから、そういったところもしっかり捉えながら推進していただきたいということを要望させていただきます。

あともう1点だけ確認をさせていただきます。世界遺産の中にありますけれども、端島、通称「軍艦島」であります。長崎県の観光動向調査の資料をいただきまして確認をしておりました。端島、通称「軍艦島」につきましては、ちょっとマイナスということでもありますけれども、10月に台風25号の影響があつて、それから上陸できない状況になっていると聞いております。今、12月ですから2カ月ぐらいですかね、現状はどうなっているかということを確認させていただきます。

い。

【村田世界遺産課長】ご指摘がございましたとおり、10月6日、台風25号の接近に伴い暴風雨、あるいは大波がまいて、端島炭坑内の見学通路でありますとかドルフィン栈橋と言われる部分の損壊が起こっております。

現在、所有者でございます長崎市において災害復旧事業という形で復旧に当たっております。契約期間は11月20日から3月までということで工事を行うということでございますけれども、現在のところ、1月末には観光客の皆さんが上陸できるような工程で進められているとお伺いしております。

【宮本委員】そうならば、今現在は、上陸だけできず、周りだけ回っているという認識でよろしいでしょうか。

【村田世界遺産課長】長崎市が運航会社と協議会を持っておりまして、その中で話をされているそうですけれども、現状においては、今ご指摘があったように、上陸はできないけれども、周遊させるというような運航スケジュールでやられていると聞いております。

【宮本委員】11月20日から3月まで、来年1月末で完了というイメージでありますでしょうか、これは所有者は長崎市ですね。世界遺産は所有者が中心となるべきでしようけれども、これは県として何らかの補助と申しますか、対応は何かできないものかと思うんですけれども、どうでしょうか。

【村田世界遺産課長】端島につきましては、国の史跡に指定されております。国の史跡の指定の範囲か、範囲外かということで変わってくるんですけれども、指定の範囲内であれば、当然、文化財の関係で補助金が、これは教育委員会の所管にはなりますけれども、そこに県としての補助も出てまいります。指定外につきましては、

通常の災害復旧事業ということでございますので、国の補助と地元の長崎市の負担ということになろうかと考えております。

【宮本委員】そうするならば、県としては県の教育委員会が補助しているということでしょうか、確認させてください。

【村田世界遺産課長】県といたしましては、国の文化財保護行政のルールに基づいて教育委員会の方で補助しているということでございます。

【宮本委員】わかりました。一日も早く上陸できるように願っています。どうでしょうか、上陸できず、外周を回るということでありまして、観光客の動向というのは、これに書いてある分は、いただいた資料は9月まででありますけれども、10月の観光客の数はわかりますでしょうか、確認させてください。

【村田世界遺産課長】私の方からご説明申し上げますと、長崎市からお伺いしている状況では、船会社からの聞き取りということで、11月下旬までということですが、昨年と比べて約2割ぐらい減しているということでもありますので、やはり上陸できないことが影響しているんじゃないかということでございます。

数値を申し上げますと、昨年度が約5万3,000人、今年が約4万2,000人ということで、全体として約1万1,000人の減ということでございます。

【宮本委員】わかりました。2割減ということですね。所有は長崎市ではありましようけれども、世界遺産ということで、県としても、この登録に向けては全魂を傾けてきたところですので、どう言ったらいいかわかりませんが、長崎市ともしっかりと連携をとってという言い方になるのでしょうか、協力をしながら、必要なことがあれば、それを国に届けるであったりとか、そういった協力はしていただきたいと思

ます。

10月8日でしたか、田上市長が文化庁に行って、見学路、そして栈橋の一日も早い復旧を願って事前着工というものにも取り組むことができたということで、これに対しても私の先輩、秋野公造参議院議員がしっかりとつないだということもありますので、県としても何らかの形で手を差し伸べるようなことが、県教育委員会には補助を出しているかもしれませんが、対応はしっかりとさせていただきたいということだけ要望させていただきます。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

【橋村委員】今朝も発言させてもらいましたけれども、「第三期長崎県教育振興基本計画」ということで、改めて教育文化行政に対して積極的な取組に対する意思表示をされたものだと。私は、共鳴、共感することが数少ないわけでしたけれど、特に今回の文化観光国際部の対応については、よくぞ、こうやって意思表示をもらったという思いなんです。お世辞でも何でもない、まさにこういうことを。

長崎県の潜在的な資源とは何なのかと。文化行政あたりを、歴史性があるんだから、何をもち、どういう行政目標を立てて、そして取り組んでいくことが大事だと私は思っております。それと、地理的なロケーションによってハンディキャップがないように、公平に、平等にという捉え方。先ほど部長の話聞いておりますと、対馬におつたと、それが貴重な体験になったのではないかと思っております。

また、文化行政というのは、とかく市町の場合には教育委員会所管になっているけれど、私も県議会にこうやって来て、美術館はどこで所管するのかということも知事部局でやると、あるいは他県の場合もそういうケースが多かったということで、そういう傾向にあるんだなとい

う思いをいたしたわけです。

特に、教育委員会から知事部局にもってきたというのは、予算編成権もあるし、重点的な政策展開をやろうとする時には対応が速やかに、教育委員会にはちょっと悪いけれど、やろうと思っておっても手早く対応できるのは知事部局じゃないかと思っております。そういう意味で、速やかな対応ができるということで、今回、離島に対しても目配りをした文化行政をとということです。

そういう中であって、その理念はわかるけれど、先ほど副委員長も指摘されておつたけれども、実際問題、じゃ、どうやって取り組んで実質的に、具体的にどういうことを取り組もうとしているのか。この場でやりとりするには時間が限界があるので、また改めてそういう機会を持ちたいと思います。

私もちょっと、こういう席で言うのはあれだけれども、義務教育の中学校、小学校の子どもたちというのは、長崎市内の人間よりも文化的な資源に接する機会が少ないというようなことで、各中学校、小学校、ちゃちで紹介するのもちよつといかがかと思うんですけれども、一人当たり1,000円ずつの予算をつけると。だから、小学生が300人おれば30万円つけると、あとは学校長の権限で何にでも使っていいと。本物に触れるような機会づくりをやってほしい、あるいは中学校、小学校に30万円ずつ予算があれば合同で何か招聘して、それを鑑賞するというようなことも結構だということで、何を、どうのということでは全くなくて、現場の裁量権で結構だというような、ばらまきと言われればそうだけれども、それはちゃんと理性と良心をもって、きちっと教育の理念のもとで対応してくれるものだということで、何も予算要求があったわけじゃないけれど、私が勝手に予算編成権と

いうことで予算づけをやって使ってくれという  
ような予算措置をした経験もあります。

ともかくにも、最近、離島との関係が個人的にもちょっと深まって、子どもたちがいろんなスポーツ大会に行くにつけても、もう本当に行き来をするだけで小1万円かかると。ましてや、長崎から島原半島から佐世保に移動するとすれば、それも余分な経費がかかると。だから、離島が置かれているハンディキャップ、あるいは保護者の負担というのは、我々が想像すること以上のものがあるということを実感しているわけです。

そういうことで経験されているからだけでも、そういうことも踏まえて本土のどの地域よりも劣悪な条件にならないように、それは克服してやらなければいかん、あるいは移動美術館を開催するにしても、先ほどちょっと聞いたんだけど、上五島と福江島との移動距離はどれぐらいかかるのかと。ジェットフォイルだったら30分か40分ぐらいだろうということです。それはそれとして、例えば福江島、あるいは上五島、あるいは壱岐、対馬あたりで移動展をやっても構わないし。ただ、県美術展を移動でやると、それぐらいのルーチンでやるのではなくて、もっとグレードの高いことだってやるべきだと思うんですよ。

本土におれば、入場料さえ払えばいろんなことに接触できるけれども、なかなかそういう機会に恵まれない。だから、それを補ってやるというのが行政の責任であるし、長崎県が置かれた、離島を抱える県行政とすれば、その離島のハンディキャップを克服してやるということこそが県政の最大の課題だと思っているんです。

そういうことで、理念としてこう出されているので非常に共感を覚えたわけですが、今後、例えば、どういうことをやればと想定さ

れておるのか、1~2でも考えておられれば紹介いただければと思っております。具体的なことについてはじっくりとやりとりをしたいと思っておりますけれども、最初のこういう提案をされた機会でありますので、この機会に心意気なり等、さらに深めてご紹介をいただきたいと思っております。

**【本多文化振興課長】** 委員のご指摘のとおり、文化芸術を条件が不利な離島地域でも、公平、平等という観点から県展の巡回であったり、美術館、博物館の移動展であったりという、そういった活動は今後も引き続き続けていきますし、それも内容を充実させ、また、拡充していきたいと考えております。

それから、新しい取組というか、委員がおっしゃられたような、離島の人たちにも本物をもっと見ていただくという意味で、現在、取組を始めているのが、午前中にも申し上げましたけれども、海外のアーティストを各国の大使館から紹介していただきまして離島に招聘いたしまして、そこで滞在して地元の子どもたちや住民と交流をしていただいたり、一緒に創作活動をするということ。そういったアーティストが創作した本物の芸術でありますとか、音楽にしても、すぐれた演奏を聞いていただく機会を設けているところでございます。そういったことも今後、海外のアーティストだけじゃなくて、東京芸術大学、地元の大学とも連携を強めまして、芸術の専門家のコーディネートによる新たな文化芸術の機会の提供を考えていきたいと思っております。

**【橋村委員】** 私の友人で、美術をやっているんですけど、著名な大学の学長を経験された人でも、いつでも、夏休みにでも招聘して子どもたちの指導に当たっても構わないとさえも言っていたらいておるということでございます。い



ろん人脈、情報をアンテナを高くして、そういう情報をかき集めて速やかに対応しておると。これこそが一番の財産だと思っておるんです。

したがって、そういう人的なものも駆使しながら、よりグレードの高い教育が実践されるようにという思いをいたしておるところでございます。

それと、例えば、出張してもいいけれど、こんなのはなかなかあなたたちは無理だろうと思うけれども、子どもたちを長崎に連れてきて、そして本物を、何かのチャンスがあった折に、これだけは見せてあげたい、本土の子どもたちにもという場合には、離島ではなかなか今度は旅費という負担が出てくるので、そういう場合には、もうそういう超過負担にならないように、公平に、どの場所にあっても、そういうことができるチャンスを確保するというような視点も大事だと思っております。

私は、教育投資というのはB/Cに馴染まないし基本的に思っているんですよ。だから、投資効果とかなんとかあんまり言うのは好きじゃない。ましてや、教育予算というのは、B/Cなんてなじまない。100年、200年先に発生すればいいのではないかとさえも思っておるんですよ。

したがって、先ほど、国際線の就航のために2,600万円計上したと、そういう、あるいは1億円の予算があればどれだけやれるかと、それを否定するものじゃないけれど、やはりそういう経済投資ということもさることながら、本来やるべきことは何なのか、あるいはそこを置き去りにしておくことは行政としていかなものかという思いです。

そういうことで、これから、これぞやらなければならないということについては、各部が一体となって予算要求をし、また、我々も最大の

応援は惜しまないつもりですので、せっかくこうやってやっておられる、あるいはアンテナショップもやる、あるいは旅行客を招聘もしようと、そういうことには予算をつけているんだから、教育予算は投資効果はないかもしれないけれども、10年、20年、30年、子どもたちに投資すれば、必ずバックしてくるんだから。

私は、少子化対策というのは、相当経費を投資したとしても、今度は納税者育成だから、納税者として還元できるという経済循環もできるんだから、そういうところを十分踏まえ、長いスパンの中で何をやるべきかということをも十分踏まえてやっていただきたいと思っております。ここについては改めてやりたいと思っておりますけど、再度、部長の心意気をお伺いして、質問を終わりたいと思っております。

【中崎文化観光国際部長】 私は、教育行政というのは教育委員会が主体的にやるものだと思っておりました。そして、先ほど委員からお話がありましたように、対馬に行かせもらった時に、対馬の人口減少問題ということを考えて時に、対馬の場合は1世代、約300人おります。ただ、中学を卒業する時に、そこで100人近くが島外に出ます。そして、残された二百数十名のうち、高校卒業の時に地元に残るのは30名で、あとは就職、進学で外に出て行きます。

そう考えると、いわゆる小中の義務教育、あるいは高校教育を通した中で、いかにそういった地域の思いのところを感じてもらおうかということがすごく大事だと思っておりました。もしかして1度島の外に出ていくかもしれません。ただ、そういった教育を通してふるさとに対する思いというようなものが、子どもたちのDNAにすり込まれれば、また間違いなく外に出て行った時に、またふるさとを思うという中で、いろんなチャンスの中でまた戻っていただくこ

とがあるんじゃないかと思っております。

対馬で言えば、朝鮮通信使の歴史、朝鮮通信使を通して対馬が果たしていた役割を、やっぱり対馬の子どもたちにしっかり知ってもらわなきゃだと思っております。

今、教育委員会がふるさと教育ということで、新たな方針で見直して一歩踏み込むようなふるさと教育をやっております。先般、池松教育長ともいろいろ意見交換をさせてもらって、ふるさと教育の中で文化観光国際部としてどういった貢献ができるのか。我々、そういう意味では、文化に関していろんなコンテンツなり、ノウハウなり、ネットワークを持っております。午前中も申しましたけれども、文化観光国際部として教育行政に係る形で人口減少対策に取り組むということは、しっかり対応してまいりたいと考えております。

【橋村委員】 さっきの話の中でちょっと触れられましたけど、こういうところで私の考えを述べるのは大変僭越ですけど、私は、今住んでいる人にとって最適な生活環境を整備すると、我が森山町については、これから若い人には大いに世界でも羽ばたいてほしいと。だから、忘れがたいふるさと森山町であってほしい。そして、第一線を終えた時には、きっと帰ってきたくなるふるさとづくりをということで、マインドコントロールということが一時はやりましたけれど、そういうことで若い頃にふるさとのよさをちゃんと脳裏にたたき込んで、そして、いつまでも忘れがたい、盆正月にはふるさとに帰ってきたい、そして、竹馬の友とわいわい騒ぎたい、そういう人と人との絆を大事にし、郷土愛を養って、そしてふるさと回帰を必ずするぞという意思を持って、ふるさとに愛着を持てるような教育をやっていくべきだと思っております。

もう答弁は要りませんが、ぜひとも力を入れて、総力を結集して取り組んでいただきたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【吉村(庄)副委員長】 大きく2点、1つは、先ほども核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの質問が出まして、国際課から答弁があつて内容が少し明らかになりました。その時に「長崎アピール」というものを出しているんですね。これは報告にもあっております。この「長崎アピール」というものについて、総体的に県としてはどういう評価というか、どういう思いをされているのか、ぜひ聞かせてください。

【佐々野国際課長】 「長崎アピール」につきましては、当日参加されました県、市、それからNGOの皆さんなどでアピールを採択しております。大きく分けると、核保有国、非保有国それぞれに核軍縮に向けた取組を要請するといった内容になっております。

最後に、県としてもこれから取り組んでいきたいということで、若い人たちの核廃絶に向けた取組を後押しするといったアピールも1つ、中に盛り込まれております。

そこを県としては、これまでもやってきたけれども、引き続き、若い人たちの取組を支援していきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】 私は、一般質問でもさせていただきましたが、県の立場は明確にされてもいいと感じております。アピールの中でも、今触れられましたが、世界の中における核軍縮についての潮流というか、やり方、こういうことで少し対立と言うとおかしいですが、考え方に違うところがある。

これについて、例の国連での核兵器禁止条約について、日本としては、詳しいことは言いませんけれども、その両方の橋渡しの役割を

果たすべきだと、こういう意見も集会の中ではあったと思います。従来、そこだけじゃなくて言われている状況の中で、いわゆる核兵器禁止条約の批准、あるいはまた条約の採択、この辺について日本政府にも要請するべきだと、こういう意見もその中に強く出ているように思うんですけれども、これについて私がお尋ねした時に知事は、そういう立場に立つのは当然だと。いわゆる両方がどうだこうだということ言うことよりも、そこら辺のことについて日本政府としては、やっぱり間に立って先に進むようにしてもらわんといかんと、こういう趣旨の答弁をされたんですが、これについては確認してよろしいですか。

【佐々野国際課長】先ほど、宮本委員からもお話がありましたけれども、地球市民集会に先立ちまして、外務省で「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」というものが開催されております。これは国の立場としまして、核兵器、軍縮の進め方、今、吉村(庄)副委員長からも言われましたけれども、核兵器保有国と非保有国、それから、核抑止の核の傘の中にある国、立場の違いがありまして、そこの対立を縮めるための提案を得るために、この賢人会議が開かれていますので、国としてそういった取組を今されている中で、県としても政府の立場を尊重し、同じ立場で進めていきたいと思っております。

【吉村(庄)副委員長】正確に言いますと、少し当を得てないと思います。政府の方向というのは、今は段階的核軍縮、核兵器廃絶といいますが、そっちの方に近いわけですからね、アメリカ側といいますが、大国側といいますが。一方で、国連で採択されたのは、そういうところもたくさんあるけれども、端的に言って、ストレートにそういう条約でしょうから。

それはそれとして、県としては、私は一般質

問の中で知事がそこら辺のことについて、政府に対しては、平たく言うと、やっぱり橋渡しの役割をやっていただかんといかんと、あるいはいずれの手段をとるにしても、核廃絶というのはスピード感を持って進めていただかなきゃいかんと、こういうふうな考え方で私に答弁されましたが、それはそれとして確認をしておきたいと思っております。そこら辺は県民会議の話とか、国の方針だとか、知事としての見解、県としての見解という意味ではなかなかというところもありましようから、そこから先は求めませんけれども、ぜひ「長崎アピール」というものについては、少なくとも県としては、知事としては、やっぱり一定の評価をしていくという姿勢をとってもらいたい、私はこういうように思います。

あとは少し具体的なことなんですけれども、観光面で宿泊客の動きだとか、日帰り客だとか、それから、観光客数の動向、こういったことについて一定、評価できるところもあるし、災害の影響もあったと。こういうことなんですけど、地域的にアンバランスがあるし、そういう意味では周辺地域といいますが、例えば、私が非常に心配しているのは平戸あたりですよ、宿泊客がどういう状況になっているかということでの資料も出ていますけれども、平戸あたりでは宿泊施設の再編も一定ずっとあっていましたね、今もあっている分があるんですけども。

こういうことを含めて考えますと、地域的なアンバランスということについて、それぞれの地域における観光資源との関係が非常に大きい、つながりがあると思いますが、地域的なアンバランスという問題について、県の観光担当としてはどういうふうに現状を見て、そして、それに対する対応をどういうふうに考えておられるか、考えがあるとすればお聞かせ願いたい。

【佐古観光振興課長】主に宿泊客の県内の地域

別のアンバランスというのは、委員は平戸の例をおっしゃられましたけれども、ほかの地域も含めて宿泊客の戻りが悪いところもございます。

大規模な宿泊施設の休館ですとか、特殊な事情も当然ございますけれども、県としましては、そこを何とか地域別に、この地域に欠けているものは何なのかということを経営の皆さんと一緒に話し合いを進めながら有効な施策を講じると。地域別に申し上げますと、そういった取組に今まで以上に力を入れていきたいと思っています。

それから、これは従来から努めておりますけれども、県内の周遊対策、この地域に行って、また別の地域にも周遊をしていただいて、県内の滞在日数をできるだけ伸ばすという取組も進めておりますので、そういった中で地域間のアンバランスを何とか平準化していきたいと思っていますところがございます。

【吉村(庄)副委員長】 平戸の例を挙げましたが、佐世保だって大きなところが閉館しております。それから、経営者の問題について、個々のホテルの宿泊施設、ホテルだけじゃないですけども、そういうところについての経営陣の交代もいろいろあっていますから、そういうものも含めて十分気を配って対応していただくことを私は求めておきたいと思えます。

その中で、あなた方が進めているクルーズ船の確保といいますか、入港拡充といいますか、こういうことについて大きく力を入れておられます。長崎港もかなり進んでおりますし、佐世保港も進んでおります。長崎港は今の状況の中で、まだ誘致をしてというようなことで、岸壁あたりのキャパシティはどのような状況になっていますか。

【土井口国際観光振興室長】 長崎港の入港状況でございますが、誘致につきましては、中国船

については順調に推移いたしておりますので、長崎港というよりも離島に入港するようなクルーズ船の誘致に県としては取り組んでいるところでございます。

長崎市においては、当然、受け入れ体制をしっかりしていただくということで力を傾注していただいているところでございます。

現在はそういう取組状況でございます。

【吉村(庄)副委員長】 佐世保の誘致増については、佐世保港内の現有の岸壁もですけども、浦頭地区を整備して受入を具体的にやると、こういうふうにしてあるわけです。

そういうところを含めて、長崎もそうですし、クルーズ船が、離島その他のところで条件がそれぞれ違うと思えますけれども、長崎と佐世保を中心的に申し上げますと、クルーズ船の入港増によって交通渋滞その他、交通環境がかなり影響を受けているところがあります。例えば、佐世保でいいますと、俵ヶ浦半島、九十九半島というところに展海峰という展望所があります。クルーズ船が佐世保港に入港した時には、ここに1日50台ぐらい、大型バスが行く。そこには一般県道がありますが、一般県道については従前からの離合場所が十分でない。こういう状況にあって、既に市としては県の土木部あたりに要請もされています。

そういうことからいいますと、長崎市の場合には全体的な中での交通渋滞といいますか、そういうことに影響があっていると思えますし、佐世保では必ずしも十分な環境が整備されていない。だから、浦頭では国道の関係、県道の関係、市道の関係、それが東彼の方まで、いわゆる長崎自動車道との関係、その他を含めていろいろあって、浦頭周辺については、計画を立ててやらなければいけないと、こういうふうになっています。

私の地元である展海峰のところについては言えば、これだけバスが来ているという状況の中で、これはクルーズ船だけではございませんけれども、ほんの一部は他の観光も入っているんですけども、こういうところについてはクルーズ船の入港増はやっていきますよと。しかし、一方で環境整備はできていない状況で、住民生活に非常に影響があるという状況になっております。

だから、そういうことも含めて、担当としては国道あたりも含めて土木部ということになるんでしょうけれども、道路関係ですから。あなた方としては、クルーズ船の入港増を図って観光の振興ということでやっていただくならば、そういうところについても県という立場で言えば、県庁内での連携をきちっとやって、そして環境整備をやっていただくことが非常に大事じゃないか、こういうように思いますが、そこら辺についての見解を聞かせてください。

【土井口国際観光振興室長】 県内各地の交通渋滞を緩和、解決していくためには、場所の実情を踏まえた対応が必要かと思っております。

長崎市でいけば、駐車場の確保とか道路を改良するなど、既に長崎市が実施しております対策協議会というのがございまして、そちらに県も参画いたしましていろんな協議を行っているところでございます。

一方、佐世保港につきましては、7月に委員がご指摘の三浦岸壁が延伸されまして16万トン級のクルーズ船が入港できるようになり、使用されるバスも増加しております。まさに、今おっしゃった展海峰での交通渋滞対策というのは非常に急務だと考えているところでございます。

そういう中、佐世保市では、本年5月31日に「佐世保港クルーズ船ウェルカム協議会」とい

う組織を立ち上げまして、交通渋滞に関する課題を関係者等で議論する交通対策部が設置されております。当然、長崎県からも、これは県北振興局でございしますが、観光部門、道路部門も参画しておるところでございます。

これまでの具体的な対策といたしましては、7万総トン級の船が入港した場合、市の予算で警備員を配置した。あと、10月と11月はコスモスの時期に当たりますが、旅行会社からの予約制を試験的に導入して緩和を図った。予約が多い時には降車後にバスを展海峰以外の場所に待機をさせるといったような誘導にも取り組んでいると聞き及んでいるところでございます。

所管については、土木部でございしますが、委員ご指摘のとおり、我々も観光という形で誘致に取り組んでまいりますので、地元市の道路部門とも連携しながら、交通渋滞等の対策に今後とも取り組みながらクルーズ船の誘致を図ってまいります。

【吉村(洋)委員】 先ほどちょっと言いかけて終わっていたので、まず、それから質問させていただきます。

議案説明の最後の方ですね、7ページからですが、政策評価の結果等についてということで、総合計画に掲げる10の戦略、これは見れば別に記載してあるんでしょうけれども、これと事務事業評価については16件の事業群評価調書により58件の事業を評価し、そのうち30件の事業について見直しの検討。それから、地方創生の推進ということについては、18の基本的な方向と、こういう数字がずっと並んでいるわけですが、こういう3つの計画なり方向性ということについて、全体的な整合がどのように図られているかをまずお尋ねいたしたいと思えます。

【本多文化振興課長】 まず、総合計画に掲げる10の戦略、それから、事務事業評価については、

16件の事業群評価調書ということで記載しております。

この関係につきましては、総合計画に10の基本的な戦略を掲げておまして、その下にそれを具体化、進めていくための施策がございます。さらに、その下にその施策を実現するための事務事業が構成されているんですけれども、それを関係するものを1つにまとめまして事業群という形で評価を実施しているところでございます。

それから、地方創生の「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の18の基本的方向と申しますのは、総合戦略に掲げている事業と重複するものもありますけれども、地方創生という視点で人口減少対策に資するような取組について大きな柱立てをした上で計画を策定し、事業の進捗を管理しているというものでございます。その中に18の基本的方向が定められているということでございます。

策定期間が若干違いますので、全く一致するというわけではないんですけれども、地方創生総合戦略に掲げることを実現するための事業と、それから、総合計画に掲げる10の戦略を実現するための事務事業というのは、基本的には県として同じ方向を向いた事業になりますので、そういった意味では2つの総合計画、総合戦略というのは整合性がとれていると理解しております。

【吉村(洋)委員】今の課長の説明で、大体方向的には同じところを向いている。しかし、科目的にはいろいろな科目があって、目的がそれぞれにある。そういうことがわかるんですが、これを見ただけでは、それぞれがばらばらに見えてわかりづらいんです。だから、こういう施策を打っていく時には、全体を一括りにして、どういうベクトルで進んでいるのかということ

わかりやすくした資料をつけていただくと非常に助かるんですけど、これをこのまま文章だけで見ても、なかなか、何をしているのか、何がやりたいのかということが見えてこない。それと、どれとどれを関連づけて相乗効果を出しているかとしているのか、そういうことが見えてこない部分があります。

委員長、できればそういう資料をつくっていただくようお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いたしたいと思います。

次の質問ですが、総合チャレンジ2020の地域別の資料があるので見ていたんですが、前もいろいろとあって、政策監もおられるのでお尋ねしたいんですが、肥前窯業圏を県北振興局が肝入りでずっと取り組まれてきたと思うんですが、これを核としていろんな事業が展開されたわけですが、13件の主要メニューを造成したということが記載されているわけですが、この中身についてもう少し詳しくお知らせいただければありがたいと思いますが、いかがですか。

【本多文化振興課長】肥前窯業圏の取組につきましては、企画振興部の地域づくり推進課、それから県北振興局が佐賀県との連携事業という形で取組をしておまして、申し訳ございません、詳しい中身は、こちらでは把握しておりません。

【吉村(洋)委員】政策監もおられるので答えていただけるかなと思って、県北振興局におられたので、あえて尋ねたんですが、それは書いてあるのでわかるんですけど、13の周遊ルートとか記載してここに資料が出してあれば、「わからないですよ」という答えが返ってくるのは、少し寂しいかなと思いますよ。こういうことができましたというぐらいのことは把握しておっていただきたいと思います。

それから、こういうものを核として、これは

県北に限定して話すわけですが、先ほどからずっと出ておった世界遺産、日本遺産を活用しての、肥前窯業圏というものも日本遺産で認定されて展開されてきたわけですね。それで、これを核として、いわゆる日本遺産、それから2つの世界遺産、そういうものをつなげていくということも当然あったわけです。

それから、世界遺産に漏れた、いわゆるキリスト教関連の教会群等もあるわけです。また、いわゆるカトリック系の資産ばかりではなくて、長崎県指定の文化財であったり、市町指定の文化財であったり、国指定の文化財であったりというのが県内各地に点在するわけですね。それを結んで周遊ルートをつくり上げていくんだというのがどこにでも文章に載るわけです、1行必ず。

そういうことについて、どういうルートづくりをされて、どのようなコンセプトでそういうルートを決められて商品をつくり上げられたのかということが疑問で、知りたいと思うんですけども、そういうことについてお知らせをいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】観光振興課の方で実施しております周遊旅行商品の造成ですけれども、基本的には首都圏ですとか大阪、それから中部地方、こういった大都市圏の旅行会社とタイアップしまして、2つの世界遺産、それから日本遺産、こういったものを周遊商品の一部に、例えば2件以上組み込んでくださいと。組み込んでくれれば、その分の商品造成支援ということで、団体の場合で1商品あたり15万円、支援をしている。そういったやり方で県内を周遊していただく商品づくりを進めているところでございます。

【吉村(洋)委員】中央のそういう事業者と連携

をしてという話ですけれども、県が主体となって考えていくというようなことがなされるんじゃないかなと私個人としては想定するんですが、その辺はそういう事業者に任せたままでやってこられたということになるわけですか、いかがですか。

【佐古観光振興課長】すみません。説明が一部だけにとどまっておりましたけれども、今申し上げましたのは、大都市圏での商品づくりの進め方です。一方で長崎に来ていただいて県内を回っていただく、いわゆる着地型の旅行商品という言い方をしておりますけれども、私どもの方で主体的に県内の魅力ある、当然、世界遺産とか日本遺産も含みますけれども、魅力ある観光地も含めたところで周遊ルートをつくって、そのルートを旅行会社の皆さんに提案し、全体の旅行商品の中に組み込んでくださいと、そういった活動も一方ではしております。

【吉村(洋)委員】さっきから申し上げておりますように、県内にはいろんな資産、財産がございますね、文化財。そういうものをつなげていくんですよという1行が、ここ2〜3年、必ず入ってくるので、ある意味、期待もするわけです。大きな核となるところ、その核と核を結ぶ延長線上に県内の既存のいろんな資産があるんだと、そこをつないでいくことで周遊型観光。そして、その観光を産業として発展させていくんだというような言葉が出てくるわけです。そういう意味で、県が主体となって、そういうことの造成ということについて展開されていくんだらうということに期待するわけでございます。

こういう話をするきっかけは、以前も一般質問でも言ったことがあるんですが、いわゆる文化財というのは、教育委員会が所管するということになるわけですが、文化財をつないで周遊型観光ルートを造成して、その観光を産業にま

で高めていくんだとあなたたちは言うわけですから。そうすると、文化観光国際部として、そういう文化財のあり方をどのように捉えていくのかなというふうに思うわけですが、それについてのご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】文化財に対する考えということかと思うんですけども、一つの例として申し上げますと、今年、世界遺産登録になりました「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」も文化財になっております。構成資産以外のものも、当然ながら、歴史を語る上で欠かせない資産がたくさんございます。

私自身は観光の立場ですので、そういったものをぜひ県外の多くの方に見ていただきたい。それが観光が産業化することにつながればという思いで、いろんな情報発信ですとか商品づくりを進めております。

一方で、やはり文化財は文化財としての価値もございますので、そこにはきちんと配慮しながら、例えば、既存観光客の方が来て文化財を毀損するとか、そういったことがないように、主には私どもの立場から旅行会社に対していろんな注意喚起をするですとか、教会の中でのマナーをきちっと周知する、そういったところで観光と文化財の両立を図っていこうと努めているところでございます。

【吉村(洋)委員】今の答弁でありがたいなと思うところもあるんですけども、先ほどから文化振興課長と話していたんですが、そのきっかけといいますか、佐世保の中里というところに東漸寺というお寺があります。ここが松浦公の直系のお寺で、文化財がたくさんあるんですね。でも、住職の声は、その維持管理ということについて非常に費用がかかる。指定をされても費用負担が公的にあんまり潤沢にないんだと。だ

から、指定されても非常に困ると。もう黙って隠しておって、こっそりやっておく方が楽なんですよというような声が聞こえてくると、残念だなと思うわけです。

そういうことで、そういうことを公に披露していただいて、それこそ資産になっていくわけよね。そして、周遊型ルートの中の一つの資源になっていくわけですよ。

周遊型観光というのは、核となる世界遺産とか日本遺産、さっき肥前窯業圏ということをやったんですが、そういうものばかりを関連させる必要はないわけですね。カトリックの資産であったり、仏教の資産であったり、工業の資産であったり、自然の資産であったりというものをつないでいいわけですから、そういう意味で、各地域にこれまで存在してきたいろんな文化財を、もっとブラッシュアップしてつないでいく作業が必要なんだろうと思うんですが、最終的に費用の部分になると、いや、それは教育委員会ですからと。国の所管は文科省になります。そうすると、そういう文化財の保護、維持管理ということについては、なかなか予算がですぬという話になって、うまく回っていかないところが出てくるわけです。そういうことを見ていると、何となく内心忸怩たる思いになってくるわけですね。

つい最近も、東漸寺に県指定の文化財があるんですよ、樹齢500年の楠の木です。これが佐世保の市道に根が張り出して自動車の重みがかかって根が枯れて、その楠の木が枯れてしまうということになって、どうにかして守らんとかんということまで住職が悩まれて、どうかせんばいかんけど、費用も大変だということでやられておったんですが、このたび、無事に事業が完了しました。佐世保市が市道を付け替えて迂回をさせて、その根を守った。これは総額で約



700万円ぐらいの事業費でした。調べていたら、県も教育委員会が330万円ほど費用負担をされた、佐世保市も108万円ほど費用を負担された。そして、受益者であるお寺が230万円ぐらい出されておるわけですね。そこにはもう一つ文化財の不動明王というのものもあるんですけど、これも70万円ぐらいかかる、これも一緒に補修されているんですね。そういうことで、寺の負担というの、いわゆる観光にたえ得る状態を保つということについては、非常に費用がかかるということで、なかなか頭を悩まされております。

これを観光として活用して、それを産業にまで結びつけていくんだとか、いろんな発展させるという県の考えがある以上は、例えば、文化財は全て教育委員会にお任せですよ、文化財は教育委員会ですからと言うばかりじゃなくて、文化観光国際部ですけど、文化振興課というのがあるわけですから、そういう観点で予算の確保とか制度の新設とか、そういうことができないものかなと思うんですが、その点についてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

【本多文化振興課長】文化財行政をめぐる環境というのが今大きく変化しております、国の動きとしましても、先般、文化芸術基本法が改正されまして、午前中、部長からも申し上げましたように、文化財を保存とあわせて、いかに活用していくかということで、観光でありますとか、国際交流、福祉、教育、そういったさまざまな分野で活用していくという方針が示されております。

指定の文化財につきましては、委員がご指摘のとおり、教育庁が保存・修復に係る補助制度を所管しているところですが、指定文化財だけではなくて、未指定の文化財も含めて、文化芸術に係る地域資源というものをいろんな分野で活用していくという視点で、今後、私どもも検

討していく必要があると思っております。国も文化庁と観光庁が連携してやっていくという方針が示されているところもありますので、そういった国の動きも見ながら、県でも教育庁を含め、文化観光国際部の文化サイドと観光サイドがしっかり連携をとって、また、新たな制度も必要に応じて検討していきたいと思っております。

【吉村(洋)委員】話をしていると答弁がまとまってくるのでうれしいところでございます。

最後に、今、課長からそのような答弁があったので、文化芸術基本法の改正については、私は勉強不足で存じ上げておりませんでした、そういう動きがある中で、教育委員会等にそういうのは任せておくというんじゃないくて、今の文化観光国際部の動きからするならば、文化観光国際部が主体となって音頭をとって、そういう文化財の保存管理というところまで、それが今目指している文化観光国際部の、いわゆる観光振興という意味合いからも成り立つことになるわけですから、主体的にやっていくというような考え、それから、国に対しても働きかけていくというようなところもやっていただきたいと思っておりますが、最後に部長、その考え方について前向きに答弁をしていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】まさに、委員がおっしゃるとおりだと思っております。

そういった国の動きは我々も承知しておりましたので、逆に国も法律を変えるということであれば、多分活用に向けての支援制度なりの検討もあるんじゃないかと思っております。そういう意味では、世界遺産は保護・保全が大事でございますけれども、世界遺産を活用して呼び込むというすばらしい事例があるわけですから、逆に県の方から国に対して提案したらどうかという話もしております。ぜひそういった方向で

前向きに取り組んでまいります。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時14分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時16分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の正式登録によって長崎県が俄然脚光を浴びていると、これは否めない事実だと思います。昨日、県庁のロビーで一つの行事、式典があったので、あそこに座っておりまして、改めて世界遺産が正式に決定した経過をつくづく思い起こしたわけでありませう。

ユネスコの関係の皆さん方が、要するに、満場一致だから、あえて発言をしなくてもよろしいのではないかという議長の采配を振り切って、世界各国の、相当な方だろうと思ひますけれども、みんな発言を求めて、長崎の潜伏キリシタンの250年に及ぶ一つの尊い歴史、また、信徒発見から150年と、こんなようなことを絶賛していただいて、これは本当に世界の中における長崎の位置づけというのは、今回の正式登録によって相当評価が上がっていると、こう私は見ているわけだ。そういうことで評価が上がっている中において皆さん方の部があり、そして、世界遺産の課が存在するわけだ。

これから2つの世界遺産ということで、「明治日本の産業革命遺産」も大事にしなければいけない。今回の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」も大事にしなければいけない。こういう流れの中であって、特に、潜伏キリシタンの関連における長崎県の観光客、こういう世界遺産の関連の皆様方が非常に好調な滑り出しをしていると。こういうようなことは数字できちっとあらわれて、マスコミ等においてもきちんと報道していただいているわけだ。

そういう中において、世界遺産を、特に今回の世界遺産をどうやってまちづくりにきちんと活用していくか、こういうことが一つの課題であって、構成資産と、残念ながら構成資産から正式には漏れているけれども、準構成資産的な位置づけをもって、それを地域のまちおこしに活用されようとしているわけだ。そここのところまでの戦略は、実にうまくいっているんじゃないかと私は思うんです。

実は、正直言って驚いたことがございます。なんだかんだ言っても史実が物語るように、大村純忠という一人の戦国大名が初めてクリスチャン大名になったと、日本で第1号。こういうような状況で、純忠がいなければ、そういう潜伏キリシタンだって実際はいなかったわけだ。そういう意味で、潜伏キリシタンのまさに史実は、純忠なくして語ることはできないだろうと。こういうことで、ある意味では大村が脚光を浴びているということは、もうご案内のとおりだと思ひます。

そこで驚いたことがあります。先般来から大村において、この純忠のシンポジウムということで、とても著名な方々、また、出版をされているような作家等が大村に来られて講演をされたわけだ。講演をされて、ああいう歴史的な人物の中でいろいろと話題はあるものの、そんなにお客さんが集まるとか、そんなようなことはあんまり聞かなかったんだけど、実は、会場いっぱい、市内はもちろんのこと、県内はもちろんのこと、県外からもたくさんの方々がお越しいただいていると、こういう実態があったわけだ。

さらに驚きましたのは、世界遺産課長とか総括とか、観光振興課とかいろんな関係者がどつと来て、なんと、そういう皆さん方の仲間の一人としてお座りいただいたということ。これは

実際的に主催者の方が驚くということだけじゃなくして、そこに出席された方々が、えっ、県の部長がとか、県の次長がとか、課長がとか、そういう実践をやっていただくところの責任者がみんな来ていると。これは驚くと同時に評価された。これは本気で世界遺産を一つの核としたまちづくりを考えていただいていると。こういうことで、あなた方が考える以上に大きな評価があっているということ。しかも、1回来られたから、もう大体これでね、失礼な話を言えば、帳面消しの、そういうものかなと思っておったら、また改めて小さい50名ぐらいの会まで、夜の時間帯の忙しい中に時間を割いてまた来ていただいたと。

こういうような形で、この姿勢に私は改めて心から敬意を表したいと思います。部長とか課長とか次長とか、そういう要職にある人たちが、そういう小さい会合とか、大小は別としても、なかなかお出かけいただくということはないわけけれども、ここをもって実際自ら、最初から最後まで熱心に、しかも、求められればコメントも発表すると、このぐらいのしっかりとした姿勢を貫かれているということ、これは相当大きな評価につながっている。まちおこし、また、地域づくりを唱えるならば、そういう行動を起こして身をもって自ら行動を起こすことが、皆さん方の非常に大きな自信につながり、やってよかったと、自分たちの評価を県の方々も認めていただいていると。そして、県が動けば市町が動くわけです。県の方々に来ていてということで、急遽、市の関係者もわっと来たそうですよ。

こういうような相乗効果が出ているということ。これをあえてこの席で発言して議事録に残し、正式に申し上げて、その取組を率直に評価をさせてもらいたいと私は思います。お忙しい

と思いますけれども、今後とも、やっぱり行動して結果につなげていくという姿勢を貫いていただければ大変結構なことではないかと思えますので、まず感謝を込めて、その姿勢に対してお礼を申し上げておきたい、こういうふうに思います。

さて、質問でありますけれども、これまでいろいろ議論をしております中において、人呼んで栄える長崎県なんだけれども、観光客の実数が減っているとか、あるいは宿泊者数が減っているとか、消費金額が減っているとか、こういうようなことが中間年で、ある意味では明らかになっているところでもあります。もちろん、熊本地震という一つの大きなハンディがつきまわっていると、こういうようなことであるが、いつまでも熊本地震によってということの逃げは済まされないということです。他県においては、熊本地震をはねのけてきちんとした一つの成果を出しているところもあるわけでございますから、長崎県としては、今言うように、人呼んで栄えるまち、これは観光そのものが産業としての位置づけを持つぐらいの勢いでやっていただかなければいけないことではないかと、これが長崎の生きる道とを感じるわけです。

そこで、観光面で私自身が注目いたしておりますのは、空港がある地元ということもあるけれども、国際線の活用というのは、長崎県の大村空港、正直言って国内線の利用客は300万人を越えて315万という形になっておりまして、まだまだこれから伸びる可能性がある。成田にジェット機が飛ぶようになった、LCCだけでも。

では、国際線はどうかといった時に、5万5,000人じゃないかと。5万5,000人が大きいのか、少ないのかと見たら、隣の佐賀県が15万人というこの数字を聞いた時に、この10万人とい

う格差、長崎県は一体何をやっているのかと、こう言われても仕方がないし、私も、この姿は一体何だと、こう言わざるを得ないような状況です。

もちろん、いろいろ調べてみると、佐賀県の飛行機の便は台北あり、国際線においても15便あるけれども、長崎県は上海便とソウル便だけしかないとか、いろいろハンディキャップがあるけれども、この15万人と5万5,000人というのは看過できないという感じがするわけです。

こういう状況の時に起死回生というか、香港便を皆様方がち取ってこられたということ、これは正直言って、してやったりと、すごいというような感じがいたしております。

特に、アジアの中においても、香港の特徴的な、人を呼ぶ、人が行く喜び、楽しみ、また、中国を一つの視野に入れ、香港というものがこれからいろんな意味で大きな展開をもたらす。例えば、ブランドの産物をアジアに広めていくということを考えてみても、香港が非常に大きな役割を果たす。この香港路線が就航するということは、ただ単に人と人だけの問題だけでなくして、物流拠点にもなり得る、いろんな経営戦略がそこで具体的にできるというような香港線の就航になったのではないかと。

こういうようなことで、もう一度言いますが、起死回生、改めて国際線を長崎県の発展につなげる、こんなような経済産業基盤の第一人者の空港をもっともっと活用できる一つの素材を、今回、してやったりということで皆さん方に頑張ってもらって、この路線を獲得していただいたんです。ここはお礼を申し上げたいと思います。

さあそこで、この香港線をいかに長崎県に生かすかということが一番大事で、上海線だって、あるいはソウル線だって、最初、小躍りという

か、お互いが喜んだ、この路線は最高だったと。そういうような形の中で最初の感動を忘れきらないでおったんだけど、最近の上海線、あるいはソウル線というようなことについても、なかなか、いろいろ大きな支援をしなければ、この路線自体が持てないというような状況になっているわけです。

そういうことから考えていけば、香港の今回の路線の就航を、上海とかソウル線の今までのような二の舞をさせては絶対いけないと、こういうような気持ちでおるわけです。

そういう点から考えてみて、今回の来年1月19日から就航する香港線によって、いかにして長崎県を活性化させるかというような、長崎県のプラスに持ち込む、こんな展開を、きちんとした経営戦略を打ってもらいたいと思います。

そこで、まずお尋ねしたいと思いますが、180人乗りのLCC、午前中の論議の中で87%、あるいは88%ぐらいの乗客をつかむと、こんなような状況であります。では、香港から長崎に1年間でどれくらいのお客様がやってくるのか、この辺の見込みをどのように立てておられるか、お尋ねしたいと思います。

**【土井口国際観光振興室長】** このたび、香港エクスプレス社、LCCが1月19日から就航いたします。

今、年間どれくらい乗客を見込んでいるかという委員のお尋ねでございますが、これは去る10月22日に発表いたしました際に、知事と香港エクスプレス社の商務部長の二人で記者会見を開催いたしました。その際に香港エクスプレス社の商務部長が記者の皆様からのご質問に対するお答えとして、当該路線については87%から88%を目標としたいとおっしゃっております。非常に高い目標でございますが、単純に機材は180人乗りでございますので、180人が週

3便で、1年間を通しますと52週でございます。1往復でございますので掛ける2をいたしましたところ、大体87～88%で4万9,000人程度の数字になろうかと思えます。

【小林委員】記者会見の数字を根拠に計算して、1年間52週だというような計算で大体4万9,000人のお客様が香港からやってくるのではないかと、こういうような見方をさせていただいているということ。これは87～88%が確保された上での数字になるというような今のご答弁だと思います。

そういうような形で考えますと、じゃ、それだけの5万人に近い香港からのお客様が長崎県に来てくださるのか。

【土井口国際観光振興室長】失礼いたしました。私、ただいま4万9,000人と申しましたが、香港からどれだけ来るかというお尋ねでございます。私、往復ということで掛ける2をいたしましてはじき出した数字が4万9,000人でございますが、香港から乗ってくるお客様については、トータルで4万9,000人の半分、約2万4,500人ということに相なります。登場率の中には、日本人、香港人を加えておまして、日本人が10%と仮定した場合、香港からお見えになるお客様は2万2,000人という数字になろうかと思えます。失礼いたしました。訂正させていただきます。

【小林委員】4万9,000人と2万4,500人の違いですか。87～87%の乗客として、1年間で香港からのお客様が長崎にどれくらい来るだろうという、あくまでも見込みですよ、記者会見の数字をもって。そうすると、これは4万9,000人じゃなくして、その2分の1の2万4,500人と。もう一回確認しますが、そうですか。

【土井口国際観光振興室長】改めて申し上げます。

香港から長崎にお見えになるお客様は、日本

人も含めて2万4,500人という数字になります。

【小林委員】では、通告もしてないから申し訳ないけれども、上海便とかソウル便で長崎県に1年間でどれくらいの客が来ているかというのわかりますか。

【土井口国際観光振興室長】上海便、ソウル便の利用者ということでございます。

平成29年度、4月から3月までの数字でございますが、往復の数字でございます。上海便は、トータルで1万4,610名の利用者ということでございますので、この半分の7,305人が上海から長崎に来ている方の数でございます。これは単純に全座席を半分に割った数字でございます。ソウル便につきましては、平成29年度でございますが、3万7,272名がインとアウトの数字でございます。

失礼いたしました。改めて正確な数字を申し上げますが、平成29年に上海から長崎に来られた方は7,440名でございます。ソウルが1万8,994名となっているところでございます。

【小林委員】これは実績だから、見込みじゃないんだからな。上海線が7,400人、ソウル便が1万8,000人と。この数字は間違いないですか。

そういうことで上海線が7,400人、ソウル便が1万8,000人と、これくらいの差が出ているということが明らかになったけれども、その点から考えれば、2万4,500人の香港線は、あくまでもこれは実績と見込みの差はあるといえども、こういう数字になっているということは、ある意味で香港線というのは非常に期待が持てるのではないかと思います。ここをいかに長崎県に貢献できるように仕向けていくか、こういうことではないかと思います。

私は、旅行代理店の方々からいろいろお話を聞いたことがあるけれども、香港のお客さんの消費金額は、富裕層というような部類に入って、

かなり使ってくれるのではないかと、こんなような話を聞いたことがあります。香港からのお客様は、消費金額というものが通常よりも高い評価になっていると思うんだけど、この辺についてはどうですか。

【土井口国際観光振興室長】香港からのお客様が日本で消費する金額についての委員のお尋ねでございますが、観光庁の調査結果でございますが、2017年の1人1日1泊当たりの料金といたしまして2万5,090円という数字が出ております。ちなみに、中国が2万1,135円、全平均が1万6,914円という数字でございます。そういった数字から考えますと、かなり高い数字になっているかと思えます。

【小林委員】香港からのお客様は、かなり期待が持てるという数字が出てまいりました。観光振興課長に聞いたことがあります。確かに観光振興課長の言うとおりのなんだけれども、夕方の5時過ぎに大村空港に到着するわけです。香港からの便は到着が17時05分だろう、日が暮れようとしている17時だよ。これを長崎県で宿泊をさせない手はないわけよ。この戦略、17時に来て、どこかよそに行かせたら絶対だめなんだよ。大村で泊ませるのが最高なんだけれども、そのところはどのような仕掛けになるか、これからの話としても、長崎県全体で考えた時に、この17時05分という到着時間は、むしろウェルカム、長崎に泊まってお金を落としていただく、1泊2万5,000円と。こういうような形で消費金額ということになっていけば、2泊ぐらいはやっぱり泊まっていたらぐらいいの商品をきちんと長崎県でつくってもらわなければいけないし、観光会社とも本当に総力戦を仕掛けていかなくちやいかんと思うわけだけれども、そういう点から考えれば、消費金額は幾らぐらいと計算ができますか、今の状態で。

【土井口国際観光振興室長】ただいまの委員のご質問ですが、まず、1人1泊当たりが約2万5,000円という数字でございます。先ほど申しました香港から長崎にお見えになるお客様は2万4,500人ございまして、概ね9割が香港からのお客様、1割は日本人と仮定した場合、2万2,000人になります。1泊当たり2万5,000円でございますので、単純に2万2,000円を掛けると約5億5,000万円です。全てのお客様が1泊していただくと仮定した場合、5億5,000万円の観光消費額になろうかと思えます。

【小林委員】1泊でそのまま帰らず手はないと思うから、これはあくまでも1泊で帰るのか、2泊していただくのか、全く泊まらないかというのは、それは開いてみないとわからんけれども、そのところを仕掛けていこうではないかと、こういう経営戦略の底力を見せてみようじゃないかと。改めてのこういう議論の中で、じゃ、2泊というようなことになれば2万5,000円が5万円という、単純な計算で2万2,000人か、そしたら11億円ぐらいになるのかな、そういうような見方でよろしいんですか。

では、こういう一つの具体的な戦略を一体どこで練るのか、誰が責任者となってこういう仕掛けをやって、その成果をきちんと香港線によってと。しかも、香港線については、今朝も明らかになったように、2,600万円の4回ぐらい、まずやってみようということだから、1億円を超えるわけだよ。ここを俄然取り戻すぐらいの経営戦略をきちんと持っていたかなければいかんじゃないかと。

こういうぐらいのことで、上海便とかソウル便が初めて就航する時に、こういう議論を我々はやっただろうかと。ただ、来ることに、路線がつながったことに、よかった、よかったと言っただけのことで、きちんとした一つの我々の戦

略がなかったから今日のような状況になり下がってしまったかもしれない。

こうやって1月19日に就航する、目の前にぶら下がってきたこの起死回生は、これだけの成果をもたらすであろうと、これだけはキープしなければいけないという一つの理想と現実のギャップはあったとしても、やはり経営というもの、きちんと見込みを立てて、目標を立てて現実近づけていくというような努力をしていかなければいかんわけだよ。

だから、今日この場で、あなた方の取り組む姿勢というものが、単に路線が就航しましたというだけでは済まされない。これをどうやって長崎県の起死回生につなげるか、こういうような形で考えていく時に、今の11億円という金額、その仕掛けをどういう形で、誰がつくって、誰が責任を持ってやっていくのかと、この辺のところについては、どうですか。

【土井口国際観光振興室長】 委員ご指摘の、誰がつくって、誰がやっていくのかというご質問でございます。我々、国際観光振興室は、平成29年度から立ち上がった組織でございます。担当いたしておりますのは、インバウンド対策、航空路線誘致対策、そしてクルーズ対策がメインでございます。まさにインバウンド対策に該当いたします。そして、航空路線対策にも該当いたしますので、我々、国際観光振興室が担当いたしておりますし、私は室長でございますので、私が責任を持ってこの施策等を取り仕切る役割を担っているところでございます。

【小林委員】 このくらいの、失礼だけれども、こんな決意を持っておられるということ、こんなお元気なお姿を初めて見ましたな、本当に。これだけあなたが明快に答えたのは、ひょっとしたら初めてじゃないか。ご就任以来ずっとお体を悪くされなければいいがなと思ったぐらい、

冬の時期があったけれども、今、春が来たぞ、本当に。そういうような元気な姿。

部長も政策監もいらっしゃいますけれども、こういう仕掛けをきちんとやって成果を残していかなければ絶対だめだと。こういう強い思いを今の室長の答弁から私は推し量ることができて、誰がつくって、誰が責任を持つのかと言うと、俺がやるんだというぐらいの形の中で、香港線の結果をぜひとも出していきたい。観光振興課長もいらっしゃいます、国際課長もいらっしゃいます、お二人は非常によく似ていらっしゃいます、外で見ると、どっちがどっちか、よくわからん時もあるけれども。

いずれにしても、こういうやる気、意欲のある人がいっぱいいらっしゃるんですよ。だから、あなたたちの能力とか、あなたたちの意欲、やる気を、この結果につなげていただきたい、こういうようなことを思っております。

田代政策監、今、これだけの決意を聞かれて、あなたも何としても、これを上回っていただかなければいけないと思いますけれども、最後にあなたの決意を聞いて、質問を終わりたいと思います。

【田代文化観光国際部政策監】 ただいま、室長から答弁いたしましたけれども、まさに、文化観光国際部の名前のおり、文化、観光、国際が一つになって、インバウンドにしても、物産にしても、こういった路線を活用して長崎県の経済活性化を図るということが大事な、一番肝だと思っております。

ですから、室長が申し上げましたけれども、その上で責任をとりますのは私でございます。政策監が国際観光は戦略をつくっておりますので、物産の輸出等も含めまして私の方で責任を持って、部全体でそこは取り組んでまいる所存でございます。

【小林委員】 よろしくお願ひします。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【下条委員】 質問するつもりはありませんでしたが、先ほど小林委員が大村純忠の功績、そしてまた、シンポジウムに県も含めて、行政を含めて、たくさんの関心がある方が県内外から集合されてお話があったということでありました。私は、小林委員のお話を聞いて感銘したものですから一部お尋ねをしたいと思ひます。

実は、私たちは、10年前ですか、11年前ですか、キリスト教関連資産を世界遺産へということで特別委員会をつくりまして、当初から2年間、私もメンバーに入っておりました。その中で大村市役所の皆さん方と意見交換に特別委員会の委員で行きました。その時に私がお尋ねしたことで失礼なことをちょっと申し上げたかなと、若気の至りかなと。小林議員と吉川議員がオブザーバーで参加いただいて、私の質問にじっと我慢をしていただいたな、申し訳ないという気持ちで、逆に今日はバックアップするような気持ちで恩返しをしてみたいと思っております。

あの当時は構成資産というのが中心でありました。私たちも当時の課長と、構成資産では弱いよねと。ヨーロッパの1,000年、2,000年の歴史がある教会群を見ると、大理石ですからね、ああいったものからすると、そういったものを審査する皆さん方はヨーロッパの方ですから、長崎県のこれはどうだろうということを非公式ながら話をしながら、それが精神論に、精神文化に変わっていったということで、非常に意を得たなというふう感じたところでありました。

そういう中で、私は当時、じゃ、大村純忠が長崎県内に、五島の隠れキリシタンは100%です、大村家の。あの当時は五島と非常に仲がよくて、いいですよ、送ってくださいと、まだ土

地があります、開拓農民として受け入れをしますということ、下五島からどんどん入って行って、最後は上五島の時には非常に厳しい措置で苦勞された、最後の入植者は上五島の方で、墓は全部、外海を向いて墓が建っておりますね。そういったことでご苦勞されたわけですが、そういったものをつくり上げていかれたのが大村純忠でありますし、有馬家です。有馬家と大村家は兄弟ですから、そういうことで両方でスタートをして、ただ、禁教令を出された時に有馬家が十分に従わなかったもんだから甘かったんです。宮崎の小林ですか、小大名に格下げされて送られました。そういうことで大村家は、ある程度それを聞かれたものだから残ったということになるわけです。

そういう中で、何か構成資産が大村にありますかと、当時は構成資産でしたから。二十幾つかピックアップして、結果的に13になったわけですが、それを何度も聞きましたけど、ないんですよ、大村に。あったのは墓地が、掘ったらキリシタンだったということが出てきて現地を見せていただきましたけれども。しかしながら、今のように精神文化、いわゆる隠れキリシタン、300年間守ってきたこと。守ってきた前提は、大村純忠が、長崎の、県庁跡地から市役所までの一帯を全部ローマに寄附したんですね。だから、一時、長崎は外国だったという時期がありました。その中心に大村町がありました。あるいは万才町、明治天皇が最初に行幸された時に万歳をしたということで万才町の名前になった。裁判所の近く、住友生命ビルのあるところが中心で、県庁と市役所の間教会群がたくさん、岬の教会を初めできて、これをローマに寄贈いたしました。

そういうことで連綿とキリスト教が長崎市を中心に、大村もそうだったと思ひますが、外



海もそうだったと思うんですが、普及したものが五島の方に進んでいったということでありませぬ。その前提が大村純忠公の功績であります。ただ、残念ながら、天正使節団も帰ってきたけれども、十分な待遇を受けないで、3名、4名の皆さん方を含めてですけれども、ありますので、そういったことを申し上げて、残念ながら、構成資産がなければということで大村の市役所の職員さんたちには諦めていただいたということがあります。

しかし、今の精神論からいけば、大村純忠公の功績であることは間違いありませんが、これが世界遺産になることはできませんけれども、何とか精神の、最初にスタートを切ったのが有馬晴信であるし、大村純忠であると。これによってぜひ大村城址を見に行こう、何か大村のそういった歴史観を見て見ようとか、そういうものをこの商品の中に組み込んでもらえるようなものも開発すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】大村純忠を活用した旅行商品、モデルコースといいますか、いろいろ資産がございますので、今年度の途中になりますけれども、大村市がそういった取組を世界遺産登録を契機に活発化させたいということで、県の21世紀まちづくり推進総合補助金という制度がございますけれども、これを活用して年度の途中から、例えば、タクシープランの助成、あるいは団体で来られるバスツアーへの助成とか、そういった取組を始めておられます。今、県としては、そこを支援しているというのが一つでございます。

それから、県が直接やっています、先ほどの答弁の中でも着地型の旅行商品という形でご説明しましたけれども、大村の資産を回るようなものも含めて取り組んでいるところでございま

す。

【下条委員】終わりたいと思いますが、今、課長からいい答弁をいただきました。ぜひ大村藩の、特に大村純忠の功績というものを広く長崎も含めて、大村家のおかげで潜伏キリシタンの世界遺産登録に結びついていったのは間違いございませんので、大村もぜひ、いわゆる一番最初の発祥ですから、仲間に入れていただいて、世界遺産としての名前は売ることはできませんが、この発祥の地、大村純忠公の功績という歴史を旅行商品の中にどんどん入れ込んでいただいて観光客に巡回をしてもらいたい。できましたら、香港からの人は、少なくとも大村に1泊して、長崎か、あるいは雲仙に1泊できるようなルートをつくり上げていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひし、要望にかえさせていただきます。ありがとうございました。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時56分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時56分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 3時57分 散会 —

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月12日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時25分  
於 委員会室 1

地域づくり推進課長	村山 弘司 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	浦 亮治 君
スポーツ振興課長	本田 和人 君
スポーツ振興課企画監 (スポーツ合宿・ 大会誘致担当)	野口 純弘 君
市町村課長	井手美都子 君
土地対策室長	原田 一城 君
新幹線・総合交通対策課長	早稲田智仁 君
新幹線・総合交通対策課企画監 (航路・バス事業等担当)	椿谷 博文 君
県庁舎跡地活用室長	鳥谷 寿彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	吉村 庄二 君
委員	宮内 雪夫 君
〃	小林 克敏 君
〃	橋村松太郎 君
〃	坂本 智徳 君
〃	下条ふみまさ 君
〃	大久保潔重 君
〃	吉村 洋 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮本 法広 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画振興部長	柿本 敏晶 君
企画振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	廣田 義美 君
企画振興部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
企画振興部次長	廣畑 健次 君
企画振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	村上 真祥 君
政策企画課長	浦 真樹 君
IR推進室長	西村 一宏 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】 皆様、おはようございます。  
【大場分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。  
これより、企画振興部関係の審査を行います。  
なお、宮内委員より、少し遅れる旨の連絡が入っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。  
企画振興部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。  
企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

初めに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で600万7,000円の増を計上いたしております。これは他部局で歳出予算を計上しております地方創生推進交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

歳出予算で677万4,000円の増を計上いたしております。これは職員給与費について既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、平成31年度の債務負担を行うものについて、ご説明いたします。

県議会議員選挙臨時啓発費に係る平成31年度に要する経費として618万3,000円を計上いたしております。

続きまして、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で822万6,000円の増を計上いたしております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、こ

れをもって予算議案に対する討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画振興部長より、総括説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」は、県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえ、計画期間の中間年となる今年度に適切な数値目標に見直しを行おうとするものであります。

全289項目の数値目標のうち16項目の見直しをすることとしており、審議については、関係各常任委員会に分割付託されております。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画」についてのうち関係部分については、現在

の「第二期長崎県教育振興基本計画」が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるもので、企画振興部関係は、「生涯スポーツの推進」について今後の取組の方向をお示ししております。

両議案とも、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

「総務委員会関係議案説明資料（追加2）」の1ページをご覧ください。

（平成31年度の重点施策）

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。このうち企画振興部の予算編成における基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

平成31年度は、これまで実施してきた「長崎県総合計画チャレンジ2020」並びに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる諸施策の成果を十分に検証しながら、取組の進化を図るとともに、足らざる部分について新たな施策を講じていくことで、より着実な計画の推進に努めてまいります。

また、県政の最重要課題の一つである人口減少対策については、これまで以上に県と市町で危機意識の共有を図るとともに、分野横断的な連携体制を強化し、地域の特性を踏まえた効果的な施策を推進してまいります。

それでは、平成31年度に取り組む主な施策等をご説明いたします。

まず、人口減少対策の取組促進と地域課題の解決を図るため、地場産業の振興に資する雇用の拡充やU I ターン者等による創業、事業承継

等を市町と連携して支援してまいります。

離島地域の活性化については、有人国境離島法に基づく国の支援策等を活用し、しまの地域資源を活かした産業振興と雇用の確保など、しまの人口減少対策を強化してまいります。

交通対策等の推進については、新幹線開業に向けた県民の気運醸成や周遊のための交通対策の取組に加え、離島航空路線の安定的な確保のための支援等を行います。

スポーツを活かした地域活性化の推進については、長崎県スポーツコミッションを中心に、スポーツ大会や合宿の誘致活動を積極的に展開するとともに、ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプについて、関係市町と連携し、万全の受け入れに努めてまいります。

このほか、I R区域整備計画認定の申請に向けた取組を進めるとともに、県庁舎跡地活用の推進等にも取り組んでまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

「総務委員会関係議案説明資料」の2ページにお戻り願います。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計69万2,783円を支払うため、去る11月16日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項について、ご説明いたします。

（特定複合観光施設区域整備の推進について）

本県が目指す九州・長崎 I Rの実現には、九州・山口各県及び経済界が一体となった誘致体制づくりが重要であることから、去る10月25日に大分県で開催された九州地域戦略会議において、さらなる連携強化への協力を求めたところ、

出席者から本県IRへの支援を促す発言があり、九州一体となって取り組んでいく旨の賛意が示されました。

今後とも、あらゆる機会を通じて理解と協力を求め、九州各県や経済界との連携がより強固なものになるよう努めてまいります。

また、IRについて理解を深めていただくことを目的とした県民セミナーを11月19日から、長崎市を皮切りに、新上五島町及び諫早市において開催いたしました。引き続き、県内各地において同セミナーを開催し、県民の皆様に対し、IRに関する正確な情報をわかりやすくお伝えする取組を進めてまいります。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、昨年4月に有人国境離島法が施行され、雇用機会の拡充を初め、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに取り組んでまいりました。

このうち人口減少対策として特に重要な雇用機会拡充事業については、去る10月1日付で国から2回目の交付決定がなされたところであり、この結果、今年度においては、累計で153件、310人の雇用創出が見込まれております。

航路・航空路の運賃低廉化については、4月から9月までの今年度上半期の国境離島割引利用者数は、航路は約52万1,000人、航空路は約8万8,000人となっております。前年度との比較においては、航路が約2万4,000人、4.7%の増、航空路が約9,000人、11.1%の増となっております。

今後も、雇用機会の拡充を初め、各種施策を継続的に展開していくことが重要であり、引き続き、市町や関係機関等との連携を図りながら、国境離島地域の振興と人口減少の抑制に取り組んでまいります。

「総務委員会関係議案説明資料」の3ページと追加2の2ページを合わせてご覧願います。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進について）

九州新幹線西九州ルートについては、去る10月30日、武雄温泉～長崎間で最長の新長崎トンネルが貫通するなど、2022年度の開業に向けて工事の進捗が図られております。一方、新鳥栖～武雄温泉間については、与党PT「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」で整備のあり方が検討されており、本県としては、時間短縮効果など、整備効果の高いフル規格による整備方針の早期決定を求めているところであります。

こうした中、去る11月6日と7日の両日には、県議会九州新幹線西九州ルート整備特別委員会を中心に、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの岸田座長をはじめ、政府・与党関係者に対し、西九州ルート of フル規格による整備や、武雄温泉～長崎間の事業費の増額に係る十分な財源措置等について要望活動が行われたところであります。

県としては、同区間の事業費の増額については、その要因や内容の詳細な説明を受けているところであり、引き続き、確認を進めてまいります。

また、去る11月28日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが開催され、事業費の増加が見込まれている九州新幹線西九州ルートと北陸新幹線に関して、長崎、佐賀、石川、福井の4県及びJR九州、JR西日本から意見聴取が行われたところであります。

この中で、本県としては、2022年度までの開業の遵守と、そのために必要な財源の確保と併せ、地方負担の軽減、新鳥栖～武雄温泉間の整備方針の議論を早期に進め、方針を決定していただくことについて訴えたところであります。

西九州ルート of 整備については、県民の皆様のご理解をいただきながら、引き続き、本県選

出国会議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図り、全線フル規格による整備の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

「総務委員会関係議案説明資料」の4ページと追加3の1ページを合わせてご覧願います。

（離島航路の運休問題について）

上五島地域を中心に運航する株式会社五島産業汽船においては、経営上の都合により、10月2日から同社が運航する全ての航路を運休しておりましたが、鯛ノ浦～長崎航路について、新たに設立された五島産業汽船株式会社により、10月19日から船舶1隻による運航が開始されました。

また、11月16日から、新上五島町の町有船「びっぐあーす」の指定管理を受け、2隻体制で1日3往復の運航となり、利便性及び輸送力が向上されたところであります。

有川～佐世保航路についても、航路運休の影響により、離島から本土へ日帰りでお出向の際の本土地域での滞在時間が短くなるなどの影響が生じておりましたが、11月1日から九州商船株式会社において、早朝、夕方の便を設定するダイヤ改正が行われ、利便性の改善が図られています。

また、12月3日に開催された長崎県離島航路対策協議会「佐世保～上五島航路分科会」では、九州商船株式会社が新上五島町の指定管理を受けた町有船「びっぐあーす2号」の運航を行うことなど、同航路の利便性の向上を図るダイヤの改善に向け、関係者間で協議が整ったところであります。

今後、九州商船株式会社においては、「びっぐあーす2号」の就航に向けて、海上運送法に基づく運航計画等の変更認可申請など、船舶の運航等に係る準備が進められ、「びっぐあーす2号」の年内の就航を目指されることとなって

おります。

このほか、有川～佐世保航路を含む離島航路を対象として、10月末から観光客向けに販売しております離島での体験プログラムが利用できるクーポンがついた「企画乗船券」について、11月16日から鯛ノ浦～長崎航路を対象に追加し、同航路の利用促進に努めているところであります。

離島航路については、住民の生活や物資の輸送、交流人口の拡大等に重要な交通手段であり、県としては、引き続き、地元自治体の考え方も踏まえ、国等の関係機関と連携しながら利用者の利便性等が確保されるよう適切に対処してまいります。

「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをご覧願います。

（県庁舎の跡地活用について）

県民の貴重な財産である県庁舎の跡地活用については、当地の歴史的・文化的価値を活用しながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、賑わいを創出する広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホール等の3つの方向性に沿った主要機能を、限られた敷地内にどのような形で配置することが可能か等について、長崎市との間で調整を行ない、敷地内に3つの機能を配置できるとの県市の共通認識を持つに至りました。

これらを踏まえ、県庁舎跡地の活用については、この土地の歴史をうかがい知ることのできる石垣を保存・顕在化することを基本として、出島や周辺地域との連携や景観の調和にも配慮しつつ、イベント開催が可能な一定の面積を確保した広場を跡地活用の中心に据え、歴史・観光情報等の発信などを行う交流・おもてなしの空間、質が高く、利用者が使いやすい文化芸術ホール等の3つの主要機能を、石垣上に効果的に



配置し、その連携によって賑わいの創出の相乗効果を発揮させるという、県庁舎跡地整備の基本的な考え方を整理いたしました。

県としては、この基本的な考え方について県議会においてご議論いただき、また、関係者の皆様からのご意見も踏まえながら、整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

「総務委員会関係議案説明資料」の5ページにお戻りをお願いいたします。

（政策評価の結果等について）

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取組状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものであります。

総合計画に掲げた43の施策のうち、現時点の目標を達成したものが全体の約5割の21件となっております。また、「やや遅れている」とした施策のうち、現時点の目標を90%以上達成しているもの8件を含めると、全体の約7割となり、これらの分野においては一定進捗が図られているものと考えております。

一方で、実績が基準値を下回る、あるいは目標の70%未満となっているものも約2割あることから、今後は、施策評価や事業群評価等の結果を踏まえ、事業の見直しや新たな視点も取り入れながら取組を強化していく必要があると考えております。

次に、企画振興部においては、関連する施策について途中評価を実施いたしました。このうち、戦略2の「文化・スポーツによる地域活性

化」については、県内におけるスポーツ合宿、大会の誘致活動を一元的に行うスポーツコミッションを平成28年に設置し、市町や競技団体等と連携を図りながら誘致活動に取り組んでいることもあり、本県でのスポーツ合宿、大会の実施件数及び参加者数が順調に増加しております。

今後の主な取組方針としては、キャンプ地としてのブランド力向上に大きく影響を及ぼすナショナルチームやプロチームに対し、本県とゆかりのあるスポーツ界関係者などの協力を得ながら、効果的・効率的な誘致活動を実施するとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化してまいります。

事務事業評価については、15件の事業群評価調書により、29件の事業を評価いたしました。そのうち11件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施してまいります。

（地方創生の推進について）

「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPIの進捗状況や取組内容等を踏まえ、外部有識者の方々のご意見もお聞きしながら、平成29年度における事業等の評価、検証を行っております。

総合戦略に掲げる全94項目のKPIのうち、現時点で実績が把握可能な79項目で見ると、約7割を占める56項目が平成29年度の目標値を達成しておりますが、18の基本的方向別に見ると、全てのKPIを達成している分野がある一方、県内大学生、高校生の新規学卒者の県内就職率等を達成できていないなど、進捗が不十分な分野も見られる状況にあります。

また、「まち」「ひと」「しごと」における基本目標においても、県内への移住者数や企業誘致等による雇用創出について目標を達成する一方、転出超過数は前年度よりも大幅に増加しており、人口減少に未だ歯止めをかけるにいたっておりません。

次年度に向けては、「雇用の場と産業人材確保の強化」や、「結婚・出産・子育て支援の強化」など、統括監のもと、立ち上げた5つのプロジェクト等により、部局横断的な人口減少対策の取組をさらに強化してまいります。

次に、企画振興部においては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「しまは日本の宝」戦略の推進については、しまの人口減少（社会減）は、平成28年度は目標値を下回る厳しい進捗状況が続いておりましたが、有人国境離島法の施行に合わせ、しまの不利条件解消などに市町と一体となって取り組んだ結果、毎年約1,000人の社会減が続いてきた中、平成29年は約650人まで改善し、目標達成までには至っておりませんが、有人国境離島法による施策や移住対策など一定の効果が現れてきております。

今後の方向性としては、関係市町と連携して交付金等を最大限に活用し、雇用機会の拡充や航路・航空路運賃の低廉化、農林水産品等の輸送コストの負担軽減、滞在型観光を促進することで、しまの不利条件の解消を図り、人口の社会減の更なる抑制に向けて様々な施策に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】 次に、政策企画課長より補足説

明をお願いいたします。

【浦政策企画課長】 私の方から、第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」、補足してご説明をいたします。

「総務委員会説明資料」、横長資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の議案につきましては、県政運営の指針といたしまして、平成27年に策定いたしました「長崎県総合計画チャレンジ2020」につきまして、本年度実施いたしました総合計画の施策評価、あるいは毎年度実施しております事業群評価の結果などを踏まえまして、計画期間の中間年に当たる今年度に数値目標の一部を変更しようとするものでございます。

なお、議案の審査につきまして、各部局の関係部分を、それぞれ所管の常任委員会においてご審議いただくこととなっておりますので、私の方から、今回の見直しの全体的な考え方と併せまして企画振興部の関係部分について、ご説明をさせていただきます。

資料1ページの大きな2番に見直しの基本的な考え方を2点、お示ししております。

①といたしまして、最新の実績値が見込みも含め、既に最終の目標値を上回ったものにつきまして、今回、目標値を上方修正しようとするものでございます。

また、2点目といたしましては、②に記載しております国の統計数値の見直しなどによりまして実績値の把握が困難となったこと、あるいは国の動向の変化等に伴いまして指標そのもの、あるいは目標値そのものを変更するというところでございます。

こうした基本的な考え方のもと、数値目標を上方修正するものとしたしましては、資料1ページの下の方に主なものを記載しております。例えば、県内企業による世界遺産関連の新たな

商品数など11件、また、指標本体または目標値を変更するものを資料2ページの表に記載しておりますけれども、県内での統合型リゾート（IR）の開業など5件となっております、結果、全289項目の数値目標のうち16項目について、今回、見直しをすることとしております。

続きまして、企画振興部関係の2件の見直しについて、ご説明をいたします。

資料の3ページをご覧ください。

まず1つは、県内での統合型リゾート（IR）の開業についてでございます。

計画策定当初は平成32年度までのIR開業を目標としておりましたけれども、現時点で想定されます日本型IRの導入スケジュールに沿わなくなってきておりますことから、新たに2020年度までの特定複合観光施設（IR）区域の認定へと目標の変更を行うものでございます。

資料の4ページをご覧ください。

2件目は、地域別計画の中で、壱岐地域におけるあじさいネットの閲覧施設数について上方修正を行うものでございます。あじさいネットは、患者さんの同意のもと、インターネット経由で中核病院の診療情報などを共有いたしまして、かかりつけ医などでの資料に活用するネットワークシステムでございます。当初は壱岐市内の病院のみを対象といたしまして、全6施設の加入を目標値としておりましたけれども、地域包括ケアシステムの構築を進める上では、病院と診療所、調剤薬局、介護事業所等との情報共有が重要でありますことから、閲覧施設の対象に病院のほか、こうした事業所や施設などを加えることとして目標を上方修正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【大場委員長】次に、スポーツ振興課長より補

足説明をお願いいたします。

【本田スポーツ振興課長】それでは、第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」、補足してご説明をいたします。

まず、この議案の審議につきましては、関係の各常任委員会に分割付託されておりますので、関係部分を所管するスポーツ振興課からご説明をさせていただきます。

資料につきましては、横長の「総務委員会説明資料」の5ページをお開きください。

本計画につきましては、現在の第二期計画の終期が今年度末となっていることから、昨年11月に設置いたしました県民の各界各層の有識者等からなります「第五期長崎県教育振興懇話会」での議論を得まして素案を策定し、本年6月議会でご報告させていただきました後、パブリックコメント等を得て、今回、計画案としてご審議いただくものでございます。

企画振興部の関係部分については、第5章「主要施策の展開」の中での基本的方向性7「人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進します」というものの中の（3）「生涯スポーツの推進」の部分でございます。

なお、この部分につきましては、6月定例会にお示しいたしました素案から修正はございません。

詳しい内容につきましては、こちらの資料、「長崎県議会定例会議案（第4号）」の左端のページをご覧くださいと130ページ、計画書では116ページになりますが、こちらに記載しております。

この130ページから132ページまでに関係部分を記載しております。現状と課題を踏まえまして、次期計画の主な取組といたしましては、同じくこの資料の131ページ、計画の117ページの後半の方ですけれども、スポーツを楽しむ機

会の充実や、132ページにございます地域に根づいた総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツ大会合宿の誘致等による交流人口拡大や地域密着型クラブチーム等を活用した地域活性化などに取り組み、子どもたちがスポーツに親しめる環境づくりや郷土愛の醸成、競技力の向上等を図ろうとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 それでは、議案に対しての質問をちょっとだけさせていただきます。

まず、145号議案につきまして、今ご説明いただきました横長資料の3ページ、「統合型リゾート（IR）の導入について」ということで一定の説明がありまして、変更理由及び設定根拠を書いてありまして、理解はできました。現在の指標、日本型IRの導入スケジュールに合わせて変更するというので、指標、そして目標値、目標年を開業から認定へという形で理解できました。

1点だけ、これが変わったことによって今までのIR導入に向けての県の流れが大きく変わるということはないという認識でいいんでしょうか、その点だけ確認させてください。

【西村IR推進室長】 今回の変更は、委員がご指摘のとおりでございまして、今年7月に成立いたしましたIR整備法の成立・公布、それから、来年の夏頃と言われております国が区域の認定基準を示す基本方針、これが出た後に、私ども、区域認定申請というものを出す形になります。

今のところ、区域認定申請の受付がいつから始まるか、受付期間がどこまでになるのかも示されていない状態ではございますけれども、一

定、せんだって決まりました「大阪万博2025」の前年に大阪がIRを開業していくという目標を掲げておられますので、そのスケジュールに合わせた最短・最速の準備を考えておる次第でございます。

そういった意味で、今回、2020年度の区域認定申請まで私どももチャレンジしていきたいということで今回変更させていただく次第でございまして、IR導入推進に関わる姿勢に変わりはありません。

【宮本委員】 わかりました。最短・最速で準備をしっかりと進めていただき、そしてまた、私たちもしっかりと同じ幅で、同じスピードで対応してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それと4ページです。もう一つありまして、「あじさいネット」閲覧施設数、これは地域別計画ということで地域づくり推進課にあるんですね。「あじさいネット」につきましては、一般質問、そして、決算の総括質疑でも何度もさせていただきまして、福祉保健部が所管であるということは承知しておりますけれども、あえてここに議案が出てきておりますから確認です。

壱岐市におきまして、6施設から22施設へと大幅に増加となりました。理由、根拠等も書いてあります。現段階で壱岐市におきまして「あじさいネット」閲覧施設数はどれだけあるのかということを確認させてください。

【村山地域づくり推進課長】 委員ご指摘のとおり、地域別計画の取りまとめが地域づくり推進課でありますことから、壱岐振興局保健部に聞き合わせた結果でご報告を申し上げたいと思います。

地域におきます現在の「あじさいネット」の閲覧施設数は、市内4病院のほか、新たに診療所、訪問介護ステーション、調剤薬局等を加え

まして、現在、19施設が「あじさいネット」に加入している状況でございます。

なお、内訳につきましては、病院が4施設、診療所が2施設、訪問介護ステーションが2施設、調剤薬局が10施設、その他壱岐の医師会が1団体、合わせて19施設ということでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。今のところ、19施設ということで、目標は22施設ですから、あと3施設ですね。病院が4、診療所が2、調剤薬局が10ということで、目標に向かって達成の兆しは見えてきているかなと思っておりません。

22施設が全て加入し、そして、閲覧施設が全島に広がることによって、さらにICTを活用した県の医療システムが早期に確立できることを私自身も望んでおります。あとの3施設というのが、なかなか難しい。もしかしたら難しいハードルかもしれませんので、壱岐市の関係団体の方々と、壱岐振興局もそうでしょうけれども、連携をとって進捗を確認していただきますように強く要望いたします。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第145号議案のうち関係部分及び第146号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【浦政策企画課長】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画振興部関係の資料について、ご説明いたします。

お手元の「総務委員会提出資料」をご覧くださいと思います。

まず、陳情・要望に対する対応状況でございますけれども、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、五島市、長崎市、長崎県身体障害者福祉協会連合会などからの要望の27件となっております。

内容につきまして具体的には、まず、五島市からの要望といたしまして、資料1ページから7ページまで、項目といたしまして、順に、「東京2020オリンピック聖火リレー走行ルート選定について」、「国の行政機関施設の設置・拡充について」、「高校生離島留学に対する離島活性化交付金の適用について」、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航路・航空路運賃低廉化）対象者拡大について」などがございます。

また、資料の8ページと9ページには、長崎市から、「（仮称）長崎平和マラソン開催に向けた支援・協力について」、それから、「超低床式路面電車の導入に対する県の支援について」がございまして、それぞれについて県としての対応をお示しをしているところでございます。

また、資料の10ページには、長崎県身体障害

者福祉協会連合会から、「ノンステップバスの時刻表への表示について」、また、11ページから37ページまで、少し多くなりますけれども、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域自立促進協議会から、「離島振興関係予算の確保」「離島航路対策の充実」「現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設」など、離島、過疎地域におけるさまざまな課題に対します要望が出されております。

さらに、資料の38ページから40ページにかけて、南島原市及び一般国道57号等県南地域幹線道路整備促進期成会から、「島原天草長崎連絡道路の早期事業化」などの要望が出されておまして、それぞれの項目に対する県の対応について記載させていただいております。

次に、資料の41ページから附属機関等の会議結果の報告でございます。

9月から10月までの実績といたしまして、「長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会」「長崎県離島航空路線再生協議会」の2件がございます。その議事内容を資料の42ページと43ページにお示しをさせていただいております。

資料の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】次に、企画振興部次長より補足説明をお願いいたします。

【廣畑企画振興部次長】私から、まず、去る11月28日の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム開催時の本県のヒアリングにつきまして、A4横のポンチ絵資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

今回の与党PTにおきましては、北陸新幹線金沢～敦賀間及び九州新幹線武雄温泉～長崎間における建設費増加の対応についてということで、石川県、福井県、佐賀県、長崎県の関係4県と、事業者でありますJR西日本、JR九州

からの意見聴取が行われております。

こちらのA4横の資料の表紙をお開き願います。お開きいただきますと目次がございます。今回、本県が主張した点としましては、開業時期の遵守、地方負担の軽減について、今後の西九州ルートの整備方針についての3点を主張したところでございます。

まず1番目、開業時期の遵守についてということで1ページ目をご覧ください。

開業時期に係るこれまでの経緯をお示しております。平成24年度の認可時点では、工事完了の時期といたしまして、認可の日から概ね10年後として平成34年度の開業が予定されていたところであります。その後、政府・与党申合せにより、フリーゲージトレインの技術開発を推進し、可能な限り前倒しとされ、フリーゲージトレインの開発が遅れるといった事態も受けまして、平成34年度の対面乗換方式による開業が合意されて現在に至っているところであります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

沿線地域では、新幹線駅の周辺整備が実施されており、長崎、諫早、新大村の駅周辺整備の主な状況をお示しております。沿線の地域では、新幹線の整備を前提に在来線の立体交差事業や土地区画整理事業など、開業に合わせて実施されておまして、万が一、今回の増額により追加的に必要となるような財源が確保されず、開業時期が遅れるといったようなこととなれば地域に大きな影響を与えるということから、2022年度までの開業を遵守するための必要な財源を確保していただきたいと訴えたところであります。

続きまして、3ページをご覧ください。

地方負担の軽減についてということでありまして、短期間に多額の事業が集中することから、

その負担により本県の財政状況が悪化するという懸念についてお示ししております。

本県は、自主財源に乏しく厳しい財政状況の中、国家プロジェクトである新幹線整備につきまして、最優先に力を注いできたところでありますけれども、今回の増額によりまして現行認可分の残額以上の負担が上乘せされ、短期間で多額の事業が集中し、財政状況をさらに悪化させるのではないかと懸念があることから、本県としては、こうした本県の厳しい財政状況をご理解いただき、幅広い財源の確保や特定の年度に過度に事業が集中しないような発注上の配慮など、地方負担の軽減を図っていただきたいということを訴えたところであります。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

今後の西九州ルート of 整備方針ということで、未整備区間の新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方についてお示ししております。この区間の整備につきましては、7月の与党PT西九州ルート検討委員会 of 中間とりまとめにおきましても、武雄温泉駅での対面乗り換えの恒久化があってはならない。また、新大阪まで直通するためにはフル規格かミニ新幹線のいずれかで整備する必要があるとされております。

西九州ルート of 本来の姿は、新大阪まで直通することではありますが、新鳥栖～武雄温泉間の整備が未確定となっておりますので、武雄温泉～長崎間の平成34年度までの開業を確実に実施するとともに、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情も考慮し、新鳥栖～武雄温泉間についてもできる限り早く議論を進め、方針を決定していただきたいということを訴えたところであります。

本県のヒアリング資料につきましては、以上でございます。

続きまして、A4縦で追加でお配りさせていただいております資料です。

ヒアリングにおきましては、関係の石川県、福井県、佐賀県などもそれぞれご主張されましたけれども、概ね開業時期 of 確実な実現、また、そのために国がしっかりと財源を凶るべきという主張でありました。

この結果を踏まえ、昨日、再度、与党PTが開催されまして、こちらの資料に基づきますけれども、その後の岸田座長の会見によりまして、工事中区間の建設費増加への対応につきまして、国土交通省から財源の確保に向けた検討状況 of 報告があり、その報告を受けて与党PTから政府に対して申し入れが行われたところであります。

その内容が追加でお配りしておりますA4縦 of 資料、「北陸新幹線及び九州新幹線における建設費増加に対応した安定的な財源見通しの確保について（申し入れ）」という資料になります。

この内容といたしましては、新幹線の整備は、極めて重要な国家プロジェクトであり、現在、新幹線の整備は北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線西九州ルート of 3区間を確実に開業させるべく整備は進めているところである。しかしながら、北陸新幹線（金沢・敦賀間）、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）においては、建設費が約3,460億円増加する見通しとなり、安定的な財源の見通しを確実につけることが必要な状況となっている。こうした状況を踏まえ、安定的な財源見通しの確保に関し、平成31年度 of 予算の編成において以下の措置を講ずるよう政府に申し入れる」ということでありまして、申し入れの事項は、以下4つの点になっております。

1つ目としまして、平成27年1月 of 政府・与党申合せにおける完成・開業目標時期に合わせ、

確実に開業させるための安定的な財源の見直しをつけること。

もう1点としまして、整備新幹線の着実な整備のために、最大限、国費の増額を図るとともに、既設新幹線譲渡収入の活用により、国としての負担責任をしっかりと果たすこと。特に、これまでの新幹線予算の増額規模を上回る国費の増額を図ること。

もう1点としまして、地方負担増加への配慮を図ること。

最後としまして、貸付料の可能な限りの活用を図ること、となっております。

今後、政府・与党として年末の予算編成に向けてしっかり調整を行い、対応策を決定し、次回の与党PTで報告をするとのことでありました。

県といたしましては、建設費増額の対応につきまして、引き続き、情報収集に当たるとともに、併せて西九州ルートフル規格による整備に向けて今後の議論を加速し、早期に整備方式を決定していただくよう、政府・与党に働きかけてまいりたいと考えております。

一応のご説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【大場委員長】次に、新幹線・総合交通対策課企画監より補足説明をお願いいたします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】それでは、私から、株式会社五島産業汽船の航路問題について、ご説明いたします。

資料は、資料1、資料2となります。

まず、資料1「(株)五島産業汽船」の航路問題について、ご説明いたします。

1ページ、①直近の動き及び航路図をご覧ください。

ページの左側には鯛ノ浦～長崎航路の状況、右側に佐世保～上五島航路の動きと航路の状況

について記載しております。また、ページ中央右側には航路図の凡例を上げております。オレンジの色の線は休廃止航路、赤色の線は新規航路、青色の線は既存の航路となっております。

それではまず、鯛ノ浦～長崎航路からご説明をいたします。

10月10日の五島産業汽船株式会社、新会社になりますけれども、設立以降について記載しております。18日、鯛ノ浦～長崎航路の事業譲渡譲受認可。19日、「ありかわ8号」で運航開始。11月2日、新上五島町の臨時議会におきまして、五島産業汽船株式会社を「びっぐあーす」の指定管理者に指定。それから、前回の総務委員会以降の動きとしまして、最後に11月16日の「びっぐあーす」の追加就航が新しい動きとして追加されております。現在は、航路図の中央に図示しておりますように、鯛ノ浦～長崎航路につきましては、以前と同じ1日3往復による運航となっております。

次に、ページの右側、佐世保～上五島航路における前回の総務委員会以降の動きとしましては、まず、航路の確保・維持について協議調整を行う長崎県離島航路対策協議会佐世保上五島分科会が10月24日に開催されております。分科会におきましては、株式会社五島産業汽船の有川～佐世保航路が運休しまして、新上五島町と佐世保を結ぶ朝夕の便が運休したため、これに対応する11月ダイヤが承認されております。

また、11月26日には、新上五島町において九州商船株式会社を町有船「びっぐあーす2号」の指定管理者として決定し、3日に開催された分科会におきましては、「びっぐあーす2号」による増便ダイヤについて協議、承認がされております。

それを受けまして12月4日、「びっぐあーす2号」の運航に必要な認可申請が九州商船株式会



社から九州運輸局に提出されております。

分科会では、12月末のダイヤの改正を目途としておりますので、認可後は、航路図の下の方に赤色の文字で表記をしておりますが、高速船が1日1往復追加されることとなります。

続きまして、鯛ノ浦・有川～長崎航路の運航ダイヤの動きにつきまして、ご説明をいたします。資料は2ページをご覧ください。

ここでは、株式会社五島産業汽船の運休後の運航ダイヤを左側に、右側には現在の鯛ノ浦・有川～長崎航路の運航ダイヤを記載しております。左側の運航ダイヤにおいて、赤色の文字で記載しておりますのが、10月2日に運休となった株式会社五島産業汽船のダイヤでございます。右側に現在の鯛ノ浦・有川～長崎航路を青色の文字で記載しておりますが、現在は五島産業汽船の運休前と同じ便数で運航されております。

なお、新会社において運航する船舶につきましては、運航業者の欄に括弧書きで記載しております。

続きまして、有川～佐世保航路の運航ダイヤの動きについてご説明いたします。資料は3ページをご覧ください。

ここでも先ほどと同様、株式会社五島産業汽船の運休後の運航ダイヤを左側に、右側には現在の有川～佐世保航路の運航ダイヤを記載しております。今回の増便によって青色の文字で示した新上五島町からの朝夕の便が設定され、有川から佐世保間では日帰りでの滞在時間が短いなどの問題が根本的に解決されまして利便性が向上することとなります。

続きまして、離島航路の確保・維持に向けた取組についてご説明いたします。資料は4ページをご覧ください。

今回の株式会社五島産業汽船の航路問題を契機に、離島航路の確保と維持については、関係

機関とのさらなる情報共有に取り組むことといたしております。

まず、(1)の情報共有の取組としましては、九州運輸局との間において航路の休廃止情報、それから、経営不安を抱える事業者の情報については、打ち合わせなどの場を設け、定期的に情報共有することといたしております。

また、生活航路を担う各事業者に対し、航路の休廃止を国に届け出する際につきましては、県にも併せて連絡をするように依頼したところでございます。併せて、事業者を管理する旅客船協会に対しても協力を依頼しております。

また、県から九州運輸局に対しましては、指定機関を含む一般旅客定期航路事業者から九州運輸局に事業の休廃止の届け出が提出された場合につきましては、九州運輸局から関係の各地方自治体に事業者に対して通知を行ったかどうかを確認していただきまして、もし通知が行われていない場合については、九州運輸局から速やかに県に通知をいただくことを依頼してございまして、現在、実施の方向で九州運輸局では検討いただいております。

さらに、③生活航路に係る航路事業者の経営状況の把握につきましては、欠損補助を受けている各事業者に対しては、国庫補助申請に係るヒアリング時や定期監査において経営状況を把握することとしております。また、欠損補助を受けていない航路事業者に対しても定期的にヒアリングを実施し、経営状況を把握したいと考えております。

次に、離島航路の安定化に向けた取組といたしまして、離島航路の状況把握と離島航路の安定化に向けた課題の検討を目的としまして、地域ごとに情報共有と意見交換を行う場の設置について検討を行っております。

続きまして、資料2についてご説明をいたし

ます。

この資料につきましては、株式会社五島産業汽船の概要について取りまとめたものでございます。ここでは会社概要、運航船舶、会社の沿革について整理し、記載しております。

会社概要及び運航船舶につきましては、記載のとおりでございます。

沿革につきましては、会社の変遷、航路の認可、事業活動などについて記載しております。ここで主なものだけをご説明いたしますと、会社の変遷としまして、まず、昭和63年8月、同社は有川～佐世保航路において個人創業としてスタートしております。平成2年5月、有限会社五島産業汽船を設立。平成11年10月、株式会社五島産業汽船に組織変更されて経営破綻まで至っております。

また、航路の認可や事業活動では、平成9年2月、鯛ノ浦～長崎航路の免許取得。平成12年10月、高松航路に進出。平成15年8月、名古屋航路に進出。平成25年6月、宇久～小値賀～有川の定期航路事業の認可。平成26年7月、有川～佐世保航路の定期航路の認可。平成29年4月、福江～佐世保航路の事業認可。平成30年10月、運航する全ての航路が運休止、翌11月に同社は経営破綻いたしまして破産手続の開始決定を受けております。

なお、資料の一番下に経営破綻の原因を上げております。これは会社代理人の弁護士から改めて破産決定の開始における申し立て時点での原因ということでお聞きしたものでございます。中身としましては、破産手続開始がなされたのを受け、改めて旧会社の代理人から聞き取ったといったことで記載しております。

原因として上げられましたのは、有川～佐世保航路の進出で欠損が生じていた中におきまして2回目の不渡りを出したといったことが原因

であると。見込んでいたインドネシアでの船舶仲介業での収益があれば破綻は避けられた可能性はあったといった説明がございました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明をお願いいたします。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関して、これまでの主な経過と現時点での県の考え方について説明させていただきます。

お配りしております「総務委員会補足説明資料〔県庁舎跡地活用室〕」、表題が「県庁舎跡地活用にかかる検討経過と県議会への主なご説明の状況」と記載しておりますA4サイズ縦の1枚紙の資料をご覧ください。

県庁舎跡地の活用に向けた主な検討経過等について、説明させていただきます。

県庁舎跡地活用については、これまで2度にわたり懇話会を設置し、提言をいただいております。その提言内容や県議会でのご議論を踏まえ、県として主体性を持って検討し、平成28年2月定例会で、多目的広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールの3つの方向性を中心に検討を進めることをお示ししております。その後、平成29年2月定例会において、県庁舎跡地活用については、可能な限り速やかに整備方針の策定に努めること、なお、文化芸術ホールの検討に当たっては、長崎市が整備を検討しているMICE施設のホール機能との重複の確認を確実に行うこと等、県議会からの意見書を受けており、同2月議会におきまして、広場、交流・おもてなしの空間を中心に整備に向けた具体的な検討を進め、ホールについては、適切な時期に今後の方向性を判断したいとの考えをお示ししております。

裏をご覧ください。平成29年度は、広場と交

流・おもてなしの空間について、備えるべき機能などの検討を行い、その状況を議会に報告させていただいております。今年6月市議会において、MICE関連予算が可決され、MICE施設におけるホールとの重複機能がないことが明らかになったことから、3つの方向性に沿った主要機能を限られた敷地内にどのような形で配置することが可能か等について、長崎市との間で協議を再開し、調整を行ってまいりました。これを踏まえ、県庁舎跡地整備方針の策定に向けた県としての基本的な考え方を整理いたしております。今後、この考え方について議会でのご議論を踏まえて整備方針を決定して、基本構想の策定、設計等を行って整備に着手したいと考えております。

続いて、現時点での県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

A4サイズの縦長3枚の「県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方」と示した資料をご覧ください。

1ページをお開き願います。

跡地整備の基本的考え方としては、この土地の歴史を今日に伝える石垣を保存・顕在化することを基本として、石垣の上にイベント開催が可能な一定の面積を確保した広場、歴史・観光情報等の情報発信などを行う交流・おもてなしの空間、質が高く利用者が使いやすい文化芸術ホールの3つの主要機能を効果的に配置し、相乗効果を発揮させるとともに、出島を含む周辺地域との連携や景観との調和にも配慮しつつ、交流人口の拡大や賑わいの創出につなげていくということを考えております。

整備運営については、広場と交流・おもてなしの空間については、県が整備・運営し、文化芸術ホールは、長崎市が整備・運営することを

想定しております。

主要機能のイメージですが、広場については、多彩なイベント等により日常的な賑わいを創出するとともに、県民や市民、または観光客の日常的な憩いの場となるよう、今までまちなかにはなかった規模や機能を有した広場を跡地活用を中心に据えることを考えております。

2ページをご覧ください。

交流・おもてなしの空間については、県庁舎跡地が岬の教会や長崎奉行所、4代にわたる県庁舎などが置かれ、長崎の街の歴史を象徴する場所であるとともに、出島に隣接することなどを踏まえまして、県民・市民が気軽に利用することに加え、観光客の利用も想定した上で、跡地の歴史や観光等の情報発信の機能や出島の眺望の確保、広場と一体となったカフェ等の飲食機能などを整備することを考えております。

質の高いホールについては、懇話会の提言を受け、県として検討を進めていたところ、長崎市から新たな文化施設の提案があったことから市と協議を行ってきました。その中で優れた芸術文化に触れ、楽しむ場として、芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を持つホールを整備することなどについて県市の考えが一定一致したところでございます。

3ページをご覧ください。

現時点での配置イメージとしては、石垣の上の旧県庁舎本館側にホールを、駐車場側に広場を、出島側の旧駐車場棟跡に交流・おもてなしの空間の配置することを想定しております。

なお、交流・おもてなしの空間については、ホールとの一部合築等についても今後検討していく予定としております。

詳細な配置については、今後、基本構想を取りまとめる中で整理していきたいと考えております。

附帯機能についての考え方は、記載のとおりですが、石垣については、江戸期から現存するものもあり、保存・活用を前提に顕在化についても検討してまいります。

第三別館につきましては、保存するかどうかも含め、基本構想の中で検討していくこととしております。

今後、整備方針を示した後に、策定予定の基本構想においては、主要機能の詳細な機能、規模、配置や事業スキーム、事業費、経済波及効果等について示していくこととしております。

県警本部跡地については、県庁舎跡地のように奉行所など歴史的建造物が建っていた経過がなく、民間活力の導入も含め、比較的自由度の高い検討が可能と考えておりますが、県庁舎跡地の整備について方向性を決めた上で検討していきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、今回、考え方をお示ししましたので、議会でのご意見を踏まえた上で整備方針を決定し、その後、基本構想の策定、設計を実施して整備に着手していくこととなります。

総合計画に平成32年度中の着手ということ掲げておりますので、それに向け、分割施工等により先行して整備可能な箇所から整備に取りかかるなど、できるだけ早く跡地に賑わいを取り戻す方策を検討してまいります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

陳情書について、何かご質問はございますでしょうか。

【坂本(智)委員】 陳情書46番の2番でございますけれども、離島航路対策の充実についてというのがございますね。3つ挙げておられますけれども、そのうちの3番目、ジェットフォイルの更新についての件です。

今、東海汽船さんが1艘、ジェットフォイルを新たにつくっていらっしゃるという話を聞いておりますが、51億円かかるそうですね。そのうち東京都が45%出資をしている、残りを会社で用立てておられるんだろうと思います。

この件について、長崎県、あるいは島根県とか新潟県等は、日本旅客船協会のジェットフォイル部会等と協議をなさっているのかどうかということについて、現在の進捗状況を教えてくださいませんか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 ジェットフォイルの船価の問題につきましては、今回、東京都で建造に着手されておりますけれども、51億円といった非常に高額なものとなっております。この点につきましては、全国の関係自治体、それから、航路事業者についても、更新、建造についての大きなネックとなっているところでございます。

そのため、県といたしましても、平成28年から全国の関係する自治体にお集まりいただきまして、船価の問題であったり、問題を解決するためにどういった方策がとれるのか、そういったところの検討を続けてまいったところでございます。

その中で、連続建造によって船価を下げているといったことが一番の大きな方法ではなかろうかと。ただし、そういった取組をする中におきましても、建造する川崎重工も巻き込まないといけない。それから、日本旅客船協会の高速部会も国に要望されておりますので、こちらとも話を進めていかないといけないといったこと

がございます。

先ほど申しましたように、これまでは関係自治体にお集まりいただく中で情報共有、それから、どちらかといいますと、その先にある各事業者につきましては、それぞれの自治体が当たっていただくといったことで取組を進めておりましたけれども、九州郵船が会長をされておりますので、協会側と長崎県の方での情報共有と意見交換といったことを今後進めていく中で、事業者側については協会との情報共有と、いろいろな意見交換をしていただくといったことで、行政側と事業者側それぞれで取組を進めていく中で、川崎重工に対しても、連続建造に向けた船価の引き下げといった部分につきましてアイデアを出していただくといったところで、現在、取組を進めているところでございます。

【坂本(智)委員】現在の進捗状況は少しはわかりましたけれども、いずれにしましても、九商さんも九郵さんも、あるいは佐渡汽船、隠岐汽船等々、今からジェットフォイルの更新時期を迎えるわけです。言うまでもないことであります。その辺がまとめて注文すればというような、今は1艘しかつくっていらっしやらない、それで51億円という非常に高価な船価でございます。以前は27～28億円でつくった、30億円弱でつくられたと聞いておりますけれども、今はやっぱり50億円ぐらいかかるんだらうと。東京都と同じような考え方には立てないだらうと思えます。

それは理解できますが、まとめて県が主導して、どうでしょう、ジェットフォイルの数も結構あるわけです。この話にJR九州さんが乗られるか、乗られないか、それはわかりませんが、いずれにしましても、今、離島航路を結んでいらっしやる会社、あるいは自治体と、長崎県がリードして協議をしていくというよう

なお考えはございませんか。一緒にまとめて発注すれば船価も随分落ちてくるのではないかとと思うんですが、いかがですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】まさに委員のご指摘のとおりだと思っております。先ほど申し上げましたように、これまでは各自治体を通じて、その先にある事業者を取りまとめていこうといった視点で取り組んでまいりましたけれども、それだけでは各事業者に対するアプローチが弱いということで、今回、日本旅客船協会の高速部会等を通じて、事業者側は事業者側がやはり話がしやすいという部分もありますので、そこにお声がけをいただく中で、同じ方向を向いて連続建造をするために、ある程度の建造計画といったものを各事業者からいただければ、そういったものを取りまとめていく作業につきましては、行政側の窓口としまして長崎県が全国の関係自治体にも今声をかけておりますので、そういった役割を果たしていきたいと思っております。

【坂本(智)委員】いずれにしましても、時間がかかることですから、早急に取りまとめをしていただいて順次発注につながるように、ぜひひとつ離島に住む者の一人としてお願いしたいと思う次第でございます。

次に、県の離島振興協議会から陳情・要望が出ておりましたが、3ページ目に特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために必要な予算額の確保等と、県も重点項目の政府施策要望で上げておられると思っておりますけれども、この対象拡大について特段のご配慮をお願いしたいという要望が出ておりますので、改めて県のご見解をお聞きしたいと思います。

【浦地域づくり推進課企画監】「有人国境離島地域の保全、地域社会の維持に関する特別措置法における運賃低廉化の対象拡大について」と

いう項目でございますけれども、私どもが政府施策要望の中でこうした考え方について国の方に要望させていただいた上に、さらに、事務的な意見交換も国の内閣の担当部署と行わせていただいております。

国の今の考え方としましては、資料にも書いておりますけれども、帰省客や観光客まで広く対象範囲を拡大するということになりまして多額の経費を要するという事で、全国の国境離島予算が不足するようなことも可能性としてあるということで、今、非常に慎重な姿勢をとられています。

一方で、離島関係市、あるいは今話があった離島振興協議会からも同じような要望が上がっているということも事実でございますので、今回、10月末から企画乗船券ということで、島民並みの運賃低廉化を図るための体験付きの「長崎しま旅 わくわく乗船券」というものも発売されておりますので、そういった取組の状況を見ながら、引き続き、国と意見交換を進める中で解決策というか、そういったものがあるのかどうか、模索して検討を進めてまいりたいと考えております。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【吉村(庄)副委員長】 陳情にもありましたが、資料にも書いてありますように、離島関係ですと以前から大きな問題、課題になっているの

が、離島におけるガソリン及び灯油価格の問題です。この資料の16ページにあるんですけれども、本土との格差が長崎県においては1リットル12円である。これは県民協働課が10月に公表した内容であるということです。

内容的に見ますと、税金関係についていろいろ中身があって、そして、意見書を平成22年10月に出しておりますが、本会議でもずっと、特に長崎県の場合は離島が非常に多く、全国有数でもあります。

県の考え方は、しまは宝だと、こういうことでもありますから、重視して考えておられるのは、ガソリン・灯油価格だけじゃなくて、そのほかの問題も含めて課題がいろいろあると思います。今も国境離島関係の全体的な、本土と離島との関係の旅費といいますか、そういう問題等も含めて、まだまだ課題が残っている。国境離島新法の関係でいいますと、そういう言い方をしますが、相当進んだ考え方が出てきまして一定の対策が講じられているということです。

これ、やっぱり長崎県としてはもっと強く政府に求めて、長崎県の有数な離島、しまは宝だと考え方に基づけば、少なくとも12円の格差があるものについては、最低半分以下ですね、こちら辺に焦点を当てて政府に交渉するとか、要望するとか、こういう具体的な展開をやったいただくことが必要じゃないか。税なら税の分をということですが。

そこで、前段でお尋ねいたしますが、九州でいいますと鹿児島県が有数の離島を抱えていますね。鹿児島県の場合は、どういう状況になっていますか。もちろん、本土との距離等いろいろありますから、運搬経費その他も当然関係がありますが、鹿児島県は平均的にいってどういう状況にあるということについて把握しておられるのかどうか。

もう一つは、典型的な例としては沖縄県の問題、これは九州、本土からいって相当距離が遠い。しかし、特殊な状況にあるということの中で特別な措置も聞いておるところでございますが、沖縄県でのガソリン価格についてどういう状況にあって、それは特別措置とか法律的なことを含めて措置された上でそういう状況になっているのかどうかということを含めて、まず、鹿児島県の状況、それから沖縄県の状況について把握をしておられれば情報提供をお願いしたいと思っております。

【浦地域づくり推進課企画監】ガソリン価格の問題でございます。これは6月定例会の総務委員会でも副委員長からご指摘いただいたということで、それ以降、所管部局である県民生活部とも離島ガソリン価格の現状とか、本土と比べて高い要因、あるいは国の予算要求、こういったものについても意見交換をさせていただいているところであります。

今お尋ねのあった鹿児島県、九州の離島と本土との格差については、今、手元に資料がございませんので、価格差についてはお答えしかねますけれども、例えば、本土、離島を併せたところでレギュラーガソリンの店頭価格の状況でありますけれども、長崎県においては、全国で一番高い状況、鹿児島県については全国で3番目に高いという状況であります。さらに、沖縄県については全国で4番目に高い状況になっております。今お話がありましたように、恐らく離島を抱えているということで流通コストがかかる、そういったことからこういった県のレギュラーガソリンの価格が比較的高い状況にあるものと考えております。

【吉村(庄)副委員長】鹿児島県も沖縄県も比較することについては、同じ条件ではございませんから直接的な比較でものを言うこともどうか

と思います。ガソリン、灯油もそうですが、生活から考えますと、冬の時期の灯油の問題とか、最近は電気のことでも出てきておりますが、ガソリン価格、いわゆる今の経済活動の中で、だから電気云々ということでのEV車ですか、そういうことについても検討されて拡大してと、こういう政策をとってきておられることは承知しておりますが、非常に大きな要素を占めるのではないと思っております。食料品にしても何にしても、運搬ということが当然あるわけですから、この問題も当然ございますけれども、離島内部における、離島では第二次離島といいますか、そういう関係もあります。そういうことを考えますと、生活関係でいうと非常に大きな要素が車社会の中でもあると思っております。

だから、12円の差を前提とするならば、5円以下だとか、こういう状況や目標を設定すると、生活はどうなっていくのかということを考えながら、それじゃ免税とか方法をいろいろ考えるとか、それに対してどう国の支援ができるのかとか、法律の問題を含めて、もっと積極的にやっていただきたい。いつも政府施策要望には出していただいておりますから、やっていないとは言いませんけれども、ずっと課題なんですね。長いことずっと言っていますが、生活上のことからいったら喫緊の課題というふうに捉えなければならぬような要素が中身にあるんですね、重要な要素として。

ここら辺のことについて、そのほかの問題もたくさんありますから、それが全てとは言いませんけれども、ずっと課題としてある。生活、それから離島の地域振興、それから企業を呼ぶ、そのほかを含めて総合的な振興対策という中で重要な要素を占めているという認識はあられると思っておりますので、今言っても緊急な課題です、喫緊の課題とも言えます。

だから、ここら辺で私が言いましたようなことも含めて、当然検討されながら、国との関係については今の制度を生活上の問題としての対応が何とか進むようにしていただきたいと思っておりますが、ここら辺についての統一的な見解を聞かせていただいて質問を終わりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【廣田企画振興部政策監】ただいま副委員長からご指摘のあったガソリン価格の問題は、やはり離島におきます住民生活、あるいは産業活動に大きくかかわる部分だと思っております。これまでも政府施策要望を毎年行いながら一定の措置はいただいているところがございますけれども、やはり離島の振興というのは、有人国境離島法が新たに特別法として制定され、地域住民が住み続けられる環境をつくっていくという課題もございますので、副委員長のご指摘を踏まえ、関係部局と調整をし、今後、国への働きかけも検討してまいりたいと考えております。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案所管事務一般についてご質問はありますか。

【宮本委員】それでは、議案外と所管事項について質問させていただきます。

説明資料、追加1の県庁舎の跡地活用についてです。

別紙の資料、補足説明資料もいただきました。基本的な考え方も確認させていただきました。また、今議会では、うちの会派の川崎議員からもさまざま質問があったところであります。ホール、広場、空間、それぞれの機能について一定のこういった方針というのも確認をさせていただきました。

その中で1つだけ確認をさせてください。文化芸術ホールの整備における財政負担のスキームについてであります。

この補足説明資料の1ページに整備運営についての考え方ということで、文化芸術ホールは市が整備主体となるということで理解できました。ただ、底地は県の財産であるということで、実施主体、整備主体は市ということですが、県の財産である底地を無償で市に貸すという話もあっているかと思っておりますし、私自身も聞き及んでいるところです。

それについて県の考え方というのはどうなのかということを確認をさせてください。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地のホールに関する底地についてのご質問でございますけれども、今、市と共通認識を持っているのは、あそこの土地に広場、交流・おもてなしの空間、ホールを整備しようといったところまででありまして、実は、土地に関しては、ホールの整備面積でありますとか、地下をどう利用するかとか、また、交流・おもてなしの空間についての一部合築をどうするか。また、市が保有されている江戸町公園の取り扱いとか調整すべき点が多くございまして、今後、そのようなことを踏まえて、有償か、無償かも含めて具体的な検討をしていくこととしております。まだ現時点では方向性が決まってないという段階でございます。

【宮本委員】市とはまだ有償、無償という話はやっていないということでの理解です。

いただいた資料の4ページにありますが、今後のスケジュール、現段階での想定とありますが、どの時点で有償、無償ということ市と協議するというある程度の見通しというか、今年中とか、今年度中とか、そういった考えと



というのは今の時点でありますか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】明確にいつというのはないんですけれども、今後、整備の方向性が決まったら基本構想に進んでまいりますけれども、先ほど言ったようなさまざまな諸問題をきちんと整理した上で判断していきたいということで、すみません、今の時点でいつということは明確に判断できておりません。

【宮本委員】そうですね、市としっかりと協議をしていただきたいと思います。

ちなみに、そういった事例というのは長崎にあるのかと。要は、県の財産のところ、例えば、長崎市が整備している施設であったり、佐世保市が整備をしている施設というのは、事例としてあるのかなのかということ、今の時点でそういった事例がわかりますか。わからなければいいんですけれども、あるのかなという単純な確認です。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】正確なことがわからないんですけれども、歴史文化博物館等については、市と県で合同で建てているんですけれども、その底地は県有地というふうにお聞きしています。もし間違いだったら後で訂正させていただきます。

【宮本委員】わかりました。ここの有償、無償というのは、ホール整備の財政負担のスキームについては非常に大事な点であると思っていますから、しっかりと市と協議を、早期に開始していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、同じく説明資料の4ページ、離島航路の運休問題についてお尋ねをいたします。

別途、補足説明資料もいただきまして、今後のあり方等もわかりました。株式会社五島産業汽船の航路問題についてという資料の4ページに、「離島航路の確保・維持に向けた取組」と

いうところの③、これは大事だなと私自身も思っています。欠損補助を受けている航路事業者、あるいは受けてない事業者を把握するということが非常に大事であると思っています。

今回の運休問題は、全国的に非常に大きな問題となりました。一番被害を被っているのは離島の方々、市民の方々、住民の方々であります。二度とこういった問題が起こらないような策をここで示してありますけれども、離島航路は船だけではなくて、地域の交通、総合交通対策であるから、鉄道であったり、バス事業者に対しても同じことが言えるかと思えます。いつ、どうなるかわかりませんので。そういったところに船とは別に、例えば、島原鉄道、松浦鉄道、あるいはバス事業者に対して、こういったヒアリングを常日頃から定期的に行っていただきたいという思いがありますが、この点について県の考えはどうでしょうか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】地域公共交通を担いますバス、鉄道、航路、航空路につきましては、県民の日常生活や経済活動などにとって重要な交通機関と認識しております。

そのため、県におきましては、現在、さまざまな支援策を講じながら、地域公共交通の維持・確保に努めているところであります。

バス事業につきましては、欠損補助制度により乗合バス事業を支えておりまして、赤字路線として欠損補助を受けている事業者につきましては、毎年のヒアリングを年2回行っておりまして、事業計画や課題、そして利用者数などについて資料をいただきまして、経営状況についての確認を行っております。

それから、欠損補助を受けてない事業者につきましては、毎年、年1回、事業報告書や利用実績等の資料を提出していただきまして、経営状況や利用者数などの把握に努めているところ

でございます。

また、鉄道事業につきましては、地域鉄道であります島原鉄道、それから松浦鉄道の経営状況については、県、沿線自治体で構成いたします自治体連絡協議会におきまして、経営状況初め、課題、利用者数を把握するとともに、利用促進策に取り組んでいるところでございます。

特に、鉄道の安全などに関する整備に関しましては、平成26年度から平成35年度まで10カ年計画において、事業者負担をなくして、国、県、沿線自治体で補助を行っておりまして、路線の維持に努めているところでございます。地域鉄道につきましても、こうした取組を通じて経営状況の把握、それから、路線の維持というものをしっかり支えてまいりたいと考えております。

航路事業につきましては、先ほど企画監から答弁、説明申し上げましたけれども、生活航路に係る航路事業者の経営状況の把握につきましては、欠損補助を受けている航路事業者に対しては、国庫補助申請に係る事前ヒアリング、それから、九州運輸局と合同で実施する航路監査におきまして経営や利用状況を把握しております。

さらに、欠損補助を受けていない航路事業者につきましては、今後、定期的にヒアリングを実施しまして、経営状況を把握するほか、航路の休・廃止情報、それから、経営不安を抱える事業者の情報については、九州運輸局と定期的に情報共有することなど、離島航路の状況把握、それから、離島航路の安定化に向けた取組を講じてまいりたいと考えております。

併せて離島航空路につきましては、オリエンタルエアブリッジ（ORC）が運航しておりますが、県も出資しておりまして、各種対策を講じていることから、随時、経営状況や利用状況を把握しております。

具体的な支援といたしましても、国と県による運航費の補助、県と関係市による利用率の保証補助、それから、県単独での安全整備の補助などの支援を行っているところであります。

また、福岡－宮崎路線、福岡－小松路線の各路線に参入いたしまして、全日本空輸（ANA）からの共同運航を受けまして収益を改善させて離島航空路線の赤字を補填し、安定運航を促進するなど、離島航空路線の維持に努めているところでございます。

県としまして以上のような取組によりまして、陸上、海上、航空の交通事業者の経営状況等をしっかりと把握しながら、地域公共交通の維持に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 ありがとうございます。バス、そして鉄道、陸海空について、それぞれ年2回、ヒアリングであったりとか連絡協議会を設けているということであります。今、バスでも運転手のなり手不足であったり、鉄道でも固定資産税の問題であったり、経営状況としては、どこの事業者、どこと言うのもあれでしょうけれども、なかなか厳しいところが多いかと思っております。いつ何時、こういったことが起こらないとも限りませんので、そこは県としてもつぶさに見ていただいて、年2回ないし年3回ぐらいでもいいのかなという気もしますけれども、ヒアリング、協議をしっかりとさせていただきたいということを再々度要望させていただきますので、よろしくをお願いします。

それともう1点、これも毎回聞いておりますけれども、前回の議会でも聞きました比田勝一博多間の混乗です。いわゆる空きの航路でありますけれども、年末年始について、恐らく増えてくるかと思いますが、年末年始の混乗の状況は、便数が増えたりとか、どうなっているのか

ということだけ確認させてください。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】博多～比田勝間の混乗の年末年始における運航につきましては、通常期と同様に1日1往復となっておりますけれども、運航ダイヤにつきましては、通常ダイヤと比較しますと、島発便のみ通常より30分遅いダイヤとなっております。

具体的に言いますと、島発の比田勝港発が通常の10時5分発から10時35分発となり、博多には通常の12時15分着が12時45分着となる予定でございます。

また、本土発につきましては、通常と同様、博多港を13時20分発、比田勝港に15時30分着となっております。

なお、年末年始に混乗で運航されます期間につきましては、12月28日から1月4日までのうち、12月28日、31日、それから1月3日、4日の4日間の運航となっております。この4日間の国内旅客の座席数につきましては、通常の26席から2階フロア全体の78席に増設されることとなっております。

【宮本委員】ありがとうございました。26席から76席に増設ということですので、帰省客等で賑わいが出ればと思っています。

ちなみに、この航路をしっかりと維持していくことは、観光の面でも非常に大事であるということは前の議会でも質問しましたけれども、それから県観光に関して、この混乗について新しい取組があればお示しいただければと思います。

【浦地域づくり推進課企画監】利用促進の話ですので地域づくり推進課から答弁させていただきます。

今、委員からお話がありましたように、混乗便を安定運航させていくためには、博多を出発して比田勝から入る観光客の誘致に力を入れて

いくことが不可欠だと考えております。対馬市におかれましては、九州郵船、JR九州高速船、JR九州と、この混乗便を活用した観光交流に関する連携協定を締結しておりまして、これらの関係者とも協議を重ねながら、既に旅行商品の造成、販売の取組が開始されていると聞いております。

また、県におきましても、混乗便も対象としまして、先ほど答弁させていただきましたが、島民並み運賃を適用した体験利用券付きの往復乗船券、いわゆる「長崎しま旅 わくわく乗船券」を10月31日から発売しているところでありまして、対馬の観光物産協会とも連携しながら販売促進の取組を本格的に開始したところであると聞いております。

一方、私ども、市とも意見交換をさせていただいておりますけれども、その中で例えば乗船の際に写真付きの身分証明書が必要になっていることから、例えば、運転免許証を有していないような子どもなどの場合、ほかの証明書が必要なことなどの課題もあるというふうなことも聞いております。

一方で、昨年度から観光振興課で取り組んでおります有人国境離島の関係施策、しま旅滞在促進事業の中では、対馬市全体ではありますけれども、延べ宿泊者数も大きく伸びてきているという状況も聞いております。こうした好調な観光客の流れを、この混乗便の利用に着実につなげていけるように、先ほど申し上げた課題への対応も図りつつ、県の観光担当部署とも連携しながら、引き続き、対馬市と一緒に観光客の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。わくわく乗船券であったりとか、また、観光の面でも促進しているという現状が確認できましたので、

私自身もしっかり見ていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

【小林委員】県庁舎の跡地の問題について少し質問をいたしたいと思います。

今日は、この資料を見ますと、長崎県と長崎市で合意に達したと、こういうような内容の話は全然出てきません。しかしながら、新聞報道には、いわゆる県庁と長崎市が跡地活用について合意に達したと、こういう見出しが相当大きく書かれているわけがあります。

そういう状況の中で、今申し上げたように、今回の資料のどこを見ましても、長崎市と県庁が跡地活用について合意に達したと、こういうような内容は全然ないわけです。何かあたかも初めて提案するかのような、そんな内容になって、何か県の方向づけが合意したみたいな、県のいわゆる微調整が終わったかのような、そんな内容になっていて、長崎市は全然出てこないわけです。

まず、その辺のところを私は非常に、新聞報道の現実と、資料とかあなたの答弁、ここいわゆる合意に達したというような、そんなようなことがないことに対してどう思うか、今の私の質問に対してお答えをお願いします。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】今回示しておりますのは、県と市で合意といいますか、県と市で何でも決めてしまうわけではなくて、県と市で一定調整を行いまして、考え方、共通認識を持ったということがございまして、それをもとに県庁舎跡地ですので、整備の考え方については県として主体性を持って、それを共通認識をもとに考え方を決めております。その考え方を今回お示しさせていただいたということで、それに議会でのご意見を踏まえて、今後、整備の方針を決めていきたいと考えているところでござ

います。

【小林委員】なんでそんなでたらめな話をすつとか。なんかまずいのか、長崎市と方向性がそうやって合意したというような形で。失礼だけれども、マスコミ関係の皆様もおられて、新聞等のことについていろいろ言うわけでは決してないわけです。我々議会はきちんとした説明を聞いてない。あなた方から、担当の総務委員会ですら何も報告は受けてない。だから、当然のことながら、新聞報道において、中村知事は記者会見でどう言うた、あるいは議会等の答弁でどう言うた、長崎の市長が記者会見でどう言うた、こういうようないわゆる新聞報道によって今の県庁舎跡地の動きを知っている、こんな状況に実はなっているわけです。

その中の記事は、あなたも見たことがあると思うんだけど、長崎県と長崎市が跡地活用について合意に達したと。さあ、これからはというような、もう動きが合意に達したことによって、実は行け行けどんどんみたいな話になっているわけです。

そのところをあなたが共通の認識とか、どこからそんな言葉を選んで言っているのか。共通の認識とは一体何か、もうちょっとわかるように説明してみなさいよ。あなたが言う共通の認識、そういうものは一体何なのか、改めて問います。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】共通の認識と申しますのは、県庁舎跡地に、これまで検討しておりました広場、交流・おもてなしの空間、ホールを石垣の上に配置するとか、そういったことについて、あくまで県と市の事務方で調整をして、こういう方向でどうかといったことで、まだ何も決定したわけではなく、あくまで今回、まさに議会にお示しした考え方をもってご意見を聞いて決めていこうということで、新聞の方に

確かに「合意」とか載っておりましたが、そのたびに、これは県と市で何か決めたわけではないので、それは違いますということは申し入れさせていただいております。

【小林委員】何を子どもみたいなことを言っているわけだ。そんな話をね、こんな権威のある総務委員会でまともに答弁されても困りますよ。いつからこんなに理事者側はレベルが低くなるとっとか。一体我々を何と思うとっとか。こんなようなまやかしの答弁を受けて、ああ、そうでございますかなんて引き下がらないよ。議会に、ましてや担当の総務委員会にきちんと報告すべしであるし、今、どういうようなきちんとした動きになっているんだと、こんなような形で全然事前に報告をしてないことを遺憾千万と思って、そういうまやかしの共通の認識、その程度に言葉をごまかしておるし、あるいは県と市でなんでもかんでも決めるわけではないと、ただ事務方の話なんだと、その辺は当たり前だよ。けども、一応事務方に県と市が協議をしてほしいということの依頼は、長い間ずっとやってきたわけだよ。だから、当然のことながら、事務方で協議をしてもらって、その協議の合意を明らかにしてもらい、議会で報告をもらうと、そんなような流れで今日まできておったじゃないか。私は、県庁舎建設特別委員長を2回やったんだ。しかも、中村知事が、まさしく県庁舎を移転新築するというのが2011年だ、7年前に明らかに声明をしたわけだよ。あれから7年たっているわけだ。

そういうような状況の中で、跡地活用というものはとても大事なことだったんです。なぜかという、いわゆる江戸町の商店街を初めとして、浜町の商店街、あの一角にたくさんの商店がいらっしやる。まさに県庁を一つの生活の活路としていろいろと事業や商売をなされている

わけだよ。そのまさに源であるところの県庁舎が江戸町から離れていくということになっていけば、当然のことながら反対をされる。その反対をいろいろとご理解をいただくための一番の活路は、要するに、旧跡地ににぎわいの、まさにそういう広場的な、にぎわいで人が集まり、県庁舎以上に多くの皆様方がその場所に集まって皆様方にご迷惑をかけないような、そこを活路に元気を出してもらいたいというような形の中で合意に達して、まさに県庁舎の移転が決定をしたわけだよ。そういう大事な大事な過去の経過を我々はまさに当事者としてしっかり覚えているわけだ。

そういう状況から考えていけば、跡地の活用について、なんでこんなに遅れてしまうのかと。こういうようなところが全く理解できないし、一体なんでこうやって何年もかかってこの結論かと。

しかも、この結論というのは、今言うように、広場だとか、いわゆる交流のにぎわいの空間とか、あるいは質の高い芸術文化ホールとか、最初からこれは提案しているじゃないか、県が。いつ提案したか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】県庁舎の跡地の活用につきましては、平成26年4月に、2回目の懇話会から主要機能として、多目的広場、歴史情報発信、ホールという3つの方向性が示され、その後、長崎市からの提案等も受けまして平成28年2月の議会で、この3つの基本的な方向に沿った形で検討を進めてまいりたいということを示しております。

【小林委員】具体的には2012年頃なんだよ。いわゆる事務方同士で、まさに長崎県として跡地をどう活用するかという時に、まず広場、長崎おくんちを初めとしていろんなイベントができる広場、それから海外からお客様等々もお見

えるになる。こういうようなところで、まさにそうやって交流ができる場所の空間をつくると。それから、質の高い芸術文化ホールなんだよ。

こういうようなことを提案した折に、長崎市側はどう言ってきたかという、まさに公会堂の代替ホールとして、この長崎県が考えている跡地の中のホールに、長崎市が解体するところの公会堂の機能を入れてもらいたい、こういうような話の中での経過になっていることは知ってるか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 県が、広場、交流・おもてなしの空間、ホールということで細かい意見を受けて検討する中で、長崎市から公会堂の代替ということもあって、ただ、全て公会堂の代替という形でなく、質の高い芸術ホールということで市の方も申されておりましたので、県の方としても、単なる公会堂の代替ということでしたら、それは市の方でということになるんですけど、にぎわいの創出にもつながるよう、質の高い芸術ホールという懇話会の提言に沿うものとして協議をしてきたという経過でございます。

【小林委員】 だから、そういう事実があったということは認めておるわけだよ。そして、その後における委員会等議会での論議は、おくんち等の広場をメインにしながら、今言うように交流の空間、そして、質の高い芸術文化ホールと。この芸術文化ホールについて、どれくらいにグレードを上げればいいのかと。こういうようなことが実際の議論の中身であって、長崎市側が要求するからではなくて、長崎県の責任のもとにおいて市と協議をしながら、グレードの高いホールをどのような形でつくるかと、こんなようなことが実は議論の対象で、そういう方向で進めてきておった。

ところが、ある日、協議を中断せざるを得なくなった。それは長崎市側が、そうやって公会堂の跡地の代替として芸術文化ホールをこの場所と言ってきたにもかかわらず、中身を、どうやってグレードを維持するか、あるいはグレードの高いものをどうするかと、こんなような議論をやっている最中に中断せざるを得なかったのは、まさにMICE構想だと。

まさに、重複するような機能をつくる必要はないという県の姿勢、この辺のところになってきて中断をして、今回、合意に達したと言われるような、その期間までどのくらい時間がかかったか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 今、委員からご指摘がありましたように、市から提案を受けた後、MICEの話が出てまいりました。MICEの中にもホール的なものがつくられていることで、その重複を見極めるということで、（発言する者あり）今年の6月以降、協議を再開してからですので、6カ月程度で最終的に取りまとめたところですよ。

【小林委員】 なんが6カ月か。答弁し直せ。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 すみません。平成26年11月にMICEに関しての土地の取得が出ておりますので、その後、約4年ちょっと、協議が中断しておりました。

【小林委員】 何度も言うが、長崎市側から芸術文化ホールをぜひとも県庁跡地にと、こう言ってきたにもかかわらず、MICEの構想がいつの間にか急に出て、今のあなたの答弁のとおり4年以上、協議が中断せざるを得なかった。なんで協議が中断せざるを得なかったのかというのが、これまたはっきりしているように、いわゆる同じ機能として重複するような必要はないじゃないか。芸術文化ホールといいながら、そうやってMICEにもホールをつくると、こん

ないいわゆる重複する必要はない、もったいない。こういうような形の中で中断し、そして、結論が出るのが4年以上もかかった。

じゃ、この4年間で、当初、芸術文化ホールをつくろう、公会堂の代替の機能として県庁の跡地につくっていただきたいという状況から、この4年間で何が変わったのか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 すみません。4年と言いましたが、3年ちょっとでしたので、訂正させてください。

要は、MICEにつくられるホールということで、平土間の3,000平米ということで、席をあつらえた質の高いような、県が考えているようなホールとは違うということが明らかになりましたので、6月以降、協議を再開しているところでございます。

【小林委員】 答弁がね、こっちが質問していることにきちんと答えてくれないんだよな。私が聞いているのは、そうやって協議が中断してから4年たった、3年たったと言っているわけだよ。その間において、今回合意に達するまで何が中身が変わったのかと。当初、質の高い芸術文化ホールと、こう言いながら、それを中断した、さあ、3年、4年の時期が経過した。その3年、4年の経過の中で中断したままであったけれども、今回、合意に達するについて、この芸術文化ホールがどのように中身が変わったのかということを知りたい。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 質の高いホールについての考え方は、基本的に変わっておりません。

【小林委員】 そうだろう。この3年、4年という空白は一体何だったのか。私は、そこに非常に怒りを感じるわけよ。もう一回、これはみんなにわかってもらいたい。県庁舎の跡地について、本当に地元の皆様方は県庁移転では困ると。

何度も言うように、活気を本当に奪われてしまった。こんなような状況の中で、これを同意をしていただくためには、まさに跡地ににぎわいの広場、まさににぎわいの創出をやって、そして皆さん方に元気を取り戻していただきたいというような、そんな合意の中でこれがスタートしているわけよ。だから、一刻も早く方向づけを明らかにし、そして、埋蔵文化財等いろいろと事前の準備をせんといかん。

そういうようなことから考えていけば、この3年、4年というような空白は一体何だったのか。結局はMICEと同種類のものではないよと、MICEでつくるホールというのは、全く質の高い文化芸術の類いではないんだと、この答えを引き出すために3年も4年もかかったというのか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 県としても跡地で賑わいをとということを中心に考えてまいりました。その中でホールについてもにぎわいを創出するために寄与するものとして検討してきたわけですけど、委員が申されたように、MICEについて、もし似たようなものができるとなれば、近接するところに類似の施設は不要ということで、そこを見極める必要があったということで、どうしても3年程度、時間を要してしまいました。

【小林委員】 ちょっとちょっと、なんで3年も時間を必要とするような、じゃ、どんな協議をしたのか。MICEの中身が、まさに我々がつくらんとしている質の高い芸術文化ホールと、MICEが同じようなものであってはもったいないと、重複したらいかんと。こういう協議を3年もかけてやったということか。

【大場委員長】 室長、過去の経緯もありますので、その辺少し整理をして答弁をいただきたいと思いますので、午後からでよろしいですか。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

-----  
— 午後 零時 0分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 午前中、小林委員から中断していた経過についてお尋ねでしたけれども、平成26年4月に提言書を受けまして、平成26年7月に市から提案を受け、その後、平成26年9月にMICEに関して市の方が用地取得の議案を市議会に提出しましたが、これが否決されております。

その後、平成26年11月にMICEの用地取得予算案について可決されましたが、その際、MICEに限らず、交流拠点施設について検討するようという附帯決議がついておりまして、この時点でMICEにどのようなホール的なものがつくられるかというのが不透明になったため、県としては、そこの重複を見極めるということで、この間、見極めをしてきたところです。

その後、平成28年2月に市の方は、MICEの機能を中核とした案で検討したいということを出して、市長が答弁されましたけれども、その後、具体的に議会の動きとして、それを是とするような結論が出ておりませんでしたので、市だけでなく、市議会の議論を踏まえるということで注視しておりました。

そこで、6月、今回MICEに関連する予算議案が可決されたことから、市と協議を再開したというのが経過になっております。

【小林委員】 まだ戦闘態勢が整わない時に早々

と答弁をされるから、ちょっと私はテンションがまだ上がらないんです。深呼吸を入れながらね。

それでは、今、答弁をいただきましたが、要は、私が言っていることは、なんでこんな空間があるのかと。一刻も早く、十分に検討をしながら、先ほど申し上げたような、この決定に至る経過があるわけですよ。やっぱり江戸町の皆さん方の気持ちを考えると、一刻も早く十分な検討の上で、あの江戸町一帯の賑わいを創出するような、そういう跡地活用の展開を早く打ち出すべきではないかと。

強いて言えば、このMICEの機能と芸術文化ホールの機能が重複してないかどうかというような、そのくらの話の中で、これが3年も4年もいわゆる放置された結果になっているということに非常に腹立たしく感じると、こういうようなことを実は申し上げているわけです。

だから、声が大きいものだから、何かがなっているように聞こえるかもしれないけれども、実際はこれなんです。室長、わかりますか、私が言わんとしていることは。もうちょっと首を振れ、わかっているか、わかっているか。そういうような形で私が申し上げている。ここは私は非常に罪なものだと思っているんです。

ちょっとお尋ねしますが、なんでMICEの機能のホールと、我々が3つのそういう機能を県庁跡地に入れようとする、この芸術文化ホールとの機能が重複するとか重複しないとか、3年も4年もかからなければそれがわからなかったのかと、これはどうなんですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 市の理事者側の考え方では、MICEの施設は平土間的なものとおっしゃっていました。

ただ、先ほど申しましたように、市がMICE



Eの用地を取得される際も、交流拠点施設ということで、MICEに限らない検討をというふうな市議会として附帯決議がついておりまして、市議会の考え方がMICEで是というふうになっておりませんでして、その見極めの時間がかかったということでございます。

【小林委員】 どうも論理的な側面が欠けていると思うんですよ。こんな言い方で、なんなんですか。市議会がどうしたんですか。今、県の代表の理事者あるいは市の代表の理事者の方々、一緒になって協議会をつくって跡地をどうするかということをやっているわけですよ。

それで、何度も言うように、公会堂の代替施設をグレードの高いものをつくってくれということで県に申し入れがあったから、県は、じゃ、芸術文化ホールの中においてどうすればグレードを最高に上げることができるかと、それが1点、関心事で、我々はそういう視点で議論をやっていたわけですよ。どうすれば本当に期待に応えられるかという、そういうグレードの高さを、いわゆる財政的な根拠を見比べながらやっていたんじゃないですか。こんな矢先にMICEの話がぽこっと出てきたわけです。

そして、今言うように、MICEの機能と我々の芸術文化ホールの機能と重複したらいかんと。それに対しての方向づけが中断したまま、全くもって動かずに、私が今指摘するような、なんでこの程度のことに、こんなに時間がかかってしまうのかと、そしたら市議会がどうだこうだと。こういうような話の中で、全くそこを決断する人がいないということですね。

これはどうしても理解ができないし、今のご答弁では、なかなか論理性に欠けていると思うんですよ。なんで4年間もかかったのか、市議会がどうしたのか、我々が客観的に、なるほど、

そうだよねと、こう思われるような答弁をしてみませんか。あなた方の真剣度合い、本気になって県庁舎が移転をし、跡地活用について県がどのくらい本気で思っていたのか。また、市の皆さん方がどのくらい本気度があったのか。こういうようなことをきちんと経過の中において、この重複の云々というところについて時間のなかったその根拠をもう少し論理的にお話をしていただきたい。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 県として賑わいを創出するために早く決めたいというのは思っておりましてけれども、MICE施設について、先ほども申しましたように、市議会の方でMICEに限らず交流拠点施設としての検討をするようにという形がございました。

交流拠点施設というのが何かといった時に、MICEに限らないので、その時には県が考えているような質の高いホールができる可能性もあるということ、そこは重複するようなホールは必要ないということで推移を見守っていたということでございます。

【小林委員】 だから、今の答弁なんかを聞いて、その時間をかけている内容と、時間をかけているこの空白と、今の重複を避けるというところと、この整合性がなかなか論理的ではないではないですか。なんでこのぐらいの次元でこれが長期に延びてしまうのかということがわからない。どうしても今みたいな答弁では納得できないということです。

それから、もう一つ、先ほど、ある人が持ってきた。これは市役所で市長が答弁しているような内容かどうか、市役所の内容ですけれども、十分まだ読んでないからわからんけれども、結局、この芸術文化ホール、公会堂の代替ホールとして県庁にということをおきながら、

県庁の方はひょっとしたら時間がかかるかもしれないということで、長崎市役所の跡地で整備する方向で検討され始めたということ。これも検討されて、県庁舎跡地と長崎市役所の跡地と両てんびんの中で進められたという状況があるんですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】今、委員がおっしゃっているのは、広場と交流・おもてなしの空間については具体的な検討を進め、ホールについてははしかるべき時期に判断をするといった答弁を昨年2月に知事がしております。

その後、市の方が、そういうことでまだ場所が決まらないのであれば市役所跡地で新しい文化芸術ホールの建設を検討したいとおっしゃっているところの話ではないかと思うんですけども。

【小林委員】そういう話があるのかと、市の方で、市役所の跡地で整備しようと。実際、あなたはこれが何年と言っているのか。平成27年ぐらいからそういう動きはあるじゃないか。

そういうようなところから考えてみて、勉強しているのか、そういう経過はわかっているのか。あなたは自分のことばかり先走りして、市役所が市の跡地というような形でそういう動きをやりながら、どっちがいいかみたいなたてびんをかけてやっていたというような事実はあるのかということを知っているわけだ。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】市の方では、県に平成26年に提案された後、なかなかその話が、MICEの話でうちの方が判断しないということから、昨年2月の段階では、市庁舎跡地での新しい文化芸術ホールの建設を検討したいということで答弁されております。その後、県の方がMICEとの重複がないということで協議を再開する中で、今では県庁舎跡地に新しい文化

芸術ホールという考えを持たれているところでございます。

【小林委員】後で資料を見て、実際、議会の中で市長がこの話をされている内容、現市庁舎跡地での建設と比較して早期の完成が見込めること、県庁舎跡地により一層の賑わいを生み出すことができることなどから、長崎市が検討している新たな文化施設と県の懇話会提言のホール機能について調整できるのではないかと考え、県に対して1,000席から1,200席の規模で音楽や演劇に利用できる多機能ホールを提案いたしました。また、平成27年8月には市長と市議会議長の連名で、県知事、県議会議長へ整備方針の早期決定と長崎市の提案にご理解いただくよう要望をいたしました。平成27年の8月、こういう実態を知っていますか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】今、委員がおっしゃった経緯については、私どもの方も理解しております。

【小林委員】そうすると、今の状況からしてみても、私が言っている内容というのが、このいわゆる空白であるMICEの計画が出てきてから今日の今日までの間、この間の中身が見えない。

そして、私が言っていることは、要するに、広場だとか賑わいの空間だとか、あるいは芸術文化ホールなんていうのは、一番最初、県が提起した内容と何一つ変わってないと。それがここまで時間をかけて、どんなことが決まったのか、どんなことが合意に達したのかと言えば、全く同じことではないかと。こういうようなことで、この空白は実にもったいないし、全く無意味に終わってしまったのではないかと、こういうことを言っているわけですよ。

だから、このところをよくよく考えてみた時に、一体県と市はどんな打ち合わせをしてい

るのか。この協議の詰めが実に甘いし、先ほどからも言っているように、もう重複はないんだということがはっきりしているわけだから、そここのところ1点について、なんでもっと早く答えを出して次なる行動に移ることができなかつたんだらうかと。その間、議会にはほとんど報告はないし、全然あなた方だけでやっているんじゃないかと。

そして、驚きましたが、もう解体の内容が地域の皆様方に配られているではありませんか。

「近隣住民の皆様へ。2018年11月21日。旧長崎県庁舎の解体工事のお知らせ」と。10月11日ぐらいから解体を始めると、こんなようなことを近隣住民の皆様方に、これは誰が配ったんですか。

【村上企画振興部参事監】現在、旧県庁舎の建物につきましては、普通財産として総務部管財課で管理をしております。解体工事につきましては、管財課から土木部の営繕課に発注というか、依頼をして、実際の工事に当たっているところでございます。

その近隣へのお知らせについては、恐らく土木部の営繕課ないしは管財課と連名でお配りしたのではないかと思います。

【小林委員】まだ方針も今から、何も決まっていませんと。こういうような状況の中で暗礁に乗り上げたみたいな言い方をしとって、一方においては、合意に達したみたいな報道がきちんとした根拠の中で書かれている。そういうことの中から、今度は県庁舎の解体工事と。総務委員会の中で事前に報告をしたかね、幾らぐらいの予算で。

これは近隣の皆様方から届けられた内容なんです。もう業者も選定されているし、東工区については谷川・丸栄組、本館西工区においては

親和武藤とか、第1別館はどことどことか、こんなような内容が既に、我々は議会として総務委員会という担当の委員会に、このいわゆる解体のことについてはいつからやって、どういうやり方をやっていくんだとかいうような、そんな事前の報告、説明も何らないまま、こんなことが実際に配られている。こんなようなことも議会軽視ではないかというのが1点。

それから、スケジュールについても、実際今日の資料を見ても、大体10月ぐらいから解体工事が始まるみたいな、こんな資料になっているわけです。しかし、こっちの新聞を見てみると、旧県庁本館3月から解体。我々に出した資料のスケジュールについては10月からだ、10月はもうとっくに過ぎてはいるけれども。今日出されたスケジュールを見ても、まだそういうような形で今後のスケジュール、現段階での想定という形の中で、平成30年10月から旧庁舎の解体と、1年かかってやると、完成が平成31年10月、こんな資料を配っているわけだよ。

今、もう10月なんてとっくに過ぎて、今、12月の中旬だよ。こういうような過ぎ去ったスケジュール、そして、3月からそうやって解体を始めるといふ新聞報道、議会に何の説明もないまま、しかも今日やっと説明しているというように、この資料の中のスケジュールは、もうとっくに10月なんかは過ぎたような、こんな内容の古新聞を我々に見せて何とも思わないのかと。余りにも委員会を軽視しているのか、議会を軽視しているのか、こういうようなことを言わざるを得ない。これはどうですか。

【村上企画振興部参事監】解体のスケジュールにつきましては、工期が、委員ご指摘がございました今年の10月11日からということになっております。実際に建物の外側を解体し始める、

建物を壊し始めるのが2月から3月に着手をするというものでございます。

【小林委員】 どこにそんなスケジュールを、我々に今日配っていただいた今後のスケジュール、現段階での想定と、あなたが今言われたようなことはここに書いてありますか。

【村上企画振興部参事監】 本日お配りした資料には記載してございません。

【小林委員】 ちょっと今日は時間がないから後でまた質問するけれども、端折って要所だけ言っているんですよ。

だから、私も長く議会におるけれども、こんな大事な問題を、なめた緊張感のない、過ぎ去った古新聞みたいな内容を平気で我々のところに見せるなんていうことは一体何なのかと。今言うように、3月からということが新聞に、「旧県庁本館3月から解体」と、でかでかと書いてあるじゃないか。

そんなようなことがありながら、我々委員会には、もうとっくにやっておかなければいけないような平成30年10月から平成31年の10月まで旧庁舎解体と。こんなようなこと、そして埋蔵文化物の発掘も、全体的にこのスケジュールはでたらめじゃないか。

部長、こんなような資料を我々に今日配って、これで審査をやれとか、これでまだ何も決まっていますとか、こんな訳のわからんようなことばかり言っていて、まず、このスケジュールだけでも私は非常にけしからんと思うんだけど、着手していて遅れるとか、そういうことじゃなくて、今後のスケジュール、現段階での想定と言いながら、10月分なんかを出してくる。余りにも軽視しているんじゃないかと言われても仕方がないと思うんだけど、部長の見解はどうですか。

【柿本企画振興部長】 まずもって、この資料の説明に当たりまして、そういった細かい点まで詳細な説明が及ばなかったということについて申し訳なく思っております。

この解体につきましては、先ほど参事監がご説明しましたとおり、工事の発注の工期としては10月からという形でございますが、実際のそれぞれの建物ごとに少しずつ実施の解体の時期がずれているというようなことがございまして、本庁舎の解体の時期が2月とか3月になってくるといってございまして。

いずれにいたしましても、そのあたりのご説明が、今回を含めて十分に詳細な説明がなかったということで大変申し訳なく思っております。

【小林委員】 企画振興部長、このスケジュールをこんな細かいことまでとか、こんなスケジュールが10月ぐらいのものを出してきていて、こんな細かいところがとかいう、細かいなんてという表現を使っているけれども、ちょっと認識が違うと思うんです。我々としては、これからのスケジュールということでこの資料を出してもらい以上、このスケジュールに沿って我々もいろいろと検討し、また審議しなければいけないじゃないか。

だから、そういうような形でいけば、この資料をこういうふうな現実に合わないものを出して、そして、細かいことについて気づかなかつたみたいなことで細かいことなんて言われても、私は非常に遺憾千万なんです。

我々が議論しているのが、私が問題提起しているのが、そんな細かいことなのか。ならもっと大きくやるか。

【柿本企画振興部長】 答弁に際しまして、適切な言葉でなく、申し訳ございません。

ご指摘のような解体についても詳しい内容を

しっかりとご説明をするということであるべきところを、こういった形で説明をして説明が尽くせていないということで大変申し訳なく思っております。

【小林委員】 もう一回後でやります。

【坂本(智)委員】 午前中に宮本委員から質疑がありましたジェットフォイルの比田勝と博多の混乗のことについて関連して質問させていただきたいと思います。

前の委員会でも関連して質問をさせていただきましたが、オープンしてから何カ月かたつわけでございますが、現在、どのくらい乗っていらっしゃるのかなというふうに先ほど質疑を聞きながら考えておりました。結論として、前の委員会で、もしお客様が少なければ、JR九州も、あるいは運航主体であります九州郵船さんも撤退するかもしれないよというようなお話をさせていただきましたが、そういうことのないようにぜひ頑張っていたいただきたい。集客に努めていただくように対馬市と振興局が力を合わせて頑張っていたいただかなければいけないと思いますが、そこら辺のご認識をお願いいたします。

【浦地域づくり推進課企画監】 本年7月に就航いたしました比田勝～博多間の混乗便といえますのは、国際航路の船舶に国内旅客を乗船させるという多くの難題を伴うプロジェクトでありまして、ご承知のように、長年にわたる難しい交渉の中で幾度も困難とされながら、地元の並々ならない熱意を持って決して諦めることなく取り組んできた関係者の努力が結実したものであると考えております。

また、これまでフェリーで約6時間かかっていた比田勝～博多間が約3分の1に短縮されるということで、特に、対馬市北部の住民の生活の利便性が大きく向上しているという点からすれば、国境離島地域の地域社会の維持を図ると

いう点におきましても、同航路の維持というのは、極めて重要な意義があると考えております。

したがって、実現した航路がしっかりと根付き、また、安定的・継続的な航路に育つまでは、引き続き関係者が一丸となって、課題があればその課題の解決も含め、航路の有効活用について懸命に努力していく必要があると考えております。

これまでの混乗便の利用状況につきましては、対馬市、県の対馬振興局との間でも十分共有させていただいておまして、あわせて必要な協議等も行っているところであります。

改めて現状につきまして、対馬振興局とも既に相談させていただいているところでありまして、地元対馬市にも、これまで以上に県としても積極的にかかわりを持ちながら航路の安定化に努めてまいりたいと考えております。

【坂本(智)委員】 まさに今おっしゃったとおりでと思います。私も同感であります。くどいようでございますが、とにかくこの混乗の航路がなくなってしまうということがあってはならないわけでありまして、そのためには大変なご苦勞があらうかと思いますが、私自身がどうすればいいのかと自問自答しているような状況なんですよ、実際が。それで何もできませんけれども、かわりに市の職員、あるいは振興局の皆さんが打って一丸となって、この航路の存続のためにもたくさん乗っていただくように、ぜひひとつお願いしたいと思います。

それから、3日前に突如としてある新聞の一面トップにこういう記事が載りました。「地域航空5社共同運航へ」と。遂にくるものがきたかというような感じでございますが、「業務提携 九州3社先行」、「合併は当面見送り」というふうに大きな活字が踊っておりまして、いろいろと書いてあります。現在で言える範囲でも

ちろん結構でございますが、こういったことなのかということについてご説明いただけませんか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 地域航空のあり方につきましては、国土交通省におきまして、持続可能な地域航空の実現というものを目指し、従来の取組を超えた地域航空のあり方を模索する必要があると考えまして、有識者会議を立ち上げられ、地域航空のあり方に関する研究会を設けて、平成30年3月に最終のとりまとめが行われております。

その内容としまして、地域航空を担う組織のあり方自体を見直すことが必要であり、その形態としては1社化又は持ち株会社の設立による経営統合の形態を模索していくべき、また、国において可及的速やかに関係当事者から成る実務的な協議の場を設けて、各課題解決のための具体的手法等について検討を進め、平成30年末までに具体的な組織形態について一定の結論を得ることを目指すべきということなどが提言されたことから、国において、今年度、大手航空会社と地域航空会社から構成される実務者の協議の場を設けまして、経営企画、安全・技術、乗員、収益性確保の面などから実務的な検討が現在進められているところでございます。

実務的な協議としては、例えば、機材や規程の統一化を進めることで運航・整備業務の効率化が図られるとか、また、収益性向上のための大手航空会社の系列、現在、全日本空輸（ANA）と日本航空（JAL）がございましたけれども、その系列を超えたコードシェアの可能性のほか、機材や規程の統一などに関する経営統合による経営改善の具現化には所要の準備期間を要するというところで、例えば、九州地域を対象として大手航空会社の協力を得た地域航空会社による共同事業などは検討できないかなど、現

在も調整されている状況でございます。

本県並びにオリエンタルエアブリッジとしましては、スケールメリットを生かした機材の共有、整備の受委託、パイロット訓練というものについては、効率的な取組ということで、国においてもぜひ推進していただきたいということをお願いしていただいております。

なお、現在、国土交通省に記事の概要について確認しましたところ、実務者協議において現時点で結論に至っているわけではなく、公表できる状況にはないことから、年内に引き続き一定の結論を得ることを目指して現在も調整を図っているところでございます。

また、検討結果については、まとめ次第、国においても公表ということで現在予定されているところでございます。

【坂本(智)委員】 現在の状況については、今の説明のとおりだろうと思います。

新聞に書いてあります有識者会議というのは、こういった方々がこのメンバーに入っておられるのか、どういうお仕事をなさっている方々なのかということ、わかる範囲で結構でございます、お願いします。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 「持続可能な地域航空のあり方に関する研究会」ということで、平成30年3月末に最終とりまとめがなされましたけれども、その委員といたしまして、6名、有識者の方がおられます。その役職を申し上げますと、日本政策投資銀行、いわゆる投資の面から、どう地域航空を支えていくのかといったこと。それから、慶応大学の加藤教授、この方は地域航空に長年携わっていらっしゃる方でございまして、全国地域航空システム推進協議会の座長なども務めていらっしゃる方でございます。それから、東京女子大学の竹内座長におかれましては、地域航空全般を取りまとめるような形

で、さまざまな皆さんの意見を吸い上げて報告書の取りまとめに尽力されております。そのほか東京工業大学の教授、観光の面からアドバイスをいただける東洋大学の准教授とか、東京大学大学院の工学系の研究科の教授ということで、さまざまな有識者の方々からご意見をいただいて最終の提言書が本年3月に取りまとめられている状況でございます。

【坂本(智)委員】 大変すばらしい方でありましょう方々が有識者会議を構成しているということでございます。私は、そういう方々が離島出身とか、あるいは離島のことを詳しくご存知な方、あるいは僻地のことをよく知っていらっしゃる方なのかなというような気がしてならないんですね。

この新聞記事をちょっと読ませていただきますね。「地域航空会社として保有機が少ないため故障や定期点検で欠航が発生しやすいほか、パイロットや整備士の確保、養成も課題となっている」というふうに書かれております。離島に住む者って、お荷物なのかなという気が、へりくだった言い方かもしれませんが、そういう気がしてならないんです。離島に住んでいる者が悪いのかな、私はそうじゃないと思うんです。そのために国境離島新法もできて、今、雇用の確保について頑張っているわけでございます。

こういう会社をつくって新たにスタートしなければいけない、あるいはコードシェアでJALさんとANAさんが一緒になって、どっちが使っている飛行機を利用するのかというような大きな問題もあろうかと思えます。ORCさんも一生懸命頑張っておられますけれども、古い飛行機を2機持っていて、欠航が非常に多い。将来は5社でボンバルディアの飛行機をずっと使っていくということであればいいん

ですけれども、新たな飛行機を、JALさんが使っている飛行機を購入して、その訓練をするということになると、相当また期間も経費もかかるんじゃないかなというふうな気もいたします。

あるいはまた、それぞれの自治体ですよ。自治体の首長さんたち、市長さんとか町長さん、あるいは議会の皆さん方が、こういうことについてどうおっしゃっているのかということは、まだわかりませんか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 ご指摘の1点目の機材の関係ですけれども、現在、地域航空、離島航空も含めまして主力となっておりますATRというフランス製の機材を日本エアコミューターが導入いたしまして、天草エアラインも同じく導入して、例えば、天草エアラインが整備に1カ月かける場合には日本エアコミューターから予備機材を借り上げてまして欠航を少なくするというような取組ですとか、整備の受委託ということで、天草エアラインから日本エアコミューターに整備を委託して整備を円滑に行えるようにすると。

基本的には、離島航空路線も含めまして、引き続き持続可能なものにしていく。それから、離島については、経済活動、それから観光、そういったものに離島航空というのは不可欠な視点ということで、持続可能な地域航空を目指して国でも研究されているところです。

自治体の意見としまして、各県それぞれ持っておりますので、さまざまなご意見がございます。やはり地域の路線というものが1社化や合併になって守られるのか、ダイヤ編成はどうなるのかと。それから、例えば補助を入れて導入した機材について、自分の地域じゃなくて別の地域を飛ぶことについてどうなのか等、さまざまなご意見があるのは事実でございます。

そのような自治体の方々の懸念は、我々も同様にダイヤ編成ですとか機材繰りについては、さまざまなご意見を国に申し上げているところでございます。

そういったことを含めたところで、今後、検討の場を設けていただいて、自治体にとって不利益にならないような形で、より住民の方々の利便性が高まるような形で検討を進めていただきたいということでご意見を申し上げて、そこは国においても拙速に1社化や合併を進めることなく、まずは共有化を図られるところ、コードシェアにおいても、例えば現在ですと、ORCからJALに乗り継ぐ場合はもう一度買い直さなければいけないところを円滑に買えるようにするというところで、住民の利便性、それから利用者の利便性を高めるような方策という視点で検討を進めていくということで国としても考えているところでございます。

【坂本(智)委員】最後にしますけれども、そうですか、わかりましたというわけには、私は、今の時点では申し上げることができません。聞き及んでおきますけれども、いずれにしましても、大変厳しい状況であることは、もう間違いないわけでありまして、そういうことを打破するために、こういうことも一つの方法として考えられたものだと思います。事故がないように、とにかく永続して飛行機が飛ぶようなことをお考えいただきたいと思います。

【橋村委員】県庁舎跡地の関係で、先ほど来、小林委員からいろいろと質問があったわけですが、私自身、今までの手続あるいは取組、手法ということに疑問をずっと抱いて今日まで来たわけですよ。ある時に地元を回っておりますと、県庁舎跡地はどうなるんですかということを探ねられました。「いや、まだいろいろ検討はしている模様ですけど」ということで、曖

昧な答え方をしていたわけです。

というのは、私も平成23年から復帰してきているわけですが、跡地活用に対して議会に対するきちとした形、公式に理事者側からこういうことで取り組んでいきたいので、懇話会の提言も参考にして、県としてこういう方針で県庁舎跡地に対しては取り組んで運用をしていきたいと思うと、皆さん方議会としてご了承いただきたいというような話があつてしかるべきではないかと思っているんですよ。

それは、権限上、議会の議決を必要とするものではない、面積要件についても、あるいは売買するわけでもないので、金額についても議決要件ではないんだということで、財産管理上の問題だから執行権者の意思で十分にやれるんだと、そう開き直られればそれで結構。

私は、公式に理事者側として議会の方にこういう形で取り組んでいきたいと思うのでよろしく、あるいはご了解をまずもっていただいております。あつたかどうかは確認してないので、あつたと言われればそれで結構。

しかし、あつたと言われるならば、どういう形で理事者側は議会に伺いを立てたか、あるいは意思を公式に伝えたかということもまず確認したいと思っております。

その後、いろいろとやりとりがあつて、そして、もう既に既成事実がごとく、長崎市の方がホールをつくりたい、ホールをつくるには、そしてMICEと、こうやって競合重複するみたいな感じで、それとは重複しないような感じでどうのこうのと、そんな我々が関与するべきところではないので、長崎市が勝手に議論すればそれで結構なことじゃないか。あるいは長崎市の意思と理事者の意思、端的に言えば市長の意



思でいいんだけど、まず、市長たるものが、よその敷地を当てにして何かをやろうとする。まず、そういう行政手法は私には理解できなかった。

それは置いておいて、とにかくあそこは空き地があるんだから、あれを利用すればいいじゃないかと思っていたところで、今度また内部の方でいろいろ議論があって、じゃ、それはやめたということで、じゃ、もとの場所に、あるいは市役所跡地、あるいは公会堂跡地でもいいじゃないかと。何かもう振り回された県の立場じゃないかと。どっちが主導的なのかということ、私に疑問を抱いたわけなんです。

そういうことで問われた時に、いろいろ議論はあるけれども、取り返しのつかない貴重な財産だから、財産運用については我々も十分心して対応していかにかいかなんかと思っておりますという話をしました。

それと同時に、何か施設をつくるとしても、県庁舎もそうでありましたけれども、何かつくりたいとするならば、またその財源を必要とするので、積立、基金なりをこうやって造成せいかんと。そういう動きは全くない。だから、財政出動はしない。しないということは計画もないのかと思っていたら、うまい方法があるんだなと思いましたね。よその金を当てにしてこうやって、そして県は一銭も出さないんだからというような方法でやるなんて無責任極まりないという思いなんですよ。

それはそれとして、周辺が衰退しているということで一刻も早くというような要望もあったということで、急がないかんとしたことだったろうけれども、そういう急ぐ必要がある時こそ慎重な対応が必要だと私は思っておるわけです。

それはそれとして、今度、じゃ、今まで話し

てきたけれども、議会をあんまりこうやって重要視せず、理事者側の職権で随分進んできた。そして、水面下で市の方とやりとりをやっていったというような、時々、リークされてマスコミの方で報道されてきたというようなことで、マスコミを通じてそこまで話がなっているのかなというような感じで迂回した形で情報が入ってきたというような整理なんです。

それはそれとして、百歩譲って、じゃ、その市の施設としてつくる時に、今度は立派な施設でホール、グレードの高いものをと要求だけはすると。果たしてそういうことが実現できるのかな、その担保はどうするのかという思いです。

だから、50年、60年、100年先まで責任を負わなければならない県庁舎跡地に対する財産運用者の責任としてどういう自覚を持っているのかということ、それをまず確認をしておきたいと思えます。

そして、仮にそこを借地として利用させる、箱物をつくる、ホールをつくるとした時に、金を出さない、市の方で負担してもらおうと。身勝手な言い方だけれども、それが成り立てばいいけれど、質の高いものを目指すといった時に、果たしてその財政負担に応じることができるのか否か。そういう形で計画を県は期待しておりましたが、それが果たして実現できるという確信は持てるのかどうかということも大事なことだと思っております。

そういう中であって、今までの経緯からすれば、市の都合で二転三転してきた。県の主導権は全くなかったんじゃないかという思いがしてなりません。

今まで私が言ったことについての答弁を求めたいと思います。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】幾つかご質問があったと思うんですけども、まず、議会への説明という点ですけども、これまでまだ検討段階でありましたので、この3つの方向性で検討するという事は、平成28年2月の時点で資料を出してご説明させていただくとともに、あと、平成28年度におきましては、県警跡地の民間活力の可能性でありますとか、あと、交通体系のどういうことが考えられるかということについて資料として説明させていただいております。あと、平成29年度につきましては、広場と交流・おもてなしの空間について、具体的に備えられたらどういうものが備えられるか。先行して検討すると平成29年2月に知事が答弁しておりますので、その分について資料として出させていただきます。

あくまで今まで3つの方向性についてどう検討しているかということを示したもので、3つの主要機能について整備したいという県の考え方を示したのは実は今回が初めてでして、それについてご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、長崎市に土地を提供するのかどうかということについて、午前中も宮本委員の質問に対して、まだホールの整備面積でありますとか、地下の利用でありますとか、合築、江戸町公園の取り扱いとか協議することが多いので、有償無償も含めて、まだ今後検討をしていきますとお答えしたところですけども、この県庁舎の跡地は歴史的に重要な土地というのは我々も認識しておりまして、将来にわたってその活用策を決めていく責任が我々はあると思っております。

その中で、今後どういった形で市と土地の活用形態について協議していく中で、遠い将来、

例えばホールの耐用年数が経過した後などにも、この土地を取り巻く環境が変化してきた時に、県として土地利用の仕方を変えていく必要があるということも考えられます。そういったことがきちんと未来の県民にとって責任がとれるような形で方策を考えていきたいと考えているところでございます。

あと、市がつくるホールということに対して、県としてちゃんと担保できるのかということですが、市の方で整備したいということで提案があつてはありますが、当然、公会堂代替ということで認めるわけではなく、あくまで県としては、質の高いホールという提言がありまして、それで賑わいを創出するという形になりますので、その中についてハード面とかソフト面についていろんな協議を、過去も示しておりますけれども、具体的な音響の可変装置とか、そういうものを備えた質の高さをハードで備えるとか、そういうことについて一定、意見交換をずっと過去からしてきておりまして、そこは担保できると考えて一定の共通認識を持ったところでございます。

【橋村委員】整備手法の中で県が主体となってやる分については、それは十分にやって結構だと思ってるんですよ。

ただしかし、利用させるという賃貸借、無償なのかどうかだけでも、貸し付けるということについては、十分注意を払って対応をしていかなきゃならないということと、本当に我々が求めるような施設の整備がなされるのか、あるいは議会も認めるのかどうか。もっと口の悪い人というか、心配してくれる人においては、市は二転三転してきたじゃないかと、今後、それが確実に履行されるかどうかさえもわからんんじゃないかという指摘さえもあつたことはお伝えを

しておきたいと思います。

したがって、もう少し慎重に、そして、タイミングを見計らいながら、今後、憂いなくきちっとして将来に責任が果たせるような意識を持って取り組んでいってほしいということをおえ申し上げておきたいと思います。

【吉村(洋)委員】 私も関連になりますけれども、上五島汽船の話もしないといけないと思ったんですが、県庁跡地が出てきたので、これはこれで進むのかなと思いましたが、「近隣住民の皆様へ」という資料をいただきまして、これを見ていると、ちょっといろんなわからないことが出てくるのでお尋ねをしたいんですが、「旧長崎県庁舎の解体工事のお知らせ」、本年11月21日付で配ってあります。

これには、工事名、工期、工事規模、施工業者、工程表、それから敷地内の図面が載っているわけですが、県のホームページを見ておりましたら、解体工事についてという項目がありまして、これを掲載された日時が本年の11月27日に管財課、これは21日と27日、21日にもう施工業者まで載っているわけですね。それで、当然入札でしょうから、入札結果が出ているのかなと思って調べるんですが、出てきません。

この21日と27日ということのタイムラグ、ホームページ上に載せるに当たって、幾らかの期日を要するのかなというふうに思わないことはないんですが、例えば佐世保市の入札結果とかいうのをホームページで調べると、11月は既に載っているわけです。

そういうことで考えるならば、長崎県としても、そういうスピード感というのは当然あってしかるべきではなかろうかなと思うんですが、まず、このタイムラグについて、どうしてそのようなことになったのかをお知らせいただきたい

いと存じます。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時23分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時25分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【吉村(洋)委員】 すみません。ずっとこの跡地活用という観点から質問をされていたので、答弁があっていたことをつい失念しておりましたので。この資料を見る限り、そこからちょっと外れるんですが、県庁跡地活用室が管財課と土木部と一緒にあって、いわゆる跡地活用のための下準備として、まず解体をしなければならないということであろうかと思っておりますので、その解体に当たって関係部局とどのようなすり合わせをされたのかなという中で、まず、この期日のずれを確認していただけないかなと。

それから、これは特にホームページにそういうふうな27日付で「解体工事について」という項目が掲載されていたものだから、21日とのずれが気になってしまったんですが、そこら辺についても関係部局どどのように整理をされて着手をされたのかということについて、後もって資料で出したいただければ助かりますけど。

それから、それに当たって、これは恐らく土木部の営繕課でしょうという答弁が先ほどあったんですが、本館東工区、西工区、第1別館ということが、もう既に施工者が決定しているということについて、これも27日の段階でそういう資料がどうして載せられなかったのかなと思うわけですが、その点について跡地活用室と管財課、それから土木部の三者でのすり合わせはどのようになっていたのか。

越権をしてはいけないとは思いますが、参考的に、これもホームページを見ても出てこな

いので、入札の結果とか、そういうことについて資料を提出していただければ助かると思いますが、委員長、いかがですか。

【大場委員長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午後 2時27分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時28分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 県庁舎跡地のスケジュールに関しまして、当然、解体でありますとか埋蔵文化財というのは、今後の整備に関して影響が出てまいりますので、関係する部局、例えば解体でありますとか管財課、営繕課の方と、どのような時期に解体されるのかというふうな打ち合わせはしております、それを踏まえて、どういう整備計画になるということを考えているところでございます。

ただ、先ほど委員から質問がありました詳細なホームページの話でありますとか、入札結果については、そこまで細かいところまでは打ち合わせしていないというのが事実でございます。

【大場委員長】 その中で確認はしておいてください。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 関係課にはお伝えしたいと思っております。

【吉村(洋)委員】 お伝えするだけしかこの委員会ではできないんですかね。資料を求めて、ここに提出していただくということはできないんでしょうか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時29分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時29分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【吉村(洋)委員】 ちょっとやめます。

【大久保委員】 私もこの旧県庁舎跡地の問題で、先ほどから委員の皆さんから、その方針が出てから、しっかりと進まずに無駄に時間を過ごしたということで、県の主体性はあったのかということでもありますけれども、私も、やはり主体性が少なかったのではないかと思います。ぜひ肝に銘じていただいて、今後、しっかりリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

今日の説明の中で、長崎市との合意なのかどうか、基本的な考えが一致して、そして、その中で広場と交流・おもてなしの空間は県が整備主体ということでもあります。したがって、運営についても整備主体が実施するということでもあります。この交流・おもてなしの空間というのを、これは県が主体性を持ってやる上で、どのような感じのものを想定しているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 交流・おもてなしの空間については、主に観光客を対象といたしまして、跡地の歴史を紹介するでございますとか、あと、県内の観光、物産などの情報発信をしていこうということを考えております。

また、観光客に加えて、県民、市民を対象といたしまして、人の滞留を生み出すように、出島の眺望を確保するでありますとか、広場と一体となったカフェ等の飲食機能等を整備することを考えているところでございます。

【大久保委員】 先ほど小林委員からあったように、今現在、この新しい庁舎に移っていますけれども、旧庁舎も長い歴史を有してまして、近隣の人たちのいろんな思いの上に立って、今の新しい庁舎があるということで、やはり旧庁舎跡も賑わいの創出ということで、しっかり気合いを入れて頑張れということでありました。

その中で、今言われたような想定でやろうか

ということでありまして、何かいま一つ、まだインパクトが弱い感じがするんですね。今までの、長崎に既にあるようなものとどう違うのかとか、もっと賑わいの創出をする、特に、この長崎の特異な歴史を踏まえて情報発信をしていくということを考えれば、もうちょっと踏み込んだものを考えてやる必要があるのではないかと思います。

この中にも、この旧県庁舎跡地は重層的な歴史、国際交流の舞台となったとありますけれども、この「重層的な歴史」というのが具体的に何かありましたら教えてください。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】岬の教会があったでありますとか、奉行所、その奉行所の中に海軍伝習所でありますとか医学伝習所、また、英語教育をするような場というふうなものが、その後は4代にわたる県庁舎が置かれたというふうな重層的な歴史を持っていると理解しております。

【大久保委員】まさに、この日本の歴史が変わろうとしている時に、あの県庁舎跡地にそういう重層的な歴史があるということになります。

今、室長から、いみじくも語学と言いましたか、言語伝習所と言いましたか、「広運館」のことですよね。がありましたけれども、当初の長崎県のパンフレットには、海軍伝習所と医学伝習所はあったんですね。しかし、1868年、広運館という、いわゆる語学伝習所、これは載ってなかったんですね。そのことは歴史を研究している人にとっては大きなミスではないかと思えます。

実は、この広運館で英語を教えていたフルベッキさんというオランダ系のアメリカ人、この方の痕跡を本にしようという動き、今、長崎でもあります。恐らく市民から県に対して指摘もあったんだろうと思いますけれども、ここらあ

たりはどんなに考えられていますか。フルベッキさん、それから、それを取り巻く業績、長崎での痕跡をどう重層的な歴史に生かしていくのかというあたりを、よかったですらお示しいただきたいと思えます。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】先ほど述べたような個別の歴史があったということは認識しているんですけど、それを具体的にどういった形で情報発信していこうかというのは、今後、検討していくことにしております、海軍伝習所、医学伝習所、語学伝習所とか、そういったものについて情報収集して、きちんとした歴史を把握した上で発信していきたいと考えているところでございます。

【大久保委員】私がこういう指摘を受けてから、ぱらぱらと資料を読んだだけでも、ものすごい歴史があることを感じますね。海軍伝習所も、医学伝習所も、まさにこの長崎が発祥というか、新しい日本の時代の変革の中で長崎が発祥だ。以前も私はこの委員会で提案をしたことがあると思うんですね。県庁跡地に、このふれあいの空間のところに、長崎事始めの博物館みたいなものを、これも長崎市民の皆さんの声だったんですけどね。そういうのを少し発掘してPRしてみてもどうかということで1回提案をさせていただきました。広運館でフルベッキさんが、わずか何年かですかね、長崎におられて、英語を教えるのが非常に上手で、後の明治維新の文部大臣をされた西園寺公望さんもやっぱりここで学んでいますね。

それから、松田雅典さんという方は、やはり長崎で学んで、日本で初めて缶詰をつくったそうですよ。長崎の方ですけどもね。

それから、活版印刷の創始者、本木昌造さん、この方は官営長崎製鉄出身ですね。中央橋を「鉄橋」と言いますが、あれをつくった人ですよ

ね。その方も長崎の出身ですよ。まさに印刷業の元祖ですね。

その弟子が平野富二さん、長崎出身。この方は何をされた人かご存じですか。わからないでしょう。IHIの創始者ですよ、石川島播磨重工ですね。

それから、長崎出身、やはり本木昌造さんの弟子、陽其二さん。わからないでしょう、どなたか。毎日新聞の創設者。

長崎出身で、本当に時代の変革の中に、この長崎には日本で類を見ないような歴史があるんですよ。それをぜひ県が音頭をとって、これは文化振興課とよくよく緊密に連携をしてPRするべきだと思いますね。人は絶対集まりますよ、これは。そして、旧県庁舎跡地の空間で、その情報を発信することによって、これはまた、賑わいが創出するのではないかと考えております。

2つの世界遺産の1つである「明治日本の産業革命遺産群」というのは、これはまさに世界遺産に指定をされているわけですから、そことあわせて、やはりあの場所を使って、そこから長崎発祥ということをぜひ深掘りしていただいてPRをしていただきたいと思います。

ちなみに、IHIの創始者は長崎出身ですけど、三菱重工の創始者は岩崎弥太郎さん、ご承知のとおり、長崎発祥です。川崎重工の元祖、川崎正蔵さん、鹿児島出身ですけど、17歳で長崎に来られて、貿易に携わっていますね。こういったことで、日本の近代を支えた3大重工業は、全部長崎にゆかりがあるということも一つの大きなPRになると思いますよ。ぜひそういうあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

それともう一つ、長崎には既に長崎歴史文化博物館というハードはもう整備されていますので、そことの連携ですね、今後ですね。旧県庁

舎跡地の賑わいの空間、そこで重層的な歴史をPRするけれども、そこでPRをしていただいて、そして、もっと深く知りたいという方には、例えば博物館に行ってもらおう。あるいはまた、博物館は指定管理でされていますけれども、ちゃんと学芸員の人に研究していただいて、長崎の今言ったような、私がちょっと調べただけでもこれだけあるわけですから、もっと専門の研究者が調べればたくさんあると思いますよ。これをぜひ全国や世界に発信をしていただきたいと思いますけれども、部長、いかがですか。

【柿本企画振興部長】大久保委員からご指摘いただきましたように、この県庁舎跡地が長崎の歴史の中で非常に重要な役割を果たしてきたということが、まず、今回、交流・おもてなしの空間を整備していくに当たってのベースになるものと考えております。

そして、そこを訪れた方、それから、目の前には出島もありますので、この地域を訪れた方に、この交流・おもてなしの空間を訪れていただくことで、県内各地にまた関心を持って、さらに訪れていただく。そして、長崎の歴史に興味を持ってもう一度長崎に来ていただく。そういったことで観光の誘客、交流人口の拡大、そして、それがその地域の賑わいにつながるというふうな形にしていかなければならないと私も強く思っております。

そういう意味で、ご指摘いただいた点も踏まえて、いろんな多くの方が長崎の歴史に関心を持っていただけるような、そういった施設、空間にできるように取り組んでまいりたいと考えております。

【大久保委員】ぜひそうしていただきたいと思います。

フルベッキさんですね、明治2年に、長崎で、広運館で英語を教えていまして、300人ぐらい

教え子がいて、後々その人たちは明治政府の、いわゆる官僚に多く入っていますよ。教え方が上手だったものですから、明治政府に招聘をされまして、明治2年にフルベッキさんは家族とともに長崎を去っています。長崎時代のフルベッキと東京に行かれてからのフルベッキ、東京に行ってから、東京大学の教養学部を、まさにできたころの初代の教頭で、実質の校長ですからね。そういうことでまた人材育成に当たられていますので、そこらあたりも含めて、ぜひ、しっかり長崎のすばらしい歴史を掘っていただいて、これを今後の交流等々に生かすということで頑張っていたきたいと思います。

【小林委員】 県庁舎の跡地の問題で時間が足りませんでしたので、改めて追加して質問したいと思います。

先ほど吉村(洋)委員からも、営繕課発注であることは間違いないが、こういう解体工事のお知らせが近隣の住民の方々に届けられているわけです。なぜ、この時期に解体なのかと。当然、解体については営繕課だけでやっているわけではなくして、事前にその担当の企画振興部に十二分なる打ち合わせの上でやっていると思います。

このタイミングを10月ごろと設定されたのは、一体どういう理由があったのか、お尋ねします。

【村上企画振興部参事監】 先ほどご答弁申し上げましたとおり、今回解体工事の工期を、今年の10月から来年の10月までということで設定しています。

この理由といたしましては、ちょうど10月の頭におくんちがございます。おくんちの際には、現在の県庁舎、旧庁舎の前庭の部分をお上りの休憩場所にするといったところで、地元で使

たいと、あるいはおくんちの催しの中で使いたいというお話がございまして、これが終わってから着工するというのを一つ、工期の初めのルールとして設けております。

それから、工期の終わりにつきましても、今度は来年のおくんちの際に、同様にこの場所を使いたいというお申し出もありましたことから、おくんちまでに終わらせるということで考えております。

ちなみに、工期は約1年間、10月から10月までなのでございますが、その間、建物の解体を大体7月ぐらいまでに終えまして、その後は基礎の除却作業を行うという工程になっております。

【小林委員】 今、参事監が説明されることと、後ろの室長が説明することと、答弁が一貫性がないというか、全くですね、合わないわけですよ。

いいですか、参事監、あなたもここに座って後ろから声が聞こえてくるんだから、頭に入っていると思うけれども、室長が何と答えているか、私が最初から言っていることを。まだ何にも決まっていませんと。まだ何にも決まっていませんと。ただ、思いは一致してみたいな話みたいな軽い話で、今から議会にかけて、市議会は市議会で、県議会は県議会で、その提案をどういうふうに受け止めるか、今から議論が始まるんだと、こう言っているわけですよ。

今、あなたの答弁は、そのまさに広場をくんちで使いたいということを言っているわけだ。そうすると、小高いところとか、いろいろ3つ場所があるわけだよ。そこのところにおいて、広場というものと、ホールというものと。まさに市役所側は、小高いところにこういう文化・芸術ホールをつかってほしいと、こう言ってい

る。

長崎県側は、こういう賑わいの創出の広場というものは、やっぱり全体を見渡すような小高いところ、これがメインだというような形で言っていて、まだそここの配置も全然決まっていなかったかのような話になっているわけよ。

規模についても、公会堂の広さは今の2倍ぐらいにしてほしいとか、どこにつくるかというようなことも全く決まっていなくて、こんな状況の中であるのに、大分先走っているじゃないか。

だから、先ほどから言っているように、なんでそんなにうそをつかんといかんのかと。話し合いの中で合意に達しているということは、まさに配置についても、規模についても、協議する内容が全部クリアできたと。したがって、その前提の中において議会で検討していただけないかと。こう言えばいいんだけど、全然何も決まっていない、白紙みたいな、こんなようなことばかり、うそっぽい話をしている。だから、おかしいということを言っているわけじゃないですか。これはどうですか。

**【村上企画振興部参事監】**先ほどご答弁申し上げましたのは解体、それからその後の埋蔵文化財の調査につきましては、これは県庁舎跡地活用の内容のいかににかかわらず、これはやらなければいけないこととございます。これは並行して進めながら、中身の検討を併せて行うというような状況になっているところとございます。

**【小林委員】**だから、やらなくちゃいかんさ、やらなければいかん。じゃ、なんでこのタイミングなのか。

つまり、おくちで前庭を使いたいんだと、こう言っているんですね、あなたは。じゃ、そこは誰が決めたんですか。すなわち跡地をどう

使うかということの方針、結論が出た上において、あなたのこの解体というような話が出ているじゃないか。

後ろの担当責任者は、まだ何も決まっていなると、ただ思いは一致したみたいな話じゃないか、共有したような。そんな程度の話とあなたの答弁が食い違っていると、こう言っているんですよ。だから、その辺の整理を。

だから、あなたがわかりやすいわけよ。もうとにかくね、来年の10月のくんちでは、来年なのか、いつのことを言っているのか、よくわからんけれども、1年の解体時期だよ。前庭をくんちで使いたいということだから10月にしているんだと、これがタイミングだと言っているんだよ。後ろは、何も決まっておらんと、こう言っているんだよ。そういうことからして見て、なんでこのタイミングで解体をしなきゃいかんのかと。

では、お尋ねしますが、なんでこれがずれ込んでいるのか。あなたが言う10月ということは、くんちだと、前庭を使うんだと、今、明快に言っているんだよ。それが、この新聞報道以外には我々は何も聞かないし、議会に報告は全然ないけれども、解体については3月からとなっている。全くうそっぽいスケジュールを我々に出していると、こう先ほどから指摘しているわけだよ。

住民の皆様方にも早々と11月21日付でこれを出しながら、全くスケジュールは違う、解体については3月からと。

では、解体は3月からやるのか、本当に間違いないのか。

**【大場委員長】**企画振興部参事監、少し整理して答弁をお願いいたします。

**【村上企画振興部参事監】**まず、解体工事の工



期につきましては、先ほど来ご答弁しておりますとおりに、本年の10月から来年の10月までということになっております。

もう少し細かく申し上げますと、幾つかに工区分けをしております、本館は東側と西側に分けて発注をしております。本館西側の方がやや大きゅうございますので、工期が平成30年10月から平成31年10月までということになっております。その工期の中で、実際に本館の建物を外側から壊し始めるのが3月からということになっております。

それまでは何をしているかという、現状は仮囲いを外側にしておりまして、その後に建物の外側に覆いをかけます。その上で内部の設備等を外していきながら、後に3月から建物の躯体の解体に移るといって工程になっております。

【小林委員】 だから、10月からでいいということを行っているわけか。くんに間に合わせるためには10月にやらなくちゃいかんと、こういうさっきからの答弁を、あなたはきちんとおっしゃっているわけです。

じゃ、後ろの方に聞かなくても、まだ今から論議してもらいたいんだと、規模についても配置にしても、その内容についても。みんな一から、今からスタートだと、こう言っているわけよ。そここのところから話をしてみた時に、揚げ足を取るわけではないけれども、全くもって基本的な認識、基本的な県庁でありながら、言っている内容が違うじゃありませんか。そここのところは、後ろの方はどう思っているのか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 私の説明の仕方が悪かったと思いますけれども、あくまで何も決まっていないうのは、これをコンクリートした形で、これをやりますと決めたわけではなくて、県の考え方としては、示したとおり、県

としての考え方は決めている。

ただ、それを実際、本当にやるかどうかというのは、議会のご意見を聞いて決めていきたいということを説明させていただいたところでございます。

【小林委員】 あなたは都合のいいような発言をしているわけよ。冒頭、私が言った話と今の話は、全く違う。

じゃ、いろいろを抜きにして、議会軽視とか、委員会にもっと報告をして、もう少しその動き等をですね、しっかりやらなくちゃいかんかったと。

橋村委員がおっしゃった、このことは全然聞いたことがないぞと、報告がなかったぞと、こういうようなことで話をされておったと思うんだけど、我々も同じような気持ちで、そうだとこの掛け声をかけたところだったんだ。

そういう状況の中で、じゃ、今から我々に何をやれとおっしゃるのか。つまり、この3つの機能を、賑わいの広場とおもてなしの空間とか、それから文化芸術ホール、こういうようなことで市との協議が一致したと。だから、その上においてひとつやってくれと。長崎市と協議が決定したから、合意に達したから、議会に提案が初めてできるようになったんだと、こういうようなことが正しいあなたの答えではないかと思うけれども、そう言っていないところにあなたのうそっぽいところがあって、私は、あなたに対する評価をちょっと下げているわけだ。どうですか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】 私の説明の仕方が悪かった…（発言する者あり）今まさに市との間で考え方が一致しましたので、それを今回示したところで、それについてご意見を聞くというところ。

今後に当たりまして、議決案件に関わらず、検討の経過をずっと、考え方を整理した段階で議会にお諮りして、ご意見を踏まえて進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 じゃ、今言うように、もう合意はね、まさに長崎市と考え方が一つになったんだと。これまで文化芸術ホールの内容についても、あるいはどこに建てるかについても、かなり言い分が違ったんです。規模も、どこにつくるかという配置についても、意見がいろいろあったわけだよ。全く県と市の考え方が違っておった。

先ほども言った、県は広場でいくんだと、メインは。市の方は、建物の立地の面積等の状況からホールを一番小高いところにやってくれと。しかも、今の公会堂の倍ぐらいつくってくれないかというようなこと。

そういうようなことを詰めて詰めて一致したというようなことで、だから、ひとつこれでやってくれと。なんでそれを正直に、あなたが真っ先に言うべきところを言わないのかと。こういうところに、こんなうさんくさいやり方の中で、議会の審議を仰ぐな、もっと正直な話を出してもらいたい。企画振興部というのは、こんなうそっぽいやり方をやるのかということ、あえて指摘しておきたいと思う。

そこで、じゃ一体何の協議をするかということ、もう一度尋ねるけれども、では、今、県が出しているものは、あくまでも県の案だと言っているけれども、今も言っているように、市と合意に達した、いわゆる市も了解している、県も、これをお願いしたいと、だから了解している、合意に達しているという形の中で、我々議会側にひとつ提案をしたいと、この前提で協議してくれと、こういうことを言っているわけではな

いのか。

なんでそういううそっぽい話ばかりして、今、私がある程度厳しく言わせていただいて、それを認めざるを得ないような流れになってきた。どうですか、長崎市と長崎県は、規模においても配置においても、全てにおいてこれが合意に達しましたと。だからお願いしますということ、もう一回、あなたの方からあえて提案しませんか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時56分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時57分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【柿本企画振興部長】 この跡地活用の関係につきましては、前回、9月定例会で知事からも答弁を申し上げたところでございますけれども、県については、この跡地活用の中で、一定の規模の広場をしっかりと確保して、そこを賑わいを生んでいく、活力を生んでいく形にもっていききたいという考えを持っております。

その中で、長崎市の方から提案されたホールにつきましては、当初、ご指摘がありましたように、長崎市が持っておりました公会堂の規模を上回る、2倍近いような規模の面積で提案がございまして、その中で本当にその2つが両立ができるのかというふうなところが論点となっていたところでございます。

そこについて、その後、議論を重ねてきた中で、ホールについても整備の仕方を工夫することで、この石垣の上で両方の機能、それに交流・おもてなしの空間を含めて配置ができるということについて共通の理解ができたということで、そこについては一致をしたところでございます。

それを踏まえて県としては、今回の跡地の整

備に向けた基本的な考え方を整理させていただきまして、これについて県議会のご議論も踏まえて、この話を進めていく必要があると考えているところでございます。

【小林委員】それがあなたの、まさに最初からのスタートは間違ったと思いますよ。

やっぱり委員会とか議会に、そういうまどろっこしい話とか、長崎市役所とは全く合意に達していないかのような、そんな話のうそっぽい話で、ひとり新聞があたかも踊っているかのような、そんな無礼な話をすべきではないということ。もっと真摯に、どういう指導をしているのか。議会にそうやって報告が遅れたがゆえにとか、やっていなかったがゆえにということ、そんなまやかしのやり方は絶対に許されないということ。今日はこのことはしっかり指摘をしておきます。

今はもうとにかく、この3つの機能で、もう小高い所の一番いいところには、長崎県が一番メインとして考える賑わいの創出の広場をやるんですよ。大体6割強ある、この面積は広場なんだと、こういうような形で、配置も、規模についても、今言われた公会堂の規模についても、きちんと県の考えに応じて長崎市もご理解をいただいたと、こういうようなところからスタートをするということです。

私はそういう前提に立って、今、県が考えておられる3つの機能、これも全面的に賛成。同時に、広場を小高いところにつくって、ホールを入口のところにつくって、そしてそういう空間をきちんと確保しながら、やっぱり長崎県の一つの、一等地の顔としてやっていくということは非常にありがたい構想だと思いますので、これは他の議員の方々、あるいは議会がどうおっしゃるかわからんけれども、私は個人的に、

これ以上の計画はないんじゃないかと、こう思っておりますので、このことは明確に、あなたの方の考え方、市の方と合意に達した内容、ぜひひとつこれを一日も早く実現してもらいたいと思います。

したがって、今後のスケジュール、解体については、少し遅れているようであるけれども、今後のスケジュール、埋蔵文化財調査をいつからやるのか。同時に、いつぐらいから工事にかかって、いつごろ完成を目指すのか。そして、総工費は大体幾らぐらいかかるのかと、これぐらいの内容は議会に知らせていただかないと我々も議論ができないのではないかと思います。どうですか、部長がやりますか、室長がもう一回名誉挽回、さあ、頑張れ。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】スケジュールについてですけれども、埋蔵文化財の調査については、解体が来年10月ぐらいまでかかりますので、その後、着手して概ね1年程度と考えております。

ただし、どこの部分を埋蔵文化財の調査をするかというのは、建物の配置を、どこに建物を建てるかということが明確になりませんと埋蔵文化財調査の範囲が確定しませんので、基本構想の中でそこは明確にし、埋蔵文化財調査については平成31年の10月、解体が終わった頃から1年程度を想定しております。

その後、整備が着手可能になりますけれども、来年度以降、基本構想を作成し、設計という形になって、ホールとかの本体の部分については、すぐすぐ平成32年度に着手は難しいと思われまますけれども、分割して工事をするとか、そういうことを現在検討しておりますので、早期に着手できるところから着手して、総合計画に掲げる平成32年度内の着手ができないかというこ

とを今検討しているところでございます。（「完成は」と呼ぶ者あり）

完成は、すみません、具体的にどのような規模ということが確定しておりませんので、そのところは明確に示せないところでございます。

【小林委員】ところどころ、埋蔵文化財の調査、それから工事着手の年が大体わかりました。

それで、いつごろ完成しますかと。今、そこもまた濁してしまったな。あなたは濁するのが上手だな。濁りの室長、こういう呼び方をさせてもらうぞ。もうちょっと真摯な答弁で。本当にわかっていないのか。わかっていないことはないと思うんだよ。一部新聞には、文化ホールは24年から25年ぐらいにできると、こんなような報道を書かれているし、合意に達したらば、総予算は大体幾らぐらいで、いつごろ完成、配置についても、こういうふうな建物についてはと、こんなようなことが合意に達せんと、全然我々も議論できないじゃないか。議論をやってくれと言うならば、総工費で大体幾らぐらいと。

そして、もう一度聞きますけれども、この文化芸術ホールの設置主体は長崎市で、運営も長崎市でやる、このことに対しては合意に達していますか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】県と市の協議の中では、そのような認識で一致しております。（発言する者あり）すみません、合意しております。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

— 午後 3時 5分 休憩 —

— 午後 3時 7分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

午後3時20分まで休憩いたします。

— 午後 3時 8分 休憩 —

— 午後 3時19分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【小林委員】今までいろいろお話をいたしましたが、やはり我々といたしましても、県が本当に熱心に市の関係者の方々と協議をしていただいて、いろいろ難しい問題をクリアしながら一つの合意に達し、県庁舎の跡地の方向づけが明確になってきたということ、これは正直に評価をしたいと思います。

ただ、我々も議会として県民の代表として、跡地はどういう活用をするのかということになってきますと、いわゆる構想を裏づける、幾らぐらいの予算が伴うのかと。それから、交付金とか補助金とか有利な支援体制がどういう形の中に行われるのか。あるいはまた、宮本委員からもお話があった底地、こういうところの難しい問題も実はあるわけですよ。いろいろそういうものを整理をして、一つの方向づけを出していかなければ、我々としてもまさに協議の対象にならんということです。

だから、今日の段階では方向づけだけはわかったけれども、これでいいかどうかということについては、2月定例会があと1回あるわけですね。年明けた2月のこの委員会において、責任ある内容を我々にきちんと明示していただきたい。そういうことを前提にしながら、最終的に私どもも、この総務委員会が所管であるとすれば、ここで仕切り直してひとつやっていきたいと、こういうふうに思っておりますから、ぜひ、そのような形の中でお願いしたい。これはぜひ部長から答弁してもらいたいと思います。

最後に、県庁跡地の活用策で、先月11月19日に、新たな文化施設、県と協議というようなこ

とになっているけれども、市民団体から国立近代医学資料館誘致をと、まさにこの跡地のこういう状況の中から、過去の歴史にさかのぼって、こういう国立近代医学資料館というようなことについても、初めての近代西洋医学の講義が行われた場所がここなんだということで、長崎大学が所蔵するポンペの講義録や、江戸時代の蘭書を提示したりとか、こういうような話だっているわけでしょう。

これについては、もう実際にお話があったけれども、今回の跡地活用については、この国立近代医学資料館については、残念ながら要望に応えきれないという結論を出していいのかどうか。当然、もう3つの機能の中にこの内容は出てきませんので、正直に言って、11月19日で、どれぐらいあなた方が協議をされたかということについてはわからないけれども、もうこれについては全く、実は残念ながらということでお断りをすると、こういう結論でよろしいのか、併せて。まず、こっちの方から答弁いただいて、そして、来年2月に予算を全部計上しながら明らかにしたいということを部長からお願いしたいと思います。

【柿本企画振興部長】 今、小林委員からございました国立近代医学資料館の件につきましては、先日、そういったご要望をいただいたところではございますけれども、現在、県が考えております方向性という中では、この資料館自体を、そのものを誘致をするような、そういったことは非常に難しいと考えております。ただ、この土地の歴史という面で医学の分野に関わる部分についても生かしていくということについては、今後も検討材料の中で考えていく必要があると

思っております。

そして、今後の問題といたしまして先ほどご答弁いたしましたように、県が考えております広場と、そして市から提案がございましたホールというものが跡地の中で両立できるということで、そこについて一致が見られておりますので、今後、その詳細について、また議論を進めていくということになってまいります。今回、県議会に対するご報告が県議会の冒頭になったということで、また、十分にご議論をいただくような時間もなかったということで、そこについては大変申し訳なく思っております。今後、ご指摘がありましたような建設費、財源、工期、それから土地の問題等について、今議会でいただいたご意見も踏まえてしっかりと協議を重ねて、次の議会においてさらに詳細なご報告ができるように努めてまいりたいと考えております。（「ホールの設置主体は」と呼ぶ者あり）

ホールの設置主体につきましては、市の方から、市において整備し、運営をしたいということで考えが示されておりました、そこについては県としても、そういった考えは市の考えとして受け止めて、今後の検討を進めていきたいと考えております。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【宅島委員】 今、るる、県庁跡地活用についてご議論が交わされているんですけども、知事からも、いろんなご議論をいただき決定してまいりたいということで、冒頭、ご挨拶の中であった経緯を踏まえて発言をさせていただきます。

私個人の意見といたしましては、3つの機能を盛り込んだ計画であるということは、もちろん賛成であります。しかしながら、それだけで

本当に終わらせていいのかというのが自分個人の中にありまして、いろんな民間のアイデア等も借りれば、それプラス、さらにですね。

長崎市の人口はどんどん、全国一、県庁所在地の中では減っているわけでありまして、ダム機能を何とかそこにつくれないかというような意見を持っております。民間のいろんなアイデアをプロポーザル方式で、その3つに加えて、いい案を出していただければと思うんですが、そういった余地があるのかないのかをお答えいただきたいと思います。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】跡地の活用に当たっては、この地の歴史や県民の貴重な財産であることを踏まえて、活用にあたっては、この土地の歴史、景観への配慮、また、観光客の呼び込みとか、まちなかへの誘導とか、考慮すべき点がたくさんあると思っています。そういったことを踏まえて県として責任を持って活用策を決めていかなくちゃいけないと思っています。

県において活用の枠組みを決めた後、基本構想の中でそういった枠組みをきちんと決めまして、その後、基本設計等に際しましては、民間の知見等も活用していくことを考えていきたいと考えているところでございます。

【宅島委員】今の答弁をお聞きしますと、機能はもうこれ以上増やしませんよというように聞こえたんですけれども、私が言っているのは、今提案があっている3つの機能に含めた、例えば企業誘致のためのオフィスを少し積むとか、マンションを積むとか、そういったことだって、長崎県民の大事な土地ですよ、財産ですよ。だからそこを、あれだけの広い土地なので、本当に有効に活用するには、悪いですが、

県庁だけの凝り固まった考えじゃなくて、民間の力も入れたところで、民間の提案をしてみてくださいと。そうしたら、委員の先生たちから見て、これがいいんじゃないかとかという意見も出てくると思うんですよ。

だから、まだ今からいろんな決定をしていくんでしょうけれども、ぜひ最大限にあの土地が有効活用できるように、長崎県のこれからの将来の100年を決めていく事業でしょうから、ぜひ、そういった意味で、企業誘致等々も含めたものも検討できないかということも付け加えていただければと思います。これは要望にかえておきたいと思いますが、

それと、長崎新聞の今日の記事だったんですけども、IRについて。佐世保市によると、民間事業者が1,000億円から数千億円と試算していることが明らかになったと。県によると最高額は約3,000億円だったと、そういう記事があるんですけれども、お尋ねいたしますけれども、県が把握されていることは、3,000億円が最高額でしょうけど、最低額は幾らだったんでしょうか。

【西村IR推進室長】本日、新聞に掲載されておりますのは、昨年12月から今年の2月にかけてまして私どもが行いました、いわゆるRFI、提案募集でございます。その中身で、14者のご提案を頂戴しております。うち8者が海外の事業者でございました。

中身としましては、事業コンセプトから事業計画というところもお聞かせいただいて、実は、具体的に書いてある事業者もあれば、そこまで至っていないところもございましたが、具体的な数字で申し上げますと、一番少ない金額は

1,090億円で、3,000億円と書いていますところは約3,300億円という数字でいただいております。

【宅島委員】 3,300億円を提示された民間事業者は、カジノ運営会社ですか。

【西村 I R 推進室長】 14者が I R 事業を行いたいということでご提案いただいている中の1者でございます。カジノオペレーターでございます。

【宅島委員】 わかりました。

併せて、大阪府松井知事が発表されていますけれども、年明けから事業者選定の手续に入っていきたいと、来年の夏ぐらいまでには事業者を選定したいというような意思表示がっております。

長崎県において、中村知事はどのようにされていくのか、教えていただければと思います。

【西村 I R 推進室長】 私どもは、来年の夏ごろ、国が示す区域認定基準である基本方針が出ました後に、あまり時間をおかず、県が候補選定する基準となります実施方針を示して事業者の募集にかかりたいと思っております。それに先立ち、長崎県に興味をお持ちの皆様とは、引き続き意見交換、対話というものを進めていきたいと思っております。

ご参考までではございますけれども、10月以降に16者の皆様とご面談をさせていただいております。複数回ご面談をさせていただいておりますので19回に亘って対話をさせていただいております。

具体的な公募といたしましうか、国の想定は大阪府・市が想定されておりますようなプロセスとは若干違いますし、今現在、国がそのプロ

セスを容認しているかということ、そういうことでもないようでございますけれども、まずは公正・公平な公募ということに向かって準備を進めてまいりたいと思っております。

【宅島委員】 わかりました。とにかく国が3カ所しか認めない、その3カ所が決まった後は、もう7年後しか次のチャンスはないんですね。だから、そういったところもスピード感をもって、やばりのんびりしていただけないと思うんですよ。絶対に取りに行かなきゃいけない。

特に、カジノを含む I R がハウステンボス地域に来たら、150億円ぐらいの収入が県と佐世保市、そういうところに入ってくるという試算も出ておりますので、そういった県の脆弱な財政体質の中で、本当に長崎県の起爆剤となる材料だと思いますので、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思います。

部長、いかがでしょうか。

【吉田企画振興部政策監】 ただいま宅島委員のご指摘のとおり、私ども長崎県といたしましても、企画振興部といたしましても、この I R は、長崎県内の良質な雇用を創出し、また、県民所得の向上を図る、まさに起爆剤と思っておりますので、今のご指摘にありますように、I R の区域認定の獲得に向けて全精力を注いでまいりたいと思っております。

【吉村(庄)副委員長】 先ほどから、県庁舎跡地の問題でいろいろ議論されているんですけども、さきのような取り扱いをされるということは、私も了解をしたいと思っております。3つの方針については、一定のことでずっと方針をつくられたわけですから、それはそれで私も同意を申し上げたいと、こういうふうに思います。賛意

を表したいと。

ただ、私たちも改革21で来年度の予算及び政策ということで要望書を出しているんです。これも話に出ましたが、私たちは、早期策定と整備の着手についてということで要望を出しているんですけれども、その中で言っている内容が、今日も話がもう既に出ましたが、付近のまちづくり等に、遅れていることによって支障を来しているという部分が、私たちの耳にも大分強いものとして出てきているんですよ。だから、そういうことも含めて早急にということを要望しましたが、今おっしゃったような状況でずっとしておりますから、先ほどのような取扱いで十分議論ができるようにしていただきたいと思っています。

先ほどからの話も、どこからどこまで長崎市と合意をして、あるいは、共通認識に立ったのかというのが、まだまだ曖昧なところが残っていますから、そういうところを含めて整理をさせていただきたいと思っています。

県庁の移転によって、まちのいわゆる形態と言ったらおかしいですけども、まちの動き、そういうものを含めた全体的な動きがかなり変わっているのは事実なんですね。そこで県庁舎跡地をどう活用するかによって、そこら付近を含めた、そして、長崎市の中心街である浜町商店街、非常に重要な中心的な商店街の一つである浜町商店街、こういうところを含めて我々のところに意見が出てきているのは、やっぱり県庁跡地の活用の仕方によって大きな影響を受けるのではないかと、出てくるんじゃないかと。

今の状況を考えたら、跡地の活用によって、そういう地域のまちづくりという問題について、

県は、県庁舎跡地を整備するに当たって十分頭に入れてもらいたいと、こういうのが出てきておりましたから、こういう部分で私たちも実は要望を出させていただいておりますから、それは十分、知事にも説明させていただいておりますから、よろしく願いをいたしたいと、こういうふうに要望しておきたいと思います。

あと、議案外の一般事項ですね。この説明資料の3ページ、国境離島地域の振興ということで、国境離島というふうな言い方をしておりますが、要するに離島の問題について質問いたします。

上の方に、人口減少対策として、特に重要な雇用機会拡充事業について云々とずっと書いてあります、交付決定がね。雇用創出に対する国等の関係の支援措置、こういうものがなされた。そして、累計で153件、310人の雇用創出が見込まれていると、こう書いてありますが、非常に総括的なことが書いてありますが、国から2回目の交付決定がなされた。

この雇用機会拡充事業で、10月1日に国から2回目の交付決定がなされたということに関連して、雇用機会拡充事業というのが、具体的にAという事業、Bという事業について2回にわたって云々ということなのかどうか、そういう内容を含めてですね。

そして、今年度においては310人という雇用創出が見込まれておりますが、この制度自体は来年度もずっと続いていくのかどうかということの後で聞きたいと思いますが、まず、雇用機会拡充事業の内容、2回の交付決定の内容、金額、こういうことについてお示し願いたい。

【浦地域づくり推進課企画監】 有人国境離島法



に基づきます、今お話がありました人口減少対策として特に重要ということで、雇用の場を創出するための事業であります雇用機会拡充事業は、平成29年度から始まっている事業でして、簡単に申し上げますと、雇用増を要件としまして、創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金、あるいは人件費、広告宣伝費などの運転資金を、一定上限額はありますが、4分の3を事業者に対して補助するという制度でございます。

今、お話がありましたように、10月1日付で2回目の交付決定がなされておりました、累計については書いておりますとおりでございます。

こちらにつきましては4月1日付で1回目、年度当初の交付決定がなされておりました、その状況につきましては、137件、281人の件数について交付決定を国からいただいているところであります。

なお、参考までに、平成29年度の実績、最終的な実績については116件、358人の雇用の場の創出が生まれているという状況でございます。

【吉村(庄)副委員長】平成29年の実績も出ましたから、平成29年度は総計で幾ら交付されたんですか。それから、先ほどの4月1日分も含めてですが、10月1日で2回目の交付決定と、これは結果的に幾らの交付があったのか。制度なら制度でも構いませんけど。件数としては、おっしゃったとおり何件というのが出ていますから。それをまずお聞きして、また続けます。

【浦地域づくり推進課企画監】雇用機会拡充事業の金額面での話でございますけれども、国費ベースで申し上げますと、平成29年度でいきますと6億6,000万円の国費の交付決定をいただいております。

現在、今年度の交付決定額でございますが、第2回までの合計で雇用機会拡充事業としまして6億1,500万円の交付決定をいただいているところであります。

金額が減っているようには見えるんですが、実は今年度につきましては、雇用機会拡充事業について、国境離島交付金以外の地方創生推進交付金というものも活用しております、そちらが約1億9,000万円ぐらいの交付決定をいただいておりますので、今年度実績は7億円を超えるような交付決定額をいただいているという状況でございます。

【吉村(庄)副委員長】この制度はずっと継続ですか。継続かということと併せて、平成30年度はまだ後半、今から3月まであるわけですから、具体的な拡充事業が計画されていて、あるいは計画してもう実施されていて、後の方で交付があるのかどうかということ、その継続の度合いはどうですか。恒常的な制度ですか。

【浦地域づくり推進課企画監】この制度につきましては有人国境離島法に基づく交付金ですので、特別法自体は平成29年4月に施行されて10年間ということになっております。

これに基づきまして、現在、県の方で国境離島関係の5年間の計画を定めまして、こういった事業を活用して人口減少の抑制ということで取り組んでおります。私どもとしては、少なくとも5年間は、しっかりこの交付金を活用して同様の雇用の場の創出に努めていきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】お尋ねがふくそうしていたから申し訳ないですが、平成30年度はまだあるんですか、まず、簡単に。

【浦地域づくり推進課企画監】平成30年度につきましても、現在、国からの情報ですと、国の有人国境離島法関係の交付金、全体で50億円の予算があるんですけれども、一応、50億円についての配分が済んでいるということです。今後、追加の交付決定はないだろうと考えております。

【吉村(庄)委員】先ほどの地方創生の問題は別にして、今からずっとやっていくわけですが、そういう拡充事業は当然なければならないわけですからね。そういうことで、例えば平成31年度あたりの目標としては、どういう内容を県としては考えているのか。あるいは民間のそれぞれのところの事情、そういうものが一定把握されているかどうか、教えていただけますか。

結果的に言って5年間で、この新法の制度を利用して、雇用という意味でいきますと、全体的にどのくらいをどういうふうに見込んでいるとか、こういうものがあるのかどうかわかりませんが、あるとすれば、どういう状況で考えているのか。

5年間、平成29年に始まってから、何人、何人という雇用創出があったんだと、だから全体的には幾らになると、こういうことになると思いますが、平成31年度以降の問題について、把握をし、あるいはまた計画しているものがあるとすれば出していただきたいと思えます。

【浦地域づくり推進課企画監】国境離島関係の県の計画で、雇用機会拡充事業等によります新規雇用者数を目標で定めさせていただいております。平成30年度につきましても250人の雇用創出を目標、平成31年度以降も250人の雇用を新たに創出していくという目標を立てておりま

して、平成33年度が最終年度ということで取り組んでいく予定にしております。

そういうことですので、平成30年度、現時点で先ほど申し上げました310人の雇用計画が生まれておりますので、私どもとしては、まずこういった雇用計画の雇用数をしっかり埋めていく、人材を確保していくということも大事だと思っております。

また、件数で考えてみますと、今年度は153件でございます。実はこの153件のうち、今年度新たに新規事業として計画が認められた件数が111件ございます。残りの42件は平成29年度からの継続分でございます。

この111件という新規事業を考えた際に、平成29年度の実績は先ほど申し上げたように116件ですので、私どもとしては、事業の掘り起こしということを今懸命にやっておりますけれども、平成29年度、あるいは今年度の状況を比べますと比較的、新規の計画は上がってきているなという実感をしております。

さらにこうした動きを継続的にするために、来年度以降につきましても島外からの事業の呼び込みにしっかり力を入れていきたいと考えておりまして、雇用数の目標達成に向けて市町と一体となって事業の掘り起こし、あるいは島外からの取り込みなどについても引き続き力を入れていきたいと考えております。

【吉村(庄)副委員長】制度の新設によって一定の成果が上がりつつあるということで受け取りますが、新規を中心にして増えていくだろうとか、いろいろな見込みはあるかもしれませんが、実際にはそういう状況が生まれてこないと、あるいはそういう環境にないと、なかなかですね、

本土から云々も含めて。

ですから、そこら辺は県としても、それから関係自治体を含めて、まあ言えば具体的にはどんなことかということにはなかなか私たちも提案ができないんですけれども、関係業界、団体、そういうところ等を含めて努力をしていただきたいと思います。

そして、平成31年度から平成33年度までは年間250人ぐらいの雇用創出を考えて大体750人ぐらいと、単純計算でいきますといきますが、それより多くなることを求めたいというふうに思いますが、大体そういう程度については見通しとしてはどうですか。まず、平成33年度までの計画でどうなんでしょうか。

【浦地域づくり推進課企画監】目標につきましてちょっと不十分な点がありまして、国境離島法関係の施策については平成29年度から行っております。これは雇用機会拡充事業だけではなくて、ほかの企業誘致なども含めた雇用数でございますが、これは平成29年度は400人を目標に掲げておりまして、平成30年度以降が250人を積み上げていくという目標設定になっております。

平成29年度につきましては、雇用機会拡充事業だけで340人、その他の企業誘致等も含めると416人の雇用が生まれたものと私どもは確認をしております。

先ほども申し上げましたように、平成30年度につきましても、250人の目標に対しまして、それを上回るような雇用計画を生んでいるということですので、今のところは比較的順調に進んでいるだろうと思っておりますが、先ほど触れましたとおり、この生まれた雇用の場をいか

に埋めていくかというのが次の大きな課題でございます。

ちなみに、平成30年度の状況でございますけれども、先ほど310人の雇用計画と申し上げました。この中で既にもう雇用が決まっている方が223人いらっしゃいます。率にすると71.9%程度になります。この223人のうち、今の調査の結果だと71名が島外からの移住者ということで、こういった意味でも非常に移住の後押しになっているんだろうと考えております。

先ほども申し上げますように、こういった雇用機会拡充事業の事業の掘り起しと併せまして、生まれた雇用の場を充足するような、そういう取組も、今、私どもの方で関係市町と一体となって取り組んでいるところでございます。

【吉村(庄)副委員長】私は、今の点について申し上げようかなと思っておりました。要するに、雇用の場はできたけれども、実際に該当離島から若い人たちが外に出ていくという傾向というのはずっと続いていますから、そこら辺のことについての対応というのが、県下全体もそうなんですけれども、若者が外に行く、県外に行くところ、こういうところがありますから十分配慮していただきと思います。

国からの国境離島新法の範囲内という4分の3という数字になっています。地方創生の分は別にしましてもね。これに対して県はどういう支援策をしているわけですか。リーダーシップを図ってそういう体制をつくるというのは当然ですが、財政的な面では何かあるんでしょうか。

【浦地域づくり推進課企画監】補助制度についての説明になりますけれども、4分の3を補助す

るといふことで、全体的な負担割合を申し上げますと、国が事業費の2分の1を補助、県が8分の1を補助、市町が8分の1を補助、そして残り4分の1が民間事業者という形になっておりまして、財政的に県の方から8分の1を支出しているというような状況になります。

【吉村(庄)副委員長】ほかのことでもそれぞれお尋ねしたいことがあります、時間の関係もありますから、ここに絞って質問させていただいたんですが、私は、こういう部分については、新法ができたことについての評価もさせていただきたいと実は思っているんですけども、そういう制度を活用して、特に、該当の離島において、雇用の拡充、こういう事業について積極的に取り組んでいただいていることは評価をしたいし、また継続していただきたいと思います。

【吉村(洋)委員】先ほど宅島委員の質問で、私もそういうふうにおっしゃったので、ちょっと付け加えて質問させていただきたいんですが。

旧県庁舎跡地の施設について、いわゆる上空の活用というか、例えば平屋とか、2階建て、3階建てというぐらいで終わるのか。もっと高層、せめて中層ぐらいのビルにして、先ほど言われたような、事業に活用するとか、ホテルであったりとか、いろんなですね。土地が要らんわけですから、上に建てていけば。我々、長崎市民以外としては、そういうことに注目をしているわけですよ。そういった意味で、都市計画法の中で長崎市においては、例えば景観条例等をつくって高さ制限とかをかけられているのかなと思うんですが、それが1点。

今、大きな方向性がもう決まっているわけですが、そういうところに上積みというのが、先

ほど宅島委員は要望と言われておりましたが、できるのかできないのか、答えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【鳥谷県庁舎跡地活用室長】高さ制限について、詳細にどれだけだったというのは、今、正確なものは持ち合わせがありませんので、後で説明させていただきます。

民間の知見を活用ということですけど、いずれかの段階で民間の意見も聞いてみたいと思えますけど、まずは県として責任をもって、あの跡地をどう活用するかということ、今回初めて考え方を示したわけですけども、まずそこをきちんと示した上で、いずれかの段階で、周辺の住民の声とかも聞く機会を設けないと思っておりますので、そういった形の中で何が聞けるのかというのは考えてまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員】県庁舎跡地活用室ですから、それは都市計画法とか、高さ制限とか、条例をつくっておられるかわからんという今の答弁ですけども、それぐらいは興味を持って知っておっていただきたい。そういう周辺状況がわからんと、どういうものをつくるかということにはならんわけですから、調べて、そういう可能性も追及していただきたい。

今の答弁の中で、まだそういうことが可能であるというような答弁であったと私は理解するので、今後、そういうところも含めて検討の材料の一つにさせていただきたいと思えます。

続けて五島産業汽船の資料が出ておりますので、私は、資料を要望した関係上、質問させていただきたいと思えます。

そもそもなるんですが、資料2の概要というところを読ませていただいて、平成12年から

平成18年の3年から5年の間で、五島産業汽船は高松航路、名古屋航路というのを、進出しては撤退・廃止をされている。こういう背景があったにもかかわらず、鯛ノ浦～長崎航路に入れ込んでいった。その前に有川～佐世保航路というのものもあるんですよ。これも既存の九州商船の航路があるにもかかわらず、いわゆる赤字生活航路で補助航路であるにもかかわらず、その中に入り込んだというところについて非常に、佐世保市民の一人として、どうしてそういうことになったのかなということが疑問として残っているわけですが、そういう点について、検証作業をされたんだろうと思いますので、どのようなことがわかったのかということをお知らせいただければありがたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、資料2で高松航路、名古屋航路の進出について記載しております。今回、経営破綻がございましたので、こういった点も含めまして改めまして五島産業汽船の経営破綻の原因等について調査をいたしました。聞き取りの相手方としましては、旧会社の破産申請手を担当した弁護士から、今後の離島航路の確保・維持の参考としたいといった旨を説明いたしまして、可能な限り、情報を提供いただきました。

まず、高松航路につきましては、当時、高松航路を就航していた他の事業者がおりまして、航路存続が難しくなった中で、五島産業汽船に参入をしてほしいということで声がかかった。五島産業汽船におきましては、この呼びかけに応じて参入しましたということでございました。

また、名古屋航路の進出につきましては、名古屋のリゾート企業から誘客のために就航してほしいという依頼があり、これも受託して参入したといったことをお伺いしております。

こういった他県の航路につきまして参入・撤退といったことにつきましては、聞き取りの中では経営上の失敗だったといったことでお聞きしております。

また、こういった背景がある中で、委員からご指摘がございましたけれども、有川～佐世保航路の赤字航路に入っていたといったことで、そこにどういったお考えがあったのかといったことについても改めて確認したところでは、地元の要望、それから、世界遺産での誘客、こういったものを見越して参入を決定したといったことで聞き取りいたしております。

【吉村(洋)委員】 そういう要望を受けて参入したけれど、採算がとれなかったのかどうか。それは経営感覚というか、この方の経営に対する手腕といいますか、そういうものが不足しているのかなと言わざるを得るところがあるわけですが、高松航路、名古屋航路にそういう要請を受けて入りました。しかし、3年から5年ですぐ撤退をしてしまう。事業としてこういうことは普通はまずあり得ない。経営者というのは、そこに永続性を持って営業ができるように構築していくわけですから、それをそうできなかった。そういうことがありながら、今度また有川～佐世保航路についても約3年で破綻している。まず入る時に、そういうことが検討されなかったのかということが不思議になります。

この前からの話の中で、航路事業者に対して県が直接かかるところではなくて、許認可権者は九州運輸局なのでわからなかったんですよと言われるんですが、そこにもっと関わりを持ってやらなければならなかったんだろうというのは、これは終わったことですから反省になるわけですが。

しかしながら、有川～佐世保航路に入る時に就航の記念式典ですか、私は行きませんでした

が、国会議員から県議会議員が大々的に参加されて、その式典があって就航されたようでございます。

そういうことについて県として、まず参加されたのか、何にもわからない。許認可権者は九州運輸局ですよと言いながら、そういうことには参加されたのか、されなかったのか。そして、そういうことについてどのような感想をお持ちですか、お聞きしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、1点目の当時のセレモニーの参加の状況でございますが、申し訳ございません。今、手元に説明できる資料がございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。

それから、どういった気持ちでということ、類似するところではございますけれども、先般、新会社がセレモニーを行いまして、出発式といったところでございましたが、その際には航路関係者ということで、国、県、それから地元の国会議員等々が呼ばれて参加いたしております。県としましては、関係する者として呼びかけがあったものとして参加したといったことがございましたので、当時も関係する者に対して呼びかけがあり参加したといったようなことではなかろうかと思っておりますが、確認しまして後でお答えさせていただきます。

【吉村(洋)委員】 確認をして後でお知らせいただきたいと思っております。こういう高松とか名古屋の事実を把握されておれば、そういうことにならなかったのかもしれないと思うわけです。それは今後のこともございますので、資料として今度出していただければありがたいと思っております。

この資料の一番下に「《経営破たんの原因》※旧会社からの聴き取り」ということで2点、記載があります。有川～佐世保航路が欠損という

ことはわかっているわけですが、2点目の「インドネシアでの船舶の仲介業での収益が得られれば、破綻が避けられた可能性があったとのこと」と。この文章を見ると、ちょっと引っかけられるんですが、この船会社が離島航路を一生懸命やるんですよという言葉とは裏腹に、船舶の売買仲介ですか、そういう事業をどれぐらいされておったんだろうかということが知りたくなってくるんですが、その辺はどのように調べられておりますか、わかる範囲でお願いしたい。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 この点につきましても、破産手を代理されました弁護士に確認しましたところ、ブローカー業としまして船舶及びエンジンについて実施されていた。会社の業務として行われていたものであります。野口社長が中心となって取り組まれたといったことがあって全容がわからないと。しかしながら、有川～佐世保航路の経営が非常に厳しい中、赤字が膨らんでいく中でも何とか続けられたのは、そのブローカー業によって得られたキャッシュが回っていたと、このブローカー業務の収益があって、数年でございますが、維持できたといったことは事実としてあると考えるということでございました。

【吉村(洋)委員】 ブローカー業があったればこそ、離島航路が運営継続できるんですよと聞くと、離島航路は何なんだろうかなど。当然、生活航路は赤字補填の補助航路になるわけですから、それである程度、運営が成り立つというもとにでき上がっているんじゃないかなと思うんですけども、それ以上の何らかのものがそこにあったのかなと思うんですが、そこは推しはかることができない面もあります。

今、そういうことをせざるを得なくなるというところが、横長の「「(株)五島産業汽船」の航路問題について」という資料の1ページに、

佐世保～上五島航路の動きということで、やはり有川～佐世保航路というのが、もともと九州商船が入っておったのに五島産業汽船が入って補助航路ではなくなるわけですね。ここまでして入らなければならなかったというのが少しわかりづらいんですが、これはいわゆる上五島の方々の強い要請があってこうせざるを得なかったのかどうか、その辺は検証されておりますか、いかがでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 この点につきましても、旧会社からは、地元の要望といったことのお話がありましたので、今回、新上五島町を中心にして関係するところにお話をお伺いしました。結果としましては、個人等からの要望・要請というのはあったんだろうけれども、団体として要請したといった事実は、今の時点では確認できていないということでお話を伺っております。

【吉村(洋)委員】 要望は当然あるでしょうね。それは便利になった方がいい。1時間に1本とかあれば、それは皆さん、利便性が高まるのでいいんでしょうけど、そうまでもできないということも、当然これありますから、2ページ、3ページのダイヤ表を見ると、それがわかるというか、3ページの左側を見ると、五島産業汽船が入ったことで便数が増えていると。これが今度は新たに九州商船だけになって便数が多数減るということになるんだろうなと思いますが、これはこれでもう進めていかざるを得ないと。離島の方には大変申し訳ないんですが、九州商船もこれでまた補助航路に戻るということになるんですかね、そういう理解でいいんですかね。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回、12月3日に第2回長崎県離島航路対策協議会分科会を開催されまして、これによりまして新しいダイヤについて承認されたところでございま

す。

今後、国庫補助につきましては、今回の分科会で決定されました内容に基づきまして、今後、関係者間で合意された内容をもとにしまして手続に入っていくといったことになろうと思いません。

【吉村(洋)委員】 そういうことであれば経営的にも安定してくるんだろうと思いますので、その辺は安心をするところです。

この佐世保～有川航路ということについて、使用される船舶は、上五島の町有の船を借り上げて、指定管理者になられるわけですね。新上五島町の非常な配慮によるものなんだろうと思うんですけども、新上五島町が所有している船を佐世保から回していただけるというのは非常にありがたいんですが、有川～佐世保航路に回していいよとなった経緯がわかればお知らせいただきたい。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、町有船ということで船がございまして、活用を図っていくといったことの中で、新上五島町としましては、有川～佐世保航路の利便性を高めるという中で、この件について積極的にご検討されたと伺っております。

【吉村(洋)委員】 そう言わんといかんじゃろうと思いますけど。本来なら、鯛ノ浦～長崎航路に回すべきなんだろうと思っておったわけですよ、新上五島町の町有船ですから、それまでそれを使っていたわけですからね。でも、それを九州商船が指定管理者になって鯛ノ浦～長崎航路を運航すると補助航路じゃなくなるということになるんですよ。ちょっと確認させてください、いかがですか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 航路のサービス基準というものがございまして、鯛ノ浦～長崎航路、それから長崎～有川航路は、起点・

終点が旧町内で一緒になっておりますので、船舶によらず、今の体制でありますとか競合航路ということで、「びっぐあーす」を投入する、しないにかかわらず、補助対象にならないこととなります。

一方で、先ほどご質問がありましたように、有川～佐世保航路に「びっぐあーす」が投入された経緯ですけれども、有川～佐世保航路というのは新上五島町の経済航路ということになっておりまして、住民の通院ですとか、そういったことに非常に活用されている航路になっております。旧会社の五島産業汽船が入っている時は、それぞれサービス基準を九州商船、五島産業汽船は満たしておりましたので、ダイヤ、便数は充足しておりましたけれども、一方がなくなりますと非常に不便になるということで、日帰りのダイヤを設定する際、例えば、九州商船の方で船を回していただきたいということでありまして、九州商船は回す船がないということで、そこについては新上五島町が「びっぐあーす」、町有船を回してでも利便性をさらに高めてほしいということの意向もございまして、今回、「びっぐあーす」を有川～佐世保航路に投入したという経緯でございます。

【吉村(洋)委員】九州商船が船を持たないと。しかし、これが順調にいけば新船建造もやぶさかでないというような発言もあっておりますから、九州商船も、この破綻があるまではどうにもできないと、競合しておりますからね。そういうことがあったのが、離島航路の業者間で、どうしてそこら辺が調整ができないのかなということを個人的に思います。

再度確認ですが、鯛ノ浦～長崎航路は一緒の線で会社が違う、船が一緒なら会社が違ってても競合しないという考え方ですか、ちょっとわからなかったのですが、すみません。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】鯛ノ浦～長崎航路のサービス基準というものがございまして、別々の事業者ですと競合航路ということになります。例えば、九州商船は、現在、長崎～有川航路と鯛ノ浦～長崎航路、これはそれぞれ着く港は違いますが、同一の競合航路というふうになさされてしまいます。したがって、船舶が違ってたり同一であったとしても、他社、2社による競合航路というふうになさされますので、サービス基準上は、あくまで競合航路で欠損補助の対象にならないという扱いになっているものでございます。

【吉村(洋)委員】そしたら、長崎～有川航路、鯛ノ浦～長崎航路というのは、競合航路ということなんですね、そうですか。

そしたら、新しい五島産業汽船株式会社は、補助金の対象にはならないということで理解をさせていただきます。それはなかなか厳しいなと思いますけど。今からそれで運営していかざるを得ないんでしょうけれども、そこにおられる住民の方々の利便性を損なわないというのが一番重要な部分だろうと思います。

もう一つ、佐世保～宇久～小値賀には貨物がもう一つあったんですが、これが今、長崎から宇久、小値賀に行っているんですよ。これがなかなか解決しない。これは五島産業汽船が倒産したので大きな問題になりましたけど、今、走っている長崎～宇久～小値賀という貨物の航路について、宇久、小値賀の方々は非常に困っておられるんですよ。これも一つの大きな問題として早期に解決をしなければならぬ話になるんですが、これについてこういう業者間と長崎県と、いわゆる地元自治体、そういうところで、これとは少しずれますけれども、これをきっかけにそういう話が進んでいるということにはならないのかなと思うんですけど、そういう



状況についておわかりの範囲でお知らせいただきたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】今、委員ご指摘のとおり、今回、USAポートサービスが宇久～小値賀～有川を結ぶ航路から運休しておりますので、これをきっかけとしまして、その物流であったりという問題がクローズアップされました。

現在、九州商船が分科会の事業者として入っておりますので、小値賀町、新上五島町、九州商船との間で、この物流の問題につきましても、改善策が何かないかといったところでの協議を行っております。一つには、長崎からの宇久、小値賀の航路の問題といったところで、具体的にはまだ形は見えておりませんが、今現在、協議を行っている最中でございます。

【吉村(洋)委員】なぜかという、これは幾つか問題があって、長崎が発着になると、長崎の業者が納めるという形になるんですよ。前は佐世保の業者が納めていたわけです。これは地域経済にとっても問題で、佐世保の事業者が、そういう意味での売り上げが減少すると。宇久、小値賀の方は、どちらからとろうか、それは物が来ればよいとなるかもしれませんが、地域経済として佐世保の事業者が納められなくなってしまうということが問題ということと、もう一つは、長崎から出ると、朝の新聞が夕方しか着かないとか、そういう話になってきます。それとか、今でも例えば燃料とかそういうものが週に1回か2回しか行かないということで、ちょっと時化たりすると、それが1便でもなくなると、即、燃料の供給を制限せんといかんというような状況が今でもあられるので、そこら辺はこの問題をきっかけに全体の整理をしていただきたいと思います。

この4ページ目に「離島航路の確保・維持に

向けた取組」ということで、ようやく県もこういう動きになってきたのかなと思って期待をするわけですが、この文章の中にも、県にも連絡するよう依頼をしていますとか書いてありますが、もう少し強く、そういう連絡を義務化するとか、もう少し権限を強めたような形で把握していただけないと、あらとなった時には既に遅いということになりますので、それをお願いしたいと思います。

もう一つ最後に、この新しい五島産業汽船株式会社ですが、新しい代表者の藤原圭介さんは、元従業員の方で、資料がありますけれども、急がなければならないということで、いろんな有志の方のご協力を得ながらということで、早い時期にこの航路が復活できたということは非常によかったんだろうと思います。

この中身について、いわゆる経営者ひとりのみの責任で、その方がワンマンで経営されておったから従業員も何も知らなかったというようなことで果たして通るのかどうか、長年の会社経営の中でという疑問も抱かざるを得ない。従業員の方々が設立して新たにつくられた会社でやられるので失業者もなくてよかったなと思うんですよ。結果的に表面を見るといいんですが、この従業員の方々の意識がどういうふうにあるのかなど。もし昔の会社のままの旧態依然とした考え方であられたら、そういうことはないと思うんですけども、また同じようなことの繰り返しになってはいけないわけですから、そういうところの確認。

それから、資本金1,500万円で始められているということについて、ありがたい有志の方々、出資者がどれぐらいおられて、こういうことは公開できない情報になるのかどうかわかりませんが、民間の企業でしょうから。役員の方の名簿とか、そういうことの公開できる部分

があれば資料として出していただけないかなと思います。

そういう中に、地元の自治体、それから県が、これまでと変わらないようなかかわり方なのか、もう少し深くかかわって把握をしながら、破綻とか、そういうことにならないように安定した経営、運営ができるようにやっていこうというネットワークが構築できているのかということあたりをお知らせいただきたいんですが、資料で出していただければありがたいんですが、委員長、いかがでしょうか。

【大場委員長】 よろしいですか。それでは、そのようにいたします。

【吉村(洋)委員】 そういうことであれば、その資料をまた見せていただいてということで、本日の質問は、これで閉じさせていただきたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【大場委員長】 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、企画振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

— 午後 4時24分 休憩 —

---

— 午後 4時24分 再開 —

---

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

---

---

— 午後 4時25分 散会 —

---

# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成30年12月13日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時16分  
於 委員会室 1

県民センター長 峰松美津子 君  
秘書課長 伊達 良弘 君  
広報課長 田中紀久美 君  
人事課長 大安 哲也 君  
新行政推進室長 大瀬良 潤 君  
職員厚生課長 山下 明 君  
財政課長 古謝 玄太 君  
財政課企画監 門池 好晃 君  
管財課長(参事監) 赤尾 聖示 君  
管財課企画監 太田 昌徳 君  
税務課長(参事監) 萩本 秀人 君  
情報政策課長 山崎 敏朗 君  
総務事務センター長 大串 正文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 吉村 庄二 君  
委員 宮内 雪夫 君  
" 小林 克敏 君  
" 橋村松太郎 君  
" 坂本 智徳 君  
" 下条ふみまさ 君  
" 大久保潔重 君  
" 吉村 洋 君  
" 宅島 寿一 君  
" 宮本 法広 君

企画振興部長 柿本 敏晶 君  
企画振興部政策監  
(離島・半島・過疎対策担当) 廣田 義美 君  
地域づくり推進課長 村山 弘司 君  
地域づくり推進課企画監  
(離島振興対策担当) 浦 亮治 君  
新幹線・総合交通対策課長 早稲田智仁 君  
新幹線・総合交通対策課企画監  
(航路・バス事業等担当) 椿谷 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監 豊永 孝文 君  
危機管理課長 近藤 和彦 君  
消防保安室長 宮崎 良一 君  
-----  
総務部長 古川 敬三 君  
総務部次長 神崎 治 君  
総務文書課長 荒田 忠幸 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまより、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を再開いたします。

なお、宮内委員が少し遅れる旨の連絡が入っておりますので、よろしく願います。

それでは、これより危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】おはようございます。ご説明の前に、一言お礼を申し上げます。

去る12月10日、県庁エントランスホールにおいて、海上自衛隊第22航空群による離島からの急患搬送5,000回に対する知事感謝状贈呈式を開催させていただきました。

その際には、県議会議員の皆様多数のご出席を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、防災費63万1,000円の減を計上いたしております。これは、危機管理監職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、防災費121万2,000円の増を計上いたしております。これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、総務部長より予算議案説明をお願いいたします。

【古川総務部長】おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

「総務部」の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で15億3,468万8,000円の増、歳出予算は、合計で3億859万4,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について、「関係既定予算の過不足の調整に要する経費」及び「今年度確定した法人3税の過納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要する経費」の計上によるものであります。

また、債務負担行為については、長崎振興局税務部庁舎の解体工事設計に係る平成31年度に要する経費、地方機関等施設の電力調達の入札導入に係る平成31年度に要する経費を増額いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、合計で7億3,788万1,000円の増、歳出予算は、合計で1,739万円の増を計上いたしております。これは、総務部所管の給与改定に

要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【吉村(庄)副会長】歳入の方で、地方交付税が6,300万円補正をされておりますね。説明もありました。これ、普通交付税と特別交付税を含めてですね。

特別交付税については、今年度、長崎県としては若干減額になっているという情報も得ているわけですが、補正前は2,161億3,368万9,000円ですか、数字は出ておりますが、最終的に地方交付税の見通し、特別交付税の状況、どういうふうな状況になっているのか、お知らせ願いたい。

【古謝財政課長】地方交付税についてのお尋ねでございますが、地方交付税の中に普通交付税と特別交付税、2種類ございまして、普通交付税については既に交付決定をいただいております。現計予算が、この11月補正の前が2,131億円だったんですけれども、実際には交付決定いただいたのが2,153億円でございますので、今の時点で22億円ほど交付決定の方が多かったという状況でございます。今回の歳出増に対しまして、2つの議案がございまして、2つの予算を合わせて8億円の増で対応しているところでございます。

ただ、一方で臨時財政対策債が17億円減ということになっておりますので、差し引きでは5億円ほどの増ということになっております。

一方、特別交付税は、先日、12月分の交付決

定がございましたが、3月分については今後算定されてまいりますので、その見込みというのは、今のところまだわからない状況でございます。

【大場分科会長】ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案のうち関係部分及び第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

危機管理監より所管事項説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

お手元に配付しております総務委員会関係議案説明資料及び総務委員会関係議案説明資料（追加1）の危機管理監部分をお開き願います。

今回、ご報告いたしますのは、原子力安全連絡会の開催について、原子力災害時の避難対策

等の充実に関する要望について、石油コンビナート等総合防災訓練の開催について、長崎県国民保護訓練について、長崎県市町消防広域化推進協議会について、政策評価の結果等について、平成31年度の重点施策についてでございます。

説明資料「危機管理監」の1ページをご覧ください。

まず、原子力安全連絡会の開催についてでございますが、11月中に九州電力玄海原子力発電所から30キロメートル圏内にエリアを有する松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市の各4市において、長崎県原子力安全連絡会を開催し、玄海原子力発電所における安全対策等の情報の共有化と意見交換を行いました。同会においていただいたご意見等につきましては、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

続きまして、原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望についてでございますが、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

去る11月20日、内閣府に対し、知事及び関係4市の市長等による「原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望」を実施いたしました。

要望に対し、内閣府の政策統括官からは、「国・県・市の皆さんと議論を行い、どういったことができるのか検討させていただきたい」などのご回答をいただきました。

今後とも、原子力災害時に住民の円滑な避難を実施できるよう、国、関係市と連携しながら、原子力防災対策の充実努めてまいります。

次に、説明資料、危機管理監の1ページをご覧ください。

石油コンビナート等総合防災訓練の開催についてでございますが、去る10月16日、松浦市福島町塩浜免の九州液化瓦斯福島基地及び周辺海

上において、地元自治体の松浦市をはじめ松浦市消防本部、長崎県警察本部、唐津海上保安部及び海上自衛隊第22航空群など関係14機関の約300名が参加し、タンク火災に対する情報伝達や消火、救助・救出など緊急時を想定した実践的な訓練を行いました。

今後とも、万全の措置がとれるよう、防災体制の確立に努めてまいります。

次に、説明資料「危機管理監」の2ページをご覧ください。

長崎県国民保護訓練についてでございますが、去る11月2日、対馬市において、平成30年度長崎県国民保護訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、国による緊急処理事態認定のもと、国際テログループによる爆破テロ事案を想定し、県、市及び関係の15機関約150名が参加して、午前中は負傷者の救護・搬送や海路と空路による避難訓練に加え、県庁と対馬市役所及び対馬振興局をテレビ会議で繋いだ対策本部訓練を行いました。午後からは、避難の妨害を想定し、テログループの排除訓練を実施し、遂行能力の向上を図ったところであります。

今後とも、関係機関との連携を密にし、県民の安全・安心を守るため、国民保護計画に基づく体制の充実・強化に努めてまいります。

続きまして長崎県市町消防広域化推進協議会についてでございますが、県におきましては、市町の消防において、人口減少社会の到来や災害や事故の大規模化などに的確に対応していくことができるよう、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の見直しに伴い、平成22年に策定した「長崎県市町消防広域化推進計画」の再策定について検討するため、平成18年に設置した長崎県市町消防広域化推進協議会を改めて開催することといたしました。

現在、県におきましては、協議会の進め方などについて消防本部と協議するとともに、新たな人口予測などに基づく資料の作成を行っているところであり、準備が整い次第、協議会において検討を進めてまいります。

次に、説明資料「危機管理監」の3ページをご覧ください。

政策評価の結果等についてでございますが、長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

危機管理監におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果といたしましては、総合防災訓練等各種訓練の実施に取り組んだ結果、防災関係機関相互の緊密な連携を確保しつつ防災体制の充実・強化が図られております。また、今後の主な対応方針といたしましては、引き続き自主防災組織の結成推進や防災推進員などの人材育成、消防団員の確保などに取り組み、地域防災力の向上を促進することにより防災対策の推進を図ってまいります。

事務事業評価につきましては、3件の事業群評価調書により、11件の事業を評価いたしましたが、そのうち6件の事業について、平成31年度に向けて「改善」の見直しを検討いたしております。

今後、県議会におけるご議論を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施

してまいります。

最後に、平成31年度の重点施策についてでございますが、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

危機管理監におきましては、総合計画に掲げる「安心快適な暮らし広がる長崎県」の実現のため、どのような災害が発生しようとも、県民の命を守るための必要な取組を重点的に実施してまいります。

近年の大規模自然災害や様々な危機事象の頻発と、西日本豪雨での未曾有の被害、さらには北海道で発生した胆振東部地震により、県民の安全・安心に対する関心が今まで以上に高まる中、県民の生命、身体、財産を守るため、災害に備える防災資機材の整備や、国、市町、関係機関との迅速かつ的確な災害発生時の初動対応や防災関係機関相互の緊密な連携を確保するなど防災体制を充実・強化してまいります。

また、災害時において大きな力となる地域における自助・共助の取組を推進し、災害発生時の被害を最小限にするため、消防団員の確保、自主防災組織の組織化や育成を促進するための施策を実施してまいります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【古川総務部長】総務部関係の議案について、ご説明いたします。



「総務部」の「総務委員会関係議案説明資料」、  
「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」を  
ご覧願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、  
第130号議案「職員の給与に関する条例等の一  
部を改正する条例」のうち関係部分、第134号  
議案「当せん金付証票の発売について」であり  
ます。

はじめに、条例議案についてご説明いたしま  
す。

第130号議案「職員の給与に関する条例等の  
一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、10月5日に行われた県人事委員  
会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家  
公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与  
改定等を実施するため関係条例を改正しようと  
するものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第134号議案「当せん金付証票の発売につい  
て」。

この議案は、当せん金付証票法第4条第1項の  
規定により、平成31年度の宝くじの発売総額を  
110億円以内に定めようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いた  
します。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、本年4月に発生した県の管理瑕疵に  
よる事故の和解及び損害賠償額の決定1件を、  
地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項  
として専決処分させていただいたものでありま  
す。

内容は、壱岐市郷ノ浦町所在の県職員公舎敷  
地内遊具において、幼児が滑り台を滑った際、  
腐食の影響により発生した滑走部側面の突起物  
に足を引っ掛け、幼児に怪我を負わせた事案と

なっております。この事案の相手方へ支払った  
賠償金は1万9,990円であります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いた  
します。

今回ご報告いたしますのは、県政世論調査に  
ついて、政策評価の結果等について、地方創生  
の推進について、長崎ゆかりの交流会の開催に  
ついて、平成31年度の重点施策について、障害  
者雇用についてであります。

県政世論調査について。

本年8月、県内に居住する満18歳以上の男女  
3,000人を対象とした県政世論調査を実施し、去  
る11月13日にその結果を公表しました。

全体的な傾向としては、県民の皆様の日常生  
活に対する満足度では、満足度が不満度を大き  
く上回っており、分野別の満足度では、「住ん  
でいる家」や「自分及び家族の健康」は満足度  
が高く、「老後・将来の生活設計」、「収入」  
は不満度が高いという結果になっております。

また、県の政策への総合的な満足度において  
は、全体としては満足度・不満度ともに平成27  
年の前回調査とほぼ変わりはなく、項目別では、  
「観光の振興」や「保健医療介護の充実」の満  
足度が高く、「人口減少対策」や「公共交通機  
関の充実」の不満度が高いという結果になって  
おります。

さらには、今後、県が力を入れる分野として  
「人口減少対策」、「福祉の充実」、「雇用対  
策」などが高い結果となっております。

この調査結果については、今後の県の施策や  
事業の推進に幅広く反映させてまいります。

政策評価の結果等について。

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事  
務事業評価を実施しました。

まず、施策評価については、「長崎県総合計

画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

総務部関係分につきましては、お配りしている資料のとおりであります。

次に、事務事業評価等については、本年度県全体として、1. 平成30年度事務事業の評価822件、2. 指定管理者制度導入施設の評価50件、3. 平成31年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価44件を実施し、公表しました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

その概要について、平成30年度事務事業の評価においては、160件の事業群評価調書により822件の評価を実施しましたが、そのうち393件（47.8%）の事業が、平成31年度に向けて「拡充」「改善」「統合」「縮小」のいずれかの見直しを検討しております。

このうち総務部関係分については2件の評価を実施しましたが、その評価の概要等については、お配りしている資料のとおりであります。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

次に、「総務部」の「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧願います。

平成31年度の重点施策。

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定しました。総務部の予算編成における主な基本方針及び主要事業についてご説明します。

「長崎県行財政改革推進プラン」を着実に推

進し、「事業・業務プロセスの見直し」、「より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成」、「県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営の具体化」に向けて取り組めます。

また、県税収入を確保するため、市町との連携を継続し、未収額の解消に努めるとともに、財政構造改革のための総点検の取組を加速化し、基金の取り崩しに頼らない財政運営への転換を図っていきます。

障害者雇用について。

障害者雇用率の不適切な取扱いによる算定誤りについて再点検を実施した結果、知事部局における障害者雇用率は、平成29年が1.84%、平成30年が1.85%と法定雇用率を大きく下回る結果となったところであります。

このような状況の中、障害者雇用の拡大を図るため、障害者関係団体との意見交換等を行いながら、先般、対応策を取りまとめるとともに、併せて、障害者雇用率の不適切な算定に関して、関係職員に対し処分を行ったところであります。

今後の対応策としては、障害者の採用について、受験資格をこれまでの身体障害者に加え、新たに知的障害者や精神障害者を対象とするとともに、年齢制限を引き上げるなどの見直しを行い、平成31年4月採用に向けた追加の採用試験を実施することとしており、年内に募集を開始することとしております。

また、県庁での働く経験を通じてスキルアップを図り、民間企業などへのステップアップの場として、庁内業務を集約した「ワークサポートオフィス（仮称）」を来年度設置し、非常勤職員として知的障害者を採用することとしております。

さらに、障害のある方にとって働きやすい職

場としていくため、障害のある職員等の専用の相談窓口や、職場環境の改善策等の検討を行う「環境整備推進会議（仮称）」を庁内に設置するとともに、障害に対する職員の理解を促進するための研修等を実施してまいりたいと考えております。

今後、法令遵守やガイドライン等に沿った確認を徹底するとともに、法定雇用率の早期達成に努め、障害者雇用の一層の推進を図ってまいります。

その他の事項並びに詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、人事課長より補足説明をお願いいたします。

【大安人事課長】今回、ご審議をお願いしております第130号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足してご説明させていただきます。

お手元の資料、平成30年11月定例会県議会 総務委員会説明資料の1ページをお開きください。

この条例は、10月5日に行われました長崎県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

はじめに、1、職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、給料表と諸手当の改定がありますが、いずれも県の人事委員会勧告に基づき、国家公務員に準じて改定するものであります。

給料表につきましては、各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じ、平均0.2%引き上げを行うものであります。

次に、医師の初任給調整手当につきましては、最高支給限度額を月額41万4,300円から41万4,800円に引き上げるものであります。

次に、宿日直手当についてですが、通常の日直の限度額を4,200円から4,400円に、医師当直の限度額を2万円から2万1,000円に、その他の特殊な業務を行う宿日直の限度額を7,200円から7,400円にそれぞれ引き上げるものであります。

2ページをお開きください。

期末・勤勉手当につきましては、年間の支給月数を引き上げるもので、それぞれの内容は記載のとおりとなっております。

一般職員と部次長級である特定幹部職員については、現行の年間4.4月を勤勉手当については0.05月分引き上げ、年間4.45月とするものであります。

また、期末手当の支給月数について、平成31年度以降は、6月期及び12月期が均等となるように配分するものであります。

3ページをご覧ください。

2、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、高度の専門的な知識、経験等を有する者について、任期を定めて採用する職員を特定任期付職員としておりますが、この職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

次に、3、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員の期末手当の支給月数について、国の指定職俸給表適用者の改定に準じ0.05月分引き上げるものであります。

また、支給月数について、平成31年度以降は6月期及び12月期が均等となるよう配分するものであります。

次に、4、一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、看護師が深夜における業務に従事する際の夜間看護手当について、国において、深夜に勤務できる職員の減少に伴う深夜勤務の負担増を考慮し増額改定が行われていることから、国に準じて勤務時間に応じた1回当たりの額について現行2,000円以上3,300円以下となっているものを、2,150円以上3,550円以下に引き上げるものであります。

4ページをお開きください。

これらの給与改定の実施時期は、給料表、初任給調整手当及び宿日直手当の改定につきましては、平成30年4月1日から適用したいと考えております。

なお、期末・勤勉手当につきましては、人事委員会勧告があった10月時点において、平成30年6月期分は既に支給されていたことから、平成30年12月期分は平成30年12月1日から、また、平成31年度以降の分は平成31年4月1日から、それぞれ適用したいと考えております。また、夜間看護手当の改定につきましては、平成31年1月1日から適用したいと考えております。

以上で、第130号議案の内容について補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

【吉村(庄)副委員長】 第130号議案、県の人事委員会の報告及び勧告で、今説明がありましたように改正がなされるという提案でございます。

国家公務員の人事院の勧告と取扱い、国家公務員の給与の取扱いとも連動しているという理

解は当然しているんですけども、長崎県の職員の給与の状況について、私が得ている資料では、給与条例を改正した後については、全国的に各県とも12月定例会とか、11月定例会とかで行われていると思いますから、そのところの比較は、まあほぼ、国公の人事院、それぞれの県の人事委員会の勧告に基づいているのが大部分であろうと思いますが、統計的には出ていたとは思いませんから、私が得ている資料、平成29年4月1日のところでいいますと、長崎県はラスパイレ指数が98.5で、九州の中では6位、全国順位で40位という数字ですね。特に人事課を中心に、全体として、この問題についてどういうふうな認識を持っておられるのか。

例えば、大分県は九州各県の中で4位、ラスパイレ指数が99.7、全国順位は29位、お隣の佐賀県は、順位は3位、ラスパイレ指数は100.7、全国順位は18位と、こういう数字になっているんですね。40位というのは、私は、非常に低すぎるのではないかというふうに思います。

それぞれの人事委員会の勧告に基づいて最近もずっとやってこられましたし、これは国家公務員の人事院の勧告にも準じているという状況ではなかったかと思うんですけども、各県の職員構成、平均年齢、こういうところもそれぞれあると思いますが、それにしても、ラスパイレ指数でいきますと長崎県は九州で6位、全国では40位というのは、やっぱり考える余地があるのではないかと思いますか。

【大安人事課長】 本県職員の給与水準についてのお尋ねかと思えます。

ご案内のとおり、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に基づいて人事委員会の勧告制度等に基づいているところでございます。

この間、人事委員会におきましては、給与のプラス、またマイナスの勧告報告等がなされてきているということがございます。その中で、平成18年の大きな給与構造改革などで、より地域の水準に合わせていくというような制度改革も行われてきているところでございます。

そうした人事委員会の勧告、報告を踏まえまして運用してきた結果として、現在の給与水準になっていると考えております。そういう意味では、基本的に民間との状況を踏まえ、国に準じた適正な形になっているものというふうに考えているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】 いやいや、それはわかっているんですよ、地方公務員法の中もですね。国もそうですが、ここでいうと長崎県ですが、各県、各自治体との関係、関連というか、各自治体の状況を踏まえながら、かつ、人事委員会の勧告自体も、人事院の勧告も、民間との比較で一定の条件のもとに較差がどうかということで勧告をするという制度ですから、過去にはマイナスの時もあったし、ほとんど上がらなかったところもあるし、ある時期には一定の率で上がった時もあるし、ここ数年は上がってきていて、今年の改定率は0.2%と非常に低い数字ですが、そういう状況になっていることはわかっています。

それから、ラスパイレス指数自体は、長崎県の職員を国家公務員の職員の構成に準じた場合にどうなるかという出し方ですから、それは実態を100%きっちりあらわしているとは私は思っていないんですけれども、それにしても全国で40位というのは、ちょっと問題があるんじゃないかというふうに思うんです。

民間の云々ということではございますが、長崎県の県民所得と言われている、国のGDPに匹敵

するところでは、ここをどういうふうに上げていくかと。まだ40位前後だということですから、そういうところとの関連も全然考えられていないということではないと思うんですが、もちろん民間との比較をやるわけですから、賃金、給与という面でね。

だから、そういう意味でいいまして、例えば大分はラスパイレス指数が99.7で29位、半分よりちょっと下ですね。こういうところを考えてみても、お隣の佐賀県が先ほど申し上げましたようなところであることを考えてみても、県のいわゆる雇用責任者である県知事としては、もう少し考慮をする余地があるのではないかと。うふうに私は判断するんですが、このところについては総務部長の見解を求めておきたいと思えます。

【古川総務部長】 私どもは、第三者機関である人事委員会からの勧告を受けて、それを尊重する形で実施をさせていただいているところでございまして、当然人事委員会は、民間の給与水準に基づいて勧告をされているということでございます。

職員組合との交渉を通じて給与改定、決定してはいるんですが、財政状況厳しい中で、人事委員会勧告を尊重する形で、可能な限り努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】 40位になっているとか、九州で6位になっていることについての認識というか、そういう評価について、あまり考え方は出てこないんですけれどもね。

私としては、県の職員の皆さん方が、こういう状況を見ながら働いていかれる時に、もう少し頑張ろうという気になっていただく、いわゆる意欲ということを考えていく場合に、ここは

何とか考えていただく必要があるのではないかと。

今のシステムで、人事委員会の勧告に基づいてずっときちっとやっておられることについては、国家公務員と同じように一般行政職については、労働基本権の代償としての位置づけをちゃんとして、そういうシステムでやられていることも承知をしていますから、それを尊重してやっておられることについては、私は結構だと思います。

しかし、結果的にこういう状況というのは、働く意欲というところを含めて考えてみた場合に、民間の皆さん方のこともございますけれども、頑張ってくださいとことが求められていて、職員の皆さん方も現に頑張っていると思いますから、ぜひ、そういうところについては考慮していただくように、私から強い要望をさせていただいて、この質問は終わります。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第130号議案のうち関係部分及び第134号議案は、それぞれ原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【近藤危機管理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年9月から10月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

まず、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、長崎県防災ヘリコプター航空機保険契約の1件となっております。

次に、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、五島市からの要望が1件、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会からの要望が1件、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域自立促進協議会からの要望が2件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料3ページから6ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、総務文書課長、説明をお願いいたします。

【荒田総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

平成30年度9月から10月までの実績は計2件

であり、1ページに各契約の内容を一覧でお示ししております。

その内容といたしましては、1件目は、税務課の消費税率10%引き上げの際に、自動車取得税を廃止し、そのかわりとして燃費に応じて課税される新税が導入されることに伴い、当県の県税システムの改修を行う県税総合システム自動車税種別割・環境性能割対応改修業務委託、2件目は、情報政策課の県内外に広く提供している公共施設予約システムの画面開発言語サポート終了に伴う再開発を行う公共施設予約システム画面系再開発業務委託となっております。

また、2ページにつきましては、情報政策課の契約に係る入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、3ページをご覧ください。

陳情要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎市、一般社団法人身体障害者福祉協会連合会などの計9件となっております。

主な要望項目としては、長崎市から、3ページから4ページに記載しております県単独補助金等の見直しについて、5ページにおいては「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組の推進について、また、6ページ以降は一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会ほか障害者関係10団体の代表者等から、障害者雇用に関する実態の調査・点検及び再発防止策などでありまして、以下15ページまで、それぞれに対する県の対応をお示ししております。

16ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、9月から10月までの実績は、長崎県公益

認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県情報公開審査会が3件、長崎県政策評価委員会が3件、長崎県広報外部評価委員会が1件の計9件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、17ページから25ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【宅島委員】陳情番号67番で、公立小・中学校におけるGHP、ガスヒートポンプエアコンの導入についてという陳情が上がっております。

今、県が管理している高校、特別支援学校は幾つありますか。数を教えていただければと思います。

【近藤危機管理課長】避難所になっております県立学校、特別支援学校については、教育庁に確認をいたしましたところ、県立学校については62校、うち高等学校が51校、特別支援学校11校となっております。

【宅島委員】この要望は小・中学校におけるとなっているんですけども、県が管理する特別支援学校も避難所に指定されておまして、ここに通われている生徒の皆さん方は、特に体が弱い方とか多数おられます。いつどこで災害が起きるかわかりませんし、気温等々も、今までとは考えられないほど夏は暑くなるし、また冬は冷え込むということで、ぜひ、避難所に指定されている体育館についてはですね。

この資料の最後の方に、国の支援事業も載っております。こういう国の制度もございまして、ぜひ県としても前向きに検討していただきと思っておりますが、いかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】防災部局の立場から申し上げますと、被災者の避難生活の環境の向上のためには、空調施設は必要不可欠なものと考えております。特に今年の夏は、災害級の猛暑と言われ、熱中症対策が避難所でも課題となっております。避難後の二次災害を防ぐためにもエアコンは必要なものというふうに考えております。

避難所は、市町が指定をして、その施設管理者が設備を整備するという形で考えておりますので、特別支援学校体育館へのエアコンにつきまして、市町及び県立学校の所管である教育庁に、必要性を十分説明してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【宅島委員】総務部長におかれましても、こういった国のきちとした事業がございまして、地方債を活用していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと要望して終わります。

【大場委員長】ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【下条委員】今、一覧表で、防災ヘリの保険契約についてお知らせいただいたんですが、3者が応札されて、全く同金額ですね。1,267万620円と、3団体が同じ金額で抽選となっているんですが、こういったものは最低価格が設定をさ

れて、オープンにされながらやってきたということですか。

【近藤危機管理課長】防災ヘリの保険料につきましては、万一の事故の補償が非常に大きいものですから、航空保険プールというようなもので一元的に再保険と申しますか、保険会社がまた保険をかけているというようなところでございます。

掛け金につきましては、機体とか第三者への賠償、そして搭乗者の保険の内容によって掛け金が決まっております。各社それぞれが再保険をかけるものですから、もう同額になってしまうということで、これは何年も前から結果的に同額で、くじによっての落札ということが続いているところでございます。

【下条委員】こんなにずっと同額でということになると、保険会社だけじゃなくて、あなたたちが一定のルール計算をしても何十円までこのような数字になるというふうに思っていますか。

なんでかといったら、いろんな形での話し合い的なものがあるのかなと、そういう感じがしてならないんです。これは担当の課長さんでも、ルールに基づいた計算をしていくと、必ず620円まで出さずには済みませんか。

【近藤危機管理課長】内訳そのものは県は内容がわかりませんので、保険会社の中での話だとは思っておりますが、契約が1年単位で掛け金も年度的に変わるものですので、私のはじくということは、内容を教えてもらえばはじくことはできますけれども、保険会社で均一になるというようなところでございます。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは、次に、所管事務一般



について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】所管事務一般について質問をいたします。まず、危機管理監からです。

説明資料の追加1の中で、原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望についてというところではありますが、今回、11月20日に要望に行かれたとお聞きしております。新交付金創設を要望されたということ。災害が起きた場合に使う避難道路、海路避難に向けて岸壁の施設整備が現行では厳しいことから、新交付金の創設を求めたということ。あとは、放射線の防護施設の建設に活用できるような補助金の充実とか、モデル事業、実証事業の対象拡大なども要望しておられるようです。非常に大事なことであろうかと思いますが、この委員会でもいろいろ議論はあったかと思いますが、確認というか、具体的なものがどうなっているのかということです。

まず、松浦市の鷹島及び黒島についてですけど、放射線防護施設、シェルターのようなものがあって、そこには何人収容できるのか。そして、そこに入れなかった方々はどうするのか。もしくは橋が通れない時の計画は。あるいは船を使って避難する場合の船の確保、何隻来て、それにはどれくらい乗れるという現行の計画ははっきりとあるのかを確認させてください。

【近藤危機管理課長】原子力災害時の避難計画で、鷹島、黒島の避難についてでございます。

この地区につきましては、玄海原子力発電所から8.3キロで、PAZ5キロ圏内に準じた避難ということに避難計画上はなっているところでございます。

鷹島の人口が2,143人、黒島が59人でございます。先ほどご質問がありました放射線防護施設は、鷹島、黒島、いずれも設置しております

て、鷹島につきましては収容人数が50人と、福祉施設だとか高齢者の方が避難するためのものと準備をされているところでございます。鷹島につきましては橋がございますので、陸路での避難が一義的にされているところですから、そのような形になっております。

黒島につきましては、離島ということで、しけ等で船が出られなくて孤立する恐れもありますので、全島民は今は59人ですけれども、65人が入れる、全島民が避難できるスペースの放射線防護施設が確保されているところでございます。

避難につきましては、先ほど申し上げましたように鷹島については陸路での避難、黒島については海路の避難という形になりまして、まずは通常の船舶事業者に依頼をして避難していただくという形になりますが、今、松浦市の船舶事業者は3事業者で船は4隻、合計定員数が274人という形になっております。万一の時に船で避難をしていただくという形になれば、今の推計上、鷹島の方は陸路避難という形で、港に近い2割の方を船でという想定をしております、一応、2時間ぐらいで避難ができるというように今のところは考えているところでございます。

【宮本委員】島民の方々は、不安でいっぱいです。だから、こういったところを具体的に計画し、これだけ足りないんですよと再度要望することが大事であるというふうに思ったので、確認をいたしました。

鷹島には50人収容の避難施設があって、そこには高齢者や福祉施設に入所している方々をと。黒島につきましては65人収容ですから、ほぼ全島民が入れると、一時的に避難はできるということ。

ただ、橋は、何回も何回も議論があっている

とおりに放射線の強いところに向かっていく。海路を考えた時に、到底、定員274人の船で全島民は避難できない。

私も説明会があった時に質問したら、屋内避難ですと、家の中にいることですよというふうに言われたんですけど、家の中にも放射線は入ってくるわけであって。

だから具体的に、船がこれだけしかありませんと、足りないのでこれだけの予算が必要ですよ。シェルターは50人しか入れない、まだつくらなければならない、つくりたいんですよ、何戸つくる、それにはどれだけの費用がかかる。橋はあるけれども放射線の強い方に向かっていく。しかも、筒井万賀里川線は本当に狭い道路である。

一回、こういった形で新交付金の創設を要望されているので、今度はより具体的に、これだけの防護施設、これだけの船、これだけの計画に基づいて予算がこれだけかかるんですというようなものを、もう一回しっかりと関係市と議論した上で再度要望に行くという姿勢も大事であらうと思いますが、こういう体制についてはどうお考えですか。

【近藤危機管理課長】 委員のご指摘のとおり、いろんな形を想定しますと、まだまだ不足することもあるかと思えます。

現状として、万一の際がありましたら自衛隊へ災害派遣の要請をすとか、船については松浦市以外の方々にも協力を要請すとか、いろんな対策はとっていきたいと思っているところでございます。

避難計画に終わりはございませんので、いろんな訓練等を通じ実効性のある避難計画をつくってまいりたいと思えますし、そこで足りない部分につきましては、今回も知事及び4市長等

と一緒に国へ要望に行きましたので、それを機に、それぞれの具体的な箇所につきましては、さらに要望を国へ上げてまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 国としても、予算確保に向けて検討していくという前向きな姿勢を取っています。

この前、要望活動に私も参加させてもらった時に、関係の市長が、投げたボールが返ってこないというふうに言われていました。県としても、しっかりとした対応をとということで今回こういった形で新基金の創設を要望したと。これは非常に大事な、一步前進の姿勢ではないかと思えますから、今後もこれをさらに具体化して、具現化して、その市に応じた対応策、必要な予算をしっかりと出した上で、検討した上で再度要望に行くことを、県も一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

また連絡協議会とかあるかもしれませんが、そういった話し合いの場を関係市としっかりと広げていただくことをお願いしておきます。

鷹島の住民の方々には2,143人、かなり減りましたけれども、高齢化率の非常に高いところであり、この方たちは近いところで、8.3キロと間近に見えるところで生活されていますから、しっかりと意見を聞いていただいて、要望していただきたいと思います。

もう1点、壱岐市については下半分が範囲にかかっているんですけど、公立病院があるんです。この公立病院の入院患者の避難策、防護策については現状ではどのようになっており、そしてまた今後の対応策があれば教えてください。

【近藤危機管理課長】 壱岐市の壱岐病院は30キロ圏内に含まれておりまして、万一の際には壱岐市は北部の方へ避難をするという計画になっているところでございます。

ただ、委員ご指摘のとおり、高齢者とか入院患者とか、一義的に避難にリスクがあるような方もいらっしゃいますので、壱岐市としては今、この中での放射線防護施設の検討も少しされているというふうに伺っているところでございます。さらに施設の管理者等ともよく協議をさせていただきまして、必要な対処があるとなれば、放射線防護施設の整備につきまして、国へしっかりと要望してまいりたいと考えているところでございます。

【宮本委員】わかりました。しっかりと市と連携をとって進めていただくことを強く要望し、また今後もこの事案については私自身も見ていきますので、よろしくお願ひします。

ずっとこの委員会で言っていましたけれども、木場スマートインターの件で、危機管理監についてです。木場スマートインターチェンジ、すなわち秋野インターチェンジでありますけれども、救急車にETCを搭載するという議論をずっと続けています。一定、意見も経過も聞いておりますけれども、再度確認いたします。現状、どのような形で進んでいますでしょうか。

【宮崎消防保安室長】現在、西日本高速道路を管理しております西日本高速道路株式会社から求められております県内の救急車の高速道路の利用状況について、その結果を取りまとめまして同社に提出をしているところでございます。

現在、同社においては、本社等と協議、検討を進めていただいているところでございます。

【宮本委員】前回は確認いたしましたけれども、インターチェンジを通過している救急車も結構多いと、今後も増えてくるのが予想されますから、しっかりと要望活動を続けてください。また、次の委員会でもお聞きをいたします。

最後に総務部についてですが、部長説明資料

追加1の障害者雇用についてです。これは、前回の委員会でもいろいろ確認をいたしました。処分等もあっているようですので、原因につきましてはお聞きいたしません、部長説明資料追加1の2ページに「ワークサポートオフィス（仮称）」とあります。これは新しい取組でありますので、どういったものなのか、もう少し具体的にお聞きできますか。

そして、ワークサポートオフィスにはどのくらいの知的障害者の雇用を予定されているのかも、併せてお示してください。

【大安人事課長】ご指摘の障害者雇用におけますワークサポートオフィスの関係でございますが、この間、県庁での業務の洗い出し等を行いながら、障害者雇用の対応策を検討してきました中で、この制度について来年度から設置したいと思ひます。

具体的には、このオフィスの中では、県庁内各課から集約された業務を集めまして、知的障害者の方に業務を行っていただく。そこでの業務経験、職務経験を通じまして、その方のスキルアップを図りながら、一定期間就労した後は民間企業などへのステップアップということを考えているところでございます。

人数のお尋ねでございますが、オフィスについては本庁での設置を考えておひまして、そこには知事部局と教育庁も含め集めた形で運用をして、想定しておりますのは5名程度を考えているところでございます。

【宮本委員】わかりました。知的障害者を中心に、経験を通してスキルアップをして、民間の方にも紹介をしていくということで、知事部局と教育庁で約5名程度ということでありまひます。

中には専用相談窓口を設置ということでありまひますから、今後こういった形で、さらに障害者

の方々についてサポートができるような体制が確立できると思っています。

これが早いか遅いかという議論なんですけど、ちなみに静岡県庁におきましては、2008年から既にこういった知的障害者の枠を取りまとめるワークステーションみたいなところを設置して取り組んでいたということでもあります。ちなみに静岡県も障害者の雇用問題があったところなんですけど、2008年から設置していたと、長崎は今からと。早いか遅いか、もう少し早めにこういった形で体制を整備しながら対応していくのが本来といたしますか、長崎県のスタイルであったのではないかなというのも一理ありますけれども、早かれ遅かれ来年度からこういったものができるということで、腰を据えてやっていただきたいと思います。

ちなみに、これをつくるに際して、どこか視察とか研究とか、行かれたところがあればお示しいただければと思います。

【大安人事課長】今回、これを検討するに当たりますでは、既に実施をされている他県についての調査も実施しました。具体的にあれですけど、3県ほどの実情等を見てきた中で検討を進めてきたところがございます。今後、適切な形で運用できるように、しっかり取組を進めていきたいというふうに思っております。

【宮本委員】今後は身体障害者から知的障害者、精神障害者まで対象を拡大すると、そして年齢制限も引き上げる見直しもしっかりされた上で臨まれるので、このワークサポートオフィスがしっかりと活用でき、運営でき、障害者の方々にもっと寄り添いながら、そしてこれを民間の事業者の方々にも紹介できるようになるまで、しっかりと取り組んでいただきたいということ強く要望をいたします。以上です。

【下条委員】県政世論調査については、ある程度詳しく部長からお話がありました。これは先般の一般質問でもされておりましたが、県政世論調査については、一般質問等がなじむかなと思いますので、この場ではしないで、一般質問での機会をいただいたらやってみたいと思っております。

今、宮本委員から、玄海原発の再稼働に伴ったところの質問がありました。それと関連が強いですが、少し深めてみたいと思っております。

玄海原発は、東日本大震災において原発事故が発生して、一度ストップがかかりました。再稼働をされるまでの時間が結構ありましたけれども、この間も地元からは長崎県に対して、避難道路の整備の問題等、福島大橋の車線拡幅、架け替えも含めて松浦市長も一生懸命をお願いをされておりました。

鷹島の住民は、常に危機意識を持たされ、避難訓練をされているけれども、これがあるのは何かといたら、万一ということがあり得る可能性がありますよという前提で避難訓練等やるわけです。その危機意識だけをあおって、私たちが逃げようとするれば逃げ道がないと、そのようなことを鷹島住民から言われます。

そういったことが言われ、県も行動されて久しいんですが、今回の説明資料で、内閣府の山本政策統括官は「総理からの指示があっている」と、「どういうことができるか検討させていただきたい」と。そのような答弁しかもらえないような要望は行く必要はないですよ。何回行ってもこういう内容、抽象的なものですね。何のために行っていますか。

これは佐賀県内の道路ですよ。佐賀県に対しては私たちも、新幹線をフル規格にするためにはどうしても佐賀県を説得しなきゃならないと

いうことで、一生懸命にありとあらゆる機会を使って、会ってくれないものを何とか声が届くようにということ而努力をいたしております。

これは、長崎県民が避難をするための佐賀県にある道路ですよ。皆さん方は、これをどのように佐賀県に働きかけをし、佐賀県はどのような反応を示されているのかを教えてください。

【近藤危機管理課長】筒井万賀里川線の関係でございしますが、鷹島の住民の避難道路にもなるということ、現状としては途中のカーブが急であったり道が狭かったりというようなところで避難道としては非常に危険なところがある、ましてや住民の方が非常に不安を覚えているというようなことを踏まえまして佐賀県にも説明をし、そここのところについては内閣府も十分理解をして、内閣府の方からも佐賀県に少し働きかけていただいていると認識をしているところでございます。佐賀県側としては、まだほかにもいろいろやるべきところがある中で、今の財源上、筒井万賀里川線の改良には至らないというような回答をいただいているところでございます。

県としましては、引き続き国にも要望しながら、佐賀県にも働きかけをしてまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】これは、あなたたちクラスじゃなくて副知事とか知事が佐賀県に出向いて行ってやるような性質のものだと思いますよ。あなたたちが呼びかけても、その程度の答弁しか出ないんですね、佐賀県が。

いいですか、鷹島というところは、生活圏は佐賀県なんですよ。全部、買い物は佐賀県に行っています。稼いだお金を佐賀県に落としているんです。そういったことも含めて、生活圏は佐賀県なんですよと、それだけの経済も、2千

数百人が佐賀県内で買い物をしていますよということ、同一的な立場できちっと佐賀県を土俵に上げてもらわなければ。長崎県が、一緒に行きましょうということ。

佐賀県も、この道路は何とかしてもらいたい。というのは、これは原発がなくても大変な道路なんですよ。私は、夜にあそこを走れと言われたら無理です。あの道路は通りきれません。昼間でも、何とか対向車が来ないようにとお祈りをしながら、見通しが悪いカーブを曲がりながら鷹島に行き着くわけですけれども、夜はともじゃないけど、私は走ることはできません。それぐらいに曲がりくねった狭い道路ですよ。通常の生活でもそのようなところなのに、ましてや、何時間かで避難できますと、これはあり得ませんよ。

鷹島大橋ができた時に、あそこでオープニングセレモニーがありました。渡り初めをして、鷹島でパーティーがありましたよ。そこに、ぼちぼち終わるから迎えに来てと、佐賀県側に置いていた車の運転手に電話をしました。3時間、4時間かかりましたよ、橋のきわから橋を渡るのに。

いいですか、それぐらいかかるんです、万が一の時には。それを、ぼんぼん、ぼんぼん放射能が漏れている方向に向かって進め、通りは一つしかないよ、道路は狭いよと、そういったものをね。通常の生活の中でも佐賀県民の、あるいは鷹島の人たちがね。夜は私はあそこを通りきれないぐらいに怖い、狭い、曲がりくねった道ばかりですよ。そここのところの改良というものは。

電源交付金というのは、長崎県には一銭たりともきていないんですよ。全部、佐賀県じゃないですか。玄海町の周りは合併をして、伊万里

のすぐそばまで唐津市です。ところが、玄海町だけは玄海町を名乗って合併をしない。取り囲まれてしまっている。そのようなことは何のためかといったら、電源交付金がくるからでしょう。佐賀県にもくるでしょう。伊万里がごねたら、伊万里までくるようになったでしょう。鷹島は8キロなのに全然こない。危機感のあおりだけをされる。

そのようなものでいいのかどうか。これは少なくとも、最低限のね。この道路は、佐賀県内の生活道路としても使っているわけですから、これを国が優先的に整備をなさいと。それだけのものはちゃんと面倒を見ますということをお知らせ。佐賀も、それだけのことを国と一緒にお願いをすると、ぜひ、そういうことをやりたいと思うんです。

長崎県の幹部を佐賀県にやる気持ちはないですか。少なくとも道路整備ぐらいはしなければ、再稼働は認めてはだめなんです。認めてしまったじゃないですか。その点をどう思いますか。

【近藤危機管理課長】道路整備といいますが、インフラの整備は時間等もかかりますので、まずは住民の方が安全に、円滑に避難ができるように現状での対策はとっているところでございます。

実際、国への要望につきましても、原子力災害のリスク評価というものが今は全くないものですから、どうしても通常の道路整備等につきましても別の観点からの部分で、原子力災害というようなものが後回しというか、それを考慮に入れなくて、整備等がなかなか進んでいないという現状もありますので、そういったところも含めて今回、国へ要望をしたところでございます。

管理監等も要望には行っておりますけれども、

知事、副知事をはじめ、できることがあれば、そういうところで対応をしてみたいというふうに考えているところでございます。

【下条委員】最後にしますが、課長、あなたのような答弁では、5年たっても10年たっても進みませんよ。危機感がないもん。私に、そういうふうな答弁があったって、響くところがないもん。どこかに突破口をもっていこうという、あなたたちに危機感がないもん。

佐賀県も引き込んでいかないといかん。しかも松浦は、長崎県内の電源だけじゃないんですよ。九州の全体の電源をつくっているんですよ。いいですか。東京でもそうでしょう、福岡でもそうでしょう、自分たちはつくらないで、金だけはどんどん、九州圏内のお金を、経済を集める。ところが、一番そのもとになるエネルギーは知らんふり。長崎県も全部、松浦市がやっているじゃないですか。

長崎県は、もうエネルギーは要らないんですよ。何十%と移出をしている。何百%です。何百%ですよ。平戸が120%ぐらいでしょう、150%かな。平戸も移出市ですよ。松浦は何百%と移出していますよ。

そういったことをしながら、させながら、もちろん火電の交付金はきますが、原発交付金は一切こない。ましてや、道路整備も今ぐらいの状況しかないということですよ。もっと危機意識をもってね。

あなたたちは、そういう時は何とかできますよと言う。今まで、このぐらい混んだのは、鷹島大橋のオープニングをした時だけなんです。鷹島大橋がオープニングした時、車がいっぱい来たんです。まさにあれと同じようなもの、あるいはあれ以上のもの。2千数百人が移動するわけですから、車が混み合って、混み合って進

まないということになってくるんですよ。そういったことは、今まで1回しかありません、私が見たことは。それと同じようなことになるんだと。そここのところは、私と同じぐらいの気持ちをもって、皆さん方も知事も副知事も総務部長も、それぐらいの気持ちをもって国にお願いをし、何とか、原発交付金というのがあるんですから、それと別にまたあるんだから、これを有効的に使ってやりなさいというふうな形で、整備を急いでもらうようお願いをしたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

【吉村(庄)副委員長】 今の下条委員のご意見については、私はもっともだと思います。

あの道路は、佐賀県にとっても避難道路になっていると私は理解しているんですよ。佐賀県民自体、玄海からこちら側、唐津の方からこっち側、伊万里の方。だから、そういう意味で言うと県知事は、板山トンネル建設については、松浦市との関係で言えば、命の道路という言葉をして頑張っていこうということで、もう着手しているんですよ。あの道路については、佐賀県民にとっても命の道路であり、鷹島島民、松浦市民にとってはもちろんですけども命の道路と、こういう位置づけができるような条件にあるのではないかと私は思うんです。間違いないと思うんです。

それで、私も前まで言ってきましたけれども、例えば佐世保まで避難ということで訓練もずっとされていますから、佐世保の東部あたり、それから東彼杵にも来ているんですけども、この時間がどうなのか、こうなのかということでもいつも申し上げているけど、あなた方は、今の一定の時間の中で最善を尽くし、それから佐賀県の今の道路についても、本当にしっかり求めていくんだということは言っていますが、今

のような状況の中では、母子避難とか乳幼児避難といった問題も本会議でも議論になりましたけれども、万が一の時には全然用をなさないという状況であっては、我々長崎県民、特に30キロ圏内にある佐世保の関係がありますけれども、そういう皆さん方の避難の問題について言えば、下条委員からも話が出ましたように、もっと危機感をもって対処をしていただきたいと、私も求めておきたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

【小林委員】 平成31年度の当初予算のあり方について、お尋ねをしたいと思います。

先般来、平成31年度の当初予算の各部の予算要求がどういうものであったかというようなことが公表されたのではないかと思います。

特に、中期財政見通しの中で、非常にこれからの長崎県の財政が厳しいと一目瞭然にわかる、財政調整のための基金を見ておったのでありますが、平成31年度の当初予算におけるところの各部の予算要求が、財政調整基金の見通しと比較をして、どういう状況の中にあったか、まず財政課長にお尋ねをしたいと思います。

【古謝財政課長】 平成31年度当初予算の要求状況でございますが、11月中旬までとしておりました各部局からの予算要求を取りまとめたものでございます。委員ご指摘の中期財政見通しは、9月時点では平成31年度の財源不足額が年間通して65億円ということであったところです。当初予算の要求時点では、そこからさらに一般財源ベースで21億円、財源不足が発生するというような見通しとなっています。単純に合計しますと65と21ですので86億円でございます。

どこが増えたかといいますと、中期財政見通し時点では見通せなかった事業の追加とか、消

費税率の引き上げの影響もございまして、消費税率の引き上げにつきましては関連する制度も含めて歳入の増も見込まれているんですが、こちらがまだ現時点では見通せておりませんので、単純に財源不足が拡大した状況とは今の時点では言えないかと思いますが、いずれにしろ、数字だけ見ますと中期財政見通しよりも悪化をしているという状況でございます。

【小林委員】 中期財政見通しが9月に明らかになって、平成31年度においては大体65億円マイナスになっていくのではないかというような数字が出ていました。

したがいまして、平成31年度の当初予算における各部の要求、国でいうところの概算要求みたいなものが、私としては、この危機意識の中から、かなり少ない要求とか、あるいはいろいろとスクラップアンドビルドというような立て方の中で、それなりの緊張感をもって要求があるのではないかと、こういう見方をいたしておりました。

今、ご答弁の中において、一般財源ベースで21億円不足をすると、65億円プラス21億円で86億円と、こんな状態になっていくわけですね。

そんなことを考えてまいりますと、ここに至るまでの状況を見た時に、非常に財政が厳しい、厳しいと声を大にして叫んでいるものの、もちろん必要なものについてはきちんと予算はつけてもらわなくちゃいかんが、スクラップというような状況の中で、総合計画の中間年でもあるわけですし、事業の見直しについては、いろんな角度から財政課もやるし、またそれぞれの各部署でやっているといると思うわけです。

そういう状況の中で、53億円の事業ベース、一般財源ベースで21億円、こういう状況を見ておきますと、スクラップアンドビルドの基本的

な姿勢は本当に堅持されているのかと。あれだけ一般質問で、知事の答弁においても、あるいは総務部長においても、財政課長においても「大変だ、大変だ」と言っている割に、各部の要求等を見た時に、一概に言えないかもしれないが、その辺の危機意識がいま一つ不足されているのかなというように思わない状況ではない。

つまり、全然平年度と違うというものが聞こえてこないんだけど、危機意識が足りないというところについては財政課長でいいのか、総務部長でいいのか、その辺のところについて県庁に盛り上がるような危機意識が本当にあるのか、ないのか、その辺をもう一度確認をしたいと思います。

【古謝財政課長】 本県の厳しい財政状況につきましては、たびたび庁内外問わずご説明させていただいております。今回の予算要求に当たっても、改めて主管課長会議等でご説明をしたところでございます。

ただ、各部の方もそれぞれの課題を抱えているところでありまして、なかなか見通しが立たなかった部分について実際に進めていく中で課題が見えてきて、予算要求が積み上がってきたものとは考えております。

その中身について、どれだけスクラップアンドビルドがちゃんとできているのかというのは、まさに今、精査中でございますので、できている、できていないということを言える段階にはございませんけれども、いずれにしましても、今後、必要性、効率性、有効性等をしっかりと見た上で、しっかりと事業の選択と集中を図っていくという方針で進めていきたいと思っております。

【小林委員】 県庁の部長とか主管課長等々の顔ぶれを見ておきますと、大体が、それぞれの若



い時というか、県庁の中で最たる活躍をされている、その活躍をすべく事前のね、いわゆる自分自身の取組ということについては、財政課出身の人が多いわけよ。財政課で予算の厳しさを訴えておった。この財政課長はどこかに行かれるから、どうかわからんが。

いずれにしても、活躍している県庁の主流はほとんど財政課出身ではないかと思うんです。財政課の時に予算の厳しさを訴えて、スクラップアンドビルドの必要性を一番訴えてきた人たちではないかと思うんだよ。

ところが、財政課出身の人たちが、その席におる時には皆さん方に対する警鐘を鳴らしておったが、一旦それぞれ各部に戻ったり、それなりの役職につくと、財政課の中で財政の見通しについて、あれだけしわ寄せながら厳しく言っておった人が、全然何も様変わりしていないならともかく、あの当時の姿と今の姿は一体何なのと、こういうふうにならざるを得ないような状況になっているんじゃないかと。

ここのところはとても大事なんです。財政課の時には、今みたいなことを言うんです、厳しいと。こういうような人たちが各部各課に配属をされて、それなりのポストを得て、まさに事業推進の中心になっていくわけです。その時にこそ、財政課の財政の見通しというのが、本県はどういう状況にあるかというのは一番、誰よりもわかっているんだから、その辺のところできちんと出すべきもの、きちんと儉約すべきもの、こんなようなところのスクラップアンドビルドはしっかりやっていただかなくちゃいかんけれども、残念ながら、それができているかどうかということ。この辺のところ、今私が言うような危機意識が足りないのではないかと。

総務部長、私が今言っていることは、おわか

りだと思うんです。みんな財政課出身でしょう、ほとんどの人が。その時に財政の厳しさを腹いっぱい訴えてきた人ですよ。ところが、そうやって各部の主流になって、その事業推進の源になってきた時に、財政課で訴えておった財政の厳しさは一体どこにいったのか。

私は、何もかも切っ飛ばしてしまえというようなことを言っているわけではないんだよ。当然のことながら、事業も何でもそうだけれども、必要なものには、それなりの予算をきちんと計上する。

しかし、成果の上がらないもの、見直しをせざるを得ないもの、この辺の勇氣をもってやっていかないと。自分の部長の時代に、自分が主管課長時代に予算が削られたならば、自分の将来における汚名になるぐらいの認識がもし仮にあるとすれば、それは県政に対しての忠誠心ではないと思うんだよ。ここのところをもっともっと、総務部長の方で指揮を執っていただいて。

各部長とか主管課長とか、それぞれの各部で中心的に事業推進に頑張っている方々は、ほとんど財政課なんだよ。そういう点を考えて、危機意識がやっぱり足りない。これだけの今の状況の中で、事業費ベースで50数億円とか、あるいは一般財源で21億円とか、そんなようなことをですね。危機意識は、ただ掛け声だけで、改善されているというような感じを受けないんだけど。

一人ひとりの県庁職員の方々、分けてもその担当される責任者の方々、そこの意識がないのではないかとやがざるを得ないと言っても言い過ぎではないと思うんだが、その辺のところについて部長、ご見解がありますか。

【古川総務部長】 今、平成31年度当初予算編

成作業に入っているところでございますが、委員ご指摘がありましたとおり、中期財政見通しを公表する段階に、部長会議において本県の財政状況を説明し、その時点で65億円の基金取り崩しが必要になっているという厳しい状況。基金も残り少ないような状況になっているわけでございます。基金に頼らない財政運営を進めていけないといけないと説明し、各部に理解を得るようしたところでございます。また、平成31年度に向けた要求ガイドラインの説明も同時期にしてきたわけです。

平成31年度の予算要求があった段階でも、改めて部長会議の場で、先ほど財政課長が答弁申し上げましたように、歳入の状況によるところであるんですが、歳出予算として見た時に21億円膨らんでいるという状況も併せて説明をし、そういう厳しい状況を知事の方から再度、各部長に向けて、事業の取捨選択、選択と集中をしなければいけないという指示もあったところでございます。その辺の認識は各部長とも持っているというふうに思っておりますが、委員おっしゃいましたように、まだまだその部分が不十分な点があるとすれば、そこは改めて再度、私の方からも各部長に対して、本県の置かれている財政状況を改めて説明し、優先順位等をしっかりと各部の中でつけて今後の予算編成につなげていくような形で、指示といいますか、そういうふうな周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】私が古川総務部長を外見から見ていると、とにかくあなたも忙しかったですよ、ここ数年。どこかの部長になったと思ったら2年ぐらいで、1年半か、そのぐらいでころころ、ころころですね。ころころというのは失礼しました。順調に階段を上られています、まあ大

変な活躍ですよ。

外から見ていると、非常にやさしく見えるんだよね、あなたは。財政の厳しさがあなたの顔から、あなたの声から、どこまでみんなに徹底をしているかと。

こんなようなことになっていきますと、時には顔をしかめて、ちょっと地声を出されて、この厳しさをしわを寄せて語って、その厳しさが本当に伝わっていくようにしていただかなければいかんと私は思います。

本当に必要なお金と、見直しができるのではないかというようなスクラップについてはもっとも、きちんと点検をしていかなければいかんと思うんです。

とにかく長崎県の財政は、今日はこうやって総務の立派な方々がいっぱいいらっしゃるの、あえて言うまでもないことでありますけれども、とにかく長崎県の財源は自主財源に乏しくて、自由に使う財源がないということ。これを、財政調整基金の取り崩しをやりながら、その日暮らしみたいな形でやっているわけです。構造的に見ると、本当に長崎県は大変なだけけれども、実は運営はうまくやっていたいているわけだよ。

今回の一般質問の中でも、1兆2,300億円か、1兆円を超えるような借金を抱えている。しかし、7,000億円についてはちゃんと国から交付金として戻ってくると、事実上の長崎県の借金は5,000億円だということも明らかになったけれども、実際に1日幾らぐらいの利息を払っているのか、年間に幾らぐらいの利息を払っているのか。もちろん利息については交付金の中に組み込まれて戻ってくることはわかっているけれども、それが戻ってくるまでには20年、あるいは30年かかっていくと。ここまでは我々の長崎

県の財政で、うまく運営をやっていかなければいけないという仕組みになっているじゃありませんか。

そういうことを考えてみた時、知事が、基金を取り崩さないやり方をもって財政を運営していきたいと、堂々と発言をされているわけです。

率直に言って、県民所得の向上もそうだけれども、基金を取り崩さないで長崎県の財政を、要するに基金に頼らない財政をつくっていくなどという発言は、中村知事以外にはなかったのではないかと思うんだ、過去、私も長くやっているけど。そういう点から考えていけば、基金を崩さない、最終的に基金を崩さなくてよかったというような形でつないでいかないといかん。

この間から決算とか、あるいは私は一般質問の中でやっておりますけれども、これはやっぱり構造改革をせんといかんじゃないかと。財政の構造改革をやるべし。やらなければもたない。構造改革については、もっと加速化して総点検をやるべきだと。

この間も総務部長にお尋ねをしましたが、今まで収支改善をお願いして、1,500億円ぐらいやっているわけです。その1,500億円の収支の見通しの根源は、それぞれの各部で、ここは改善できるのではないかという収支改善効果というものを出してもらっているわけだよ。

ところが、これからどうなっていくかということ、総点検の加速化ということは、財政課が手を突っ込み、その見直しをやっていくというような形でやらざるを得ない最終的な段階にきていると。

そこで財政課長、どういうところをあなたは構造改革として考えているのか。要するに長崎県の財政の構造的なものは一体何なのかと、ここをもうちょっとね。

我々は、ただ単に構造、構造と言っているけれども、例えば手数料の見直しもせんばいかんじゃろう。あるいは、いろんなものがあるじゃないですか。そういう中でどういうところにあなた方が手を突っ込んで見直しをし、そうやって加速化していこうとされるか、総点検の内容について、もう少し語ることができますか。あまり手の内は見せない方がいいんですか。

【古謝財政課長】 委員ご指摘のとおり、基金の取り崩しに頼らない財政運営を実現しないといけないと考えておりまして、来年度は、中期時点で65億円という取崩し額をいかに圧縮するかということにかかっているかと思えます。それに向けた財政構造の総点検も、今回予算要求状況の公表に合わせて一定公表をしているところでございまして。

構造改革とは何だということでございますが、これまで長年にわたって続けてきた制度とか事業をしっかりと見直すと、そのまま漫然と続けるのではなくて、それをしっかりと見直すということが財政構造の改革につながっていくものと考えております。

具体的には、人員配置とか船とか、そういったものの見直しとか、各種補助についても、単に総額を切り下げるというよりは、しっかりと補助対象を見直して補助対象を絞るとか、継足し補助等についてはそれをやめるとかですね。

併せて歳入の方でも、既に見直しているものもございましてけれども、各種手数料とか、今年見直したものでいいますとクルーズ船の係船料の引き上げとか、実際の歳出を見通した上での手数料、使用料の引き上げをすることによって、歳入、歳出それぞれの面から財政構造を改革して、併せて当然予算査定とか事業の優先度に合わせた見直しをしていただいて、65億円をしっ

かり圧縮することを目指してまいりたいと考えております。

【小林委員】 大体の方針がわかりましたが、国からくる補助金とか、あるいは県単独の継ぎ足しとか、この辺のところ長い間の構造的なものではないかと。

もちろん手数料だとか、あるいは使用料とか、いろいろお話をされたこともよくわかるんだけど、県単独の継ぎ足しとか、補助金に対するところの継ぎ足しとか、他県にあるのかないのかわからんけれども、恐らく他県にはないような、長崎県は非常に恩恵にあずかるようなことがあって、それが結局的に財政を痛めているんじゃないかと、こういうような感じがしますけれども。

ちょっと一言だけ、もう時間がないから。

あなたが言う継ぎ足し、これは私の勉強不足で、よくわからんだけれども、どういう継ぎ足しを補助金とか単独にやっているのか。もうちょっとわかるような形の中で警鐘を鳴らしてもらいたいと思うんですけども、どうですか。

【古謝財政課長】 継ぎ足し補助金の問題点としては、国庫補助金が入った場合に、それに自動的に（発言する者あり）失礼いたしました。

継ぎ足し補助金につきましては、各種事業者等に対して国庫補助金が出る場合に、それに県費を継ぎ足して補助をするものでございますので、国庫の補助が上がると自動的に県費も増えてしまい、県のコントロールがきかないというところに非常に大きな問題があると考えております。

具体的にどういう補助金かというのは、今まさに、継ぎ足し補助を長年続けてきた関係団体と協議をしているところでございますので、個別具体的に申し上げることはできないんですけども、過去に見直したものとしては、例えば漁業

経営構造改善事業とか、水産事業者が施設を改修する時に継ぎ足しをしていたのをやめたというものがございます。こういった形で、しっかりと各種団体と話して、これまで続けてきた補助の継ぎ足しをやめる協議を今まさに続けているところでございまして、その内容とか金額については、大変申し訳ないんですけども、現時点では出すことはできないと考えております。

【小林委員】 出せないわけだけれども、我々も、その辺のところは当然のことながら、財源の厳しさ、財政の厳しさがある意味では議会も共有しなければいかんと思うんです。あなた方にだけ全てを任せてしまうことも大事だが、我々自身もその意識をもっと高めないといかんと思っているんだよ。

その見直しの根底は、根幹は、他県がどうやっているかと。九州各県において、このような継ぎ足しが果たしてあっているのかどうなのかというところが、比較対照の中において取り組むべき改革ではないかと思うんです。

だから、出せるような時期になったら、継ぎ足しがどのくらい財政に大きな影響を与えているのかとか、他県もやっているのか、やっていないところはどこなのかとか、できればもうちょっと資料を私どもにも見せていただいて。

いやしくも総務委員会におって、長崎県の財政のことを全然わからなかったと言え、これは我々の恥になるわけです。だから、出せるところまででいいでしょうけれども、なるべく情報を開示しながら、一緒になって改革をしていかなければいかんではないかと。

総務部長、財政課長も当事者だろうけれども、今のような総点検をやっていくと、各部と相当な厳しい折衝をしていかなくちやいかん。これまでもそうであったらと思うけれども、今回

は特に激しい。財政課が主体となって総点検を加速化させていくわけだから、なかなかですね、正直に言って並大抵ではないと思うんです。あなたに「厳しい顔をしながら言いなさい」と言ったのは、あまりにも人柄というか、お顔がこういうような形であまり厳しくないのかなと思わせてしまうようなことであってはならないと、今回は生まれ変わったような顔つきになってき。

そしてきちんと論理をもって、他県との比較をしながら、ここのところは、あなたの財政課長時代にこれだけの成果を収めたぞと、そして古川総務部長が、それを確実にバックアップしてもらおうと。こんなような形の中で中村県政が、これからもますます県民の真に期待に応えることができるようにしていただきたいと思いますので、もうこのことについては、ご答弁をいただきたいんだけど時間もないので、要望としてよろしく願いしておきたいと思います。ありがとうございました。

出せる資料は出してください。

【大場委員長】 他県との状況ですね、そういったものを、今は難しいでしょうけど、検討をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

-----  
— 午前 11時52分 休憩 —  
-----

— 午後 1時31分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第5号請願「国に対し『消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】 請願第5号、紹介議員の堀江ひとみです。簡潔に趣旨説明をさせていただきます。

本請願は、「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」を政府に送付していただきたいと要望しています。

それは、消費税率10%への引き上げが、地域住民の暮らしや中小業者の営業、地域経済に深刻な打撃を与えるからです。

長崎県民の所得は低く、県民一人当たりの県税は全国46番目です。生活保護を受給している非保護世帯は2万1,693世帯、保護率は全国9番目の高さです。

高すぎる国民健康保険税を払えず滞納している世帯は2万6,637世帯、国保加入世帯の12%に上ります。

「消費税が上がれば暮らしが成り立たない」、「商売はやっていけない」との悲痛な声が聞かれます。

どうか請願を採択いただき、県民の声を政府に届けていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

また、本日は請願人が趣旨説明を希望しております。私の発言は議事録に残りますが、請願人の発言は議事録に残りません。重なる部分がありましたらお許しいただきたいと思います。重ねて、よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があつておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。  
なお、請願人に申し上げます。

趣旨説明は5分以内で簡明にお願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時33分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時37分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより、請願についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【吉村(洋)委員】 ただいま請願人から説明を受けたところで、私も商工会、これは法律で、きちっとした組織でございますけれども、商工会の代表をしております、いわゆる中小零細の非常な苦しみはよくわかっているつもりでございます。その苦しみはわかるんですが、それと消費税率の10%アップというところは、多少、線引きをして考えなければならない点もあろうかと思うところでございます。

消費税率を8%に引き上げられたのが2014年でございまして、2015年10月には10%に引き上げる予定でございましたが、経済状況を見ながら来年の10月に10%に引き上げることが閣議決定をされたところでございます。

税金は誰しも払いたくはないところでございますが、消費税が導入された当初から、直間比率の見直し等の議論もずっとあっているわけでございまして、直接税でどんどん取っていくのもいかなものかと、そこを間接税で補って

くという一つの考え方もあるわけでございまして、これは物の動きに対して課税されるものであり、我々が所得税で払うものとはまた少し性格が違うところもご理解をいただきたいと思うところでございます。

また加えて、消費税率10%に上げることにつきましては、社会保障制度の持続性の確保、財政の健全性を同時に達成するという目的がございます。ご承知のとおり長崎県も非常に厳しい財政下にあるわけですが、国も非常に厳しい財政の中で収入を上げていかなければならないというところがございます。

特に、社会保障と税の一体的な改革の中で、10%に上げた場合の全額を、子ども・子育て、医療、介護、年金、この財源として全て活用すると明言されているわけでございまして、それを我々は是とするところでございます。

本県において長年の構造的な課題である人口減少対策に取り組まなければならないということが眼下にあるわけでございまして、そういう一方で長崎県の財政構造は非常に脆弱で、県税をはじめとした自主財源に乏しいところは周知のことと存じます。今後さらに増加が見込まれる社会保障関係費に対する財源として、本県としても消費税による補填をしていただきたいというところがあります。

そういうことを考え合わせると、今般の「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出につきましては、反対の意見を申し上げざるを得ないところでございまして、この請願書に対する反対の意見とさせていただきたいと存じます。

【大場委員長】 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに討論がないようですので、

これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時41分 休憩 —  
-----

— 午後 1時41分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第5号請願「国に対し『消費税率10%への引上げ中止を求める意見書』の提出を求める請願書」を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者なし）

【大場委員長】 起立少数。

よって、第5号請願は不採択とすべきものと決定をされました。

以上で請願の審査を終了いたします。

しばらく休憩をいたします。

-----  
— 午後 1時42分 休憩 —  
-----

— 午後 1時43分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会の審査方法について、あらかじめご了承いただきたいと思いますが、そのため、委員会を協議会に切り替えて進行したいと考えておりますが、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時44分 休憩 —  
-----

— 午後 1時44分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、議案外審査に戻ります。

【橋村委員】 総務部長なり、どなたかに答弁をお願いしたいと思います。

今年度から新たに統轄監というポジションを設けられ、総務省から招聘しているわけですが、その処遇というか位置づけが私はよく理解できないでおるわけです。特別職ならいざ知らずだけれども、統轄監と部長を統括するような立場にあらうかと思うんですけれど、議会に出席をしない。なにゆえに出席ができないのか、あるいは、する必要はないのか、どういう認識をお持ちなのか、まずもってそこを尋ねたいと思っております。

私自身とすれば、せっかく本省から招聘した有能な人材に対し、長崎県の課題である人口減少対策に真っ向から取り組んでもらうということで新たな組織、統轄監を補佐する意味で補佐官までつけて体制強化をしているわけです。そういう組織を強化して位置づけた統轄監であるにもかかわらず、議会とのコンタクトがないというのはいかがなものか。

人口減少対策、あらゆる行政対応を図る上においては、議会議員のやり取り等も十分踏まえて対応した方が、よりいいのではないかという個人的な考え方を私は持っているので、そこら辺がどういう位置づけで、どういう考えで、委員会に出席しても構わないにもかかわらず、それを通常の場合は出席をしないと。

むろん議会として要請があれば、副知事であろうと知事であろうと応じなければならない、言うまでもないことだけれども。

通常の委員会においても、少なくとも総務委員会なり、企画振興部の人口減少対策等、あるいは離島対策に取り組む分野を管轄する委員会に出席して当然だと思っているけれども、そこら辺に出席していない理由についてお伺いでき

ればと思います。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま橋村委員から、統轄監の役割、それから議会、特に委員会への対応ということでご質問がございました。統轄監の役割について、改めて私からご説明をさせていただきたいと思います。

統轄監の役割につきましても、人口減少をはじめとした分野横断的な行政課題に的確に対応するために、知事、副知事のトップマネジメントを補佐し、特に重要な施策等について、部長及び局長を統轄していくと。そこで関係職員等を指揮しまして、その推進を図ることが役割になっております。

そういった役割の中で、まず組織の置き方ということではなくて、あくまでも役職として全体をみかじめするような立場ということで、スタッフ職的な形で置かせていただいているところでございます。役割につきましては以上のとおりでございます。

その上で議会对応についてでございます。統轄監は、先ほど申し上げましたように知事、副知事を補佐しながら、特に重要な施策、今は人口減少対策ということになってまいりますが、こういったこと等に対しまして各部局を横断的に見ながら取組を促していくということになります。

個々の施策につきましては、各所管の部局におきまして、事業化するとか、予算化するとかという取組を進めてまいります。私どもとしましては、ご指摘等ございましたが、委員会等の審議も、基本的にはそういう施策等に反映されてくるものでございますので、委員会に出席する各部局の対応とさせていただいたところでございます。

橋村委員からもご説明ありましたし、前回の

定例会の時にもありましたけれども、委員会としまして統轄監に答弁を求めたいということでありましたらば、県議会の委員会条例第19条の規定に基づきまして出席は可能ということになっておりますので、必要に応じて委員会への出席というふうにさせていただきたいと考えております。

【橋村委員】今の説明については十分理解できるんですよ。より実効性を上げるためにと、組織には入っていないスタッフなんだと、それはどういう位置づけでも構わないんです。

しかし、本当に県民の意思なり、そういう状況を把握する上において議会の意見は尊重すべきではないのか。議会の意見なんぞ、もう参考にする必要もないんだと言われれば、それでいいですよ。本当の行政成果を得るために、ただ補佐としての役割なんだということで、内部的なもので十分その責任を果たせると言われれば、それで結構。

されど、本当に本腰を入れて、総力を結集して県の課題に取り組むということであるならば、総力を結集するためには、あらゆる機会をつかんで、そしてまた情報収集をしながら、統轄監として補佐をやっていくべきだという意見を持っているんです。そういう観点から、再度答弁を求めます。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま橋村委員から、さらなるご指摘がございました。

まず、総論としまして、橋村委員がおっしゃるのは、まさしく私も同感でございますし、統轄監及び統轄監グループとしまして、県の大きな施策である人口減少対策を進めるに当たりましては、県議会をはじめ県民の皆様含めまして、いろいろな意見を収集していくことは非常に重要であろうと考えております。



その上で、その収集の仕方ということになってまいりますけれども、県議会の中では一般質問等がございまして、そこで参加をさせていただいている。それでもなおというところもいろいろあるかと思えます。各委員会の中での事業、施策に対する議会からのご意見は当然尊重すべきこととございますので、そういった意見につきましては、各委員会所属の部局から、情報を密にしながらご報告等もさせていただいておりますし、そういうことで現在は対応させていただいております。

今後、さまざまな場面でいろんなご意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っておりますが、今のところはそういうことで進めさせていただいているところでございます。

【橋村委員】あなたの答弁することは十分私も理解できるんですよ。そうとしか答弁できないんだから。

されど、どういう立場にあらうと、県民の意向、意見を十分に聞きながら、そしてまた斟酌しながら行政課題に取り組み、解決策を模索していくという手法をとるべきだと思っておりますので、あらゆる機会に、議会からの要請がないにもかかわらず、むしろ議会という絶好のチャンスと、なぜゆえに自主的に参加をするというような意気込みがないのかということなんですよ。

それとも知事が、行く必要はないととめているのかと思わざるを得ない。十分に出席できる権限と言うたらおかしいけれど、排除をする理由が我々もない。県議会の本会議において、今までは部長が答弁席に座るけれども、部長補佐役として、より専門性のために政策監までも答弁の対象とすると、知事は制度的にもそういう配慮を示したではないか。だとするならば、委員会対応にしても、今までにない、より積極的

に、県民の代表である議員の一言ひとことを。

情報は全部わかりますよと言えばそれまでよ。しかし、生の声で、どういうやりとりをされているか、そこを十分、体をもって聞き取る、聞き入れていくと、それをまた政策に活かしていくと、その姿勢こそが求められるものだと思っております。

したがって、今後検討するという事ならば一刻も早く。いつまでも統轄監がおるわけでもない。せつかく来ている統轄監の能力を発揮していただくためにも、制度的にも当然として必要な委員会には出席依頼をし、出席をするというようなことで対応していただきたいと思っております。

総務部長からも、少し見解をお伺いしておきたいと思っております。

【古川総務部長】統轄監につきましては、今、新行政推進室長からご答弁申し上げたところでございますが、大きな役割として人口減少対策と。この課題につきましては、まさに全庁的に取り組むべき課題、最重要課題でございます。各部長を掌握して事業を進めていくということで、統轄監は横串を刺す意味の役割を持っております。そういうふうな役割であるものから、県政全般に関わる一般質問、本会議につきましては出席をさせていただいております。

各委員会でありますと、要は関係ある委員会は全てになるろうかと思っております。そういう立場ということも考え、今の形で、出席を本会議で、お求めがあれば委員会にも出席という形で対応させていただいております。

また、委員会における人口減少に絡む課題等のご議論につきましては、しっかりと統轄監につないでいくよう報告も上げつつ、事業、施策

を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【橋村委員】せっかく今までにない統轄監という制度をつくっているんだから、その成果をより発揮できるためには、あらゆる手段、あらゆる機会を捉えて取り組んでいく必要があるかと思っている。

この委員会に仮に出席したならば、いろんな質問、議論もあるだろうと。彼は、中央官庁からの視点と、あるいは四国の方にも赴任しておったとか、いろんな体験も持っているはずだから、大所高所から議論も可能だと思う。

あなたたちの今のやり方は、受け身の立場なんだ。この問題、人口減少対策に対して最大の課題として取り組もうとするならば、あらゆる手段を駆使してやっていくべきだ。単に受け身で、情報だけを仕入れて、それを解析して、内輪でこうするというのではなく、もっともっと外に積極的にポジティブに取り組んでいく必要がある。そういうアクションを示してほしいという思いがあるから、あえて申し上げたんです。今のままでは、内部的にこうしている、どこにどうしているんだろうか、何をしているんだろうか、陰でこそこそと、そんな感じ、イメージしかないんですよ。

せっかくの有能な陣容を、スタッフを揃えているじゃないですか。それならばもっとオープンに、こういう機会に積極的に出向いて、意見を交換しながら情報を収集して、より効果的な成果を上げるように努めていくべきだという思いです。

これ以上、答弁は難しいと思うので、知事にぜひ。私も会って話そうと思っているけれど、あえてこの機会に提案を申し上げて、この件については質問を終わります。

あともう一つです。私は、もう長いこと県庁にずっと通っておりますけれども、途中から、県庁職員同士のコミュニケーション、あるいは連携が弱体化してきたんじゃないか。平成10年ぐらいまでは、退庁後は何人かのグループで、どこかに向かって集団で、いろんなグループと出会いをしておった。

俗な話だけれど、仲間と飲みに行かずに帰る職員は、付き合いが悪いか、誘いも受けられないような職員なんだと、孤独な人なんだという見方をしておった。

だから、昼間の仕事と同時に、併せ夜間に時間外でいろんなコミュニケーションを図って議論を深め、情報交換をしながら、より高い目標に向かって努力をしておった。

そういう効果が非常に高かったと思うけれど、一時期から、飲むことが悪かのごとく。あるいは官官接待みたいなものが批判を受けたこともありましたが、何か「糞に懲りて膾を吹く」ような感じが否めないわけです。今ごろは、飲みに行くやつはおかしいやつだというような烙印を押されるんじゃないかと、そんな風潮が漂っているんじゃないかとさえも思う。

しかし、私がいろいろ誘うと、「また誘ってください」というようなリクエストも受けるんですよ。それぐらいに、ある意味では情報交換の場を潜在的には求めていると私は思っているんです。

そういうことも含めて、県庁舎建設に当たっては、職員が勤務後、勤務時間外にコミュニケーションが図れるような喫茶室でも、あるいは缶ビールでも飲みかわすような場所をつくったらどうかというような提言を内々でしておったけれど、結果的には全く無視されたということ非常に残念な思いをしております。

農林省にも、20年前までは頻繁に、月に2～3回は通っておったけれども、あるフロアには喫茶室があつてみたり、あるいはソフトドリンク、ビールぐらゐは飲めるような場所もあつた。飲むことを全て公共施設で排除してしまうというのはいかなものかと思つておつた。

県美術館に行ったら、2階のフロアにビールも置いてあつた。いいことだと私は思った。

余談になりますけれども、若い職員、市町村職員と一緒に10数名で、私が団長でヨーロッパの数カ国を視察して回つた。オランダの市を訪ねた時に、昼間、まさにこういう会場でだつたけれども、市長さんから「何かお飲み物は」と言われて、ジュースだ云々と。そして「ビールもいかがですか」と、全く昼間のお茶の接待の中でビールも勧められたんですよ。まさに、通常のお茶がわりなんですよ。

パリに行った時に、皆さんたちは驚かれるでしょうけれど、昼間からネクタイをしたジェントルマンがワインを飲んでますよと、ワインを一切禁止したら暴動が起きますよとさえも言われたんです。飯を食う時のお茶代わりというような感じで。

それは習慣の違いもあるけれど、だからといって必ずやアルコールを何か最大の悪者だというよな。むしろタバコのほうが悪い、私にとっては、と思うんだけど。そういうふうにとにかくアレルギー的にアルコール飲料を排除してしまうのはいかなものかと思つているんです。

そういう意味からすれば、庁舎の中だつて缶ビールぐらゐ飲めるようなコーナーをつくらうかと思うわけですが、その点について意見があれば、管財課長なり、どこかで答えてくれれば。人事課でも結構。

**【大安人事課長】** 人事課からは、職員のコミュニケーションの観点からお答えをさせていただきたいと思うんですが。

今、ご指摘がありましたとおり、職員の中でいろんな形でコミュニケーションを図っていくことは、県政をうまく進めていく、また成果を出していくためにも必要なことだというふうに思つております。

今回、夏場に、いわゆる夕活というふうなことを取り組む中の一つとして、時間外において県庁のことをもっとよく知ろうということで、いろんな各部から、例えば取締船のことは、ほかの部は知らないで、来てもらつて、その内部を見てもらうとかですね。IRのこととか、いろんな各方面のことを勉強会ということで、職員を集めて参加していただいて5回ほど開催しました。そういうふうなことの中では、最後には職員同士の懇親会も開催しております。

時間外においてのそういう取組、また、時間外ばかりではなくて時間内におきましても、いろんなミーティングを重ねていく中で共有の認識をもって仕事に成果を出していくことは、ぜひ、ますます力を入れてやっていかなきゃいけないというふうに思つておりますので、今、委員ご指摘のことも含めて、今後ともそういうふうな形のことは取組を進めていきたいと思つております。

**【赤尾管財課長】** 庁舎内での飲酒につきましては、全面的に禁止をしているという状況ではございません。

食堂につきましては、公募の時にアルコールは出さないという条件で公募しておりますので、食堂では買って飲むということはできないようになっております。

ただ、食堂のホール等につきましては9時ま

であっていますので、その間の飲食等については、持ち込みという形になりますが、もちろん節度ある飲酒、そういう活用については特に問題ないというふうに考えております。

【橋村委員】 今、管財課長の答弁を聞いて、ほっとしました。

私は、東京事務所に行った時に、あのフロアは非常に眺望もいいし、あそこのフロアを利用して、長崎県に出向して本省に復帰された人たちとのコミュニケーションを定期的にやったらどうかと提案したこともあるんですよ。あらゆる機会に、あらゆる施設を有効活用するということが必要ではないのか。

したがって、どこと特定しなくても結構。できれば食堂の一角をそのコーナーとして開放するんだと、それはもう自由にお使いくださいと職員にアピールしてくれれば、喜んで活用するんじゃないかと思うんです。何も飲み放題に酔っぱらうまでということじゃなくて、コーヒー代わりに、少しでもアルコールが入るとリラックスして冗談も出てくるし、頭を軟弱にして会話をすると。べろべろに酔っぱらってしまうというようなことは、とてもするはずもないし、理性ある、節度ある対応で臨むであろうと思うので、ぜひ、そういうことを人事課長も職員に対して、職員同士の交流、意見交換を、時間外といえども9時までの間は自由に使えるんだから、活用して意見交換をやってチームワークを強化し、県政の課題に取り組んでほしいというように促してもらいたいと思うんです。

あまり言うのはどうかと思ったんだけど、県警の話なんです。県警のある方が、県警の食堂でオードブルをつくってもらおうと、そしてビールとかを準備さえしておけば飲めると言われたんですよ。へえー、すごいことをやっ

てるねと、これはぜひ委員会で提言せにゃいかんという思いで、あえて発言したんですよ。

何ら悪びれることもない、県民に。堂々とやっていますよ。一定限度で節度ある、課長と係員とのコミュニケーションを図ることもあってしかるべきだと思っておるので、どうか今日は皆さんたち、管財課長がそう答えたんだから、ローテーションで総務部あたりの各課でミーティングをやる、たまには俺たちも入れると、会費制で。（笑声）大体1,000円か2,000円ぐらいでできるというようなこともあるし、本当に2,000円でコミュニケーションができれば。

どうせどこかで飲み会、あるいは家に帰ってというようなこともある。それより、何となくリッチな気分で帰れるじゃないの。ムカついて帰るより、リフレッシュして帰った方が家庭の円満にもつながっていく。（笑声）

まさに私はそう思っておったんだよ。職場でいろんなトラブルもあったりする。だから私は、役場の時、5時過ぎになったら、「おい」と言って金を出して、そうやってやりよった。昼間にトラブルがあつたとしても、仕事を家には持って帰らせないという思いがあつたんですよ。

仕事で気分がすぐれないままに帰ってしまうと、家庭で「お父さん、何かあつたの、不愉快なことがあつたんじゃないですか」と子どもたちも心配する。だから、すぱっと一杯飲んで帰る。歌でも歌ってと。「お父さん、よっぽどうれしいことがあつたばいな」と思えば、「お父さん、おはようございます」「お父さん、行ってらっしゃい。また飲んできなさいよ」ぐらいな感じで、小遣いも渡すかもしれない。（笑声）

そういうふうな雰囲気づくりをやって県政に取り組んでほしいと、これは冗談なしに本気で思っているんですよ。職員が総力を結集するか、

8割で仕事をとどめておくかというのは相当な違いが出てくると。だから、100%、120%も能力を発揮し、チームワークでチャレンジして総合力を発揮して業績を残していくと、そういうことをぜひ求めていってほしいということを申し上げて、もう要らぬことは言うまい。部長の答弁もそこそこだと思いますので、答弁は。

管財課長、ぜひ、利用の促進をPRしてください。

【赤尾管財課長】先ほども言いましたように、全面的に禁止しているわけではございませんので、それは節度ある飲み方で対応していただければいいのかなというふうに思っております。

【吉村(洋)委員】楽しい話の後に、楽しいまま終わりたかったんですが、1点だけ、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど小林委員から、長崎県の財政は厳しいと、基金を取り崩さずに予算を組むことを目指さなければいけないというお話もありました。当然その方向性も否定はしないですが、私個人的には、基金を取り崩してでも予算を組んでほしいという思いもあるわけです。

先ほどからちょっとあって、資料として出せるのか、出せないのか、わからんですが、上積み補助のカットということが先般より出ているんですが、それをカットされると、その事業によって頑張っただけで所得を上げようとしている方々の意気込みが消沈してしまうということも考えられるわけでございます。その延長線上には何があるかということ、県民所得が向上しないということになるわけです。

これは、鶏と卵の話で、最初に絞るとどうなっていくのかと。そこを効果的に財政出動することによって、県の産業を発展させて所得を向上させることにもつながっていくんじゃないか

と私は考えるわけです。

せっかく資料が出ておりますので、まち・ひと・しごと総合戦略のところを見て、個人的になかなかよくわかりづらい。クラウドサービス、オープンデータの活用、電子県庁システムライセンス、この3つが何回も出てくるんですが、これは一体、中身はどういうものか。

それから、電子県庁システムライセンスの活用については、市場流通化したシステム数が4システムと実績値で上がっているんですが、解説文書の中に、「利用許諾を行ったうち平成29年度に1団体が利用開始となっているため延べ4システム。今後は電子県庁システムライセンスの拡販活動と併せて市町や地場企業等のニーズ等を踏まえ、提供可能なシステムの拡充及びシステム改修等に取り組む」とあるわけです。拡販活動ということは販売を拡大するというふうにとられるんです。こういうのが金を稼ぐことにつながっていくのかなと思うんです、この文章を見る限り。これがどれぐらいの効果が出るのかなと。

それと、これは長崎県がやりよるわけですが、全国47都道府県でどれぐらいがこういう取組をやって、その中で長崎県の位置づけはどれぐらいにあるのかなと疑問に感じるわけですが、そこら辺を取りまとめてお答えをいただければありがたいと思います。

【山崎情報政策課長】まず、自治体クラウドサービスの関係です。これは、本県が開発、運用しております電子申請システムとか公共施設予約システムなどについて、インターネットを経由しましてクラウド方式でサービスを提供しているもので、県内市町はもとより他県の自治体にも利用いただいております。

基本的に利用料金は、1システム住民一人当

たり年間10円で平成29年度の実績で申しますと17団体、うち県内が5団体、県外が12団体でご利用いただいております、合計の利用収入といたしまして1,487万円をいただいております。

次に、オープンデータ等を利用して開発されたアプリケーションにつきましては、いろんなオープンデータを活用して、大学・民間等と協働しいろんなアプリケーションをつくっております、県民サービスの向上やビジネスモデルにつなげていけないかと、そういう研究段階のアプリケーションの開発数でございます。

3つ目の電子県庁システムライセンスを活用した市場流通化のシステム数につきましては、同じように県が開発して、県が著作権を持っているシステムが105程あるんですけれども、その利用料をいただくことで、地元のIT企業者などが商用利用できる環境をつくったものがございます。実績としましては、平成29年度までに延べで4システム。

これは、民間の企業が営業活動をして、そのほかの団体に提供して売り上げた売上額のうち、県のライセンス分に係る部分を一定計算させていただくものでございまして、今現在、具体的にシステム開発して売上が発生したものが一つだけありまして、それに伴う県への利用料が4万1,000円。額は小さくなりますけれども、収入を得ているところでございます。

全国を取組については、特段、調べてはいないんですけれども、県独自でシステムを開発した場合に、こういったライセンスを県独自で持つことができるものですから、そこら辺を自由に企業さんも使ってくださいと。そのシステムをよその団体が使う時に、ご利用くださいと、そのかわり一定の利用料をくださいと、そうい

った環境でつくったものでございます。

【吉村(洋)委員】 その説明で、わかりましたと言うのもつらいんですけど。

17団体のうち県内は5団体で、12は県外という説明でした。長崎県自治体クラウドサービスという字面だけ見ると、県内の自治体に対してサービスを行う目的でつくられたんじゃないかと思うんですが、12の団体が県外である。長崎県は、こういう取組の先進地で、県外に大いに利用されているんだというふうに受け取っていいのかなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

【山崎情報政策課長】 おっしゃるとおりでして、平成27年度に全市町村に長崎県自治体クラウドサービスのパンフレットを送付いたしまして、いろんなところから使ってみたいというお話を受けております。具体的には、栃木県とか新潟県、長野県、愛媛県、佐賀県の中のそれぞれの団体からご利用いただいております、ロコミでさらにまたご利用が広がっているような状況でございます。

【吉村(洋)委員】 そういうのを聞けば、何か光が見えてくるような期待もするんですけど、電子県庁システムライセンスを活用した市場流通システム数、実績値が4ですね。このうち1つが使われて4万1,000円となるのかなと思いますけど、その推進事業費が3億8,800万円、これまでかかっているのかなと見られるんですが、それでいいのですか。平成29年度決算額、3億8,800万円と説明欄に載っているんですが、とりあえず確認させてください。

【山崎情報政策課長】 電子県庁推進事業費というのは、電子県庁システムの全般にかかる費用でして、これにかかる分ではございません。

【吉村(洋)委員】 そうであれば、開発にどれぐ

らの費用がかかったかということも、後もってお知らせいただければありがたいんですけど。

こういうのを見ていると、厳しいのはわかります。できれば、理想的には基金は取り崩さずに予算を組むのは非常に大事なことだろうと思います。

それならば、全国47都道府県を見て、基金を取り崩さずに予算を組んでいる自治体、都道府県は幾つぐらいあるのかなと思いますが、調べておられますか。

【古謝財政課長】 基金を取り崩している団体、積み増している団体、それぞれの数は今、手元にはないんですけども、昨年度、国で議論になったこととしては、自治体の方がどっちかというと基金を積み増しているという状況は問題なんじゃないかということが議論されておまして、九州各県を見ましても、長崎県はまさに基金を取り崩しながらの財政運営を続けてきて、徐々に減ってきているんですけども、ほかの県を見ますと、横ばいか少し積み増しているような団体が多いという状況でございまして、そういう状況を踏まえますと、いよいよ基金の取り崩しを続けながらの財政運営というのは、かなり厳しくなっているというふうに理解をしておりますので、今後はそれに頼らないような構造にしていく必要があると考えております。

【吉村(洋)委員】 わかりました。

47都道府県と聞いてそういう答えですが、市町村は平成の合併で合併特例債なり何なりで基金を積んでおりますから、それを国で、地方自治体は基金がどんどん増えて内部留保がたくさんあるじゃないかという話になっているのはよくわかるんですよ。

でも、県は合併しておりませんから、そういう恩恵にはあずかっておらんわけです。だから、

47都道府県はあまり変わらない財政状況なんじゃないかなと、東京とか大阪は別にしてですね。地理的とかいろんな条件があるんですけど、どこの県も、基金を取り崩さずにきちっとやっているところは、そう多くはないんじゃないかなと私個人的には考えるわけです。

ですから、崩せというわけではないんですけども、先ほど出たような見直しの中で一律10%カットとか、事業の選択と集中というものもあるんですけども、やっぱり必要なものはちゃんとやらしてもらわないといかんと。いろんな産業を下支えしている県民の皆さんのやる気が損なわれるようなことになっては、身もふたもないわけですよ。ですから、そこら辺は慎重にですね。

特に国の補助金の上乗せ補助も、一旦これは全部ゼロでやって見直しをかけますと。見直しをする作業自体はいいですけど、それでゼロにしてしまうというのは、いかななものかと思うわけです。

電子県庁システムライセンスの拡販活動という言葉が引っかけたものですから、こういうもので県も大いに稼ぐ部分を何か見つけて、いわゆる自主財源の比率を上げる努力をしながら、なるべくカットをせんでいいように頑張ってもらいたいという思いで、エールを送っているつもりですが、総務部長、どうですかね、そこら辺、最後にまとめていただけないですか。

【古謝財政課長】 先ほど、手元にないと言ったんですけども、九州各県、沖縄県以外の7県のうち、10年前の平成20年と比較して財源調整のための基金が減っているのは、長崎県とあと1県のみでございまして、あと1県も、その取り崩し額は4億円と、10年前との差額はですね。

本県でいうと、そこが200億円を超えているというような状況でございます。

ただいまの質問につきましては、おっしゃるとおり、なるべくさまざまな事業活動に影響がないようにしていくというのは当然大切でございますので、そこは各部とも協議しながら、例えば、継ぎ足しの補助がなくてもコスト削減策をしっかりと周知して、こちらからも提案しながら収支に影響が出ないような形にするということも考えておりますし、一方では、先ほど情報政策課とのやり取りがあったように、収入を引き上げていくことも当然大事だと思っておりますので、そこは各課にも、そういったものはどんどん提案してほしいと、その分、予算上も多少配慮しますよというようなことは言っておりますので、しっかりと歳入の方を引き上げつつ、歳出も適正化を図っていくことが重要ではなからうかと考えております。

【吉村(洋)委員】 部長というのに答えるけんが、もう一回質問せんば。

今の財政課長の説明もよくわかります。九州の中での資料、見つけんでよか時は見つけたです。それが実情ですから、それはそれとして受け止めながらも、さっきから言うように、収入を得ることができる技術とか、開発したシステムとかがこうやって実際に収入につながっていると、先ほど出ておった手数料の見直しとか、そういうのも考えながら、やっぱりバランスです。朝三暮四というじゃないですか。朝は3で我慢してよ、夕方は4つに増やすけんというようなごまかしはいかんですけれども、「手数料とか何かを少し上げさせてくれんですか。そのかわり、こういう事業補助とか制度については、なるべく皆さんの声を反映させるように頑張っていきますから」と、その一言が県民の皆

さんのやる気につながっていくと私などは思うわけですよ。

そういうことについて、最後に部長の考え方をお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

【古川総務部長】 ただいま財政課長がご答弁申し上げましたように、これまでの最大の基金が平成16年度で601億円あったものが、今はもう決算後で200億円台と2分の1以下にまで落ち込んでいるという状況であります。基金を取り崩すといっても、限りがある状況が見えてきている中で、これまでのような予算を組んでいては、もう財政破たんというような形にならざるを得ない中で、しっかりとその部分は見直しをしていかないといけないということで取り組ませていただいております。今、委員からお話ございましたように、一つは収入を最大限確保するような努力をする。歳出については、しっかりと効率的、効果的な事業を選択と集中の中でやっていくということだろうというふうに考えております。

一方で、県民所得向上対策も私どもが掲げている課題でございますので、しかも県内活性化が税源涵養にも一方ではつながるということもございます。そういうのもしっかりと考えながら、予算計上の部分で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

予算計上は、今申し上げました事業をしっかりと、効率性とかを踏まえながら、選択と集中の中で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】 先ほどから財政問題についての議論があつていますから、私は、少し具体的に申し上げたいことがございますので、時



間を節約しながら申し上げたいと思います。

まず、中期財政見通しです。全体的にどうだ、こうだということを申し上げると長くなりますから、意見だけ申し上げておきます。

この中でいろんな取組をしていくという考え方を示してあります。今までもいろんな意見が出てきていますがね。義務的経費の人件費のところ、こういう書き方になっているんです。

「職員給与費は、ベア率ゼロとし」云々と、そして「給与制度の見直し、職員数の減少を勘案して試算」とあります。

以前確かめたところでは、ベアの問題について言えば、先ほど私からも言いましたように人事委員会の勧告、あるいは国における人事院の勧告との関係ですね。そういうものがあれば当然それは重視するという立場をおとりになっていますから、多くを申し上げませんが、「職員給与費はベア率ゼロとし」という書き方になると、職員のやる気といいますか、意欲といいますか、そういうこととの関係がやっぱりあるのではないかということでもありますから、私は、配慮をしていただきたいというふうに思っています。

質問の具体的なものの一つは、平成29年度の財務書類の作成というものが出てきて、ずっと従来から課題になっておりましたね。問題が幾つかあったと思いますが、平成27年1月の大臣通知があって、今、処理の作成をやったんだという報告があって、私も手元に資料をいただいております。

その中で固定資産税台帳の整備、これは担当がどこになっているかわかりませんが、もうほとんど完成をしてしまったんですか。以前の話の中では、なかなかどうだと。今までの台帳整備のやり方では、政府の通知には合致し

ない部分があるということで、整備をしていくんだというのがあって一定の期間がかかるという話もありましたが、結果的に言って、後の方に、こういう諸法をつくった前提の中には、固定資産税台帳の整備を前提としていると、こういう書き方がしてありますから、そこら辺について確認をさせてください。

【古謝財政課長】 まず、中期財政見通しの表現につきましては、9月定例会でも申し上げましたけれども、あくまで試算方法を前提ということで書いてあるもので、ベア率ゼロにしますよということではないんですけれども、その表現方法については工夫をさせていただきたいと思います。

それから、財務書類の方でございますが、総務省通知を受けまして、平成28年度の分から作成をしておりますので、固定資産台帳につきましても、平成28年度の期末ですので、平成29年3月31日現在の分からしっかりと作成をして、公表をしているところでございます。

【吉村(庄)副委員長】 固定資産台帳のところですけど、これは取得もあるし、それから減価償却も当然ね、ここに書いてある、取得、新しい取得、年度で。そういうものをずっと整理して、それから減価償却費も含めて整理がずっと続いているということで、現在はもう固定資産台帳は整備をされているという認識でよろしいんですね。

【古謝財政課長】 有形固定資産台帳をしっかりと整備をしているということでございます。

【吉村(庄)副委員長】 次に、平成31年度長崎県予算編成方針及び平成31年度当初予算要求概要のところ、今までの議論があったところとちょっと関係があるんですけれども、特に私は、以前も普通建設の単独事業費の推移について非

常に関心を持っておりまして。

といいますのは、地元自治体のいろんな事業について、いろいろ課題があると認識をしておりましたが、ずっと以前の委員会でも指摘をさせていただきましたし、土木部にも問題提起をさせていただいて、9月定例会では、急傾斜崩壊防止事業並びに、その種の事業等について一定の財源確保をですね。これは財源整理、災害予防の方をお使いになったかどうかはわかりませんが、一定の財源措置をしていただいて、9月議会では事業費では1億1,000万円、予算ではその半分が県の出し分となりますから、5,500万円を補正でさせていただいたと。これは、補正ではそういう取扱いが非常に難しかったところを、各自治体の状況に応じて頑張っていたということ、私はお礼を申し上げたいんですが。

今後の問題として、今言いました急傾斜崩壊防止事業で、佐世保では実は37件ぐらい持っておりますですね。申請から、書類を全部整理して、地権者などもね、平均9年前後かかっているという状況です。遅いのは10年、早くても7年ぐらいという状況です。ずっときております。

この中で、国土交通省の基準の見直しで少し枠が、受益者等について出てきたところもございますし、最近、自然災害の非常に大きなものがあつた中で、避難の関係、道路との関係で若干、いろんな動きがあつておりますが、それはそれとして、市の事業、県の事業に採択する取組をしていただかなくちゃいかんのですけれどもね。

平成31年度の要求概要で、普通建設単独事業は「九州各県と比較した水準見直し」と、こういうふうに書いてあるんです。長崎県と他県との状況は、山岳が多いとか過疎地が多いとか、

あるいは耕作放棄地が斜面につながっているとか、こういう問題を含めていろいろ事情があると思いますが、私は各市全部を把握はしていませんけれども、佐世保市はそういう状況で、申請をして地権者の書類をつくり上げて平均して9年かかっているという状況は、大きな自然災害があれば、仮に仮設防護柵をつくってあつても大変なことになる。やっぱり市民・県民の生命、安全に関わりがある中で、各県と比較した水準見直しは結構ですけれども、そういう命に関わるところについてははっきり頑張っていたが必要があるんじゃないかと思っておりますから、ぜひご奮闘をお願いしたいんですけれども、ここについての考え方はどういうふうに進められているのか、平成31年度に向けて。

【古謝財政課長】普通建設単独事業についてでございますが、先ほど、九州の中で本県が特に基金を取り崩しているというお話を差し上げましたけれども、その分析の中で普通建設単独事業の水準が高いんじゃないかというような分析結果がございましたので、シーリング自体は、特にそれにこだわらず全体的にきつくかけているんですけれども、普通建設単独事業については水準化の見直しをこれまでも図ってきたところでございます。

ただ、委員おっしゃいますとおり、命に関わるような事業は非常に重要だということもございますので、来年度の予算編成方針においては、普通建設単独事業全体では10%の削減を求めているところではございますが、ただし、自然災害防止事業債を充当可能な事業については、この枠にとらわれず所要額の要求を可能ということにしておりまして、急傾斜地崩壊対策事業とか砂防、地滑りとか、そういった災害を防止するための起債が当たるような事業については、

しっかり要求していただいて、一定額を計上したいというふうに考えております。

【吉村(庄)副委員長】今、お伺いしましたように、中期財政見通しの中でも枠内普通建設単独事業のところについては90%以内という全体的なものがあるが、しかし、②のところ、今おっしゃった自然災害防止事業債を充当可能な事業という取扱いをしていただく方針も、命に関わるような部分についてはあるということですから、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

それから、平成31年度の要求概要のところ、先ほど話が出ました、全庁的な問題として「県単独継足し補助金の見直し」と。先ほど吉村(洋)委員からもありましたが、こういうところについて継足しの廃止、補助率等の見直しと、これだけではですね。全体的なバランスのこともお話が出ましたが、ここだけに焦点を当てて言うわけではございませんから、全体的な財政運営は当然あると思いますけれども、やっぱり必要なものについては配慮をしていただくことについて、私も申し上げて意見とさせていただきますと思います。

【大場委員長】ほかに質問はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

-----  
— 午後 2時42分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時43分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

自由民主党・県民会議及び自由民主党より、「防災・減災対策の充実強化を求める意見書

(案)」提出の提案を受けておりますので、事務局より配付をさせていただきます。

それでは、宅島委員から意見書提出についての提案趣旨説明をお願いいたします。

【宅島委員】自由民主党・県民会議並びに自由民主党から共同で提出をさせていただきます「防災・減災対策の充実強化を求める意見書(案)」につきまして、趣旨を説明させていただきます。

近年、全国的に大規模な自然災害が頻発し、本年も平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震など甚大な被害を及ぼした自然災害が相次いで発生したことは、委員の皆様もご承知のことと存じます。

幸いにも本県では人的被害は出ておりませんが、7月豪雨では、初めて大雨特別警報が発令され、県内各地でがけ崩れや地滑りなどが発生し、県民生活に多大な影響を及ぼしました。

このような中、国では、重要インフラの緊急点検を実施し、今後3年間でインフラ整備の強化に取り組み、今年度の第2次補正予算案や来年度の当初予算に所要の経費を盛り込む方針であると伺っております。

こうした状況を踏まえ、大規模化、激甚化する自然災害から国民の生命・財産を守るためには、災害に強く安全・安心で強靱な国土づくりが肝要であると思います。

国に対し、必要な予算の確保と施策の拡大を図るよう求めるものであります。

委員皆様のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

【大場委員長】ただいま説明がありました防災・減災対策の充実強化を求める意見書案について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時46分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時46分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。  
意見書の提出について、採決を行います。  
本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ご異議なしと認めます。  
よって、防災・減災対策の充実強化を求める意見書については、提出することに決定をされました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 正副委員長にご一任をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時47分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時48分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。  
次に、改革21より、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案提出の提案を受けておりますので、ただいま文書を配付いたしております。

それでは、吉村(庄)副委員長から、意見書提出についての提案趣旨説明をお願いいたします。

【吉村(庄)副委員長】 お手元に、生活再生のところに焦点を当てた災害対策を申し上げているわけですが、先ほど自民党・県民会議、それから自民党会派からありました防災・減災対策の

充実強化、全体的な災害防止の立場のいろんなハード的なこと、それからまた国民の生命・財産を守っていくということで、結果的に言って被災されたところの問題についてもいろいろ配慮をされた意見書が出ましたけれども、私どもは、最初の生活再建に絞ってですね。非常に大きな災害がずっと続いておりますから、この趣旨で、基本的にはそう変わらないと思いますが、私どもとしては具体的なところを出しておりますから、皆さん方のご賛同を願えればと思っております。

以上で私からの提案を終わらせていただきたい。中身は、お読みになれば十分なところかと思っておりますから、よろしく申し上げます。

【大場委員長】 ただいま説明がありました、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時49分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時49分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

【吉村(洋)委員】 ただいま、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書案について、ご説明をお伺いしたところですが、この意見書案に反対の立場で意見を述べさせていただきたいと存じます。

先ほど提出されました「防災・減災対策の充実強化を求める意見書」につきましては、災害が発生しないようにと、発生前の対策のために予算を確保していただきたいという趣旨のものでもあったわけでございまして、ただいま提出

された意見書案につきましては、発生後の被災者に対する支援ということで、多少、分けて考える必要があるのではないかと考えております。

昨今、地震、豪雨、大規模な災害が頻発していることは承知をしておりますし、それらの災害で被災された方々の生活再建に対する支援は非常に重要であるということは当然認識をしているわけでございます。

そのために被災者生活再建支援制度が創設されているわけで、これは激甚災害等の一定規模以上の自然災害が発生した場合に、都道府県が拠出している基金と国の補助により支援金を支給している制度であり、この支援制度の拡充については、これまで発生している大規模災害、例えば東日本大震災をはじめとする大きな災害において、既に現行の制度によって支援を行っている実績もあるわけでございまして、そういうところで被災された皆様方との公平性を考慮する必要があるものと考えるところでございします。

また、支援を拡充する場合において、当然のことではあります予算を伴うものでありますから、国、地方合わせての負担のあり方についての議論はまだ全然されていないわけでございまして、こういう議論の必要性もこれありと考えるところでございします。

さらにまた、大規模災害に対する支援制度は、災害援護資金をはじめとして、税金や公共料金の減免、また、中小企業者の事業再建のための支援など、各分野において支援制度が多く準備されているところでございします。これらの施策とのバランスも考慮する必要があるかと思ひます。

以上のようなことから、被災者生活再建支援制度の拡充に関しましては、時間をかけて整理

を行うべき課題が多くあるというふうに考えます。よって、現時点におきましては慎重に検討を行うべきであると考えており、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）」に対し反対の意見を申し上げて、討論を終了させていただきたいと思ひます。

【大場委員長】 ほかに討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

【大場委員長】 起立少数。

よって、「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」については、提出しないことに決定をされました。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

理事者退席のため、しばらく休憩をいたします。

-----  
— 午後 2時55分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時10分 再開 —  
-----

【大場委員長】 総務委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

株式会社五島産業汽船の航路問題について質疑を行います。

そのため、理事者の出席範囲については議題に関連する範囲とし、お手元の配席表のとおり決定したいと存じます。

それでは、委員の方からご質問をお受けいたします。

【小林委員】 まず、お時間を改めていただきま

したことに感謝をいたしたいと思います。

昨日、吉村(洋)委員から五島産業汽船について、かなりの質疑が交わされました。時間になりましたので予備日を使ってという最初の協議会の申し合わせがありましたので、その時間帯をいただきたいと思ったのでありますけれども、今日、総務部の審議が終わって少し時間がございますので、委員長のご配慮で、今日やってみないかということで、委員皆様方のご賛同をいただいて今日になったということでございます。いろいろとご迷惑をかけますが、よろしく願いたいと思います。

私は、五島産業汽船の問題を、非常に大きな問題点として重要視しております。ここには坂本(智)委員が離島の代表としていらっしゃいますけれども、離島の足をしっかり確保するということは、船であろうが、飛行機であろうが、やっぱり大事なことではないかと思えます。

10月3日号、五島産業汽船の突然の運休、これはまるで夜逃げだと、こういうような非常に大きい見出しで報道がなされております。

また、五島産業汽船の破綻はなぜ生じたのかと。あるいは新会社が1週間で誕生しました。破綻した状況から、わずか1週間で同じ名前でも新会社が設立されました。これに対して日本経済新聞は、まさに「検証なき再出航」と、日本を代表する経済新聞が大きく報道されて、これは全国的に非常に大きな話題になっていると思えます。

特に、有人国境離島法とか新たな法律がおかげさまで誕生し、これから離島に光をもっともって当てなければいけないと、こういう時期にも重なっておりますので、関心はなお一層高いのではないかと考えているところでございます。

そういうところから、調べてみれば、五島産

業汽船にかなりの公のお金が投入されているわけですね。驚きました。

この監督官庁は九州運輸局でございます、ここの許可とか認可とか、そういういろんな大事な部分については国の管轄でございますので、我々がここで、この貴重な時間をいただいて審議でき、質疑が交わされる内容は、県費は入れないけれども、リプレイス、船の建造あるいはリフレッシュ、寿命を長期化させるとか、修理とか、こういうところのお金が、まさに県が審査をし、県の了解のもとに国が、言われたとおりのお金を出すと。そういうことから、認可権は先ほども言ったように九州運輸局でありますけれども、実際、船を維持管理する、あるいは島民の足として建造したりというような大きな大きなお金を国から出すけれども、その国の交付金を出す根拠は、まさに長崎県が審査をすると。長崎県の審査がオーケーであるならば、右から左へ何の疑いもなく国の交付金をいただけると。

こういう意味から考えていきますと、これは長崎県としても非常に重要な位置づけではないかと、こういうような考え方を持つわけでございます。したがって、そういう視点から今日は幾らか質疑を交わしていただき、新会社ができたから、もうそれでよかったのではないかとというような見方もあるかもしれませんが、これだけの大きな問題でありますので、やはり私は、しっかり検証しなければならないと、二度と再びこのような問題を起こしてはならないと、こういうことを前提としてお尋ねをさせていただいてお思いますので、ひとつよろしく願いたいと思います。

それでは、真っ先にお尋ねしたいことは、今、公の金、つまり税金で五島産業汽船に総額幾ら

のお金が投入されているのか。総額で幾らの金額なのか、公のお金かと、まず、この点についてお尋ねをしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】株式会社五島産業汽船に対するリプレイス補助金、リフレッシュ補助金を合わせまして17億3,000万円を交付しております。

内訳といたしましては、リプレイス補助金が8億7,000万円、残り8億6,000万円がリフレッシュ補助金となっております。

【小林委員】ただいまの答弁でおわかりのように、17億3,000万円、（発言する者あり）

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】申し訳ございません。リプレイス補助金の8億7,000万円は、新上五島町に交付いたしております。訂正させていただきます。

【小林委員】いずれにしても、新上五島町だけれども、これが五島産業汽船に新上五島町を経由して渡っていることは間違いないと。したがって、内訳は別としましても、直接と新上五島町を経由して8億6,000万円、トータル17億3,000万円が、いわゆる公の金が五島産業汽船に投入されていると、ここに大きな大きな公金が入っているということでございます。

そこで、私はつくづく感じるわけだけれども、リフレッシュ事業、あるいは建造のリプレイスのそういう流れでありますけれども、県から資料をいただいて、この流れを見て驚くわけでありませぬ。

まず第1に、五島産業汽船の「ありかわ8号」という船がございます。この「ありかわ8号」に対してリフレッシュの補助金、これは重ねて申し上げますが、リフレッシュの補助金というのは、修繕をしたり、あるいは長寿命化させる、船が長くもてるようにというようなことに対す

る交付金であると。実は平成21年度から平成28年度まで、リフレッシュで総額2億6,100万円、県の審査を経由して五島産業汽船に出されております。

平成23年度に1億2,700万円というお金が出ています。この1億2,700万円とはなんぞやと検証してみますと、これはまさに「ありかわ8号」のエンジン換装をはじめ、まさに修理、修繕、長寿命化というようなことで1億2,700万円が投入されているわけです。ここからスタートいたしました。ところが、驚くなかれ、また平成28年度に同じような目的で1億2,500万円の補助金が五島産業汽船に投入されているわけでありませぬ。先ほどから指摘をしているように、1億2,700万円の平成23年度の公のお金、あるいは平成28年度の1億2,500万円のお金、みんな県の審査のもとにおいて国が、右から左に五島産業汽船に投入しているわけでありませぬ。

そこでお尋ねしますが、1億2,700万円を平成23年度に出しながら、しかもエンジンを取り換えて新しいものにしながら、なんで5年後の平成28年度に同じ目的のエンジン換装で1億2,500万円の交付金を、長崎県が審査してオーケーしたのか、ここの経過をお尋ねしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】先ほど、委員からのご発言がございましたけれども、リフレッシュ事業につきましては、船舶の修理・点検、それから部品の取り換え等の船舶の長寿命化に係る経費を対象としております。その中で、交換までの期間の長短ではなく、個々の部品等の状態において判断している事業でございます。

県としましては、平成28年度のエンジン換装につきましては、基本的には鯛ノ浦～長崎航路

の安定運航の観点から検証、そして必要性を判断するといったところで考えておりました。さらに、耐用年数を経過していなかったこともございましたので十分な検証があると考えまして、事業計画につきましては、リフレッシュ補助金は、補助金の適正執行を図るために、別途、新船建造のための修理・点検費用等の妥当性について審査を行う検証委員会を設けておりますので、そこの委員会に提出する前に、まずは委員長に、この案件につきましてご相談いたしまして、内容についてご了解をいただいた上で検証委員会に諮ったところでございます。

検証委員会は平成28年3月に実施いたしまして、今回のエンジン換装については慎重かつ丁寧に精査して判断すべきといったご意見がございまして、検証委員会は1回では終わらずに、追加資料も求める中で検証委員会全体としての判断をいただいております。

最終的な判断内容といたしましては、船舶における基本的なエンジンの故障が多発といったことが、この案件にはもともとございましたので、その点を十分に踏まえて、船舶の運休や海上における故障といったことが頻回に起こりますと、やはり利用者への影響が著しく大きいこととなりますので、そういったところも踏まえまして、検証委員会においてはエンジン換装が適当と認められたところでございます。

県におきましても、この検証結果を踏まえまして、平成28年度のエンジン換装により安定・安全運航が確保され、長崎～鯛ノ浦航路の安定維持につながると判断したところでございます。

【小林委員】 聞かんところまで、どんどんあなたは答弁しよるわけたい。事前にそこら辺のところを私がアドバイスしておったものだから、こんな質問するよと。聞かんとこまでばんばん

言わんばいかんとたい。それはそれで構わんです。そういうところで何もやみくもにあなたに質問しているんじゃないかと、ある程度事前通告をしながら、あなたの答弁にお困りが無いように。ただ、我々が求めていることは、真実の一つであるから、実際に県の行政は間違いがなかったのかということだけにかかっているわけだから。我々は、抜き打ちにあなた方にびっくりするような質問をぶっかけて、あなた方を驚かせようと、そんないいかげんなパフォーマンスをしているわけではないので、ここのところはお理解をいただきたいと思っております。

非常に滑らかな答弁をされました。非常に上等な、滑らかな。もし私が仮に勉強していなかったり、いろんな情報を得るための努力をしていなかったら、あなたの今の答弁には「そうですか」ということで何一つお答えすることができないような、実に準備されたよい流れでありました。しかしながら、そういうふうにはいかないと思っております。

いろいろあなたが話をされましたが、平成23年度に1億2,700万円の公金を使って「ありかわ8号」がスタートしたわけですよ。「ありかわ8号」がスタートして5年後の平成28年度に1億2,500万円を出したと。わずか5年間。この5年間の状況は、あなたの方からエンジンが故障してと、べらべらしゃべるわけだよ。このエンジンの故障というのがさ。

新品の耐用年数は一体何年なのかと。耐用年数は5年ぐらいではないと思うんだよ。新品のエンジンの耐用年数は、通常、何年ぐらいが平均の耐用年数と言われているか、改めてお尋ねをします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 船舶のエンジンにつきましては、搭載される船舶の耐



用年数に従って決定をされるものでございます。今回の「ありかわ8号」につきましては軽合金製となっておりますので、耐用年数は9年となっております。

【小林委員】今、答弁がありましたように、「ありかわ8号」に平成23年度に換装された1億2,700万円のエンジンは、通常では耐用年数が9年とはっきり言われました。ところが、現実には5年間しかたっていないと。しかも故障続きということで、故障は何回あったんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】故障の回数は、合計で6回でございます。

【小林委員】だから、その辺が非常に理解しにくいところなんです。耐用年数は9年、新品ですよ。どこかから借りてきた中古じゃないんです。新品の耐用年数は9年と、大体9年以上できるそうですが、非常に厳しく見ても9年だと。それが5年もたないうちに、5年の間に6回もエンジン故障でトラブルしていると、こういうことを我々としてはどう受け止めればいいのかと。このところをしっかりと問題にせんといかんし、また、平成28年度の1億2,500万円の検証において、一体どのような話になっているのかと。

このエンジンは、一体どこ製ですか。どこから、お金を出して買ったのですか、そこはどうですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】平成23年度に購入されているエンジンにつきましては、ドイツ製のエンジンでございます。社名はMTUということになっております。

エンジン自体の発注につきましては、株式会社五島産業汽船の方で実施されております。

【小林委員】その問題点です。ドイツ製のMTUというメーカー、これはかなりの大きなメーカーだと思います。じゃ、どこから買ったの

かということ、なんと当の五島産業汽船を経由して、まさにこの人が口をきいて、どこから買ったかということは明らかになっていないけれども、少なくとも五島産業汽船の関連の会社から購入している。

本当に新品だったのかと、本当に間違いなくドイツ製の新品だったのかと。そんな新品が、ドイツのMTUという権威あるメーカーの新品のエンジンが、わずか5年間で6回も故障する。そして、5年後にまた交換しなければいけないと、こんなようなハプニング、こんな理解できないようなことが果たしてあるのかと。

ここについてはどんな検証をしましたか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】先ほどの私の説明で一部足りていないところがありましたので、補足をさせていただきます。

まず、エンジンを発注したところは株式会社五島産業汽船でございまして、これは県外のメーカーになりますけれども、直接、エンジン会社に発注をされております。

【小林委員】いずれにしても五島産業汽船が、修理とか、あるいはエンジンとか、こういうところの関連会社を、あたかも子会社に近いようなものを持っておったという調査はできているんです。だから、五島産業汽船が、どういう経緯か知らないけれども、ここに関係していることは間違いのない事実です。

そういうドイツのエンジンが、わずか5年間で6回も故障するということについての検証がどこまでできているのかと。当然のことながら、お金を出すための委員会の委員が民間から3~4名いらっしゃる。本当にその人たちの審査の中で、ここはもう間違いなく最初からオーケーだと、わずか5年ぐらいでオーケーだというようなことが本当にあったのかどうかと。

それからもう一つ、平成23年度と平成28年度にお金は出ているけれども、平成27年頃に決定を見ていると思う。平成23年度に1億2,700万円の金が出て、新しいエンジンでスタートしているにもかかわらず、実際、1億2,500万円の交付は平成28年度になっている。

実際的に五島産業汽船が、また改めてリフレッシュのお金をくれというような形で再陳情、再要望をし始めたのは、動きがあったのは、いつぐらいからですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】平成28年度のエンジン換装について、株式会社五島産業汽船からは、エンジンの故障の状況については県に報告がっておりますが、実際のところ、平成28年3月に検証委員会を開いておりますけれども、その直前の事業計画の提出の中で県の方に内容についてお知らせがっております。

【小林委員】あなたから私は承りましたら、平成23年だけでも、実際的に平成25年、平成26年、平成27年、この辺から要望が始まったと。つまり、平成23年に新しいエンジンでスタートして、3年後ぐらいには、平成28年度を目指して新たにエンジンを換装してもらいたいと、こんな動きが既に始まっているということ、ここがどうしても我々は理解ができないんです。このところを一つの大きな問題点としている。

本当に新品の、ドイツのMTUというメーカーのエンジンが非常に高性能だと、若干故障があるかもしれないとか、そんなようなことを県としては受け止めておられるようだけれども、MTUのエンジンが、これだけの金額を出して換装したものが、わずか数年で換えなければいけないぐらいの傷みを被るのか。MTUに、どうしてこういう故障が続くのかと、この検証の

委員会で、あるいは県としても、こういうところについての調査を徹底的にやりましたか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】通常であれば1回の検証委員会の中で判断をされるものでございますけれども、今回のこの案件につきましては、その検証委員会の中で判断がつかせませんで、申請者である株式会社五島産業汽船に追加の資料を求めております。その中で時間をかけて判断をして決定をされたものでございます。

【小林委員】企画監、先ほどからあなたの答弁を聞いておりますと、非常に明快にお答えをいただいております。私も非常にわかりやすく理解ができております。

しかし、正直に言って、あなたは当時、企画監の責任ある立場で離島航路の責任者であったかと言えば、あなたは違うんですよ。あなたは生きておったどうか知らんけれども、どこにおったか知らんけれども、そこにいなかったじゃないか。だから、聞こえのいい、役人らしい答弁は非常にありがたいけれども、うそっぽいかね。昨日も県庁舎の問題でもちょっとやりましたけれども、やっぱりきちんとしてもらわなきゃいかんと。

これだけの公の金ですよ。どっちかというところ、県がいいかげんに審査をして、国の公金を、ある意味では、かすめたみたいな話になったら困るんです。長崎県の権威が問題になってくるわけだよ。

本来ならば1回で決まるところを慎重に2回やったと。私の情報では、長崎県離島地域交流促進基盤強化事業費、こういうような状況の団体がありますが、この中でも問題があるということ、やっぱり2度目のお金はいかかなものかというクレームがついているような情報も聞

いております。時間がなくて、ここの議事録をいただくことはできないけれども。

新品のドイツ製の権威あるメーカーのエンジンが、わずか5年間で6回も故障し、そして、わずか3年ぐらいで次の補助金を五島産業汽船が、いろんな県議会議員とかその他を使って要請をすること自体、どうしても理解ができないんです。9年たっておるといふならいいですよ。9年たっていると、耐用年数が切れたというならわからんでもないけれども、たったそれぐらいの年数でこういうような動きをするということについては、どうしても理解ができない。

そして、県の検証において、エンジン会社ははっきりしているだろうと思うから、なんでこういう故障を起こすのか、なんでこういうトラブルが発生するのか、なんでこんな早い時期に改めて公のお金を出さなくちゃいかんのかと、こんな話をきちんと検証委員会でやったかどうか、その議事録はありますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】新船建造費等検証委員会につきましては、会社の事業計画であったり、収支であったり、そういった企業の情報を協議するという中で、スタイルとしましては、検証委員会といいますけれども、検証委員会が個別に各事業者を呼び込んでヒアリングをするという形で実施をしております。そういったスタイルをとっていることもございまして、議事録という形では残っておりませんが、会議結果ということで記録としては残っているところでございます。

【小林委員】企画監は、どうしてもそのポイントのところは逃げるわけよ。

私が聞いているのは、こういう大手メーカーの一流のところのエンジンを使っているということだから、なんでこのメーカーのエンジンが

5年間ぐらいで6回も故障したりするのかと、なんでこんな早い、想定外の交換をしなければいけないのかと。本当に問題のない新品なのか、それともなんか古いやつなのかとか、そんなことをきちんと調査して公のお金を出すということをやったかと聞いているわけですよ。

あなた、いないんだろうが、その時に。その時の当事者みたいな顔をしながら、そんな声をしながらやっているわけだよ。だから、答弁は非常に上手だけれども、うそっぽい話みたいに、つくられたようにしか見えないわけよ。真実味が伝わってこない。もっとはっきり。

このエンジンの所在は明らかになっているんだから、この故障は何かと。わずか5年ぐらいで換えなければいけない、こういう非常事態は一体何なのかと、これはエンジンに問題があったんじゃないのかと。それを5年で換えるとするならば、相当格安でとか、もっとディスカウントしてもらおうとか、普通だったらそういう商取引を我々はやるじゃないか、民間でも。こんなようなことも全くやらずに、右から左にお金をばんと出しているということ。

なんで、こういうメーカーのドイツ製のところ、しかも五島産業汽船そのものが関わっているとところだから、ちゃんと聞く手はあるじゃないか。所在がわからんということじゃないじゃないの。なんでそこまで、きちんとした調査をやらないのかということが、あなた方の怠慢、あるいはひよっとしたら何かあるのじゃないかと。誰か議員がいろいろと圧力をかけてくるから、それに負けて右から左にやってしまったというのが本音なのか、この辺はきちんとしておかないといけない。

まず、調査を、エンジンがなぜ、9年間の耐用年数の中において5年間でだめになったのか、

なんで6回も故障があっているのか、なぜこれを平成25年ぐらいから、換えてくれ、換えてくれというようなことで、新しい補助金を求めるような野口社長の動きが始まったのか、この辺の信憑性についての確に調べた経緯がありますか。

議事録もないと言っている。本当にエンジンを調べようと思えば調べることはできる。そこまでやらなければいけない。怠慢じゃないか。それはどう思いますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】リフレッシュ補助金の交付後につきましては、実際に修繕、点検、整備ができたかどうかにつきましては、年度が過ぎまして、もう1回、実際のコストと実施内容については突合いたしております。

それから、平成23年度に外されたエンジンにつきましては、年に1回程度、県の職員の方で現地に確認しております、実際の状況については確認しているところでございます。

【小林委員】確認しているけれども、実際的に耐用年数を大幅に下回っているし、あるいは故障続きだという根幹のところを、誰か調査をしたとか、いろいろ聞きに行ったかと。

じゃ、聞きに行った会社はちゃんとわかっているわけですね、それなら。さっきは五島産業汽船だけの名前を言っていたけれども、どこのエンジンを買ったのかとかというようなこと。今あなたの話では、調査に行ったと言うんだから、どこですか。調査に行ったわけだから、どこですか、それは。

【大場委員長】しばらく休憩します。

-----  
— 午後 3時41分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時43分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開します。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 当時の検証におきましては、新船建造委員会の中では、事業所から提出される書類を中心に確認をしております、委員がおっしゃるように実際の販売元まで確認をとったという事実は、この場では確認できません。

【小林委員】 企画監、それが本当だと思うんです。あなたはその時の立場の人じゃないから、前任者の誰の時代か知らんけれども、あなたもそのところは擁護せんばいかん立場だろうけれども、そんなことは誰も責任を追及しようとは思っていないんだから。今は今後に生かさないといかんからという前向きな姿勢で話をしてるわけだから、もうちょっとあなたも、実際の立場もあろうかもしれないが、私の前でうそっぽい話は通じませんよ。もしうそっぽい話をするなら、もっと追及しますよ。いいですか、これだけは、脅しみたいなこと言っているかもしれないが、決してそうじゃない。こちらは調べ上げて、みんなわかっているんだから、それを遠慮しながら言っているんだから、しかも、追及することが目的じゃないと。

これだけ17億3,000万円のお金が、五島産業汽船に公の金が入ったということ。それを生かした、これからの教訓にしたいということ言っていて、まともな審議をしているわけだから、そうやってまともな議論をしないと、なかったことをあつたかのように話をそらしても、私には通用せんから、改めて念を押しておきます。

では、エンジンを調査しなければならなかったところが、できてなかったと。本当に新品だったのか、中古だったのか、これもわからないと、こういうような状況の中で推移していること、これはどう言われても仕方がないと思うん

です。こんな故障が続くわけは決してない。そういうことですから、ここも一つの問題点として、今後の問題点として、きちんと据え置いていきたいと思えます。

それからもう一つは、このリフレッシュの認可を、いわゆるお金をいただくとする時に、ちゃんと基準があるわけですよ。ここの中にあります。

リフレッシュの補助を受けようとする者は、リフレッシュ補助を受けようとする会計年度の1年間の航路ごとの航路損益見込計算書及び、最近1年間の輸送実績及び航路損益計算書をきちんと出すようになっているし、また、補助金要綱第5条を見ますと、「安定的な航路運航が見込まれる事業者が運航している航路」とあるんですよ。いわゆる財務関係がいいかげんな業者に、リフレッシュの事業といえども補助金を出してはならないという一つの基準があるではありませんか。

それと同時に、リフレッシュの援助、補助を受けようとする会計年度の1年間の航路ごとの航路損益見込計算書及び、最近1年間の輸送実績及び航路損益計算書をちゃんと出してもらって、これを見てきちんとやったのかどうか、このところはいかがですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】リフレッシュ補助金の交付申請に当たりましては、さまざまな添付資料がございまして、今委員がおっしゃいましたような財務諸表関係も入っております。

県の審査の中におきましては、まずは損益計算書等を確認いたしまして、その中で特に問題はないと判断をしております。平均しますと、概ね黒字で推移をしているところで、キャッシュも回っている状況も確認をいたしております。

また、特に「ありかわ8号」に多額の補助金を投入いたしました平成23年度、平成28年度、その前年度につきましては純利益は黒字になっており、この点についても問題はないというふうに確認をしております。

【小林委員】問題がない、問題がないと言っているんだけど、それはしっかり調査をしてないし、あなたたちに財務をどこまで見られるかと。

今回、破産管財人とする弁護士の記者会見の内容、この弁護士が出している資料を見てみますと、そんなに財務状況はよくないじゃないですか。平成13年から債務超過に陥っていますよ。平成13年ですよ。

最初にリフレッシュをやったのは平成23年、その後は平成28年ですよ。

今、破産管財人の石橋という弁護士さんが、いろいろと資料を出しています。破産管財人として、そういう資料提出をやっていきます。こういう状態を見た時に、ここの内容は、平成13年度からずっと債務超過の状態であったと。全然経営は好転をしていないということが明らかになっているじゃありませんか。破産管財人が言っているわけだ、弁護士さんが。

だから、あなた方は、どういう内容の、そういう正式なものだったのかどうか。結局、今言われているような、この要綱が求めているものを出されたのかと。特に貸借対照表を見れば、お金が一旦あるように見せられて、何かそういうお金があるからというような形の中でやっている。こんなような状況の中に、一体どこを見てやっているのかと。

実は、破産管財人である五島産業汽船の代理人弁護士の11月14日の長崎市での記者会見の内容は、平成13年には債務超過に至ったと。こ

れまでに解消してないと。一方、いわゆる減価償却はあって、いろいろと現金はそれなりにあったと、しかし、経営状態とは全然別の問題と、こういうようなことをはっきり言っているじゃないですか。

だから、五島産業汽船がリフレッシュのお金をいただくとして、そういう財務を出したことについて、全然問題がなかったと一体誰が言っているんですか。県に、財務をきちんと見られる人がおりますか。弁護士とか、例えば会計士とか、そういう専門家に見てもらっているのか。

そうやって平成13年から債務超過になっていたと、こんなことを明確におっしゃっていただいているにもかかわらず、あなた方は、全然問題がなかったみたいな、何を能天気なことをおっしゃっているんだろうかと。

申しわけないが、県の方が、そういう財務表をしっかりと見られるぐらいの状況は、失礼だが、ないと思います。ここは、これからの検証のあり方とか、そういう調査のあり方については、特に財務が必要だと。財務がしっかりしていかないと、今回みたいにいきなり投げ出されたら、たまったもんじゃありませんよ。そんなところに公の金をどんどんつぎ込むというわけにはいかないじゃないですか。

だから、あなた方の申請書に対するところの取り組み、そういうようなところを、新船建造費等検証委員会の皆様方がオーケーだったからと逃げの場に使っているけれども、本来の本当に審査しなければならなかったことができてなかったと。

そして、ちゃんとした損益計算書とか貸借対照表は本当に出ていたんですか。それをあなた方は見たんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 交付申請の添付書類につきましては、提出をされております。私のほうでも確認をいたしております。

【小林委員】 提出されたものを誰が見て、本当に問題ないと誰が判断をしたんですか。それを資料として、我々にもご提出をいただきたい。これはとても大事なことから、何も隠すことはないんだ、公の金をいただくんだから。

そういうようなことで損益計算書、貸借対照表、本当に出ていたと言うならば、それを資料としていただきたいと思いますが、それに対するお答え、そして、これを誰が分析して、いわゆる財務関係においては問題がないと、こういうふうに判断されたのか、この要綱に抵触しないと誰が判断されたのか、そういうことでお答えをお願いいたします。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時54分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時54分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開します。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 当時の審査の状況につきましては、改めて確認をしたいと思います。

また、添付書類につきましては、企業情報等含まれておりますので、長崎県公開条例等関係する法令も照らし合わせまして、提出できるかどうかにつきましても確認をしたいと思っております。

【小林委員】 これについては、そんな条例がありますけれども、実際的に県の審査を経て、これだけのお金が出ているんです。

だから、我々が情報公開条例に基づいて請求せんといかんというならば、その手続は私自身がとりたいと思いますが、県の方でそういうこ

とができないという手はないと思うんです。いずれにしましても、どんな方法であろうが、あなた方がその資料を出せないということはないし、本当に情報開示を求めるのであるならば、私のほうからお願いをしたいと思いますので、そこは私どもも調べて、またお願いをしたいと思います。

いずれにしましても、財務関係というものがきちんとできてなかったと、もう平成13年度から債務超過にずっと陥って、経営状況は至って悪かったということ、その弁護士が記者会見の中でおっしゃっているわけですから、そういうようなことで、ひとつやってもらいたいと思います。

時間がありませんから次に進みます。私は、最後に聞きたいんです。17億3,000万円のお金が、いわゆる公金から五島産業汽船に渡っております。「びっぐあーす1号」、「びっぐあーす2号」というのがあります。

「びっぐあーす」、これは5億7,000万円ですか、これを新上五島町がお買いになっていると。これはどういう理由でお買い上げになったのか、そのお金はどこから出ているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】五島には、長崎～五島航路、長崎～鯛ノ浦航路の2つの航路がございます。長崎～五島航路につきましては、従来からリプレイス、リフレッシュ事業等を活用する中で運賃の低廉化もされていたところもございまして、鯛ノ浦航路につきましても、新上五島町の意向としましては、五島航路と同じような形で運賃の低廉化ができないだろうかと考えられておりました、その結果、平成21年度、「びっぐあーす1号」につきまして町有化、公設民営方式によって運航されたとこ

ろでございます。

【小林委員】ここに破産手続開始申立書があります。これはあなたのところにはないだろう。管財人が、まさに長崎地方裁判所に破産申告を、手続をされる、破産手続開始申立書があります。これを見たら、全部中身がはっきりしているんです。うそ偽りなく、五島産業汽船のまさに破産手続開始申立書の中に、内容を調べてみましたら、結構あるわけですよ。

新上五島町が、実際的に平成22年2月だよ。あなたは今、平成21年か何か言ったけど、平成22年2月、これは公式なあれだから、弁護人が裁判所に出した…。

【大場委員長】平成21年度で合っています。

【小林委員】ああ、そうか、平成21年度、ごめんなさい。

こういうことで、5億7,300万円で新上五島町に売却したと。その時のお金は、新上五島町で出されていると。新上五島町で出されているけれども、その原資は、新上五島町の一般財源じゃなくして公金ではないのか、国からの。どうですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】国費でございまして、地域活力基盤創造交付金を活用されています。

【小林委員】だから、交付金をとっていると。この5億7,300万円の「びっぐあーす1号」は、新上五島町が国のお金を、いわゆる補助してもらって購入していると。何のために購入したのかというと、料金を低廉化するとか何かみたいなことを言っているけれども、現実に破産手続開始申立書の内容は、低廉化とかというよりも、五島産業汽船を支援していただく目的というような、まさにこういうですね。

あなたが言うようなことは表向きの話であっ

て、实际的に財政支援のためにこういうようなことをやって、しかも、ここの中にはっきり書かれているんだけど、5億7,300万円で売却したにもかかわらず、3億1,000万円の売却益を計上できたと。なんで5億7,300万円が3億1,000万円の売却益と。これは5億7,300万円であればいかに、一体この2億円以上のお金はどこに行ったのと、こういうようなことだけでも、何か心当たりがありますか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 2分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開します。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 「びっぐあーす」につきましては、町が購入をした船舶でございますので、その点につきましては、この場では材料がございませんので確認をさせていただきます。

【小林委員】 今言っているように、破産手続開始申立書という、弁護士が裁判所に出している、これ以上のものはないんです、中身は。だから、あなたたちがいろいろ答弁されても、ここの中に書いてある話は五島産業汽船側の話なんだから、あなたたちがいかに自分たちの立場を擁護しようと思っても、ここに書かれていることについては超えることはできないわけよ。こういうような形の中で、5億7,300万円です。

私はちょっと不思議に思うことは、5億7,300万円で新上五島町が、公の金、新上五島町のお金ではなくして国のお金だよ、それで買って、次に、驚くなかれと驚くことは、なんとその船の指定管理者に五島産業汽船がなっているわけよ。五島産業汽船の船を買い上げて、国のお金を出して、それで別の人やるのかと思ったら、

指定管理者に五島産業汽船がまた再びそこに就任している。何のために。五島産業汽船にやらせるぐらいだったら、今までどおりやってもいいじゃないかと。そういうことで五島産業汽船の船を5億7,300万円で買いながら、しかも国費で買いながら、買ったあげく、それをまた指定管理者を五島産業汽船にお願いしていると、ここところが非常にわかりにくい。

時間がないから、急ぎます。

次に、「びっぐあーす2号」というのがあるんです。「びっぐあーす2号」は、平成25年9月、新上五島町に8億7,000万円で買ってもらっているわけよ。五島産業汽船の船の「びっぐあーす2号」を新上五島町が8億7,000万円で買っているんだけど、これはまさにリプレイス。これはリフレッシュじゃなくしてリプレイス。県の審査を通過して、この金額を国から交付されているわけよ。

こここのところについてお尋ねしますが、8億7,000万円の内訳を教えてください。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、船体の鑑定価格としまして3億5,000万円、それから、検証委員会において妥当であると認めた大規模改修費が5億2,000万円となっています。

【小林委員】 ここの、あなた方の審査は、また議事録はない。どういうふうに誰が決めたのかということについても、当然情報開示を求めて私はやりたいと思っているんだけど。

この8億7,000万円について、船体価格3億5,000万円、大規模改修費は5億2,000万円、これは何かというとエンジン換装のお金なんだよ。このエンジンが5億2,000万円、船体の価格は3億5,000万円だ。

船を買う時に、エンジン代が幾らですよと、船の船体が幾らですよと分けて買うところほど



こもない。なんでこんな、わけのわからんような8億7,000万円のお金が、まさしく県の審査の中で通り、国の公の金が8億7,000万円入れられたのか。

エンジンのお金を、船を買う時に、別にエンジン代として出すようなところは、日本中、世界中を回ってもどこもない。全部船体価格の中に入っているんです。船というのは、エンジンがあって船でしょう。これを別々に買わせるという仕組み、一体、県はどういうような審査をしたのかということ。

これも、どっちにしても時間がないし、これを幾らいろいろ言うても、あなた方からの確な答えが出ないから、ここはもう正直、助け船を出します、時間の関係上。だけど、後で。

「びっぐあーす1号」も、「びっぐあーす2号」も、こういうもろもろの中で17億3,000万円というお金が国から五島産業汽船に実は入っていると。そういうことの中で、残念ながら結果的に財政的な支援をやっている。こういう公のお金で一企業を救おうとしている。表向きは船賃の低廉化とか言いながら、この弁護士が出されている表現は、野口社長は、全部、自分たちの会社の支援をしていただくためのお金と、そして、この船を買ってもらったと、こう言っているわけだから、全然目的が違うということも明らかになっています。

さあ、最終的に、この状況からしてみても、10億円以上の還元がなされなければならないということになりました。

今日は時間がないから議論できなかったけれども、「ありかわ8号」についてもリフレッシュのお金が相当入っている。これが新会社に譲渡されている。幾らで譲渡されているのか、その時の担保はどうなったのか、いろいろ言えば

切りがないくらい実はあるんです。そういうようなことで、時間の関係でこれが言及できないということについても、委員長の采配もあろうから黙っているけれども、本当はどうなのかなと思っっているんですよ。

だから、そういう点からして、我々議会というのは、それはいろいろな決まりもあるだろうけれども、真相究明に熱心にならなければどうするんだ。そういう点から考えてみて、やっぱり我々議会は、真実を明らかにするためにあるという基本的な、根幹的なことを忘れてしまったら、我々の立場はないわけだ。そういう点もよくよく考えて、もっと真面目にやりたいと思うんです。

だから、今言っているように、いろいろまだ問題点がありますけれども、もうこれくらいにしておけということだから、これくらいにしますけれども、私は、こういう問題点を、まだ2月の委員会もあるし、県議会議員としていつまで続いているかわからないけれども、ただ、真相を一つにして、今後こういうようなことがないように。

そして、新会社にはしっかり頑張っていて、本当に離島の島民の足をしっかり確保していただくためのバックアップ。いいことは大いにみんなで力を合わせる、そして、検証しなければならないところはきちんと検証していく。こういうようなことで県政を正しいものにしていかなくちやいかんと思っておりますから、以上で終わりますけれども、非常に問題山積、時間の関係上、打ち切らざるを得ないことはとても残念だということもあえて申し上げて終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかにございませんか。

【吉村(洋)委員】 今の発言を聞いていて、これ

は我々も、この五島産業汽船、検証作業をきちんとやった上で新しい会社に引き継ぐということをやってもらわないと、それがうやむやのままでは、今後、禍根を残すということになるので、わざわざこういう時間をとってやっているわけで、これを、いわゆる一般の議案外質疑の申し合わせというところで扱っていただくと、なかなか究明ができない。

そういう意味では、この案件については、今後、そういう制限を取っ払って、改めて時間を近々に持っていただきたいと思うわけですが、2月まで待っておくと、これもまた時間が延びてしまって、新しい会社になってよかったねで済んでいくわけです。これをずっと究明していたら、今度はこっちが、何かいつまでもぐずぐず言いよるように聞こえたりして。本来は、この中の真相をきちんと究明して引き継いでいかんといかんわけですから、そういうお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

【大場委員長】そういうふうなお考えとして承っておきます。また、副委員長を含め協議をさせていただきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ないようでございましたら、これを持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時11分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時12分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、

12月18日の予算決算委員会における総務分科会長報告及び20日の本会議における総務委員長報告の内容について協議を行います。

方法について、協議会に切り替えて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

-----  
— 午後 4時13分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時14分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

総務分科会長報告及び総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ、報告をさせていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時15分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時15分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これを持ちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----  
— 午後 4時16分 閉会 —  
-----

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成30年12月13日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 溝口 芙美雄 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 130 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 131 号 議 案	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 134 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 135 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 145 号 議 案	長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について（関係分）	原案可決
第 146 号 議 案	第三期長崎県教育振興基本計画について（関係分）	原案可決

計 6 件（原案可決 6 件）

### 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 5 号	国に対し「消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める請願書	不 採 択

計 1 件（不採択 1 件）

委 員 長 大 場 博 文

副 委 員 長 吉 村 庄 二

署 名 委 員 大久保 潔 重

署 名 委 員 宅 島 寿 一

---

書 記 馬 場 雄 志

書 記 濱 本 美穂子

速 記 (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

平成30年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分  
であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」の  
うち関係部分について御説明いたします。

歳出予算は合計で、

警 察 管 理 費 1億 6, 246万 9千円の減  
となっております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分について御説明いたします。

歳出予算は合計で、

警 察 管 理 費 1億 4, 691万 2千円の増  
となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部



警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第131号議案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の  
一部を改正する条例

第135号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち  
関係部分について

であります。

それでは、条例議案について御説明いたします。

第131号議案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の  
一部を改正する条例

本県では、この条例により、「長崎市思案橋・銅座地区」及び「佐世保市京町・  
山県地区」の主要歓楽街2か所を営業延長許容地域に指定し、風俗営業の営業時間を  
午前1時まで（接待飲食等営業にあつては午前2時まで）延長しているところであり  
ますが、最近の風俗営業の実情等に鑑み、

- ・第3条の営業延長許容地域を追加
- ・第12条の特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域を追加

することを主な内容にしております。

本改正により

- ・県内の歓楽街における営業時間の格差の解消
- ・時代に即したナイトタイムエコノミーへの対応
- ・風俗環境の浄化

を図ろうとするものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日としております。

次に、事件議案について御説明いたします。

#### 第135号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、平成29年12月31日、長崎市若葉町の市道上において、浦上警察署の職員が小型警ら車を運転中、一時停止が設けられた三差路交差点を一時停止後に左折する際、カーブミラー越しに左方から進行してくる車両を認めるも、距離が十分に離れているものと判断して左折進行したため、左方から直進してきた普通自動車と衝突、その後同普通自動車がガードレール及びブロック塀に衝突したものであり、警察側の過失60パーセントと認定されたことに基づき、賠償金128万2,321円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

次に、計画議案について御説明します。

#### 第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち 関係部分について

この議案は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標のうち、「テロの未然防止に向けた各種訓練・協議会の実施回数」については、民間事業所等との協力体制の確立により、大幅に目標値を上回ることとなりましたので、実情に応じて変更を行うものであります。

次に、議案外の報告事項について御説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件の合計99万1,428円を支払うため、11月16日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、運転能力向上研修会を開催して運転技能向上を目的とした訓練等を実施しているほか、各所属の代表を警察本部に集めて部外講師による追跡時等の感情コントロールに関する研修会を実施するなどして、再発防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(県警の基本姿勢と平成31年の運営指針について)

長崎県警察では、基本姿勢として、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を掲げ、「安全で安心な長崎県」を目指してまいります。

また、平成31年の運営指針として、

- 高齢社会総合対策の推進
- 県民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 悪質・重要犯罪の徹底検挙
- 暴力団の壊滅と薬物・銃器犯罪の根絶
- 交通事故の抑止と飲酒運転の根絶
- 大規模自然災害等緊急事態への的確な対処
- 官民一体となったテロ対策の推進

を定めました。

平成31年も、警察職員一人一人がこの基本姿勢及び運営指針を常に念頭に置き、

組織の総合力を発揮して治安の確保に努め、県民が安心して暮らせる安全な長崎県づくりに全力を尽くしてまいります。

(犯罪の一般概況について)

平成30年1月から9月末までの県内の刑法犯認知件数は2,696件で、前年同期と比較しますと556件、17.1パーセント減少しております。

これは、全刑法犯の半数以上を占める窃盗犯の認知件数が前年同期より386件、18.2パーセント減少したことが主な要因となっております。

人口10万人当たりの犯罪率は199.1件で低い方から全国第2位、検挙率につきましては65.2パーセントで高い方から全国第3位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、平成29年中の刑法犯認知件数は戦後最少記録を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」、「ひと声かけんば」、「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3<sup>さん</sup>ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

平成30年1月から9月末までの県内のストーカー事案の認知件数は213件で、前年同期と比較しますと35件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が5件、同法に基づ

く書面警告が24件、禁止命令が16件、脅迫等他法令による検挙が19件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は256件で、前年同期と比較しますと26件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、DV防止法違反の検挙が1件、暴行・傷害等の検挙が21件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

#### (特殊詐欺の被害防止対策について)

平成30年1月から9月末までの振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺につきましては、認知件数が40件、被害総額は約8,500万円となっており、前年同期と比較しますと認知件数は41件の減少、被害総額は約7,800万円の減少となっております。

認知件数、被害総額ともに減少しておりますが、依然として厳しい状況であることに変わりはないため、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としましては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等についての的確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力につきましては、平成29年12月末現在、指定暴力団傘下組織など10組織と約250人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組が分裂し、離脱した傘下組織により神戸山口組が結成されて以降、両団体構成員等による抗争事件が継続している中、神戸山口組の内部対立に伴い結成された任侠山口組とも対立状態が続くなど、予断を許さない状況であります。

こうした情勢において、平成30年1月から9月末までにおける県内の暴力団員等の検挙人員は32人で、前年同期と比較しますと、検挙人員は17人の減少となっております。

今後も引き続き、あらゆる情報を収集・分析して取締りを徹底するほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターをはじめとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成30年1月から9月末までに、覚醒剤事犯で15人、大麻事犯で17人を検挙するなど薬物事犯全体では32人を検挙しております。

今後も関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成30年1月から9月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は144人で、前年同期と比較しますと91人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は25人で、前年同期と比較しますと9人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は1,798人で、前年同期

と比較しますと500人の減少となっております。

県警では、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、少年警察ボランティアと協働した、地域の祭礼行事や繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的として、年齢に応じた非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

#### (生活経済事犯の取締り状況について)

平成30年1月から9月末までの生活経済事犯につきましては、検挙件数54件、検挙人員72人であり、前年同期と比較しますと件数・人員ともに増減はありませんでした。

引き続き、県民生活に直結した事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

#### (交通事故の発生状況について)

平成30年1月から9月末までにおける県内の交通事故は、発生件数3,465件、死者数30人、負傷者数4,520人で、前年同期と比較しますと、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少しております。

交通死亡事故の主な特徴点としては、

- 高齢者の死者数は12人で、全死者数の40.0パーセントを占めていること

- 前方不注意などの安全運転義務違反による死者数は22人で、全死者数の73.3パーセントを占めていること
  - 道路横断中の歩行者の死者数が10人で、前年同期と比べて4人増加していること
  - 飲酒運転による死者数が3人で、前年同期と比べて3人増加していること
- 等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、年末に向けて交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」、「飲酒運転根絶対策」等を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動
  - 交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導
  - 自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動
- 等を引き続き推進してまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施し、警察本部関係につきましては、お配りしている資料のとおりであります。

施策評価につきましては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取組状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

警察本部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、「施策9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施しましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであ



ります。

このうち主な成果としましては、「犯罪なく<sup>さん</sup>3ば運動」の積極的な広報により県民の自主防犯意識を高めるなど犯罪抑止対策に取り組んだ結果、刑法犯認知件数は戦後最少を更新し、犯罪率の低さが全国第3位と全国トップレベルの治安水準を維持できたことであります。また、今後の主な対応方針としましては、悪質巧妙化している特殊詐欺事件の被害防止に向け、被疑者からの電話の遮断を図る自動通話録音警告機の設置促進、コールセンター事業による高齢者等への注意喚起、各種媒体を通じた広報啓発活動の推進、金融機関等の関係機関団体との連携強化等の水際対策を徹底することとしております。

事務事業評価につきましては、2件の事業群評価調書により、10件の事業を評価しましたが、そのうち7件の事業について、平成31年度に向けて、「改善」を検討しております。

なお、施策評価、事務事業評価等の結果につきましては、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表しております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策、事業等の見直し等を実施してまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

警 察 本 部

【総務委員会関係議案説明資料 警察本部の9頁16行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、警察本部の予算編成における基本方針及び主要事業について御説明いたします。

サイバー犯罪及びサイバー攻撃については、IoTの普及などにより、被害の更なる深刻化・多様化が懸念されることから、警察における解析機器等の整備や人材育成を推進するなど組織基盤を強化するとともに、行政機関やインフラ事業者等に対する情勢に応じた効果的な指導教養を推進します。

また、悪質巧妙化している特殊詐欺事件の被害防止に向け、被疑者からの電話の遮断を図る自動録音・警告機の設置推奨、特殊詐欺被害防止コールセンター事業による高齢者等への注意喚起、各種媒体を通じた予防に資する広報啓発活動等を推進するとともに、関係機関との連携を強化して水際対策の徹底を図ります。

さらに、高齢者の交通事故防止を推進するため、高齢歩行者への交通安全教育の効果的な推進や高齢運転者から運転適性相談を受けやすい環境作り等を推進します。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からの御意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

(障害者雇用について)

障害者雇用率の不適切な取扱いによる算定誤りについて、再点検を実施した結果、

警察本部における障害者雇用率は、平成29年が1.47パーセント、平成30年が1.51パーセントと、法定雇用率を大きく下回る結果となったところであります。

このような状況の中、障害者雇用の拡大を図るため、障害者関係団体や県内の福祉施設のご意見等をお聞きしながら、現在、雇用に向けた新規採用及び官公需や物販支援を含めた就労継続支援等の対応策を検討しているところであります。

障害者の採用については、身体障害者をはじめ、知的障害者や精神障害者を対象とし、平成31年4月採用に向けた採用試験を実施するために関係機関と調整を行っております。

今後、障害者の雇用及びその継続に着実に取り組み、法定雇用率の早期達成に努めるとともに、障害者雇用を推進してまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

# 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局  
監 査 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）一般管理費 1,566万 8千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与費について、既定予算の過不足の調  
整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）一般管理費 119万 7千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 委員費 1万 7千円の減

（目） 事務局費 1, 118万 7千円の増

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与費について、既定  
予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 委員費 4万 8千円の増

（目） 事務局費 56万 1千円の増

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費  
であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費 12万 円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与費について、既定予算の過不足の調  
整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費 43万 6千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。



労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費 18万 4千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与費について、既定予算の過不足の調  
整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費 19万 9千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

まず、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 議会費	462万 3千円の減
（目） 事務局費	64万 4千円の増

を計上いたしておりますが、これは、議員報酬及び職員の給与費について、既定予算  
の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち  
関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目） 議会費	268万 8千円の増
（目） 事務局費	96万 8千円の増

を計上いたしておりますが、これは、議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要す  
る経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

出 納 局  
監 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。

(平成30年度県職員採用試験について)

「短大卒業程度(学校栄養職員)」及び「高校卒業程度(一般事務・教育事務・警察事務・林業・土木)」の第2次試験を10月17日から26日にかけて実施し、最終合格者の発表を11月12日に行いました。短大卒業程度は36人が受験し、4人が合格、競争倍率は9.0倍、高校卒業程度は229人が受験し、30人が合格、競争倍率は7.6倍となっております。

また、身体障害者を対象とした選考試験の第1次試験を10月14日に、第2次試験を11月2日に実施し、最終合格者の発表を11月12日に行いました。11人が受験し、5人が合格、競争倍率は2.2倍となっております。

さらに、警察官Ⅲ類(男性・女性)の第1次試験を10月14日に、第2次試験を11月8日から11月22日にかけて実施し、最終合格者の発表を12月中旬に行う予定としております。

(職員の給与等に関する報告及び勧告について)

本委員会は、去る10月5日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年度の給与水準の改定については、月例給及び特別給(ボーナス)ともに県職員の水準が民間の水準を下回っていたことから、引き上げることとしました。

月例給については、初任給を1,500円程度引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定とし、その他はそれぞれ400円の引上げを基本に改定するよう勧告しております。

特別給(ボーナス)については、年間支給月数を0.05月分引上げ4.45月分とすることを勧告しております。

そのほか、人材の確保及び育成、働き方改革と勤務環境の整備、定年の引上げなど人事管理上の課題についても併せて報告を行いました。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

前回説明以降、新たに申請された調整事件はなく、この間、取り扱いました事件1件が打切りにより終結しており、現在調整中の事件はありません。

(審査事件について)

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為事件は1件であり、現在審査中の事件は4件であります。

(個別的労使紛争について)

前回説明以降、新たに申し出があった事件は1件であり、現在調整中の事件は1件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

出 納 局  
監 査 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局

【総務委員会関係議案説明資料 出納局・各種委員会事務局の1頁14行目の次に、  
次のとおり挿入】

なお、任命権者における障害者雇用率の不適切な取扱いによる算定誤りを受けて、平成31年4月採用に向けた障害者を対象とした追加の選考試験を実施することとしております。実施に際しては、受験資格をこれまでの身体障害者に加え、新たに知的障害者や精神障害者を対象とするとともに、年齢制限を引き上げるなどの見直しを行い、第1次試験を1月下旬に、第2次試験を2月中旬に行う予定としております。



平成30年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分  
であります。

予算額は、歳出予算で、

企	画	費	2,608万	円の増
生	活	策	46万	5千円の減
商	業	費	241万	9千円の減
観	光	費	1,433万	7千円の増
社	会	教	553万	5千円の減
合		計	3,199万	8千円の増

であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

企画費の内、香港路線の新規就航を支援し、国際定期航空路線を活用した交流人口の  
拡大を図る取組に要する経費として、

国際定期航空路線維持・拡大事業 2,600万円

を計上いたしております。

残りの歳出予算の増減については、文化観光国際部職員の給与費について関係既定予  
算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関  
係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

企	画	費	146万	4千円の増
生	活	策	13万	1千円の増
商	業	費	37万	9千円の増
観	光	費	94万	9千円の増
社	会	教	54万	9千円の増
育	費			
合		計	347万	2千円の増

であります。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしますものは、

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分

第146号議案 「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分  
であります。

それでは、計画議案についてご説明いたします。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえて、変更を行うというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分については、現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるため、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に議案以外の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

長崎県美術館においては、世界的に活躍するアーティスト・杉本博司が、天正少年使節のイタリアでの足跡を追って撮影した写真の新作シリーズを紹介する企画展「クアトロ・ラガッツィ 桃山の夢とまぼろしー杉本博司と天正少年使節が見たヨーロッパ」を来年1月27日まで開催しております。

長崎歴史文化博物館においては、長崎県出身の女性画家・栗原玉葉の作品を中心に、明治期から昭和期にかけての「美人画」約130点を展示する特別企画展「新章 ジャパンビューティ」を12月12日から1月20日まで開催いたします。玉葉の初期の作例から晩年にたどり着いた文学性豊かな作品まで、関係資料等とともにその画業を紐解きます。

日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島」につきましては、壱岐市、対馬市、五島市、新上五島町の構成文化財や名所を巡り、楽しみながら文化財の価値を学び、しまの魅力を知ってもらうことを目的に、周遊スタンプラリーを2月28日まで開催しております。

また、広く県民の皆様には美術作品の発表と鑑賞の機会を提供する長崎県美術展覧会につきましては、長崎市、佐世保市、諫早市の本展に引き続き、11月16日から27日にかけて、平戸市、壱岐市の各会場においても、入賞・入選作品を展示する移動展を開催したほか、小中学生を対象とした「ふれあいワークショップ」を実施いたしました。なお、入賞・入選作品の一部については、県庁舎内の通路やエレベーターホールなど各所に展示しております。

今後とも、県民の皆様からより親しまれる「県展」となるよう努めてまいります。

(観光の振興について)

国境離島地域における滞在型観光の促進については、“しま”を訪れた観光客にもう1泊していただけるよう、市町や旅行会社と連携し、従来の宿泊と交通機関を組み合

わせたパッケージ商品に地元の体験プログラム等を組み込んだ「しま旅旅行商品」の企画・販売に取り組んでおり、2年目となる今年度は目標の25,000人泊に対し、9月末現在で12,691人泊を送客したところであります。

また、これらの旅行商品に加え、10月31日からは、旅行会社を介さない個人旅行者向けに現地の体験プログラムに利用できるクーポンがセットとなったお得な往復乗船券「長崎しま旅わくわく乗船券」の販売を開始いたしました。

なお、航空機利用の個人旅行者に対する「企画航空券」につきましても、現在、制度導入に向け関係者と協議を進めているところであります。そのほか、11月22日からは、「しま旅旅行商品」や「企画乗船券」の利用者を対象に、悪天候による欠航等で生じた予定外の宿泊費用を補償する実証事業を行っているところであり、本年度の事業効果を検証したうえで、次年度以降の取扱いについても検討してまいります。

引き続き、こうした取組を関係市町等と連携して着実に推進することで、滞在型観光の促進を図ってまいります。

また、新規国際定期航空路線の開設に向けては、これまで香港、台湾を主要なターゲットとして誘致活動を展開してきましたが、このたび、日本や東南アジアなどに就航している香港エクスプレス社が、長崎香港線を来年1月から就航する運びとなりました。去る10月22日には、知事と同社のジョナサン・ハット商務部長が路線開設にかかる共同記者会見を行い、同日から日本及び香港において、同時販売を開始しております。

リラクゼーションや体験、食など特定の目的意識をもって来県する香港からの訪日旅行者に対し、LCCならではのお手頃な航空運賃を提供することで、本県への周遊・滞在の増加に着実につなげてまいりますとともに、本年9月に中国本土と高速鉄道が連結され、また、10月には港珠澳大橋も開通したことから、今後、香港国際空港を起点として、香港はもとより、マカオや広東省も含めた広範な地域から本県への観光客拡大を図ってまいります。

本県からの利用客につきましても、香港エクスプレス社が香港国際空港を起点としてベトナムやタイの東南アジア等にも路線網を有することから、観光やビジネスによるさらなるアウトバウンド需要の喚起につなげていきますとともに、本県の農水産物をはじめとした貨物の輸出につきましても検討を進めてまいります。

このように、香港との国際定期航空路線就航を契機としたインバウンド誘客拡大、県産品の輸出拡大等を通じて県内への経済効果が高まるよう努めてまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、県産品の販売、観光情報の発信や各種イベント等を通して、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力発信に努めており、今年4月のリニューアルオープンから10月末までの来館者数は、約32万4千人、売上額は、約1億3千万円となっております。引き続き、多くの方々に足を運んでいただけるよう、SNSや各種イベント等の機会をとらえて広く周知を図るとともに、「日本橋 長崎館」が、首都圏はじめ全国の方々へ長崎の魅力を発信する拠点となり、本県地場産業の活性化や交流人口の拡大に結びつくよう、市町・関係団体・県内企業や運営事業者等とも連携を図りながら、しっかりと取組んでまいります。

県産品のブランド化の推進については、首都圏・関西圏の百貨店やホテル・料飲店などにおいて県産食材などを使った「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動を実施しております。11月には老舗料亭「なだ万」の「都道府県別産直フェア」の第1回目として全国18店舗で「長崎フェア」を開催しました。水産物を中心に本県の食材を使用したメニュー・郷土料理や県産酒を提供し長崎の味を楽しんでいただくとともに、郷土玩具の装飾や観光PRを行い本県の魅力を全国に発信いたしました。

また、10月17日には、長崎市において「長崎食の商談会」を開催し、県外7社のバイヤーと県内企業57者が商談を行い、新たな取引への商談のほか商品改良のア



ドバイス等をいただきました。

今後も、市町・関係団体等と連携を図りながら、県産品の効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

県産品愛用運動の推進については、「県産品愛用運動推進月間」である11月に、テレビCMの放映による愛用運動の普及啓発を行ったほか、10月13日、14日に長崎市で開催された「長崎食の博覧会」において、県産品PRブースを出展し、県産品愛用についての周知を行ったところです。

さらに、県産酒の愛用については、10月13日に長崎市で「長崎県産酒を楽しむタベ」を開催しました。県内酒造メーカーの自慢の県産酒を楽しめるほか、県産酒による一斉乾杯、利き酒大会など各種ステージイベントなどを通じて、来場者の方々に「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」の周知や長崎県産酒の魅力を発信することができました。また、11月1日から12月10日まで「長崎県産酒 飲んでハッピー！ 当たってラッキー！ キャンペーン」の実施により、条例の普及啓発と県産酒の認知度向上・消費拡大に取り組んでいるところです。今後ともこのような取組を通じて県内における県産品の利用促進に努めてまいります。

#### (中国との交流の推進について)

去る10月25日、中国人民対外友好協会及び中国日本友好協会のお招きにより、知事が溝口県議会議長とともに、中国北京市で開催された日中平和友好条約締結40周年記念レセプションに出席いたしました。中国を訪問中の安倍総理や李国強首相をはじめ多くの要人が列席される中、日本国内の数ある地方自治体の中から本県が招待を受けたことは、これまで、中国との友好交流に積極的に取り組んできた実績を高く評価されたものと考えております。

また、去る10月26日、長崎市において、中国駐長崎総領事館などとの共催により「日中平和友好条約締結40周年 長崎と中国の友好交流記念レセプション」を開催

いたしました。

当日は、郭燕(かく えん)中国駐日本国臨時代理大使、本県選出国會議員や県議會議員の皆様をはじめ、日中双方の関係者約450名が出席し、長年にわたり本県と中国との友好交流にご尽力いただいた、故高田勇元長崎県知事、故兪雲登(ゆ うんと)長崎華僑總會前名誉会長に対し感謝状を贈呈するとともに、日中の学生による交流事業の成果発表等が行われ、両国の友好を一層深める機会となりました。

引き続き、これまで先人の皆様より築かれてきた中国との友好と信頼の絆を大切にしながら、さらなる交流拡大に力を注いでまいります。

#### (平和行政の推進)

去る11月14日と15日の2日間、長崎市において、核兵器保有国や非保有国の有識者で構成される「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」が開催され、安全保障や軍縮にかかる中・長期的課題等について活発な議論が行われました。

また、去る11月16日から18日までの3日間、県や長崎市、国内外のNGO(非政府組織)団体等の主催による「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」を5年ぶりに長崎市で開催し、世界中の人々に向けた平和のメッセージとして「長崎アピール」が採択されました。

核軍縮の進め方をめぐり意見の対立が顕在化する中、このような会議が被爆地長崎で開催されることは、大変意義深いことであると考えております。

今後とも、原爆の悲惨さと非人道性を世界の人々に訴え、一日も早い核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に努めてまいります。

#### (政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。文化観光国際部関係分については、お配りしている資料

のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

文化観光国際部におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略1 交流を生み出し活力を取り込む」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、国内外クルーズ客船の誘致や、客船の大型化に対応するための受入体制の充実に取り組んだ結果、平成29年度は県全体のクルーズ客船入港数が365隻と大幅に増加し、県内への観光客の増加に繋がっております。また、今後の主な対応方針としましては、2つの世界遺産の活用による国内外からの誘客拡大対策や、「観光で稼ぐ力」を引き出す観光まちづくりの推進により、宿泊客や観光消費額の増加に向けて取り組んでいくこととしております。

事務事業評価については、16件の事業群評価調書により、58件の事業を評価いたしました。そのうち30件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」「縮小」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

文化観光国際部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「魅力ある観光地を創り国内外から人を呼び込む」や「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「地域ならではの産品のブランド化」につきましては、アンテナショップの開設と魅力発信に係る取組として、「日本橋 長崎館」において、運営事業者や県内市町・企業・関係団体等との連携により、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信した結果、年間来館者数は40万人を超え、多くの方に本県の魅力を発信することができました。

今後の方向性としていたしましては、引き続き、運営事業者等と連携し、より効果的・効率的な情報発信に努め、県産品のブランド化、販路開拓及び長崎県への誘客促進に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

文化観光国際部

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の6ページ21行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、文化観光国際部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

平成31年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の実現、並びに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進に向けて、更なる交流人口の拡大を実現するとともに、「観光を産業として捉える」という考え方のもと、地域の資源を活かした生産性の向上や人材育成など、産業としての成長に欠くことのできない課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、文化・観光・国際・物産の部門が一層連携して、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を活かした交流促進やブランド力の強化によって、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出につなげてまいりたいと考えております。

主な施策といたしましては、観光事業者が市町や他産業との連携により新たな価値を生み出し、地域の活力や労働生産性を向上させる取組に対して支援することで、観光産業の「稼ぐ力」の最大化を図ってまいります。

また、「長崎グルメ」を堪能できるお店情報の提供や、誘客につながる「食の魅力」の情報発信などにより観光客の「グルメ満足度」の向上を図るとともに、県内高校生を対象に観光産業をテーマとした講座を実施するなど、「おもてなし観光人材」の確保・育成にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、県と地域が一体となったインバウンド対策の強化や戦略的情報発信の推進により、インバウンドの拡大を図るなど、「アジア・国際戦略」の取組を一層進めてまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加2）

文化観光国際部



【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の2ページ23行目の次に、次のとおり挿入】

本県観光の動向について、直近となる7月から9月期における県内主要宿泊施設の宿泊動向は、7月、8月の大雨、台風、猛暑等の影響を大きく受けたものの、9月は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果などにより、対前年同期比0.5%の増加となっております。

なお、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の7月から11月中旬までの来訪者数は、従来からの観光地で来訪者数も元々多い大浦天主堂は対前年同期比16%増となっており、それ以外の県内の構成資産では平均で約2.4倍と大幅な伸びを示すなど、引き続き好調に推移しております。

県としましては、このような状況を一過性のものとしなため、「潜伏キリシタン関連遺産」の全体のストーリーを伝えるガイドの活用や、構成資産以外のキリスト教文化遺産群も合わせた周遊対策に力を注ぎ、地域の活性化につなげてまいります。

平成30年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入予算で、

国庫支出金	600万 7千円の増
合計	600万 7千円の増

を計上いたしております。

これは、他部局で歳出予算を計上しております地方創生推進交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

歳出予算で、

総務管理費	198万 2千円の増
企画費	3,167万 6千円の増
市町村振興費	2,019万 6千円の減
選挙費	160万 6千円の減
都市計画費	508万 2千円の減
合計	677万 4千円の増

を計上いたしております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

(債務負担行為について)

平成31年度の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県議会議員選挙臨時啓発費にかかる平成31年度に要する経費として、

618万 3千円

を計上いたしております。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費	441万 5千円の増
企画費	304万 5千円の増
市町村振興費	43万 9千円の増
選挙費	12万 6千円の増
都市計画費	20万 1千円の増
合計	822万 6千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第145号議案 「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」のうち関係部分

第146号議案 「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分であります。

第145号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

これは県政の指針として平成28年に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の一部について、平成29年度の進捗状況等を踏まえ、計画期間の中間年となる今年度に適切な数値目標に見直しを行おうとするものであります。

全289項目の数値目標のうち、16項目の見直しをすることとしており、審議については関係各常任委員会に分割付託されております。

企画振興部においては、「県内での統合型リゾート（IR）の開業」について、指標の変更を行うこととしております。

これは、平成32年度までのIR開業という目標が、現時点で想定される日本型IRの導入スケジュールに沿わなくなっていることから、新たに2020年度までの「特定複合観光施設（IR）区域の認定」という目標へ変更を行うというものであります。

第146号議案「第三期長崎県教育振興基本計画について」のうち関係部分については、現在の第二期長崎県教育振興基本計画が今年度末に終期を迎えることから、新たに平成31年度から5年間の教育の振興に関する基本的な方向や具体的施策等を計画として定めるもので、企画振興部関係は「生涯スポーツの推進」について、今後の取組の方向をお示ししており、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事

件と定める条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計69万2,783円を支払うため、去る11月16日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(特定複合観光施設区域整備の推進について)

本県が目指す九州・長崎IRの実現には、九州・山口各県及び経済界が一体となった誘致体制づくりが重要であることから、去る10月25日に大分県で開催された、九州・山口各県の知事、経済団体のトップが一同に会する九州地域戦略会議において、更なる連携強化への協力を求めたところ、出席者から本県IRへの支援を促す発言があり九州一体となって取り組んでいく旨の賛意が示されました。

今後ともあらゆる機会を通じて理解と協力を求め、九州各県や経済界との連携がより強固なものになるよう努めてまいります。

また、IRについて理解を深めていただくことを目的とした県民セミナーを、11月19日から長崎市を皮切りに新上五島町及び諫早市において開催いたしました。それぞれ多くの県民の皆様にお集まりいただいた中、長崎県・佐世保市IR推進協議会の有識者会議座長として長崎IR基本構想をとりまとめていただきました公益財団法人ながさき地域政策研究所 菊森理事長を講師にお招きし、「長崎IRが目指す姿について」講演をいただきました。

引き続き県内各地において同セミナーを開催し、県民の皆様に対しIRに関する正

確な情報をわかりやすくお伝えする取組を進めてまいります。

(国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、昨年4月に有人国境離島法が施行され、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や滞在型観光の促進などに取り組んでまいりました。

このうち、人口減少対策として特に重要な雇用機会拡充事業については、去る10月1日付けで国から2回目の交付決定がなされたところであり、この結果、今年度においては、累計で153件、310人の雇用創出が見込まれております。

これまで市町と一体となり、制度の周知や事業者への働きかけ等を積極的に行ってきた成果であり、市町や関係機関と連携しながら、事業の着実な推進と必要な雇用の確保等に努めてまいりたいと考えております。

航路・航空路の運賃低廉化については、4月から9月までの今年度上半期の国境離島割引利用者数は、航路は約52万1千人、航空路は約8万8千人となっております。

前年度との比較においては、航路が約2万4千人、4.7%の増、航空路が約9千人、11.1%の増となっております。

今後も、雇用機会の拡充をはじめ、各種施策を継続的に展開していくことが重要であり、引き続き市町や関係機関等との連携を図りながら、国境離島地域の振興と人口減少の抑制に取り組んでまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 整備促進について)

九州新幹線西九州ルートについては、去る10月30日、武雄温泉～長崎間で最長の新長崎トンネルが貫通するなど、2022年度の開業に向けて工事の進捗が図られております。

一方、新鳥栖～武雄温泉間については、与党PT西九州ルート検討委員会で整備の



あり方が検討されており、本県としては、時間短縮効果など整備効果の高いフル規格による整備方針の早期決定を求めているところであります。

こうした中、去る11月6日と7日の両日には、県議会九州新幹線西九州ルート整備特別委員会を中心に、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの岸田座長をはじめ政府・与党関係者に対し、西九州ルートのフル規格による整備や武雄温泉～長崎間の事業費の増額に係る十分な財政措置等について、要望活動が行われたところであります。

県としては、同区間の事業費の増額については、その要因や内容の詳細な説明を受けているところであり、引き続き確認を進めてまいります。

西九州ルートの整備については、県民の皆様のご理解をいただきながら、引き続き、本県選出国會議員や県議会の皆様、関係自治体等と連携を図り、全線フル規格による整備の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

#### (離島航路の運休問題について)

上五島地域を中心に運航する株式会社五島産業汽船においては、経営上の都合により、10月2日から、生活航路である鯛ノ浦～長崎航路、有川～佐世保航路をはじめ、同社が運航する全ての航路を運休しておりましたが、鯛ノ浦～長崎航路について、新たに設立された五島産業汽船株式会社により、10月19日から船舶1隻による運航が開始されました。

また、11月16日から、新上五島町の町有船「びっぐあーす」の指定管理を受け、2隻体制で1日3往復の運航となり、利便性及び輸送力が向上されたところであります。

有川～佐世保航路においても、航路運休の影響により、離島から本土へ日帰りでお出向の際の本土地域での滞在時間が短くなるなどの影響が生じておりましたが、11月1日から、九州商船株式会社において、早朝・夕方の便を設定するダイヤ

改正が行われ、利便性の改善が図られております。

このほか、有川～佐世保航路を含む離島航路を対象として、10月末から観光客向けに販売しております、離島での体験プログラムが利用できるクーポンが付いた「企画乗船券」について、11月16日から、鯛ノ浦～長崎航路を対象に追加し、同航路の利用促進に努めているところであります。

離島航路については、住民の生活や物資の輸送、交流人口の拡大等に重要な交通手段であり、県としては、引き続き、地元自治体の考え方も踏まえ、国等の関係機関と連携しながら、利用者の利便性等が確保されるよう、適切に対処してまいります。

#### (政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。

施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取組状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものであります。

まず、今回の施策評価全体の進捗状況については、各施策に設定された成果指標により評価しております。

総合計画に掲げた43の施策のうち、現時点の目標を達成したものが全体の約5割の21件となっております。また、「やや遅れている」とした施策のうち、現時点の目標を90%以上達成しているもの8件を含めると、全体の約7割となり、これらの分野においては一定進捗が図られているものと考えております。

一方で、実績が基準値を下回る、あるいは目標の70%未満となっているものも約2割あることから、今後は、施策評価や事業群評価等の結果を踏まえ、事業の見直し

や新たな視点も取り入れながら、取組を強化していく必要があると考えております。

今後は、計画どおりに進んでいる施策については、さらに取組を加速させるとともに、遅れている施策については、施策評価や事業群評価等の結果を踏まえ、事業の見直しや新たな視点も取り入れながら、取組を強化していく必要があると考えております。

次に、企画振興部においては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略2 交流を支える地域を創出する」、「戦略10 にぎわいと交流を支える社会基盤を整備する」、6つの政策横断プロジェクトのうち、「『しまは日本の宝』戦略」、「新幹線プロジェクト」等に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。

このうち、戦略2の「文化・スポーツによる地域活性化」については、県内におけるスポーツ合宿・大会の誘致活動を一元的に行うスポーツコミッションを平成28年に設置し、市町や競技団体等と連携を図りながら誘致活動に取り組んでいることもあり、本県でのスポーツ合宿・大会の実施件数及び参加者数が順調に増加しております。

今後の主な取組方針としては、国内外から注目されるスポーツキャンプ等の拠点設置に向けて、合宿誘致件数の増加と併せて、キャンプ地としてのブランド力向上に大きく影響を及ぼすナショナルチームやプロチームに対し、本県とゆかりのあるスポーツ界関係者などの協力を得ながら、効果的・効率的な誘致活動を実施するとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化してまいります。

事務事業評価については、15件の事業群評価調書により、29件の事業を評価いたしました。そのうち11件の事業について、平成31年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、施策及び事業等の見直しなどを実施して

まいります。

(地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、外部有識者の方々のご意見もお聞きしながら、平成29年度における事業等の評価・検証を行っております。

総合戦略に掲げる全94項目のKPIのうち、現時点で実績が把握可能な79項目で見ると、約7割を占める56項目が平成29年度の目標値を達成しておりますが、18の基本的方向別に見ると、「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」や「元気な高齢者の活躍を促進する」など、全てのKPIを達成している分野がある一方、『人財県長崎』の実現により、『ひと』と『しごと』の好循環を生み出すの項目においては、県内大学生、高校生の新規学卒者の県内就職率等を達成できていないなど、進捗が不十分な分野も見られる状況にあります。

また、「まち」「ひと」「しごと」における基本目標においても、県内への移住者数は目標を上回る782人と順調に推移し、企業誘致等による雇用創出についても累計で目標を達成する一方、転出超過数は前年度よりも大幅に増加しており、人口減少に未だ歯止めをかけるにいたっておりません。

次年度に向けては、「雇用の場と産業人材確保の強化」や「結婚・出産・子育て支援の強化」など、統轄監のもと立ち上げた5つのプロジェクト等により、部局横断的な人口減少対策への取組をさらに強化してまいります。

次に、企画振興部においては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「離島地域の活性化に向けて『しまは日本の宝』戦略を推進する」や「総合的な移住対策を推進する」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたし

ました。

このうち、「しまは日本の宝」戦略の推進については、しまの人口減少（社会減）は、平成28年度は目標値を下回る厳しい進捗状況が続いておりましたが、有人国境離島法の施行にあわせ、しまの不利条件解消などに市町と一体となって取り組んだ結果、毎年約千人の社会減が続いてきた中、平成29年は約650人まで改善し、目標達成までには至っておりませんが、有人国境離島法による施策や移住対策など一定の効果が現れてきております。

今後の方向性としては、関係市町と連携して交付金等を最大限に活用し、雇用機会の拡充や航路・航空路運賃の低廉化、農水産品等の輸送コストの負担軽減、滞在型観光を促進することで、しまの不利条件の解消を図り、人口の社会減の更なる抑制に向けて様々な施策に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の5頁10行目の次に、次のとおり挿入】

(県庁舎の跡地活用について)

県民の貴重な財産である県庁舎の跡地活用については、当地の歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、賑わいを創出する広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールの3つの方向性に沿った主要機能を、限られた敷地内にどのような形で配置することが可能か等について、長崎市との間で調整を行ない、敷地内に3つの機能を配置できるとの県市の共通認識を持つに至りました。

これらを踏まえ、県庁舎跡地の活用については、この土地の歴史をうかがい知ることのできる石垣を保存・顕在化することを基本として、出島や周辺地域との連携や景観の調和にも配慮しつつ、イベント開催が可能な一定の面積を確保した広場を跡地活用の中心に据え、歴史・観光情報等の発信などを行う交流・おもてなしの空間、質が高く、利用者が使いやすい文化芸術ホールの3つの主要機能を、石垣上に効果的に配置し、その連携によって賑わい創出の相乗効果を発揮させるという、県庁舎跡地整備の基本的な考え方を整理いたしました。

県としては、この基本的な考え方について、県議会においてご議論いただき、また、関係者の皆様からのご意見も踏まえながら、整備の方針を決定してまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加2）

企 画 振 興 部



【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の2頁3行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、企画振興部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

平成31年度は、これまで実施してきた「長崎県総合計画チャレンジ2020」並びに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる諸施策の成果を十分に検証しながら、取組の深化を図るとともに、足らざる部分について新たな施策を講じていくことで、より着実な計画の推進に努めてまいります。

また、県政の最重要課題の一つである人口減少対策については、これまで以上に、県と市町で危機意識の共有を図るとともに、分野横断的な連携体制を強化し、地域の特性を踏まえた効果的な施策を推進してまいります。

それでは、平成31年度に取り組む主な施策等をご説明いたします。

まず、人口減少対策の取組促進と地域課題の解決を図るため、地場産業の振興に資する雇用の拡充や、UIターン者等による創業・事業承継等を市町と連携して支援してまいります。

さらには、移住促進に向け、「ながさき移住サポートセンター」を核として、移住検討段階から地域への定住まで、きめ細かなサポートを実施するとともに、地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向け、部局横断的なサポート体制を構築し、市町の集落維持・活性化の取組を支援してまいります。

離島地域の活性化については、有人国境離島法に基づく国の支援策等を活用し、しまの地域資源を活かした産業振興と雇用の確保、市町との連携による交流人口の拡大、

運賃や輸送コスト等の地理的な不利条件の解消など、しまの人口減少対策を強化してまいります。

交通対策等の推進については、新幹線開業に向けた県民の気運醸成や周遊のための交通対策の取組に加え、離島航空路線の安定的な確保のための支援等を行います。

スポーツを活かした地域活性化の推進については、長崎県スポーツコミッションを中心に、スポーツ大会や合宿の誘致活動を積極的に展開するとともに、ラグビーワールドカップ2019公認チームキャンプについて、関係市町と連携し万全の受入に努めてまいります。

このほか、IR区域整備計画認定の申請に向けた取組を進めるとともに、県庁舎跡地活用の推進等にも取り組んでまいります。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の4頁9行目の次に、次のとおり挿入】

また、去る11月28日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが開催され、事業費の増加が見込まれている九州新幹線西九州ルートと北陸新幹線に関して、長崎、佐賀、石川、福井の4県及びJR九州、JR西日本から意見聴取が行われたところであります。

この中で、本県としては、2022年度までの開業の遵守と、そのために必要な財源の確保と併せ、地方負担の軽減、新鳥栖～武雄温泉間の整備方針の議論を早期に進め、方針を決定していただくことについて訴えたところであります。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加3）

企 画 振 興 部

**【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の5頁1行目の次に、次のとおり挿入】**

また、12月3日に開催された長崎県離島航路対策協議会「佐世保～上五島航路」分科会では、九州商船株式会社が新上五島町の指定管理を受けた町有船「びっぐあーす2号」の運航を行うことなど、同航路の利便性の向上を図るダイヤの改善に向け、関係者間での協議が整ったところであります。今後、九州商船株式会社においては、「びっぐあーす2号」の就航に向けて、海上運送法に基づき、運航計画等の変更認可申請など、船舶の運航等に係る準備が進められ、「びっぐあーす2号」の年内の就航を目指されることとなっております。

平成30年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分  
第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分  
であります。

はじめに、第121号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」の  
うち、危機管理監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、

防 災 費 63万 1千円の減

を計上いたしております。

これは、危機管理監職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する  
経費であります。

次に、第127号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、  
危機管理監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、

防 災 費 121万 2千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

(原子力安全連絡会の開催について)

九州電力玄海原子力発電所から30km圏内にエリアを有する松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市の各4市において、玄海原子力発電所における安全対策等の情報の共有化と意見交換を行うため、長崎県原子力安全連絡会を、松浦市(11月12日)、平戸市(11月13日)、佐世保市(11月16日)、壱岐市(11月22日)で開催いたしました。

当日は、各分野の代表者を対象に、県から平成30年度原子力防災訓練の実施計画について説明を行ったほか、関係市からは各市の防災対策、九州電力からは玄海原子力発電所の現状や安全対策等について説明を行っております。

参加した皆様からは、原子力災害時に利用する避難道路の整備、港湾等の岸壁整備を求める意見のほか、玄海原子力発電所の更なる安全対策を求める意見等をいただきました。

安全連絡会でいただいたご意見については、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

(石油コンビナート等総合防災訓練の開催について)

去る10月16日、松浦市福島町塩浜免の九州液化瓦斯福島基地及び周辺海上において、地元自治体の松浦市をはじめ松浦市消防本部、長崎県警察本部、唐津海上保安部及び海上自衛隊第22航空群など関係14機関の約300名が参加し、タンク火災に対する情報伝達や消火、救助・救出など緊急時を想定した実践的な訓練を行いました。

この訓練により、防災対策の実効性の確認、防災関係機関の連携強化や防災意識の高揚が図られたものと考えております。

今後とも万全の措置が取れるよう、防災体制の確立に努めてまいります。



(長崎県国民保護訓練について)

去る11月2日、対馬市において、平成30年度長崎県国民保護訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、国による緊急処理事態認定のもと、国際テログループによる爆破テロ事案を想定し、県、市及び関係の15機関約150名が参加して、午前中は負傷者の救護・搬送や海路と空路による避難訓練に加え、県庁と対馬市役所及び対馬振興局をテレビ会議で繋いだ対策本部訓練を行いました。午後からは、避難の妨害を想定し、テログループの排除訓練を実施し、遂行能力の向上を図ったところであります。

今後とも関係機関との連携を密にし、県民の安全・安心を守るため、国民保護計画に基づく体制の充実・強化に努めてまいります。

(長崎県市町消防広域化推進協議会について)

県におきましては、市町の消防において、人口減少社会の到来や災害や事故の大規模化などに的確に対応していくことができるよう、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の見直しに伴い、平成22年に策定した「長崎県市町消防広域化推進計画」の再策定について検討するため、改めて、平成18年に設置した長崎県市町消防広域化推進協議会を開催することとしました。

協議会においては、人口減少がさらに進むと予測される10年後などにおいて、現在の消防本部の体制で、住民の安全・安心を確保することができるかどうかの見通し、そして、現在の計画で定めている将来の県内一消防本部案などの広域化の効果や問題点などについて、改めて検討していくこととしております。

そして、協議会の委員については、各消防の管理者、市長会、町村会、消防団の代表、災害や地方行政の研究者の皆様などに加え、これまで以上に幅広くご意見を伺うため、学識経験者として、消防と連携して業務に従事される救急医療や災害医療、災害ボランティアに関係する団体の皆様にも参加をお願いしたところであります。

現在、県におきましては、協議会の進め方などについて、消防本部と協議するとと

もに、新たな人口予測などに基づく資料の作成を検討しているところであり、準備が整い次第、協議会において検討を進めてまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

危機管理監におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としましては、総合防災訓練等各種訓練の実施に取り組んだ結果、防災関係機関相互の緊密な連携を確保しつつ防災体制の充実・強化が図られております。また、今後の主な対応方針としましては、引き続き自主防災組織の結成推進や防災推進員などの人材育成、消防団員の確保などに取り組み、地域防災力の向上を促進することにより防災対策の推進を図ってまいります。

事務事業評価については、3件の事業群評価調書により、11件の事業を評価いたしましたが、そのうち6件の事業について、平成31年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直し

などを実施してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

危機管理監

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の1頁17行目の次に、次のとおり挿入】

(原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望について)

去る11月20日、内閣府に対し知事及び松浦市、平戸市、壱岐市、佐世保市の市長等による「原子力災害時の避難対策等の充実に関する要望」を実施いたしました。

「原子力災害対策について」は、政府施策要望における重点項目として国に要望しておりますが、今回、陸路や海路避難におけるインフラ整備のための「新たな交付金等の創設」や、要支援者を抱える医療機関などの放射線防護施設改修や建設にかかる「補助金の更なる充実と財源の確保」などについて要望を行ったものです。

要望に対し内閣府の山本政策統括官からは、「総理からも各省庁への指示があっている。国・県・市の皆さんと議論を行い、どういったことが出来るのか検討させていただきたい。」などのご回答をいただきました。

今後とも原子力災害時に住民の円滑な避難を実施するため、国、関係市と連携しながら、原子力防災対策に努めてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の4頁2行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策について)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものです。このうち、危機管理監の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

危機管理監においては、総合計画に掲げる「安心快適な暮らし広がる長崎県」の実現のため、どのような災害が発生しようとも、県民の命を守るための必要な取組を重点的に実施いたします。

近年の大規模自然災害や様々な危機事象の頻発と、西日本豪雨での未曾有の被害、

さらには北海道で発生した胆振東部地震により、県民の安全・安心に対する関心が今まで以上に高まる中、県民の生命、身体、財産を守るため、災害に備える防災資機材の整備や、国、市町、関係機関との迅速かつ的確な災害発生時の初動対応や防災関係機関相互の緊密な連携を確保するなど防災体制を充実・強化します。

また、災害時において大きな力となる地域における自助・共助の取組を推進し、災害発生時の被害を最小限にするため、消防団員の確保、自主防災組織の組織化や育成を促進するための施策を実施します。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

平成30年11月定例県議会

## 予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分

第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第121号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第3号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計で、  
15億 3,468万 8千円の増  
となっております。

この内訳は、

地 方 交 付 税	6,334万 2千円の増
諸 収 入	1億 2,224万 6千円の増
県 債	13億 4,910万 円の増

であります。

歳出予算は合計で、  
3億 859万 4千円の増  
となっております。

この内訳は、

総 務 管 理 費	6,876万 8千円の増
企 画 費	1,268万 9千円の減
徴 税 費	2億 4,876万 8千円の増
市 町 村 振 興 費	374万 7千円の増



であります。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

(職員給与費について)

総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

5, 536万 1千円の増

を計上いたしております。

(県税過誤納還付金について)

今年度確定した法人3税の過納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要する経費として、

2億 5, 323万 3千円の増

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

長崎振興局税務部庁舎の解体工事設計に係る平成31年度に要する経費として、

640万 4千円

地方機関等施設の電力調達の入札導入に係る平成31年度に要する経費として、

1億 9, 100万 円

を増額いたしております。

次に、第127号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第4号)のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計で、  
7億 3,788万 1千円の増  
となっております。

この内訳は、

地方交付税  
7億 3,788万 1千円の増  
であります。

歳出予算は合計で、  
1,739万 円の増  
となっております。

この内訳は、

総務管理費  
1,009万 8千円の増  
企画費  
86万 9千円の増  
徴税費  
632万 8千円の増  
市町村振興費  
9万 5千円の増  
であります。

これは、総務部所管の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第130号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第134号議案 当せん金付証票の発売について  
であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第130号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

この条例は、10月5日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

今回の改正の主なものは、平成30年度の給与改定において、若年層に重点を置いた給料月額引き上げ、勤勉手当の0.05月分の引き上げなどとなっております。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第134号議案 当せん金付証票の発売について

この議案は、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成31年度の宝くじの発売総額を、110億円以内に定めようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

本年4月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償額の決定1件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、壱岐市郷ノ浦町所在の県職員公舎敷地内遊具において、幼児が滑り台を滑った際、腐食の影響により発生した滑走部側面の突起物に足を引っ掛け、幼児に怪我を負わせた事案となっております。

この事案の相手方へ支払った賠償金は19,990円であります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(県政世論調査について)

本年8月、県内に居住する満18歳以上の男女3,000人を対象とした県政世論調査を実施し、去る11月13日にその結果を公表しました。

全体的な傾向としては、県民の皆さまの日常生活に対する満足度では、満足度が不満度を大きく上回っており、分野別の満足度では、「住んでいる家」や「自分および家族の健康」は満足度が高く、「老後・将来の生活設計」、「収入」は不満度が高いという結果となっております。

また、県の政策への総合的な満足度においては、全体としては満足度・不満度ともに平成27年の前回調査とほぼ変わりはなく、項目別では、「観光の振興」や「保健医療介護の充実」の満足度が高く、「人口減少対策」や「公共交通機関の充実」の不満度が高いという結果となっております。

さらには、今後、県が力を入れる分野として、「人口減少対策」、「福祉の充実」、「雇用対策」などが高い結果となっております。

この調査結果については、今後の県の施策や事業の推進に幅広く反映させてまいり

ます。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価を実施しました。総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

まず、施策評価については、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が策定から3年目を迎えることから、毎年度実施している事務事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

総務部においては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施しましたが、その評価の概要については、資料としてお配りしているとおりであります。

このうち主な成果としては、長崎県自治体クラウドサービスの利用拡大に取り組んだ結果、目標とする17団体を達成しております。また、今後の主な対応方針としては、積極的な広報活動や自治体の要望等による提供システムの機能拡張に努め、県内外において利用拡大などに取り組んでいくこととしております。

次に、事務事業評価等については、本年度県全体として、

1. 平成30年度事務事業の評価 822件
2. 指定管理者制度導入施設の評価 50件
3. 平成31年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価 44

件

を実施し、公表しました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

その概要について、平成30年度事務事業の評価においては、160件の事業群評価調書により、822件の評価を実施しましたが、そのうち393件(47.8%)

の事業が、平成31年度に向けて「拡充」「改善」「統合」「縮小」のいずれかの見直しを検討しております。

このうち総務部関係分については、2件の評価を実施しましたが、その評価の概要等については、お配りしている資料のとおりであります。

また、長崎県政策評価条例に基づき実施しております事務事業の外部評価については、外部の有識者6名からなる「長崎県政策評価委員会」において、本年度、3回の審議が行われ、去る11月13日、知事への意見書が提出されたところであります。

意見の内容としては、審議対象となった24事業に対する個別意見の外、全体的意見として、「引き続き適切な指標設定に努め、事業群評価を通じて、個々の事業の役割や課題の検証ができるよう、評価の適切性を高めていただきたい。」等の意見が示されております。なお、提出された意見及びこれに対する県の考え方についても、同じく資料としてお配りしております。

これらの評価結果等については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表します。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

#### (地方創生の推進について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

総務部においては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「付加価値の高いサービス産業を育てる」や「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施しました。

このうち、長崎県自治体クラウドサービスについては、利用拡大に取り組んだ結果、目標とする17団体を達成しております。

今後の方向性としては、積極的な広報活動や自治体の要望等による提供システムの機能拡張に努め、県内外において利用拡大に取り組んでいくこととしております。

(長崎ゆかりの交流会の開催について)

首都圏において、長崎県にゆかりの深い方々に本県情報を発信するとともに、県政の振興に関する情報収集と意見交換を行う「長崎ゆかりの交流会」を、去る11月7日に東京で開催しました。

当日は、経済界や官界など、様々な分野の第一線で活躍されている方々をお迎えし、地元長崎からも、地元選出国會議員、県議會議員、市町長、経済界、報道関係などから多数のご参加をいただいて盛会のうちに終了することができました。

会場では、県産品や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、「九州新幹線西九州ルート 実現させよう！フル規格！」などの展示コーナーを設け、本県の魅力と現状をご覧いただきながら、選りすぐりの農水産物や県産酒をご賞味いただきました。

また、懇談会に先立ち、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と題した講演会及び各部局の施策についてプレゼンテーションを実施しました。ご参加いただいた皆様方には今後とも本県の応援団としてお力添えいただけるものと期待しております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



平成30年11月定例県議会

## 総務委員会関係議案説明資料（追加1）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の5頁19行目の次に、次のとおり挿入】

(平成31年度の重点施策)

平成31年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定しました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、平成31年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明します。

「長崎県行財政改革推進プラン」を着実に推進し、「事業・業務プロセスの見直し」「より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成」「県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営の具体化」に向けて取り組みます。

財政面においては、県税収入を確保するため、市町との連携を継続し、未収額の解消に努めるとともに、財政構造改革のための総点検の取組を加速化し、基金の取崩しに頼らない財政運営への転換を図っていきます。

また、「元気な長崎県」を実現するため、「長崎県広報戦略」に基づき、各種広報媒体の特性を活かし、ターゲットに即した情報発信を行います。

さらに、情報通信技術の更なる利活用による県民生活の向上等を目指して、電子行政の充実・強化や産業の活性化等を推進します。

なお、平成31年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

(障害者雇用について)

障害者雇用率の不適切な取扱いによる算定誤りについて、再点検を実施した結果、

知事部局における障害者雇用率は、平成29年が1.84%、平成30年が1.85%と、法定雇用率を大きく下回る結果となったところであります。

このような状況の中、障害者雇用の拡大を図るため、障害者関係団体との意見交換等を行いながら、先般、対応策を取りまとめるとともに、併せて、障害者雇用率の不適切な算定に関して、関係職員に対し処分を行ったところであります。

今後の対応策としては、障害者の採用について、受験資格をこれまでの身体障害者に加え、新たに知的障害者や精神障害者を対象とするとともに、年齢制限を引き上げるなどの見直しを行い、平成31年4月採用に向けた追加の採用試験を実施することとしており、年内に募集を開始することとしております。

また、県庁での働く経験を通じてスキルアップを図り、民間企業などへのステップアップの場として、庁内業務を集約した「ワークサポートオフィス（仮称）」を来年度設置し、非常勤職員として知的障害者を採用することとしております。

さらに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくため、障害のある職員等の専用の相談窓口や、職場環境の改善策等の検討を行う「環境整備推進会議（仮称）」を庁内に設置するとともに、障害に対する職員の理解を促進するための研修等を実施してまいりたいと考えております。

今後、法令遵守やガイドライン等に沿った確認を徹底するとともに、法定雇用率の早期達成に努め、障害者雇用の一層の推進を図ってまいります。